

添ふ其詞に曰く

千早振、神に誓を、大丈夫か、

思ひ射る矢の、透らさらめや、

其太刀の函書は藤田小四郎(信)に囑し之を記せしむ  
既にして有司中幕府の事を處する針路に忤ふを不利  
とし勅誼廻達の停止を論議する者あるに至る愛諸凛  
然動かす金子と共に回達を主張するに由り激派の巨  
擘と呼ぶる激派は停止論者を目して鎖派と呼ぶ是よ  
りして鎖派兩派分れたるなり八月二十七日幕府獄を  
斷する八名安島茅根鶴飼父子は死刑小林鮎澤は遠島  
池内大學は追放老女村岡は謹慎に處せられ橋本其他  
處斷未済に屬するもの尙數十名あり是の日幕府別に  
使を磯川邸に遣はし命を傳へ烈公をして水戸城に遷  
り永く塾居せしむ時に説あり烈公に自刃を命し或は  
他の侯伯第に幽屏すと佐野及吉成恒次郎(二徳)等少  
壯の士之を聞き憤慨して曰く君辱しめらるれば臣死  
すとは是の時を云ふか如かす幕使を抗拒し以て主君  
の害を除かんにはと紛擾すること甚し愛諸已に烈公

に面し公の意不法の命は受けざるに在ることを知る  
に由り大場金子と協議して壯士を鎮撫し幕使をし  
て穩に入邸せしめたり然り而して雄圖遂行の議漸く  
其歩を進むるに由り愛諸等特に關及高崎をして京都  
に入り青蓮院宮近衛卿に密策の概要を告げ其内奏を  
乞はしむ蓋し陰かに上聞に達したりと云ふ是固より  
刺客の如き舉をなさず詔旨を奉せざるものを光明正  
大に誅戮するの意を明かにするなり會ま鮎澤海路に  
由り護送せらるると聞き暗に雄圖を擧ぐる近きにある  
事を告げ之を慰めんと欲し内藤文七郎(一名幸介)に  
指示し品川灣に一舸を浮べ鮎澤の船來るに當り一瞥  
の間に天又霽るの奇言を放ち暗に斯の雄圖舉行を覺  
らしむるの策を樹てしが幕吏島地の監視充分ならず  
となし内地監禁を議り航送せざるを以て之を果さず  
十月執政以下幕府の内旨に依り讒を蒙り愛諸も亦罪  
を獲て水戸に歸る其發軔に際し堀及有村雄介(兼武)  
等來りて雄圖の決行を促す愛諸答ふるに倘し輕舉  
に事を起し之を誤らば其悔臍を噛むも及ばず萬全の

策を究め決行するに如かず故に期を定め更に報する  
の意を以てす是の時山崎獵藏(恭禮)川崎孫四郎(健  
幹)二士を大阪に遣り二士をして地勢人情を察知し  
併せて義兵に係る宿營糧食其他要件の設計に従事せ  
しむ二士西上の後山崎は丹波屋榮助と稱し鞆町に商  
事を營み川崎は篠崎源太郎と稱し商賈となり又は食  
客となり互に斡旋す妙法院宮家臣佐久良東雄(又靜  
と呼ぶ常陸真鍋の人)北久寶寺に住しあり島男也(常  
陸笠間の人)劍術に長じ大阪生玉明神の前に道場を  
設け子弟を教授し在り共に事を謀る是の月七日二十  
八日の間に於て幕府又獄を斷し飯泉頼橋本吉田等死  
刑となり遠島に追放に押込に所拂謹慎手錠等に處せ  
られ又在官者の減祿左遷差控となりたるもの計百有  
餘名に至る十一月愛諸又益有司に忌まれ職祿褫奪自  
宅塾居の命を蒙る幾ばくもなく幕府若年寄安藤對馬  
守(正睦)大老の意を受け磯川邸に來り順公に面し傳  
奏衆の書面を示して曰く是朝旨なり勅誼及別勅を幕  
府に返納あるべしと順公之を有司に諮る有司概ね府

命抗拒すべからずと云ひ之に従はんとす士民聞いて  
頗る激昂し幕吏の威嚇を畏れて詔勅を幕府に納るゝ  
の理由あらずと大に有司の説を駁す忽ち返納不可返  
納の論兩立して軋轢する甚しく水戸城南二里許り長  
岡驛に士民二百餘人集合し勢力を張り不可返納論を  
唱へ以て返納論を壓倒す又不可返納論數十言を縷述  
して烈公順公に建議する者あり其不可返納の論旨は  
皆愛諸等の首唱する所なり而して大老を噓し義旗を  
擧ぐるの事たるや佐野及黒澤忠三郎(勝算)等も亦奮  
つて要撃の衝に當らんことを期し關木村等と共に力  
を竭す廣岡子之次郎(政則)森五六郎(直長)岡部三十  
郎(忠吉)杉山彌一郎(當人)森山繁之介(政徳)増子金  
八(誠)等の如き要撃員に加盟せんと相踵き蹶起する  
もの凡そ三十名なり又西上すべき義兵の如きは曾て  
數千の士民を以て之に備ふること久し其機會に接し  
ては下野等直ちに檄を衆人に傳へ大舉大阪に至るこ  
とせり是に於て愛諸金子協議し木村を江戸に遣り  
堀有村高崎田中直之進等に豫告するに明春に入り雄

圖遂行の事を以てし之が豫備を求む堀等曰く今同志の士多く西下し在るを以て其東上を待ち事を起さんと愛諸又告ぐるに勅諭返納の幕命甚だ迫る故に此の期緩ふすべからず大老要撃は水戸の壯士之に當るべく九州の志士は其機を失せず大舉東上し宜く義旗を大坂に擧ぐべし水戸地方多數の人士之に應せん云々を以てす堀等之を誥し堀高崎の二十二月十七日を以て江戸を發し鹿兒島に赴き兵士東上の準備に幹旋す是の月愛諸内藤及畑彌平(以義)の二人を京都に遣り關東の情況を摺紳に告げ京都の事情を窺ひ知らしめ而して畑は東歸し内藤は大坂に留り山崎川崎と共に幹旋する事とせり愛諸鮎澤が毛利安房守の采邑豊後佐伯に獲送せられたるを聞き左の國歌を詠す

安政六年十二月末の四日ばかりに、いろと國維の武藏の國を打立て、豊後佐伯といふ處へ流さるゝとき、  
漕出る、船の行衛も、しら浪の、  
いづくの浦に、春や迎へん、

愛諸雄圖に關する密策を研磨し金子に面晤を要することあるも塾居の制互に門外に出づべからず日夕股肱の士を以て意志を通し謀議を交へ愈協定する所あり祝日に井伊大老の登營するを途に要して之を殲し其機を逸せず東西の兵士義旗を大坂に翻すものとし愛諸は直ちに大坂に赴き義兵に關する百般の事を總括し金子は前きに南上し井伊戮殺を遂げ後に西上することし萬延元年庚申正月下浣木村佐野黒澤等をして其要旨を有村田中等に報せしむ故に田中急馳して又西下し關東の事情を通し兵士の東上を促す有村次左衛門(兼清)之に托し有村武次(後海江田信義)に致せる書牘左の如し雄圖に係る非常の英斷を要求する甚だ激切なり

任幸便一筆啓上仕候此節は田直御下りの場合に相成り誠に大幸此事に御座候先づ安心仕候(中略)一田直歸着直様誰様にも御同道周防侯へ非常の御英斷被爲在候様御議論被成下候處偏に奉祈候事

一天朝の御危急は勿論御國の一大事を漫然に若し此節の一左右は御承知被成候故寛怠の御議論被成候御方有之候は、御刺し可被下候  
一田印御着當日は御有志の中兩三は到着旁船場杯の便として御出し被成候事

右三ヶ條は思ひ切つて御働き被下度偏に奉希上候愈浦浪の一物は兄弟の手に入れ度ものと明暮れ希望仕るものに候(後畧)

庚申正月二十九日 有村次左衛門源兼清花押  
有村武次様

其文中田直とあるは田中直之進の事浦浪とあるは井伊の隠語なり愛諸嘗て同盟互相の通信應答都て秘密を主とし京都は花幕府は月水戸は雪薩摩は星月夜老公即ち烈公は清章君當公即ち順公は十四君高橋は清狂金子は西存井伊は浦浪と書するの類是なり而して愛諸要撃員が閣老に提出すべき自首狀並に懷中書作成の事を圖り關下野等をして之を作らしむ二月十八日有司俄かに命を發し愛諸を逮捕せんとす愛諸之を

偵知し以謂らく大事前に在り捕囚となるべからず況んや既に脱藩の決意あるものに於ておやと乃ち去つて朝倉五郎衛門(政通)の家(表五軒町)に匿る其去るに臨み家譜一冊の表紙に左の詩一首歌二首を揮灑して家に遺す

死期有日此生涯、自踏危機報國家、六十餘州無一眼、獨伸憂憤對梅花、  
鳥さへも、今朝の別れは、知られつ、

引留顔に、鶯の鳴く、  
出ていなは、誰かは告げん、我宿の、  
にはふ櫻の、朝のけしきは、

十九日の夜愛諸父及母のえ子の切望により枉げて密かに其膝下に至り双親以下家族を慰藉し離杯を舉げ以て別を告げ出で、尙朝倉の家に在ること一日父母及妻より送別の歌を寄せ父母は特に菓子を添ふ愛諸徐ろに一書を筆し有司に贈る其文に曰く

狂愚豪偏の私儀本家小松了意元和年中御奉公仕候以來本末共累代の御厚恩を奉戴且御政務筋へ相

携り候勤筋役々被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>御側近被<sub>レ</sub>召使<sub>二</sub>御至親間の御儀迄も深く奉<sub>レ</sub>承知<sub>二</sub>己に弘化甲辰御國難以來乍<sub>レ</sub>及御洗冤一條に付ては千辛萬苦愚忠をも盡し候處報恩萬分一にも相當不<sub>レ</sub>仕向又一昨戊午七月老公再御愼當上公并一橋様にも御同斷扱々殘念徹<sub>二</sub>骨髓<sub>一</sub>痛憤仕候折己未八月二十七日公邊より上使を以被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候趣相聞御家の御大變御危難旦夕に迫り御家中一統殉難の覺悟に罷在候處上公尊慮を以て駒込御殿へ三輪友衛門一同御使被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>御兩方様御列座の處にて上使御請等萬一御辭命の内勤云々有<sub>レ</sub>之候は、御家老にて申張御請不<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>上公御隱居被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候節は御繼嗣の御方云々又は御後見等は一切請申間敷との尊慮を奉<sub>レ</sub>伺小石川御殿へ立歸り候へば恐多くも上使を差留御殿中は勿論御門内外迄騒動に有<sub>レ</sub>之依て友衛門一人命を請ひ小臣儀は尊慮を以て金子孫二郎三浦贊男一同壯年有志鎮靜に差向彼是仕候内上使御入來辭令は御家老杉浦兼次郎殿受取御前へ奉<sub>レ</sub>差上<sub>二</sub>候趣に

付諸生の族は金子孫二郎差押段々奉<sub>レ</sub>伺候へば老公御後暗きと申文儀御座候由御達は勿論拜見も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候へ共右の儀奉<sub>レ</sub>承知<sub>二</sub>候以來尙々寢食不<sub>レ</sub>安同志申合洗冤の手續種々手を替へ振を替へ周旋仕候得共なか<sub>レ</sub>大業の儀一朝一夕に幕更の騰挽回候儀容易に出來不<sub>レ</sub>申候乍<sub>レ</sub>去我君の後暗きと被<sub>レ</sub>申候事をオメ<sub>レ</sub>生を偷み屈居送光仕候は臣子の分一日も難<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>一念及<sub>レ</sub>此候へば其街恨飲泣果如何に候哉私儀前後危難の間に處し候事殆んど二十年臣が愚忠天地照覽も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之他日人臣の分を盡し國耻を奉<sub>レ</sub>雪候所存に御座候間重き慎をも侵し遁世仕候甲辰御國難の節奸臣共謀計を以て御父子様御間御離間申上候一條御國冤洗雪の爲骨折自他有志の真情天下國家の事情書綴り遠近橋と名付け申候書冊二十四卷私篋に秘し置間柄共へ差預け置申候最早かゝる天下國家の御危難御一覽に備申度且一昨年勅諭被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>蒙候處御返納可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊御事扱も々々名義と申も相立申さ<sub>レ</sub>る御儀

東照宮様御先祖様以來御代々様御忠孝是にて水の泡と被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候儀故誠に大切の御時節とて委細は不可返納の論著し候者も有<sub>レ</sub>之今更に不<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>幕吏の意の儘に致置候はば神州滅亡に可<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>絶<sub>一</sub>言語<sub>一</sub>泣血仕候何も時節到來と武士の根情覺悟仕り罷出候此段御重役様にて宜敷御披露可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>恐々頓首

愛諸父老いたる父母の慰安保養家族の活計に係る處措方法を懇篤丁寧に筆記し父母及妻に贈る其父母に呈したる文左の如し文中或夜云々は十九日の離宴を婉曲に記したるなり

或夜は寛々得<sub>二</sub>御目通<sub>一</sub>いろ<sub>一</sub>御馳走皆々も機嫌よく見立くれ流石武家の婦女と洵に洵に御嬉しく奉<sub>レ</sub>存候屋敷引揚の儀も有<sub>レ</sub>之候は、兼て申上置候通天王町へ御引移りさしかけにても可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候候小松世系の碑は相立候得共庄左衛門へ嫁を取不<sub>レ</sub>申子孫も絶可<sub>レ</sub>申是而已今生の殘念に御座候此上の御幕方も被<sub>レ</sub>按候得共家財賣り賣りも御續に仕度

尤漆苗も段々錢に相成申候富忠等へ時々御懇合可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候娘兩人へは大小譲り申候間可<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>は正論の郷士神職へ縁付申度奉<sub>レ</sub>存候今夕は皆々様より御歌被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>涙に咽び拜吟仕候長く御かたみに可<sub>レ</sub>仕候私儀も父子罷出世上彼是の評判可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之其時々御苦勞被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>間敷存上候九州大藩へも誓て日本の耻辱を洗雪仕候儀尙京師へも奉<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候事御座候不<sub>レ</sub>遠の内可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>御耳<sub>一</sub>其迄は武運を御祈可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>候いろ<sub>一</sub>申上度御座候へ共出發刻限に相成惜き筆留申候御老年の御身折角御厭可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊是のみ心に懸り參らせ候何もあら<sub>レ</sub>申上候謹言

二月二十日

愛

御兩親様

妻銀子に遺訓せる文左の如し

(前略)

御承知の通俄に飛出し乍<sub>レ</sub>及天下國家の爲身命を抛盡候間何事もかゝる時節と諦め御兩親様並鮎

の厄介子供は面倒見て育立御老親様は朝夕の召上り物より何ても御好の通り幾様も例の通り小鍋立遊し御樂に御心を慰め可申候御母様御瘡の御持病も此程は如何と昨夜もとうとう御心中を考へ眠不申忽ち明の烏に相成申候屋敷引揚に相成候はゞ一間は障子等張替疊もきれいのへりつきを敷込懸物は櫻に瀧の書軸宜く御座候槍甲冑並愚詠の詩歌のみにて宜敷候襖の裏張には辰年御國難の節他所文通も可有之よき様に符替可申候其外大嵐の朝の様に取荒し申間敷候武家の末派に生れ夷狄の爲に神州御滅亡の時に至り一命を捨て御奉公申上候儀武士の本意と存可申候只々心に残り候は長屋等惣人数十人計に相成申候此上の凌方如何可致哉其のみ御兩親様御苦勞可被遊と寝ても夜々獨涙に咽び申候兼て存候通漆苗五千本計植置申候菊忠富藏(大澤村なり)大子庄屋源五衛門近津の神主黒崎様杯も世話致吳候由故一年兩度つゞも間柄の人頼み見廻り可申候其外は武器其外は道

具も賣り々々今日を送り可申候只々残念なる事は庄左衛門に嫁取不申家系も絶可申候娘二人へは大小を譲り申候間萬一武家へ縁付候はゞ婿へ引出に可遣候勝壽の石碑も庄左衛門認置申候間早く太田へ申遣し立可申候屋敷も當年中には揚り可申其節は天王町へ引移りさしかけか又は小さき長屋にても建可申候鮎の家内は林の方同論仲間故都合よろしく存候是も相談次第可然候我等も武運次第と申條最期も不遠と覺悟を極め申候死出の後も御老親様御儀はよく々々御宥め可申候尤出立に付御歌被下候には寔に御覺悟のよき事却て嬉し涙に咽ひ申候子孫の成の果見度事山々なれ共又神州の御大難と申御家の御危急に臨み候間他日我等の心事如何様發し可申哉天下の論を聞て本意と思ふ可し言度事いはて忍の森の下露御察し有る可し(中略)伊兵衛もあの通り誠實に内外世話致し呉れ我兄弟の爲には狂氣に赴候位寔に感心なり我が着物の内一つかたみに可遣候友吉も

玉もよく晝夜難場の奉公致候間我等手あかの付候もの何なり御遣しの事我が血統絶可申相成残念なり夫彼甲州へ先祖の碑相立申候只養子の儀は血統の内より可致候國が大の内と御兩親様御心次第にて取極可申候婚は正論なれば郷士神職にてもよろしく御座候辰年以來の書き物御裏の藏に有之候間跡の事御頼申候庄左衛門の親友に爲任可申候間虫干等可致候御親書如山有之候間是は子孫へ相傳へ可申候申置度事如海山有之候へ共出立に差懸りおしき筆留申候何事も日本大難時節到來と覺悟專一と存候草々遺憾萬重なり二十日の夜愛諸氏名を變じ磯部三郎兵衛と稱し嗣子庄左衛門(諸徳)及黒澤覺藏(貞幹)小室壽作(正徳)大貫多介(則光)を拉いて藩を去り路を野州茂木に取り二十二日宇都官驛の旅亭に宿す庄司吉五郎陰かに愛諸の一行を護衛し此の驛に來り翌日を以て別を送る因て愛諸一翰を書して兩親に贈り國詩即ち父母及妻より寄せられたを歌の返歌を添ふ

爾後餘寒強く御座候處皆々様御安泰被爲擗奉恐候出立の節も御歌迄被下置尙更潔き御見立私心には何寄の御餞別と難有存上候言殘候事如海山有之候得共却て涙の種と罷成候間相止め申候何事もかゝる浮世夷狄の爲我神州を奪はる事故天下國家の爲身を捨報國の積に御座候他日拙名世に顯れ候はゞ武士の本意と思召可被成下候今日までは誰にも逢候事も無之通行仕候庄左衛門事も旅立候ては胸の支も直り潔く一同旅行仕候年若には忠孝の道よく心得感激の至りに御座候金孫は如何其外同志もそろく南發と奉存候私共御國境手配り六ヶ敷候間保内邊に潜居候様同志へは御嘶可被下候御老體御養生御大切に日夜奉祈候燈下涙に咽ひ惜き筆留申上候謹言  
申二月二十三日 愛 諸  
たらちねの御許より、我が父子の餞別になん、御歌に氷砂糖様のもの種々添へて、密かに贈り賜りける有難さ、口にも筆にも述べたく、只々

涙の露を矢立の墨にしたみ、人目を忍ひて讀侍りて奉りける、

愛 諸

我が宿に、今宵はかりと、思ふ身の、

つゝむ涙は、おとなしの瀧、

いさきよく武士の道しるへせよと、妻のもとより餞になん讀おこせし、返しによみて遣しける、

愛 諸

花に泣き、鳥に驚く、身となりて、

死して甲斐ある、うきよとはしれ、

いか計、淋しかるらん、今日よりは、

涙に曇る、閨のともし火、

是に於て愛諸衣服を更め形貌を變じて骨董商の扮装をなし西上す朽木足利佐野五料園を經中山道に出て二十九日奈良井峠に登り一首の歌を詠す

水音も、遠くならぬの、里踰えて、

登る峠路の、高きをぞ知る、

三月朔妻籠馬籠の間なる妻子橋を渡り又一首を詠す思ひきや、生別れして、行くものを、

又ふみもみん、妻子橋とは、

二日十三峠を踰越し木曾川を渡り美濃加茂郡太田宿尾張屋に一泊す翌三日朝雪大に降る愛諸大雪を觀諸徳及黒澤等に謂て曰く天誅は今朝必ず出來たりと蓋し愛諸祝日の雪に由り大老斬除の事成りたるを察したるなり是の日志士果して井伊を櫻田門外に殺戮せり愛諸行旅を急に赤坂醒か井を過ぎ路を米原に轉じ舟を雇ふて琵琶湖を渡り大津より陸行して五日の薄暮伏見町に至り淀川を下り六日辰牌大阪に入り加見屋嘉兵衛の家に宿し直ちに諸徳及黒澤を佐久良の宅に遣り山崎川崎内藤等に着阪の事を報じ諸士を會して義兵に關する事物宿營等の件を協議し山崎内藤を京都に遣はし有志の摺紳及諸大夫在京都の鹿兒島人に消息を通じ告ぐるに不日事を起すの意を以てす既に已に櫻田の變事畿甸に報じ來り京都伏見大阪等の幕吏警戒を嚴にし部索も亦甚しく志士皆踪跡を匿さるを得ず愛諸移つて島の方に潜居し又泉州助松村田中楠之助の家に至り居ること一週日或は北去南

來酒樓其他に酔醜の體をなし物色を避け機を見て爲すことあらんとす堀高崎の二名正月五日を以て鹿兒島に着し田中も亦至り關東の事情を告ぐ爲に大久保市藏(利通)大山等幹旋し鹿兒島侯(島津修理大夫茂久)に出兵を乞ふこと再三鹿兒島侯三月十三日を以て參觀を名とし東上し尋で大久保等糧食準備の手配をなし一番手二番手の兵士を東上せしめんとす然るに島津周防の抑制する所となり之を果さず鹿兒島侯も亦二十日を以て途上瀬高驛より西歸し金子は伏見町に於て幕吏の爲に捕はれ東西の志士集合するに至らずして事を擧ぐべからず而して幕吏は水戸人鹿兒島人の踪跡を探偵する日に日に嚴密なり愛諸廿二日の夜生玉明神附近の酒店河内樓に諸徳及山崎川崎黒澤等諸士を會し明日を以て住吉驛に移り後圖をなすべき事を告げ愛諸諸徳川崎と共に島の宅に寓す二十三日黎明大阪東町奉行一色山城守西町奉行久須美佐渡守配下の捕手數十名を來たし島の宅を圍む愛諸等三人出でて其圍を突く氣焰萬丈眼光炯々人を射る捕

手逡巡して退く愛諸行いて秋の坊北隣の茶店春日屋に憩ふ捕手又來る愛諸吏に就くを屑とせずし首を抜き腹を刺す店主驚いて他に移らん事を乞ふ愛諸之を肯き左手に腹を押へ右手に匕首を掲げて出づ捕手甚だ恐怖し逃去ること二丁有餘愛諸又徐行し四天王寺域内に至り宮侍なる小川欣司兵衛(俊直)を訪ひ泰然告げて曰く余は櫻田事件の首謀者にて當地に義兵を起し皇威を輝さんとしたるに事成らず今を以て死するなり請ふ暫く席を貸し與へよと小川之を諾す愛諸又謂て曰く吾が帶來る短刀は祖先小松大和守甲州に在りて武田信玄より付與せられたるものなり倘し便あれば郷里に送られたし便なければ斯の寺に納めよ又所持の金は遺體の處措費及汚したる座席の修理費に充て其殘餘は子之を使用すべしと云ひ了り

鳥か啼、東猛夫か、眞心は、

鹿島の里の、あなたとを知れ、

と辭世の歌を朗吟し從容自から腹を屠つて死す年四十有七幕吏遺骸を醜とし權りに四天王寺域内に厝く

文久元年辛酉七月朔日の夜半關颯然として來り父倅民及遺族に面して事情を告げ潜伏すること一句關は櫻田要撃後義兵作振の爲上阪せるも計畫齟齬す故に後圖に志し中國に九州に行き又東下したるなり韓民年七十五尙矍鑠たり關と日夕晚餐を共にす關低聲閑話大に老人を慰藉する所あり左の詩歌を賦す

辛酉秋夜、訪幽竹先生舊廬、自奉別忽已一期餘、慨然而賦、

斬賊歸來君不見、神風曷日拂胡氛、誰知幽竹山窓底、泣執殘觥對老君、

秋の初つかた、高橋うしの舊廬に尋來て、こし方の物語りに夜も痛くふけ、心もすみてもの、哀いと深かりければ、寢もやられず、くさくさの歌よみ出てぬる、

荒にけり、あるしもすまぬ、草の庵、  
夜な夜な虫の、わふるはかりに、  
忍ひつゝ、君にあふ夜は、蚊遣火の、  
くゆる思ひを、一筋にして、

なかなか、あはて深山に、ありしなは、  
もの、思ひも、すくならまし、  
長ろふる、世にしあらぬを、なからへて、

君の情けに、逢ふそ嬉しき、

三年癸亥四月幕府朝旨を奉じ愛諸の葬儀を執行し後を録することを許允す六月親族増子三郎大夫(武和)大阪に至り遺骸を收め路を中山道に取り東下す會ま弟結澤救されて歸藩しあり出でて之を其途信野の間に迎へ此の月二十八日水戸常磐原塋域に葬る其歸葬に當り中川親王(前の青蓮院宮)親ら「關門殉難」の四字を統本に書して之を賜ふ人以て異例の榮とす葬儀に會する者甚だ多く皆愛諸が「品藻殊に高く敢爲に勇み人を奨勵するの妙ありて一面の士も亦感動して方向を知り國家に身を致したるもの其數枚擧に違あらず」と稱揚せり藤田は嘗て愛諸を評し「天資忠愛至誠動人果敢而有器識」と云へり以て其性行を知るに足る愛諸烈順二公に事へ知遇信任を蒙る頗る厚く國家の大計を諮詢せらるゝこと少なからず愛諸その

報効を以て自ら期し就中順公を啓沃したる力最も多きに居る冢子庄左衛門父と共に自裁し次男勝壽(諸敬)既に天し二女存するのみ因て七月廿六日金子の四子芳四郎(諸隨)嗣となり家を継ぎ祿を賜はり長女順子之に配す愛諸が甲府信玄寺に立てたる世系表碑の工を竣ふる數月にして櫻田の擧あり在甲府の幕吏愛諸が其巨魁なるを知り暴徒の碑と罵り碑を倒し繩を以て之を縛しあるもの數年幕政革るに及びに吏其縛を解き舊に復せりと云ふ愛諸詩歌を咏するも多

く稿を留めず著す所庚戌日記兩毛紀行更級日記若干卷遠近橋二十四卷あり元治元年甲子三月鮎澤四天王寺境内に石を建て關門殉難の四字を題額とし三輪友衛門(信善)が國文にて叙述せる愛諸の履歷を鐫む明治五年三月諸隨碑を建て墓を表す時に大橋燾次(正義)文を撰ぶ其銘に曰く

天降利器、豈曰偶然、屢遇盤錯、百鍊益堅、酬酢萬變、秉心詳悉、如將用兵、如醫治疾、毅然其義、

雋然其誠、愛君憂國、洵維干城、常磐之原、有石維歸、石也或毀、人口是史、

二十二年五月二日朝旨に由り愛諸靖國神社に合祀せられ二十四年十二月十七日朝廷更に愛諸の舊勳を録し正四位を贈らる四天王寺境内の碑文左の如し  
天地の開けし、古より今の現に至る迄、四季の往かひつゆ違ふ事なきは、自然なる、天地誠の道とや言へき、されは千早振人のうへにも、其誠の道をし差はさりせは、自ら辱らふ限なく、將世にも怪しむ節あらで、久方の日の明かに、千萬の末の世にも、いてり徹りて何事か成さらむ、我友高橋愛諸主はしも、才も智も世に超て、古今の書讀業にも、長、倭漢の歌をさへに、善せられき、されとさるかたにて、知らるゝにはあらで、一筋に人の誠の道をふみ往かれしか、世には普く稱てしたる人成けり、さるは今は、古天保の末より、我國内に、あなうれた種々の事とも出來しより、大方

ならず身を盡されたれば、君にも甚く慈しみ思し  
けり、あはれ世のさか散る、まめ人の罪かうふ  
りぬること、幾度にして、安政の末には、我君さ  
へ水戸の大城に籠られ給ひぬるより、我身も押籠  
られてはありつれと、斯ては世の中の形勢いかに  
成行らむと、甚く歎き、深く憤りて、臣たらん身  
の、打くつ折れてあるへき時かはと、思ひ起して、  
大江戸に忍び出つ、同意の益ら猛夫等あひ謀り  
神より他にしらす雪の、ふりにし例も稀なる、一  
重櫻の一筋に、散を惜まて、貫き徹したりし、誠  
忠業は、千里外にも播布され、誰しの人か感けさ  
るへき、其場の事共おちなく調へて、自は猶皇國  
の御爲に思ふ由の有て、御京にと参昇りしか、浪  
花にありて物するほと、荒陵寺のわたりにて、取  
圍れ、今はとて、そこなる小川俊直かりにて、あ  
たら自利劍にとくふしなから、鳥か啼、吾孀健夫  
か、真心は、鹿島の里の、あなたとをしれ、と歌  
ひ舉られしも、國を思ふ誠の餘れるなるへし、其

子諸徳、年いまたはたちにもたらはねと、同心に  
勞き従事たりしか、等しく及に伏しぬ、子も父を  
思ふの誠にして、忠孝の至れるなり、斯て屍はひ  
とやに入しか、猶血に染て散ほひ残れるかあるを、  
俊直懇に取集へて、塚となしぬ、誠知れる人々は、  
語繼言繼て索來れと、雲かゝる高嶺のけさやかに  
はえものせさりけり、倍しも主の弟結澤國維主も  
禍津ひの荒ひに、早く罪かうふりて、豊國の佐伯  
に籠られつるか、公よりゆるされて、國に歸り、  
追次て、愛諸主の罪も朝日影清く晴渡りて、遺體  
を國に歸されぬ、國維主迎へ取て、葬りの業とも、  
萬世につましけなく、執行れき、あなめてた、  
主の誠忠の雲の上にも聞えし、けにやあやに畏く  
底清き、中川宮の御筆にて、閨門殉難てふ、四文  
字を賜はりたるは、類なき譽にして、主か靈も、  
天かけりつ、うれしと見るらむ、さても愛諸ぬ  
しとおなし道芝踏行て、浪華の露と消にし人あり  
そは山崎恭禮、川崎健幹なり、是等のことは、萬

延元年三月廿日餘三日の事なりけり、かゝる故よ  
し記しねと國維主か言るまに、則言舉しつる  
になむ、

編者曰く本書には櫻田一撃の日愛諸が現場に臨  
みたる如く記しあるも其當日愛諸は濃州太田宿  
尾張樓にて朝餐を喫したること明かなれば大江  
戸に忍び出つつの一節は撰文者の誤聞に出たる  
ものなり

贈従四位高橋諸徳傳

高橋諸徳字は士翼廉之介と稱し後庄左衛門と改む幼  
にして茅根泰(伊豫之介)に句讀を受く嘉永三年庚戌  
九月年齒甫めて九祖父皞民に従ひ出でて郊外に遊び  
近郷金澤坂の小亭に憩ふ醉漢あり皞民の老徳を侮り  
罵詈して無禮を加ふ諸徳其傍に在り奮然として怒り  
其無禮を詰責し今や刀を抜き之を刺さんと右手既に  
其柄を握る醉漢大に怖れ俯伏し罪を謝して去る茅根  
其幼にして斯の如き氣概あるを稱揚し異日の成立を  
期し詩を贈つて之を奨勵す其句に曰く

風神秀徹九齡童、欲以一刀殉乃翁、數尺小松  
培養厚、願觀異日凌蒼穹

諸徳の本氏は小松なり故に轉句之に及ぶと云ふ稍長  
じ砲術を福地廣延(政次郎)に乗馬術を堀口貞剛(幸  
左衛門)に學び常に名節を砥礪するを以て自ら誓ふ  
安政四年丁己三月特に撰ばれて床机隊戦士となる時  
に年十六なり人にて異數とす五年戊午の夏大老井伊  
直弼(掃部頭)幕政を顛らにし朝旨に背いて我が國威  
を失墜せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み  
府命を發して烈公及諸侯伯を罪し天下の正義を鉗制  
するのみならず朝廷修攘の勅を下すも百方詭策を設  
け之を防遏す諸徳憤慨に堪へず同志と共に南上して  
總州小金驛に至り勅旨奉行主冤洗雪に力を致す上司  
の鎮撫する所となり同志の士民多く北下するに當り  
諸徳命を蒙り烈公を駒籠別墅に護衛す大老益勢煽を  
逞うし閣老間部詮勝(下總守)を京都に遣り東西力を  
合せ勅旨を遵奉するものは諸大夫士庶人を問はず之  
を捕獲し累を王公に及ぼし其甚しきは密計以て承久

の故事を醸さんとするに至る諸德悲憤に堪へず大老の勢焔を挫折し勅旨を發揚せんと粉骨壘身も意となさず謀る所あり朝倉政通(五郎衛門金子久維(勇二郎)等と共に死力を國家に盡さん事を誓ひ周旋最も勉む六年巳未の春述懷詩史を作り詩一句毎に處世の要旨を叙列し父に提供す其忠勇義烈の氣節志操紙表に顯はれ凛として犯すべからざる所あり其詩史左の如し述懷詩史

不肖諸德處臣子之變、欲粉骨壘身盡回天之力、以効忠孝之大節、而其志不得伸、痛憤感慨不能自止、賦七言絕句一篇、記微衷於紙上、以呈大人、每一句一述諸德之胸懷、以泄憂憤之氣云、

天下方今累卵日、宸廷誓把櫻花筆、君冤未洗海東濤、攘虜何時護王室、

天下方今累卵日

方今天下之勢、內則政綱之衰頹日甚、外則蠻夷之窺竄歲熾、去歲六月與洋夷結條約也、不馳一个

勢殆將成矣、雖然天下之士無有奮激勤王者、高德者、實神州之安危未可知也、嗚呼當今日之至難、不挽回神州之衰運、則國家之厚恩何日而報乎、竊惟方今天下之人皆知有宴安風流之樂、而不知累卵之憂在眼前也、或有愛之者、畏幕府之暴政、不能誅天下之逆賊、表尊王攘夷之心、至今日之衰頹、是何意乎、故爲人之臣者、不可不盤元弘建武之亂、盡君臣之義、伸天子之聖意於天下也、余也以東藩之微臣、在僻壤千里之外、然削白櫻樹、輔弼王室者、質諸鬼神而不謬、高德之靈今日而有知、未必不欣然於九泉之下也、

君冤未洗海東濤

今也不幸而處君父之難、日夜盡力國事、欲一雪君冤、以明人臣之義、爲日久矣、我前納言公、神武英明夙用力於王室、欲拂夷狄于絕海萬里之外、以輝神州固有之威武、去歲六月、累夷至子神奈川、要請貿易、欲逞無厭之欲、而廟堂之政

之使於朝廷、而私爲城下之盟、偷一時之安、以汚神州之威、豈非臣子之所痛恨大息哉、曩者閣老間部總州之語京師、煽邪議也、聖主確然不屈、攘夷之志、而奸臣滔天之惡進而不止、逮捕天下有志之士、其勢將逼於聖主也、當斯時、三百諸侯無復起勤王之兵、以誅天下之逆賊者、觀望時勢、以顧一身之利害、遂使幕府之政益極其暴矣、由是觀之、不斬除姦賊、則天下之安危未可知也、不掃攘洋虜、則神州之正氣未得伸也、余雖不肖、觀天下之形勢、哽咽泣下、不知所可言、

宸廷誓把櫻花筆

昔北條高時之專權也、後醍醐天皇流離困厄、塵絕島、當此時、兒島高德者夙抱勤王之心、誓死於天地神祇、欲與復王室、除逆賊、其行宮白櫻樹之事、千載之下尙足以激忠臣義士之氣矣、今夫間部總州之所爲、實與往昔鎌倉諸臣之所爲無異也、當其抵京師、欺罔朝廷、廢立天子之

無一出于遠大之策、偷安姑息以欺神州之生靈、時我公與尾公及越侯、登大城、議攘夷之事、而幕府姦臣尤忌憚之、遂矯大將軍之命、七月五日、使尾公越侯致仕幽居、我公則屏居於駒邸、豈非臣子之所痛憤哉、八月朝廷下勅於幕府、特詔今納言公、欲公布之於諸侯、共輔弼幕府、申明修攘之義矣、而佞邪小人諂諛百端、迎合幕旨、以妨公之盛意、且支封三侯參預政事、專行黜陟、九月之初、有志之士被貶斥者十餘人、而駒磯兩邸非常之變亦將不可測矣、由是闔藩之士慷慨憤馳到磯川邸、論奉勅之義、明雪冤之道、而請護衛兩邸者四百餘人、或宿小金驛、同獻讜議者絡繹相踵、余亦即其一人也、時兩公下絕三侯、以復舊政之命、而促歸藩者再三、臣子之情、不得已皆奉命下于水戶、既而余也有命抵江戶、守衛駒磯邸、寢苦枕干之念、日夕無休止矣、於是余竊與朝倉政通、金子久維、相約雪國冤、明大義之事、誓諸天地、而不變、鞠躬盡瘁、死而後止焉耳、且



書之于一大紙、藏匣中以表其志操矣、自是日夜恐誓詞之不効、以得一時之虛名、欲盡畢生之心、極終身之力、以達忠孝之義也、而不能雪君冤、述大義、歲月荏苒、以至今日、臣子之罪莫大焉、嗚呼、當今天下之形勢、赴衰弱、邦家之事亦陵夷而不振、然則挽海東浩蕩之濤、以一洗國冤者、不知其在何日也、

攘虜何日護王室

夫神州者、太陽之所出、正氣之所發、人無貴賤、受之正氣、其忠孝勇武之風、冠絕宇內、是以爲臣子者、處世之否塞、則投一身於水火之中、以救君父之難、其正氣所磅礴、萬古不易、故胡元之窺窬我、也、北條時宗斷然斬其使、命諸侯嚴兵備、其精誠所感、起颶風、揚怒濤、糜十萬之兵於海上、矣、朝鮮之無禮也、豐大閣絕海進軍、蹂躪八道、豈非神州之大快事哉、至乎彼海外諸蠻之國、則無君臣之義、父子之親、唯以邪教誑惑人心、其禍惡所極、或弑君父、以奪其位、是其爲心

也、與禽獸何擇、我邦至近世、則尙武之風衰頹而不振、於是夷狄始欲試狡謀于我、文化之初鄂虜侵掠北地、諸夷窺窬西陲、文政甲申之歲、又抵我常北、大津村、其他洋夷之覬覦於邊陲者、亦不少、當此時、幕府閣老大久保加州甚憤、洋夷之驕暴、文政乙酉之歲、斷然布攘夷之令於天下、自是洋夷震恐、不敢近於海濱、而天保壬寅之歲、閣老水野越州廢乙酉之令、至此、洋夷之衆、傾於中國者益多矣、安政之初、遂以下田港爲胡虜占據之地、神州之耻辱孰大焉、昔大猷公命長崎奉行曰、日本之地雖一寸一尺、爲夷狄所蹈、則是國之大耻也、汝宜以死守之、而至于今日之勢、則所蹈之地、何啻一寸一尺、或逼于京師之傍、或入武城之地、其傲慢無禮、其謂之何、而廟堂恐怖、輒許其請、背祖宗之大猷、其罪不亦大乎、今夫夷狄之思者、實神州腹心之病也、故天下之人奮然致身、振起神州之正氣、則可以絕諸蠻之覬覦、彼若有犯邊塞、磔夷虜、火蠻船、輝皇威於海外、亦不以爲

難矣、不然無窮之求、又將在目前也、今也將軍幼冲權姦擅政、廟堂之逆德滋甚、是不撲滅之、則尊攘之大義決不得伸也、故國家糾合協議、振固有之威武、以明大義、則廟堂之奸賊畏縮而退避者、固不容疑也、而天下之人一是一非、遂不能立尊攘之義、以使三眼之明、再耀於今日也、實可謂千載之痛恨矣、余之壯懷、至此不得據、感慨之餘、揮冗長之筆、以記向來之志矣、諸德今也處國家之至變、身雖孱弱、鼎鑊不懼、水火不避、欲盡臣子之節、以繼大人之志、大人願安意焉、四月大老又志士の逮捕を續行し安島信立(帶刀)及茅根等拘引せらるゝに方り叔父鮎澤國維(伊大夫)も辰の口評定所に召喚せられ五月再び召致を受け訊糾甚だ殘酷にして傳馬街獄舎に送らる諸德陰かに其輿を護り均しく馳せて傳馬街に至る日西に没し獄舎の門已に閉鎖しあり竟に少くも叔父と相見る能はず諸德直ちに「華表柱頭千載後旅魂依舊到家山」と方孝友の詩句を高吟し憤を呑んで去る八月烈公重ねて幕

譴を獲九月の初を以て藩に就く諸德之に扈從し水戸に下る既にして父愛諸及金子教孝(孫二郎)首謀となり東江戸に大怒を殲し西大坂に義兵を起すの策を決し之を執行する時機となり父は其義兵に係る事を掌り西上の途に就く諸德奮躍して之に従ひ松井徳之介と氏名を陽り萬延元年庚申二月十八日家を脱し一時朝倉(水戸表五軒町)の家に匿る然るに祖父及祖母のえ子の懇望あり十九日の深夜家に至り長上及卑屬に別を告げ殊に祖母に請ひ前頭部の髪を多く剃り且大髻を小髻とし風姿を變じ以て商人に装ひ惜別の情を抑へ笑を含んで袂を分つ二十日の夜諸德父と共に藩を去る黒澤貞幹(覺藏)大貫則光(多介)小室正徳(壽作)等同行し二十二日宇都宮の旅店に宿す是の時朝倉及松本忠大夫の二士は飯富村(茨城郡)に此の一行を送り庄司吉五郎は宇都宮迄送り來る諸德其東歸に託し一書を郷里の祖父母及母に贈れり忠孝の大義に由り生を捨て國に報ゆる事を叙列し國詩を附記せり奉呈一書候御別れ後は碌々上天氣も無之寒も

つよく御座候處皆々様御捕御機嫌克可被爲入乍陰恐悦此事と奉存候此方も一同無事當宿迄着に相成今明日も立候へば嫌疑も違ひ可申奉存候扱御地只今頃は如何の御事やらん是のみ案じ居候事に御座候得共元より家を出たからは後の事を思候ては切りも限も無之自分の望を遂げ度(中略)神州へ乍不及愚忠を盡さんと心掛候へばいつか本望の遂げざる日は無之神州へ報候へば我君公の鴻恩に報候様詰り可相成實に此度の暴と申は威義兩公の御規定にそむき天を欺き候もの必ず必ず再び此天をば戴せ不被申皇天の明眼も有之我が一身は元より御覺悟被遊候處にてちまたの塵ほどにも不思召様被遊候へば心中誠に快々といたし死ても魂は天地の間兩公の御冤を晴さんと思ふ處には飛揚いたし可申今更なんと申には無之候得共口口の儀は自分計にも無之たとへ自分計にもせよ神州へ名義の立候事を致候へば御祖先始め泉下に御喜び可被遊一家の安危は不幸に

御座候へ共水の一家は勿論故此望を遂げ不申内は死して餘罪有之死し切れ不申は武士の一文と奉存候勿論出立の節申上候間今更申上候事無之吉五郎を歸し申候間篤と是より是までのことを御聞取被遊御安心可被成下候あとも筆紙の上御様子度々御伺候様なら大によろしく御座候へ共夫より事破れをとり候も計り難く乍併吉は又々參候様可相成かと奉存候誠に今朝差掛り一筆取掛候へば吉は急ぎ候儘先づ道中無事御安心の爲のみ行先如何致候や祖先の名をば穢し不申積り決してくみれんは出申さず勿論御安心のある様にと參り候間呉れくも御心配無之其内には又々御目にかゝるも有之可申此段早々何宿と申すも認め不申候間吉より御聞込可被成下奉申上候以上

二月二十三日立前五つ位認む

一朝倉松本は極世話に相成候へ共碌々心も盡し不申遺憾此事に御座候離別の餞詩など遣し呈候

へども道中旁和歌も出来兼候へば宜敷御傳語願ふ一朝へ頼み候机の引出には用の事も有之候處兩人へ篤と申聞置候間宜敷候儀と奉存候書付落ち有之候へば火中致候様御申聞奉希候誠に申上度事御座候ても急ぎ候へば出不申又々折も御座候へば申上候様奉存候是迄日夜朝暮親しく致候朋友には離れ先生にも離れ伯父は例の通り何事やら不幸百端親友に離れ候ては誠に遺憾千萬に御座候皆々様へ書狀差上度候も筆紙に盡し難く候儘宜敷御申傳へ可被成下候早々頓首

徳之介拜上

母上様へ一筆と存候處親様は遠に御立に相成候間急ぎ候へば認め不申残念の餘り落涙に咽申候御高容可被下候

春なれと、宿の櫻は、知れまし、

思へは戀し、松風の音、

是より幕吏の物色を避け佩用せる大小の刀劔を風呂敷に包み或は奴僕となり或は輿丁となり或は父の前

數百歩に行き或は後數百間に歩し離るゝことあり合ふことあり中山道を経三月六日大阪に至り先づ佐久良東雄(一名静)を北久寶寺に尋ね上坂したる事を報し川崎健幹(孫四郎)山崎恭禮(獵藏)島男也内藤文七郎等に會し義兵に關する計畫を發揚せんと共に周旋すること數日已に櫻田の變事京坂に聞達し幕吏諸徳等の動作を偵察する甚しく障碍ありて容易に大事を擧ぐべからず父と同一陰顯出沒各所に潜み二十二日諸士一酒樓に協議するの後諸徳父及川崎と島の家に寓す二十三日早天俄然數十名の捕手來り迫る諸徳吏に就くを屑とせず奮然として父と共に圍を衝く英氣勇烈勢威人を凌ぐ捕手頼に退く父子袂を運ね徐々四天王寺を指し途に秋の坊小店に憩ふ捕手追逐し來る又猛然其圍を衝く捕手逃去ること數百歩悠然として四天王寺の境内小川俊直(欣司兵衛)の家に至り義を履み死に就くの次第を告げ席を借り爰に端坐して父を護り父自裁せる際指に其血汁を注ぎ傍の障子に「爲天下討國賊并伊掃部云々」十數字を揮灑し又

紙筆を授いて天下方今累卵日云々の一詩を書し泰然として絶命の詞を

今更に、何をか云はん、云はずとも、

盡す心は、神や知るらん、

と朗吟し泰然自ら腹を屠り死す年僅かに十九掃部以下  
の字及累卵日以下の字は孰れも血汗に染み字態を  
辨せずと云ふ初諸徳の死せんとするや小川痛く其父  
子死を共にするを憫み懇々諸徳に勸むるに潜匿身を  
全うし後事を圖るべきを以てす諸徳毅然として謝し  
て曰く義獨生くべからずと直ちに短劔を引き屠腹す  
諸徳が従容自裁の状實に悲絶壯絶識ると識らざると  
皆感歎して痛惜稱揚し乃父に愧ぢずと云へり幕吏遺  
骸を醜とし四天王寺域内に厝く文久三年の夏幕府朝  
旨により遺骸の歸葬を許す因て父の遺骸と共に水戸  
常磐原塋域に葬る其歸葬に際し中川親王闔門殉難の  
四字を統本に書し之を賜ふ叔父鮎澤已に赦され藩に  
歸りありて葬儀を行ひ歎じて曰く曩時吾が傳馬街の  
獄房に繋がる、時獄舎表門の方面に方り華表柱頭云

々の詩を高らかに吟せる聲が聞ゆ是必ず庄左ならん  
嗚呼庄左が艱難を犯し獄舎迄も余を送り呉れたかと  
其厚志に感じ惨烈なる聲音常に忘れ難く今尙耳に存  
す彼の聲が竟に一生の別れとなり今日は却て余世に  
残りて庄左の爲に葬儀を營むに至りたるか噫と追哀  
せり明治二十二年五月朝旨に由り諸徳靖國神社に合  
祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に諸徳の舊勳を  
録し從四位を贈らる

贈正五位川崎健幹傳

川崎健幹孫四郎と稱す常陸那珂郡枝川村の人善次平  
長貴の四男なり世々農を業とす健幹之を屠とせず年  
甫めて十五水戸に出で安島帶刀(信立)の從者となり  
嘉永二年己酉安島の推舉に由り始めて留守居同心と  
なる健幹以謂らく留守居は國家有事の日に留守する  
なり出で、從軍する職に就くに如かずと孜孜砲術を  
研究する年あり術果して進む安政二年乙卯の夏高橋  
多一郎北部郡奉行となるに及び其部下の郡吏に擧げ  
らる健幹懇篤にして物に接し精勵にして能く人の爲

しき難き事をなし同僚山崎獵藏と共に奮闘を蒙るも  
のあさからず高橋常に稱して曰く吾が郡吏中單劔子  
行善く事を處するものは川崎と山崎二人のみと五年  
戊午四月井伊掃部頭大老となり威柄を弄し勅旨に  
反して擅に我が國威を墮せる外交條約を結び之を非  
議するものを嫉み烈公及諸侯伯を罪す修攘の勅誼下  
るも敢て遵奉せず大獄を起して正義の士庶人を羈束  
す加之其甚しきは朝廷に迫り承久の故事を行はんと  
之が密策を連らすに至る六年己未の春大老又益威柄  
を張り三公以下諸卿に迫り落飾辭官に至らしめ青蓮  
院宮を幽閉し安島及茅根伊豫之介橋本左内等多數の  
人を逮捕す既にして高橋金子孫二郎等鹿兒島其他の  
志士と力を戮せ井伊を江戸に墮し義兵を大阪に擧げ  
んことを謀る健幹奮然として身を致して之を贊助す  
乃ち健幹山崎と共に高橋の旨を承け大阪に至り地勢  
人情を熟察し且義兵に要する事物を調査するの任に  
當る因て此の年の十月大阪に上り山崎は丹波屋榮助  
と稱し商事を營み健幹は篠崎源太郎と變名し榮助の

弟分と稱し商家の一室に借住し或は商業をなし或は  
他の食客となり山崎及佐久良東雄島男也等と互に消  
息を通じ義兵の宿營糧食等準備の方法を考究す適ま  
高橋に告げ指揮を乞ふの必要を生じ健幹東下して親  
しく面議を遂げ又西上す其途中中山道通過に際し或  
る驛にて偵吏に物色せられ行程の詰問を受く健幹沈  
毅にして奇才あり故さらに放尿して痴漢の状をなし  
吃音を以て答ふる所は妄言ならざれば臆語ならざる  
なし爲に偵吏呆然異ますしてれりると云ふ高橋は萬  
延元元年庚申三月六日を以て上坂し長子諸徳及壯士  
數名も亦至り將に義旗を翻さんとす健幹汲々斡旋し  
て事を處すもの數日櫻田の一擧即ち三月三日の事變  
京阪に開達し幕府の水戸人鹿兒島人を搜索すること  
嚴密を加へ宛として敵の陣中に孤立する如く志士集  
合する事能はず計畫頗る低悟す二十二日高橋父子山  
崎其他の志士を生玉明神附近の河内樓に會し一時住  
吉に移るの協議をなし是の夜健幹高橋父子と共に鳥  
の宅に宿す二十三日黎明捕手數十名來り圍む皆吏に

就くを肩とせず勢を張りて圍を破る捕手驚怕して退く高橋父子徐々四天王寺に向ふ健幹は遺忘の物あり急ぎ島の宅に戻り再び逸出す捕吏又大に迫る健幹遂に免るべからざるを知り路上に於て自刃し未だ瞑せずして捕手に匂引せられ其明日を以て没す年三十五幕吏遺骸を醜にし四天王寺域内に厝く文久三年癸亥の夏幕府朝旨を傳へ歸葬及後を録する事を許す六月屍を收め枝川村先塋に葬り七月男健藏(後健幹)家を嗣き俸を給はる健幹常に信義を重んじ人の急に赴く己の急より甚だし安島の幕旨に觸れ刑死するや知人も亦有司の嫌疑を恐れ逡巡訪問せざるもの多し健幹奮然其家に至り拮据經紀し以て埋葬の事に力を盡す其義氣ある概ね此類なり其志を決し家を去るや最愛の刀一口を健藏に贈與し一書を添へ唯文武を勵み忠孝を盡すべきことを誠め言他事に及ぶものあらず國歌一首を付記しあり其詞に曰く

かたみとも、遺す言の葉、身に添へて、

かならず薫へ、のきのたちはな、

川崎家の徽章は立花なる故に國歌の句中之に及びたるなり明治二十二年五月朝旨に由り健幹靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に健幹の舊勳を録し正五位を贈らる

贈正五位山崎恭禮傳

山崎恭禮獵藏と稱す父諱は正憲其長男なり弘化の末水戸藩北部の郡吏となり精勤する數年安政二年乙卯五月高橋愛諸郡宰となり郷校を興し農兵を編製するに當り恭禮其部下にあり頗る力を致して成績あり川崎健幹郡吏となるに及んで共に力を戮せ事を處するもの多し高橋稱揚して曰く北部の郡吏中單劔子行事を辨じ得るものは山崎川崎二人に過ぎずと既にして外患荐りに至る恭禮房相二州を歴遊して地勢人情を視察し就中浦賀に於ける内外の事情を詳悉し歸りて之を上司及先輩に告げ外患免除の策を講ず五年戊午六月大老井伊直弼幕政を顛らにし我が國威を失墜せる外交條約を結び之を非議するものを嫉み烈公及諸侯伯を罪す八月朝廷外寇掃攘の詔を幕府及順公に

賜ふ大老勅旨を防遏する甚しく諸大夫士庶を逮捕し以て天下の正義を鉗制し竟に密策以て承久の故事を醸さんとするに至る高橋及金子教孝鹿兒島及諸藩の志士に謀り將に大老を殛し義兵を大坂に擧げ以て勅旨を發揚せんとす恭禮之を翼賛して措かず心力を竭すこと日あり六年己未十月川崎と共に高橋の旨を受け大坂に至りて地理人情の視察に力め陽つて商賈となり丹波屋榮助と稱し一店を靱町に開き業を營み川崎及佐久良東雄島男也等と謀り密かに義兵に關し準備すべき事物を調査し臨機應變の策を研磨し其次第を高橋に報す内藤文七郎も亦來り事を共にす萬延元年庚申三月三日櫻田の擧あり越えて六日高橋父子及壯士數名大阪に到着し事を擧げんとす恭禮又旨を受け内藤と共に京都に至り事狀を鹿兒島藩邸の志士に報じ有志の諸大夫に頼り措紳に告げ大阪に歸り又謀議する所あらんとす時に櫻田事變の急報あり幕府の偵察日にく、嚴密を極む故に百事障碍を來たし義兵を集合すること能はず計畫甚だ齟齬す二十二日高橋

父子諸士共に生玉明神前の酒店に會一時潜匿し後し圖をなすの協議をなし袂を分つ翌日捕吏の爲に妨げられ高橋父子四天王寺に於て自裁し川崎も亦死に就く恭禮も亦遂に其逮捕する所となり大阪の獄に繋ぐれ居ること十餘日にして四月九日瘐死す年三十三幕吏遺骸を四天王寺域内に厝く文久三年癸亥の夏幕府朝旨を傳へ歸葬及後を録する事を許す六月屍を收め水戸近郷安樂寺先塋に歸葬す恭禮男子なし弟今川貞成の子克徳嗣となり七月家を承け俸を給はる克徳歿し其長男獎嗣く明治二十二年五月朝旨に由り恭禮靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に恭禮の舊勳を録し正五位を贈らる恭禮嘗て國歌を嗜む其一首を左に摘録す

落葉

神なひや、みむろの紅葉、ちりぬらん、  
鹿の鳴音も、遠さかりゆく、

勤王 水戸烈士傳上編 卷八 實記

贈從四位關遠傳

關遠字は士任鐵之介と稱し蘭室と號し又櫻園と稱し後錦堆と号す水戸藩士新兵衛昌克の長子嘗て文學を河野東之介に學び業大に進む弘道館の開校あるや入つて居學生に擧げらる弘化元年甲辰五月烈公畫語に中り幕命に由り致仕して駒籠邸に閉居し順公封を襲く時に執政戸田銀次郎(後忠大夫忠敏)等斥けられ結城寅壽(朝道)の黨幕吏及松平讃岐守(頼胤)等三支封の力に籍り藩政を専行し烈公の盛業を破碎す遠憂憤に堪へず二年乙巳三月時の執政鈴木石見守興津藏人等を歴訪し侃々其非行を詰る論鋒頗る鋭なり爲に罰せられ呵押込に處せらる遠茅根伊豫之介(泰)鮎澤伊大夫(國維)と同庚にして管鮑の交をなし共に國事に盡瘁す嘉永六年癸丑六月米艦浦賀に來り互市を求め

贈從四位關遠傳

幕府を脅迫す遠鮎澤と共に潜かに浦賀に横濱に行き内外の情狀を探り之を筆記し有司を經烈公に報す安政の初家督して寄騎となり俸稟を受く尋て歩行士に班し郡方勤となり南西東北に分てる北部に従事す凡そ郷校を興し農兵を編する等革弊の事業與りて力あり五年戊午五月蝦夷地開拓の事に由り命を受け越後水原に至り將に新潟より海に航し彼の地に渡らんとす其水原に在るや調査の事甚だ多端にして船を發すること能はず淹留數旬に亘る是の時井伊掃部頭(直弼)大老職に在り政權を専らにし朝旨に背き我が國權を失墜せる外交條約を米國に結び之を非議する烈公及諸侯伯を罪し正義を錯制す是を以て物議沸騰し朝野騷然たり會ま鮎澤の書狀來る其文に曰く 島便へ御仕出兩度の貴書無浮沈相違拜見時下秋涼

二〇九

相催し候處愈御一統御寓居中御壯榮に被爲渡奉賀候愚拙儀も益前より眼氣于今不<sub>レ</sub>宜勉強把<sub>レ</sub>筆朱書略答御推見可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候貴書來着の度島便差出可申存候へ共最早御北行書翰浮沈を憚り相扣申候事に御坐候何も差置當分の模様去月十六日喜三郎支配某飛脚參着書狀相渡申上候間定て御承知と奉<sub>レ</sub>存候處本月四日御仕出し貴書今日着に御承知無<sub>レ</sub>之候得ば如何行違候哉喜三郎へ屹度御糺御座候様奉<sub>レ</sub>存候五月二十七日桂樹へ御窺なし亞國へ調印御渡に相成候に付老公より御建議被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在尙又六月二十五日微公御一同龍公御登營にて御議論被<sub>レ</sub>遊候處七月五日微越并老公御慎御隱居當公には暫の中御登城御差留尙又逸喬公も御同斷被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候微の御家督は攝津様御實弟也謂は分家日向守に御座候翌六日再葉公南紀と被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>左京様に御座候將又大樹公薨去も今月八日彌發表御内實は七月六日(一説四日)のよしに誠奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候儀に御座候櫻花上田は五月念六七日頃分袂六月初道醇と鯖侯加

判被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候事に御座候將又去月念八駒公御取締として三連枝并水野竹腰一同御後見同様被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>尙又駒邸巡察として大監山口丹羽監察には野々山鉦藏被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候大監并監察は正論申建唯今に夫なり三連枝始め後見の儀も國家の折合并君上の御不面目等追々御申立にて先つ夫なりに相成居申候殊更當月朔日には三連の家來駒邸へ入替り守衛と申事相響女房すら人には貸兼申候は勿論況君を人の手に渡候事人臣として用捨なるべきや併宗室へ對し不敬の事有<sub>レ</sub>之候ては決て不<sub>レ</sub>相濟<sub>レ</sub>候故毛頭干戈を動し候様の事は一同相愼み理不盡の事有<sub>レ</sub>之候は、邸中肩衣上下にて兩邸を守衛し討死と覺悟相極め同日の夕迄は俗人に至迄必死に落合申し俄に御沙汰止みにて表發なき事國家の大事隨て天下の大幸と奉<sub>レ</sub>存候右の事二日早朝には水國へも相響き士林は勿論郷中迄必死を極め雲霞の如く押登可<sub>レ</sub>申勢の處君上より御直書も被<sub>レ</sub>下尙又監察政吏等早同様御さし下にて事情相分郡宰監察使兩出口

出口を相固め取鎮め申去月中旬より秦城紫屋袖門も上り尤紫屋は直様鎮撫の命を以て歸郷于今兩人は殘居申候此先共如何様の禍變降來候も難<sub>レ</sub>計併再生の身と一同覺悟いたし居申候事情萬縷逆も筆に盡兼申候間是にて御洞察御進退の儀可<sub>レ</sub>然御所置御座候様奉<sub>レ</sub>存候早々以上

八月十七日夕

尙々喜三郎一件も御あされと御察申上候併不二一通<sub>レ</sub>人物故と<sub>レ</sub>迄も御し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>候同人へ貸候金子于<sub>レ</sub>今返濟なし大當惑御察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候以上  
遠之を觀て時事の概要を知り獨以謂らく遠く開拓の業を起さんよりは近く國事を救ふの急なるに如かすと星夜馳せて江戸に赴く途に下總古河を經其近郷大堤鮭延寺に至り熊澤蕃山の墓に展す恰も九月十五夜に當り明月皎々たり感慨の餘一詩を賦せり曰く  
當年想殺把<sub>レ</sub>筆情、松籟合<sub>レ</sub>冤夜正鳴、吾亦自今甘<sub>レ</sub>鼻鏡、那知月下哭香<sub>レ</sub>聲、  
是の時に當り朝廷修攘の勅を幕府及順公に下し特に

順公に命じて之を列藩に廻達せしむ大老策を設け之が阻遏に力め竟に閣老を京都に遣り勅旨を奉する者を羅織し諸大夫乃至士庶人二十數名を逮捕し其甚しきは累を朝廷に及ぼし陰謀を企て以て承久の故事を行はんとするに至る遠憤慨管ならず茅根鮎澤等と相謂て曰く幕吏の猛獍甚し大打撃を加へずんばあるべからずと時に水戸鹿兒島其他の志士死力を出たし東に大老を屠り西に義兵を擧げ以て勅旨を發展し外患を祛ん事を謀る金子孫二郎(教孝)高橋多一郎(愛諸)此の首謀たり遠金高(金子高橋を指す)及齋藤監物(一徳)等と議して曰く現今の急務は遊説以て忠愛の大義を示し天下一般の志氣を鼓舞作興するにありと因て矢野長九郎(長道)住谷寅之(介信順大胡半藏、資敬)と各部署を定め住谷大胡は南海西海二道に遠矢野は山陽山陰北陸三道に至るものとし互に協議を累ね一夕酒樓に會飲す時に高橋の吟せる一詩左の如し  
安政戊午九月、矢野住谷大胡關四壯士將<sub>レ</sub>西游、  
會<sub>レ</sub>墨水酒亭、感賦<sub>レ</sub>一絶、

飄然横<sub>レ</sub>劍涉<sub>二</sub>山河、報國何人破<sub>二</sub>世波、別後西遊幾  
宵夢、醒來更唱在中歌、

是の時内藤文七郎磁盃を贈りたるに都鳥の姿其盃の  
中に描き在り一坐之を賞し互に都鳥々々と唱へ此行  
を祝す在中歌とは即ち之を云ふなり越えて十月二日  
に至り高橋の贈れる書狀に曰く

二州橋畔一別以來益御壯健爲<sub>二</sub>國家一大賀々々扱昨  
今上公御悔悟感泣感泣併<sub>レ</sub>幕吏の慘刻取もなほ  
さす鎌倉の時勢に不<sub>レ</sub>異鳴鶴臺山太平記の開卷第

一に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>戴候姿と可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>勤王義旅從<sub>レ</sub>今振起  
武門の身羨敷事に御座候鳴鶴は去月廿日黄金驛迄  
飛脚相立肌に掛置申候一封被<sub>レ</sub>託申候臺山は過日  
同舟の通其後も相携念五予が舟橋驛舎へ逐來り一  
夜寢物語り血涙紛々酌取の紅袷怪しみ去申候御一  
笑御一笑翌朝別を惜み四ツ時分手此真情御察可<sub>レ</sub>  
被<sub>レ</sub>下候十五年來水魚の知己故身に引受兩三子の  
處は請負居申候船に寢神社廣前に大義を議候儀も  
有<sub>レ</sub>之櫻任藤森等も同行石和陰然周旋天地も不<sub>レ</sub>知

遂に感應相見へ申候歸來晝夜草忙不<sub>レ</sub>得寸暇疲  
勞仕候矢長住谷も愈西遊の心依而は貴兄も是非御  
同行爲<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>國家<sub>一</sub>勤王の大義御振起所<sub>レ</sub>祈に  
御座候小生も廿三日公邸を出候處拜領物有<sub>レ</sub>之又  
々引返しの公命難<sub>レ</sub>有事には御座候得共一扇の小  
詩斷然と北去心事御推察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候只太夫人君へ  
而已呈書紅涙を添申候何も天もし期<sub>二</sub>再會<sub>一</sub>候は  
大慶御同様武門の本意愉快の世の中神州の正氣挽  
回此時に御座候勿々頓首

十月二日

遠は氏名を變じ三好貫之介と稱し矢野は弓削三之允  
と呼び是の月十日を以て江戸を出て上州信州より北  
陸山陰山陽の諸道を経歴し列藩の志士に面接して忠  
愛勤王の大義を説き日夕之が鼓吹に勉め長の萩に於  
て六年己未の歳を迎ふ佐久間佐兵衛(義濟)に示した  
る元旦の國歌左の如し

梓弓、はるときこゝに、鶯の、聲なつかしも、吾  
は來にして、

其歸途重ねて周防より海路播磨に上り作州を經因幡  
越前に赴き吉田貞次郎坂部簡野村測藏の諸士に邂逅  
し天下の急務を談せし時述懐の一詩を賦して曰く

再歴<sub>二</sub>越山<sub>一</sub>風雪餘、拋來世上毀與<sub>レ</sub>譽、人如不<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>  
勤王責、莫<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>青天<sub>一</sub>讀<sub>二</sub>聖書<sub>一</sub>

吉田坂部等其慷慨悲憤の情狀詩篇に顯はるゝを稱し  
一座爲に悚然たり遊歴の間筆記せるものあり西海轉  
蓬日録と名く其卷首に書したる序文及附記したる國  
歌左の如し

初冬十日武野發途、自<sub>二</sub>十一日<sub>一</sub>歷<sub>二</sub>上州信州越三  
州加州若州丹波丹後但馬因幡作州、取<sub>二</sub>舟路<sub>一</sub>入<sub>二</sub>  
備前、自<sub>レ</sub>是海路至<sub>二</sub>備後安藝周防、於<sub>二</sub>長門<sub>一</sub>迎<sub>二</sub>  
新陽、歸途重自<sub>二</sub>周防<sub>一</sub>取<sub>二</sub>海路、四國九州諸山在<sub>二</sub>  
掌上、船至<sub>二</sub>播州、於<sub>レ</sub>是上陸歷<sub>二</sub>作州<sub>一</sub>再遊<sub>二</sub>因山、  
四閱<sub>二</sub>月殆及<sub>二</sub>百日、經歷十八州去<sub>レ</sub>郷三萬里、遠  
遊之感其可<sub>レ</sub>止哉、

草枕、みてともいさや、白雲の、行衛<sub>二</sub>ためぬ、  
こゑもするかな、

旅衣、おもふかたには、いそかして、袖にしゝま  
ぬ、野路の梅か香、  
よそにのみ、見てやは歸る、梅の花、色香たつぬ  
る身にしあらねば、

是の歳二月二十六日遠江戸に歸着す爰に始て周歷中  
に父新兵衛の物故したることを聞知し驚愕に堪へず  
倉卒に事物を矢野に託し急馳水戸に下り禮を盡して  
喪に服し慟絶哭絶する甚だ切なり而して日に月に國  
事多端となり長く郷里に屈すべき時勢にあらず其五  
句の喪了るや心竊かに永訣を期し四月下旬を以て又  
南上す其數旬間の日誌を丁難日録と題す其日録中に  
左の記事あり

同(二月)二十七日晴颯然入<sub>二</sub>庭戸、弟兄相見、血  
淚淋漓而下、無<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>脱<sub>二</sub>旅裝、不<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>一語、而轉<sub>二</sub>  
倒神主前、悲極而慟哭者半日、舉家悲歎交至、退  
而考<sub>レ</sub>之屈<sub>レ</sub>指念<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>膝下之歡<sub>一</sub>者忽已十  
一句、去夏北行之言終爲<sub>二</sub>遺訓、嗚呼悲哉、世道之  
變可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>慨哉、此夕綠兄遠藤助九來弔、市毛清、

大胡聿、齋藤盛等來弔、告以葬事得失、於是乎銘肝謝交誼辱矣、終身不可讓之義友也、以當日歸郷、且服喪之由、自郡宰達政府云、於是哀慕追悼、皇天無極、戰々兢々、從事喪室、回思看護之孝志不遂者、真終身一大遺憾、而邦家多事、明君沈寃、親朋下獄之餘、志士報國之大機會也、家君有靈其必怒之矣、同夜藤澤小路姉君來弔、泣淚數行盡情而去、同(四月)念九再出草廬、書以與兒誠一郎、而年僅三歲、他日成人、有知我志、臨別不覺涕泗之橫流也、大義尙在身、歸期何可待、他年知我心、家祭慎勿怠、

遠江戸に至り各藩人と國事を議し相往來し薩藩の高崎猪太郎(友愛後五六)と交誼最も親密なり是の時井伊大老益政刑を擅にし三公以下諸藩紳に迫つて落飾せしめ青蓮院宮尊融親王を幽閉し又安島帶刀(信立)茅根、鮎澤、橋本左内(紀綱)等多數の志士を勾引し既に逮捕せる京囚を併せ罪を羅織し八月を以て死刑

流刑追放等に處し烈公を水戸城に移し永く蟄居せしむ九月遠又金高と謀る所あり高崎と共に西上し路を迂回して伏見を經是の月十六日京都に入り陰かに青蓮院宮及前の左大臣近衛卿(忠熙)に謁し現に企圖しある一舉の次第を伏陳し請願書布告文を捧げ斯の密奏を請へり後高崎が其實況を説話する左の如し是の時は東國より來る者とあれば物色甚だ嚴なるを以て深く之を秘し却て鹿兒島より上京したる態に裝ひしがさて着京の上は如何にして形迹を晦まさんかと思按しつゝ行きしに竹田街道なる地藏堂の住職は同藩吉井幸助の叔父なることを思ひ出し吉井の筆蹟に擬して一書を作り親友高崎外一人此度密かに上京に付よきに取計らひ呉れよとの意を以て地藏堂に投じたるに此一計幸ひ圖に當りて住職は少しも疑はず懇に待遇して隱室に宿泊せしめたり是に於て讒察を免るゝことを得たり時に遠が青蓮院宮及近衛卿に呈したる請願書及布告文即ち檄文左の如し其内奏を請ひるは正々堂々違勅

者を誅する本旨にて刺客の如き暗殺行爲にあらざることを明亮にせるなり

此節夷賊頻に屢跋仕り皇國之危窮旦夕に差迫り關東之宰執奉詔慮可被盡忠力御時節却而無其儀幼君之御砌に乘し専ら一己之暴威を振ひ天下之大事を被致處置再三違勅意本條約迄猥に取替し候而已ならず公武精忠の人々を召捕無實之罪科に陥れ候始末此先如何成事をも忍得可申と誰迎血涙に不咽者可有御座候哉實に天人同憤之次第に御座候依之有志諸侯へ申合罪科を鳴して奸賊兩三人誅伐仕り奉安宸襟候様手段一決仕尙又水戸家の儀は東照宮の深意に依て忝も三藩之員に備り徳川家輔弼之親戚にも有之猶去る午八月中重き奉蒙勅命候以來至難之場合に當り一日片時も安し兼候得共傳達之機會終に遷延仕り愈此度別紙之趣を以有志諸藩へ竊に布告仕御地守衛第一嚴重の取計可仕と申合候間近比恐入奉存候得共以御都合奉達詔聞候様御取成被下

置一度伏而奉願上候猶此後之處置に付速に奉願候事件可有御座候間此段宜敷奉願度卑賤之小臣恐をも不奉願左右に言上仕候至情全く非常之御時節故忘驅奉哀願候誠惶頓首頓首  
未九月 水戸家小臣

關 鐵之介

別紙 嘉永癸丑墨夷浦賀へ入港以來征夷府之御所置方古今時勢之變革も有之一概に御國威御主張至難之儀者治世之風習左も可有之事に候得共夷狄之貪憚元より無屢耶蘇之術中に陥り神州之泰否に拘り候重大之事に候得者華夷之辨和戰之機始終着眼之大基本廟議御一定之上御變革無之而者不叶筭に候處近來諸蠻夷之御扱振致推察候に御廟算如何可有之哉去る卯年迄は追々内備嚴重之御達も有之邊海之守衛被仰付候大名に至ては多年防蠻之爲國力を費し忠勤被勵候處不圖も去巳年和親交易被差許恐多くも征夷將軍之御居城へ夷賊



登城被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>剩へ御應尊敬を被<sub>レ</sub>盡候有様古今比較之致様も無<sub>レ</sub>之實に冠履倒置之御處置と可<sub>レ</sub>申候縦令御國政之儀關東へ御任せに相成居候迎斯る重大之事件僅に掛り之有司數輩之了簡を以五ヶ國へ本條約取結將軍家御印章之御書翰迄被<sub>レ</sub>差遣候始末何程儉安之末路戰爭に及候儀を致<sub>レ</sub>恐懼候迎天下後世に對し大義名分と申も有<sub>レ</sub>之征夷之御任如何可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉徳川家譜代恩顧之士東照宮之神靈へ奉<sub>レ</sub>對沈黙傍觀致居相濟可<sub>レ</sub>申哉忝も武門の列に連り二百年の恩澤に浴候者不堪<sub>レ</sub>愛憤<sub>レ</sub>儀には無<sub>レ</sub>之哉斯く天下興亡之機關に迫り苟も生を偷み愧を忍び因循罷在候儀丈夫之魂には決而有<sub>レ</sub>之間敷陳る迄も無<sub>レ</sub>之天下之聞見する處に候得は前件夷狄交易之儀如何様にも勅許申受度所存に而去る午年春堀田備中守並川路左衛門尉等上京致し百計手段を盡し金銀賄路を以關白殿下を奉<sub>レ</sub>欺無<sub>レ</sub>勿體も龍眼を可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>暗と陰謀秘計不<sub>レ</sub>一方候處今上皇帝聰明絶綸千歲不世出の聖主に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>沙皇國開關以

來尊嚴之國體醇厚之風俗今上之御代に及夷狄之爲に被<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>汚穢候ては第一伊勢大神宮御初御歷代被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>對王位之御任不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>濟戰を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>好候には無<sub>レ</sub>之候得共國體を不<sub>レ</sub>失萬民安堵に被<sub>レ</sub>遊度と之<sub>レ</sub>叙慮よりかしこくも一七日之間供御を御絶被<sub>レ</sub>遊石清水等へ御祈誓被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>籠關東より如何様被<sub>レ</sub>申立候共一切御許容難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊萬一非常之節は萬里之波濤を越え孤島に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>終候共御憾不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候得共泉涌寺を御離れ被<sub>レ</sub>遊候事難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>忍と竊に宸襟を御惱し被<sub>レ</sub>遊候御事傳承仕り四海之人民誰在て血涙に不<sub>レ</sub>咽や當<sub>レ</sub>此時<sub>レ</sub>神國之命脈實に累卵よりも危き事に候處百官群臣忠憤切齒之餘り八十八人之堂上方禁中へ馳參り萬死を以諫奏を奉り其外有志之大名竊に勤王之微忠を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>獻候故三公御初彌增被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>感憤<sub>レ</sub>近畿及數ヶ處之開港並夷狄永住邪教寺建立等之儀は一圓御許容難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊趣勅命を以御下知被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在猶又内地人心之居合如何に付大小名之赤心被<sub>レ</sub>知食<sub>レ</sub>度衆議奏聞之

上叙慮難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>決候は伊勢大神宮神慮可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>伺と之御儀三月二十八日議奏傳奏衆より堀田備中守へ御返答書被<sub>レ</sub>差下<sub>レ</sub>俄に下向被<sub>レ</sub>仰出候由之處夷狄と條約之儀は疾に被<sub>レ</sub>差許<sub>レ</sub>候事故諸大名之赤心有體達<sub>レ</sub>叙聞<sub>レ</sub>候事不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>仍<sub>レ</sub>之表向天下へ意見建白之御達しは有<sub>レ</sub>之候得共蔭より岩瀬肥後守等を以専ら西洋之事態を強大に主張し交易御差許は一時之權道にて無<sub>レ</sub>御據<sub>レ</sub>萬一關東之御旨意に違候而は家之爲に不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>旨吉凶禍福を以説入猶又御三家方へは建議之文意認直候様御内諭も有<sub>レ</sub>之由に候得共水戸前中納言殿には關東輔弼之名將に而尊王攘夷之御論終始相貫き御廟算伺書といふ書一冊當今之急務より將來の大害迄丁寧誠實に建白被<sub>レ</sub>致尾張中納言殿にも御内諭に不<sub>レ</sub>泥京師之御旨意に本<sub>レ</sub>御處置無<sub>レ</sub>之而は不<sub>レ</sub>相濟<sub>レ</sub>旨被<sub>レ</sub>申立候由其後彌勅許之有無に不<sub>レ</sub>拘關東之決斷を以て條約御差許に相成候趣に付御三家には尾張殿水戸殿御三卿には田安殿一橋殿御家門には越前殿忠誠無

二之御方御一同登城相成將軍家へ御對顔被<sub>レ</sub>願候處御所勞に而御逢無<sub>レ</sub>之依而元老井伊掃部頭初め御呼出し勅命御遵奉之無く條約御差許に相成候而は將軍家御違勅之罪御通被<sub>レ</sub>遊間敷東照宮以來御代々様へ御對如何可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉各方之了簡も承り度旨御一同演述に相成候處御目前に而は掃部頭初致<sub>レ</sub>畏服<sub>レ</sub>候由に候得共執頭之威權を以我意に募り不日に條約差許し恐多くも將軍家を御不忠御不孝に奉<sub>レ</sub>陷徳川氏之御稱號を千百歳之後迄奉<sub>レ</sub>穢而已ならず人事をも辨<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>之將軍家御大病之砌に乘し無實之罪を羅織し御親戚之御方々を奉<sub>レ</sub>禁錮<sub>レ</sub>其他正議之大名松平土佐守始兩三人御威光を以御幼君之御時節を幸とし御三家方之權勢を摧ん爲御連枝又は家老に而主家を押領せんと奸曲之巧み有<sub>レ</sub>之松平讃岐守水野土佐守竹腰兵部少輔等徒黨に引入れ種々之奸計を施し且我意に隨ひ不<sub>レ</sub>申候正議之人板倉周防守佐々木信濃守等致<sub>レ</sub>貶斥<sub>レ</sub>東照宮以來之美意良法追日及<sub>レ</sub>破壞<sub>レ</sub>候事長大息之至に候其

後八月に至り叡慮難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>默止<sub>一</sub>三家大老之中上京致し候様勅書御下に相成候處御請にも差支水戸家之儀は不束之儀有<sub>レ</sub>之慎申付掃部頭儀は御用多に而上京難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>且先輩堀田備中守等取扱之儀今更致方も無<sub>レ</sub>之依て嚴重申付候旨議奏衆迄申立己が逆罪を遁れ可<sub>レ</sub>申と相巧み間部下總守上京爲<sub>レ</sub>致専ら恩威を以致<sub>二</sub>壓倒<sub>一</sub>賄賂を以九條殿下を逆徒に引入れ内藤豊後守へ申付御所向取締益嚴重に致し恐多くも天子御讓位をも被<sub>レ</sub>遊候様奉<sub>レ</sub>要候得共三公方御賢明之御方ましまし奉<sub>レ</sub>輔<sub>二</sub>佐叡慮<sub>一</sub>候に付朝威確乎として御撓み不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊依<sub>レ</sub>之御羽翼を奉<sub>レ</sub>殺上下隔絶致し御孤立之勢に取計無實之御罪申觸し鷹司殿近衛殿三條殿御遠慮御慎被<sub>レ</sub>遊候様奉<sub>二</sub>仕向<sub>一</sub>其他諸大夫始全く罪科無<sub>レ</sub>之者を召捕關東へ差下し専ら虎狼之猛威を振ひ天下を屏息せしめ當年に至り畿内之開港又は邪教寺取建等之本條約差許し且は青蓮院宮様御英邁を奉<sub>レ</sub>忌御失德有<sub>レ</sub>之様申觸し御寺務取揚奉<sub>二</sub>幽閉<sub>一</sub>候所業乍<sub>レ</sub>恐玉體にも可<sub>レ</sub>

奉<sub>レ</sub>迫の意顯然に而北條足利之暴横よりも甚敷不<sub>二</sub>共戴<sub>一</sub>天之國賊とも可<sub>レ</sub>申候此儘に打過候は<sub>レ</sub>赫々たる神州一兩年を不<sub>レ</sub>出内地之奸民邪教に靡き彼か勢焰を助け遂に全國低頭平身して彼が正朔を奉る事掌上に指す如くに候周の衰る婦人すら不<sub>レ</sub>恤<sub>レ</sub>諱して周家の亡るを憂へしにまして二千年來之天恩を戴き二百年來東照宮の恩澤に浴し候者一日苟且相過候時節に有<sub>レ</sub>之間敷幸ひ東照宮之德澤未<sub>レ</sub>墮<sub>レ</sub>地御三家御家門には尾張殿水戸殿一橋殿越前阿波因州如き徳川家輔佐之良將も有<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>外諸侯にも薩州仙臺福岡長州佐賀土佐宇和島立花等忠憤之御志無<sub>レ</sub>怠有志之諸侯方も不<sub>レ</sub>少事に候得は諸藩有志へ合力同志して日月を刻し大義を唱へ惱<sub>二</sub>叡慮<sub>一</sub>亂<sub>レ</sub>徳川家<sub>二</sub>候奸賊一兩人誅伐いたし右之頭を提げ夷狄へ示し條約取返し奉<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>宸襟<sub>一</sub>皇朝安堵神威再ひ四夷に輝候様いたし度候間御一同之御志之程承度不堪<sub>二</sub>感激幽咽之至<sub>一</sub>候敢布<sub>二</sub>腹心<sub>一</sub>謹白  
近衛卿之を觀て其漏洩を戒め遠等を慰諭し速かに京

都を去らしむ請願の趣旨は蓋し九關に達せりと云ふ二十七日遠又高崎と同一京都を發し晝夜兼行して十月三日江戸に達す時に幕府の内旨あり執政以下有志の士概ね貶黜するところとなり遠も亦擯斥せられ水戸に歸る十一月遠又職祿を奪はれ自宅禁錮の命を蒙る唯美濃部又五郎(茂定)木村權之衛門(聿)黜斥を免かれ江戸に在り國事に盡瘁し木村は屢水戸に往復す十二月木村の北下に際し高崎之に託して遠に寄せたる書に曰く

御離袖後寒氣酷烈罷成候得共益御安泰被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在候由大慶不<sub>レ</sub>過<sub>一</sub>之御事奉<sub>レ</sub>存候隨而小弟至極元氣如<sub>レ</sub>形勉強仕申候間乍<sub>レ</sub>恐御放念可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候爾來御歸家後尊兄にも御幽閉被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在候由近比殘念の至には奉<sub>レ</sub>存候得共今更詮方も無<sub>レ</sub>之次第却而屈の上には屈を重ね候へば凌雲の伸も有<sub>レ</sub>之道理先々從容萬事御處置可<sub>レ</sub>然歎共奉<sub>レ</sub>存候天下の形勢も左程變革の事も無<sub>レ</sub>之形も乍<sub>レ</sub>去間は愈引込井も同斷の風評佛人の至難の願望より舉朝失色の様子左も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>

之歎いづれにも動搖の機相顯れ追々見込通の處置も出來候時節到來可<sub>レ</sub>仕且又弊藩の儀も有志中のみに無<sub>レ</sub>之全國上下共愈義舉の都合も出來粗御咄申上置候大奸も相倒し今は故障の儀も無<sub>レ</sub>之先君在世同様に罷成登天の心持御推察被<sub>レ</sub>下度尤彼一書も内實は寡君内見に相備へ候都合出來奮發興起の形も書餘御推量可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候態と細詳は不<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>此儀は御有志中へも御發言被<sub>レ</sub>下ましくいづれ此上は尊藩の御處置を相待候外無<sub>レ</sub>之何分精々御賢慮早目御一舉の都合萬々奉<sub>二</sub>至願<sub>一</sub>候外寇の難は愈切迫當時一日の苟安數百年の大害に可<sub>二</sub>罷成<sub>一</sub>小弟先日横濱へ差越情實巨細探索致候處愈併呑の勢臣妾同前受<sub>二</sub>駕馭之制<sub>一</sub>候形も實に不堪<sub>二</sub>悲哀涕泣<sub>一</sub>次第に御座候此節は是非少弟微行の心組に候處尊藩幕人等入り込潜伏難<sub>二</sub>出來<sub>一</sub>模様由木君より承知夫故態と差控へ申候若隨分潜伏出來候都合も有<sub>レ</sub>之候はば是非微行細詳の面にて議論奉<sub>レ</sub>窺度急急何分爲<sub>二</sub>御知<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>願候御約束申上置候菊

の油弊邸頼と拂底夫故乍思獻上も出来兼甚以不本懐の至不遠國本より到來可仕其節差上候様可致左様御含被下度乍輕少粉朱一包進上仕候間御笑納可被下候短刀の儀は萬々難有深重奉謝候高金野大弓齊之諸賢へ可然御鶴聲被下度奉希候いづれ巨細は木君より御承達被下度返す返すも一書内見之事は尊兄迄の事に御座候間漏泄の憂無之様御賢慮被下度無左候ては不慮の大害と可罷成候于今都の愉快被想像發感慨之情申候當分も毎々愉快勃々世變觀望の外無御座候嚴寒の節折角尊體御保護無御痛様萬奉至願候少弟も随分自愛可仕候間御懸念被下間敷候光陰如矢今年も無餘日御互に迎春可仕いづれ不遠鳳眉の上萬端細詳可申承候先は木君御歸國任幸便無事の一左右且右旁の事も申上尊意奉窺度如是御座候恐惶頓首

極月十一日 遠雅兄玉机下

友愛拜

君いましめを蒙りたまへとも、凌雲の伸ある事を思ひて  
うな原の、底にひそまり、ふす龍の、やかてものほる、天津日の空、

是の月幕府朝旨と稱し命令を順公に傳へて曰く客歳水戸家に賜ふ所の勅諭を幕府に返納すべしと有司多くは幕吏を怖れ府命に従はんとす是に於て有司の意見に從ひ返納を可とするものあり有司の意見を駁し返納を不可とするものあり議論兩派に分裂す遠最も而して自ら以爲らく余固より身命を犠牲に供し國に報いんことを期せり早く赤鬼(井伊を指す)を殲滅し義兵を起すに如かすと齋藤下野隼次郎(遠明)等と議論を上下し各金高に告白すること切なり金高も亦其意見を同うし既に其實行を期し薩人に告ぐ爲に高崎及堀仲左衛門(貞馨)等薩藩に赴き之が準備に努力す佐野竹之介(光明)黒澤忠三郎(勝算)等奮起斯の事を遂行せんと周旋し金高の意を受け萬延元年庚申正月

江戸に至り有村雄介(兼武)兄弟田中直之進等と協議を累ね薩藩兵士の東上を促す田中之が爲西下して力を高崎堀に協はす此の月木村佐野等より其協議に係る密書二通相踵て来る左の如し(遠特に之を謄寫し家に存しあり)

- 一 斬姦期日來月二十日前後
- 一 但事情切迫の節は詰るとも不延
- 一 雪人數名義にて邸中繰込
- 一 但來月上旬なり
- 一 天朝より云々を以て本條約御取返し被遊候様云々の手段有之事
- 一 星月夜より三千人は直様花を守護の事
- 一 花より云々下り候は、百人なり二百人なり守衛として□□の事
- 一 本會街道東海道へは人數差出の事
- 一 但是は隠然此方(水戸)人數指出申事
- 一 斬云々濟候上は一物は南品迄馬上にて速に相廻し可申右より舟路

一 淺觀音へ夜五つ時頃百度参り  
但くわんと問おんと受候事

- 一 柳原新地奥井彦七へ罷越里見孝助の居處尋方
- 土浦藩 鈴木 伊三郎
- 吉田 源兵衛
- 庄内領 山田 善衛門
- 庄内町 伊勢屋 吉重
- 一 提燈はふらにて上の方へ櫻の花一輪付候事
- 花 桂
- 月 武
- 浦浪 赤
- 星月夜 芋
- 兩馬 不二安
- 沖石 金さん
- 清狂 由
- 西遜 きん
- 清章君 ろ
- 十四君 と
- 覺

- 一花へも相通し申事
- 一朔日發十八日の日數は是非御都合被下候様相願申との事
- 一御兩人様は大丈夫に御座候事
- 一有兩人は直様にも御加勢申候事
- 一平山等兩人は得と申合候上にて相加へ可申候事
- 一櫻田外と相極候事
- 一一刻も早き方決可申事
- 一三千人は國元へ罷越申候上にて直様守護萬々御請合可申候
- 一大義届く丈け天下へ示し可申候
- 一人數は十二人位にて可然歟尤兩馬迄にては足り不申二十四人位入可申候
- 一前後の違同少々位はいつするも宜敷成功を旨と致可申候事
- 一兩道の御人數は極妙策通路なくして不叶事且東西の勢ひに寄り所置の次第も御座候事
- 一潜の處は何如にも大切成丈御出府は遅き善し

- 一打入候日數五日有之はよし
- 一可相成は田の歸るまで御待被下候は、大慶に御座候
- 一打と否直に大義を唱申度候行違申候は、不義に落可申候是は能々御盡力々々可被下候
- 一 刀 一槍 一提燈 一衣類
- 一 明荷へ入小金新宿まで置日暮より前日にすべし
- 一 一家買切會所立て候事
- 一 但麻布青山邊我思 故人割符
- 一 面々潜匿處二人位づ、
- 一 板橋 草加 新宿 矢古田 砂村邊へ先づ来る
- 一 打合せは淺草出會にて江戸へ入潜匿五日を際るべし
- 一 清西は星月夜邸中へ潜其外は所々へ潜匿
- 一 一期日を誓ふは淺草夜中の事
- 一 潜匿所二人位づつ 佐久間町裏一ヶ所 築地一ヶ所 田町一ヶ所
- 一 柴田もよし 窪田もよし 窪木縫殿衛門

其外出來次第

- 一支度は江南へ入り變し可申事
  - 一一切議論なし
  - 一合言葉付候事
  - 一 生國 奥州 二本松 相馬 仙臺 土浦 岩城 麻生杯可然 出羽 米澤或は秋田
- 此の密書に云ふ所の花は京都月は幕府雪は水戸星月夜は薩摩浦浪は井伊兩馬は安藤對馬沖石は讃州即ち松平讃岐清章君は老公即ち烈公十四君は當公即ち順公清狂は高橋西遜は金子の隱語星月夜より三千人云々は老老斬殺の機に乘し薩摩の兵士京都守衛の名義を以て東上し義を唱ふの意木曾東海兩道へ人數差出し云々は水戸より兵士を出し東西相應するの意斬云々濟候上は一物は南品迄云々品川より船路は大老の首級を京都に送り義を唱ふ時三條河原に梟示するの意淺觀音夜五つ時云々及提燈はぶらにて云々は同盟の先發江戸に在る者辰牌を圖り櫻花を描ける提燈を携へ淺草觀世音に百度詣りの體をなし後發江戸に入

る者同所に至り之を認め合言葉を以て相接するの意有二人云々は有村兄弟二人の意人數十二人云々は井伊一人なら十二人でも足るべきも安藤迄にては倍を要するの意田の歸り迄云々は田中直之進の東上を待ち事を擧げられたしとの意清西は星月夜云々は高橋又は金子南上の時は薩藩邸に潜むの意生國奥州云々は南上の同盟水戸人たることを隠晦し奥州其他の産に擬するの意なり而して其協議の事項後に至り變更せられたるものあり會合を淺草とせるを日本橋西河岸とし大老の首級は之を刎るに止め京都に送る手段を廢したる如き其一二の例なり是に於て遠金高及野村下野等と要撃員の携ふべき懷中書並に閣老に提出すべき書狀を作成す這は曩日青蓮院宮近衛卿に呈したる檄文に基き修正増減したるものなり二月十八日遠水戸を脱し南行す其家を去るに臨み兒誠一郎(誠)を撫綏し詩歌各一首を詠し家に遺せり

報恩身比一毛輕、誰惱明君棘與荆、待汝他年成立日、推州乃父竭微誠、

故郷の、花を見捨て、迷ふ身も、都の春を、思ふはかりそ、

是より先き金高相識し高橋は衆に先たつて大阪に至り義旗に關する事物の總理をなし金子は江戸に於て大老要撃に關する事を總轄し後西上することに協定す遠の江戸に抵るや又三好貫之介と稱し多く大音寺前の一亭岡田屋に寓し又假に京橋北横町に一戸を構へ會て某青樓に瀧本と呼びたる一女と共に商事を營むの體を粧ひ以て同盟の潜匿並に密議の處となせり三月朔金子主となり遠及齋藤野村木村佐野黒澤有村(兼武)兄弟其他の諸士を日本橋西河岸の山崎樓に會し協議する所あり齋藤野村木村佐野黒澤有村等十七名を要撃員に選定し遠及野村木村三人を後援豫備に充て特に遠を以て十七士の操縦者に推薦す即ち十八士是なり而して金子は其期日を上巳とし之を櫻田門外に決行するものとし五箇の方畧(方畧は金子の傳にあり)を示せり皆之を諒し一坐酒を酌み詩歌を吟し寄合書を揮灑し遠は故郷の花を云々の歌及

義氣一發の四字を揮灑す其翌二日遠齋藤佐野黒澤と市中散歩の體をなし外櫻田に至り要撃に適する地を撰定し共に品川驛の虎屋(引手茶屋)を経妓樓相模屋に同盟諸士を會合し方畧に依り三箇組合を設け佐野の組を六人齋藤黒澤の組を各五人とし森五六郎(直長)獨前驅を撥亂するの任に當る此に於て各自首謀者の配付せる懷中書及金圓を懷にし服裝携帶物諸般の準備を整ひ要撃の動作を協定し現場には正と呼び堂と應ずる合言葉を定め翌日の早曉芝愛宕山に至り漸次に決行地に赴くものとす皆勇氣を養ひ永訣を期して快飲する數時三日天大に雪ふる齋藤佐野黒澤の各組天幸と呼び或は天祐と呼び或は愉快と呼び奮然として各自先づ愛宕山に集合し互に人員を檢して三々五々又降りて外櫻田に至る遠傘を以て雪を遮り西に歩み東に行き諸侯行伍の觀覽者に扮して指揮をなし佐野の組を路の北に齋藤黒澤の組を路の南に配置し進止の態度を定め諸士尙し蹉跌の狀あらば直ちに應援するの決意を示し共に俱に待つこと頃刻辰牌を

過ぎるや井伊大老の一行邸門(今の參謀本部所在地)を出て櫻田門に近づく森前驅に對し拳銃を放ち又一刀を閃かす衛士驚きて前驅に集り行伍忽ち亂る諸士已に輕裝となり刀を抜き奮闘して霎時の間に敵輿を衝き其戸を破り井伊を勾出し之を刎ね「しめた」と呼ぶと同時に有村が其首級を刀尖に貫けり遠直ちに引揚げの令を發す因て諸士均しく鬨聲を擧げて去る事後遠は野村木村と將に西上し力を義旗に致さんとす十八士の一人岡部三十郎(忠吉)傷を蒙らず方畧の五(創傷なき者は上坂して義兵に加入すべし)に依り來りて同行を約す故に幕吏の物色を避け同く都人士の觀雪に擬し兩國川に至り舟を備ひ酒を命し綽然として或は酌み或は談するの間に筆を援き姉夫遠藤介九郎夫妻に贈る書翰を記し岡部の手を經翌日を以て柏勇介に託し水戸に送る其文に曰く

口上

一父上様御石碑御建て被下候様奉願候御改葬も強介と申合せ置候得共かゝる大變に相成候ては迎

も六ヶ敷候得ば萬々一誠一郎無事成長仕候は、深く御申聞け我志を爲御繼可被下候此は家財賣拂候てなり宜しく御座候間一通りに御立て可被下奉願候

一阿房は妾に御座候得ばさして災難はかゝり申聞敷候得共たとひかゝり候得共恨等無之様御申聞せ可被下候御忠孝の一端に御座候誠一郎七歳未滿故當分は災難無御座候はん何方の義民へなり御頼み成長致候はば家名計りもせめて御立て可被下候家財の中甲冑刀劍類は可相成は御預り置可被下候祖先への御申譯に御座候左様御承知可被下候木村野村等も逐々内密面會宿元の事もあらあらには相分り安心仕候當節薩摩邸に潛み居り申候事故御氣遣無御座候生て居る位は阿房へも御内々御聞せ可被下候實に可憐の事に候得共大義の爲故是非なき次第に御座候

一袴一つたすきに用申候下緒一本と七首(是は御懷劍に)差上可申候間かたみに思召可被下候

此時手をおろし不<sub>レ</sub>申候得共物見とあと先のかけ引仕候同勢へ組み初て生た芝居を見申候面白きものに御座候齋藤監物運田一五郎等意外の働き善き士一人存分切り申候秘秘秘

一薩國より三千の人数くり込申候は、東海道木曾路と兩道よりおし登り申候約束にて同志へ結び待兼居申候事故多分京都か死所と奉<sub>レ</sub>存候御喜び可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候神風を被<sub>レ</sub>吹候心地に御坐候御察し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候身體も至て壯健にて天助に御坐候此間途中も實に無事に御坐候中原の助けに相成申候故御序によろしく奉<sub>レ</sub>願候秘中の秘御火中可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候十八日笠間にて日暮生荷へのり下館にて朝めし小山にて晝其より馬にて古河へ一泊仕り是より宇都宮士に相成江戸迄駕籠にて通し申候得共更に氣も付不<sub>レ</sub>申候愚なる小人計りの世の中に御坐候故眞の忠臣へは手出しがならぬ事に候神に誓て頼敷存申候御嬉可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候も○出來申候御安心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候強介居處大津にまだ隠れ居申候や御分り被<sub>レ</sub>遊候は

ば潛に爲<sub>レ</sub>御知爲<sub>レ</sub>嬉可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候金之介は居不<sub>レ</sub>申哉是亦よろしく相願候併なまなかにては大變に御坐候間御内々の上御内々に御坐候御含可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候外々へは何方も文通等不<sub>レ</sub>致候間訖と御秘し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候再び御面會も出來不<sub>レ</sub>申候様も難<sub>レ</sub>計候得ば海山申上度御坐候得共取込み殊に人目を忍び申候事故何事も御察の上宜しく御取計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候荒々目出度可祝

三月三日晝過雪降る日舟中認

鐵之介拜上

御兄様

御姉様

姉一人に宛たる書左の如し

文して申上奉候寒さも只今に退兼候へ共御一同様御きげんよく御めで度存じあけ參らせ候扱身の上兼々御察しも御座候通り一旦獄中へ入り申候はば忠孝共に暗く罷成り一昨年來の丹誠も水の泡に相成申候こと故不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事<sub>レ</sub>蟄宅を罷出申候得共

逐々諸有志中へも面會仕り京都へ昨年中罷出申上

置候通りの志願は相達申候御嬉び可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候只今頃は定めて御聞被<sub>レ</sub>遊候半佐野始め見事の働にて當の敵は瞬息の間に倒し申候其外即死五六人見申候怪我人は數相分兼申候唯可<sub>レ</sub>憐は稻田重藏一人討死仕候是も無<sub>レ</sub>據事に御座候あつばれの男に御座候心事萬端御察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候尙御暇願も指出候こと故御家へ對し恐入候事も二た様に御座候早々目出度かしく 尙々本文如何にも取急候事故何事も深く御察し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候虎口に罷在申候事故筆取にも相成兼申候乍<sub>レ</sub>憚石川小泉御間柄様中へも御姉様より宜しく奉<sub>レ</sub>希候此節外に見込も無<sub>レ</sub>之候得共又死を急ぎ候立場とは少々違ひ無<sub>レ</sub>據長らへ罷在申候一旦の決心よりは却て六ヶ敷候得共智謀策略を以て遁れ居申候上諸有志へも逐々面會仕りあとの事も十分手が届申候こと故御案じ被<sub>レ</sub>下間敷別紙に申上候かどは御兄上様へ御打合せの上偏に御骨折私忠孝の道相立候様御工夫被<sub>レ</sub>下候様奉<sub>レ</sub>願候

文したゝめ候にも唯々涕泣のみに御座候かしく

三月三日晝過ぎ認む

是より遠銚子の商人吉野屋政助と稱し野村木村岡部と共に五日を以て西上の途に就き迂路を取り中山道に出で又奈良を経て大坂に赴く

奈良に赴き、木津川を下り、笠置山を仰きて、

昔義舉のさまを思やりつゝ、

いかにせん、頼む櫻の、影もなし、これや昔の、

玉しきのあと、

懐古

一峯高聳萬峯中、樹色蒼々氣勢雄、誰識紫宮一枝夢、闔門三世繫孤忠、

遠大坂に入るや櫻田の變事既に京坂に聞達し幕吏の嫌疑白端部索も亦甚だ密なり薩摩の兵士來らざるのみならず金子は伏見に於て囚に就き高橋は四天王寺に於て屠腹し同志の輩四散し志を伸ぶること能はず遠も亦去て西下す播磨洋船中の一詠左の如し

世路波瀾時岌々、聊爲<sub>レ</sub>報國<sub>レ</sub>試<sub>レ</sub>酸辛、夢阻<sub>レ</sub>北嶺

家無信、氣壓南州、酒有<sub>レ</sub>神、臥弄<sub>二</sub>紅煙<sub>一</sub>、凌<sub>二</sub>靄霧<sub>一</sub>、起嗽<sub>二</sub>蒼海<sub>一</sub>、拜<sub>二</sub>星辰<sub>一</sub>、連宵獨對淡州月、却擲芳山萬樹春、

既にして遠困幡に入り安達志津摩を訪ふ鳥取藩人之を知りて幕府の威權を憚り遠を捕縛し幕府に致さんとす安達之を聞知し遠に告げ難を避けしむ因て遠辭し去らんとするに方り夜深くして杜鵑の聲頻に聞ゆ忽ち一首の歌を口吟せり

歸らしと、思ふ身にしも、時鳥、しらぬ雲井に、何さそふらん、

其口吟以て綽々餘裕あるを見るべし遠又潜行して長門を經九州に入り將に薩摩に赴き同志に計り機を見て爲すことあらんとす既に肥後三太郎の險を超え木股の驛に至る藩制嚴にして外藩人の入る事を許さず遠空しく志を齎し去りて豊後佐伯に出で同地に監禁しある鮎澤の消息を聞き其健在なるを知り東行して日光道中草加驛に寓し江戸の事情を窺ふ遠詩を賦し筆を弄し風流の詩人書家に擬し自ら居るを以て人其

烈士たるを知るものなし又陰然水戸に入り高橋の舊廬を訪ひ高橋の老父母及家族を慰藉し之に淹留する一句又常陸の北鄙袋田村櫻岡八郎の家に匿る、こと數句去りて越後に至り各所に轉遷し又諸州に潛伏して竊かに待つ所あり文久元年辛酉十月越後上關村雲母の温泉場に於て水戸藩吏の爲に捕獲せられ十一月水戸赤沼の獄に下り二年壬戌四月五日江戸傳馬町の獄に送らる詩を賦して曰く

南州嶺海豈難<sub>レ</sub>攀、鎖鑰窓間夢始閑、請看古今忠烈迹、前文山又後椒山、

詞氣雄渾にして悲壯平生培養の素あるを見るべし五月十一日遠評定所にて斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらるる年三十九時に幕吏口供を作り命じて其氏名の下に華押を書せしむ遠筆を把つて死休の二字を書す幕吏等慙然相見て曰くよくよく死を望むものかと遠獄に在る二百日意氣毫も屈する事なく其刑場に赴くとき他房に囚はれる内藤(文七郎)の前を過ぎ大聲に文七々々猶生き居るかと連呼し又

「家郷千載公論日題謂關東狂少年」と高吟すること二回其從容として死に就くの状を見聞する者皆感歎稱揚して措かざりしと云ふ内藤獄を出づるの後具さに之を語れり辭世の歌左の如し

親々の、形見なりにし、玉の身を、今日しも君に、捧げぬるかな、

親戚故舊私かに其遺骸を小塚原回向院域内に厝く遠人となり豪宕にして灑々落落々常に大節を重んじ小節に拘はらず好んで書を讀み詩歌を善くす花晨月夕毎に朋友相會して樽酒談笑し興到れば乃ち長笛を弄び憂鬱を泄らす人其妙精に感せざるはなし前後諸州を經歷せし際筆記する所のは即ち西海轉蓬錄是なり又丁難日録あり獄中に作る所の詩歌を集めて遣問集と云ふ文久三年癸亥の夏幕府朝旨を傳へ其後を録し歸葬するを許す七月誠一郎家を繼ぎ俸を賜はる十一月屍を收め水戸常磐原に歸葬す明治二十二年五月二日朝旨に由り遠靖國神社に合祀せられ二十四年十二月十七日朝廷更に遠の奮動を録し從四位を贈らる

遠詠する所の詩歌數百篇あり左に遣問集を摘録す

去歲辛酉十月念三夜、予於<sub>二</sub>北越上關村雲母溫泉<sub>一</sub>就<sub>レ</sub>囚、同十一月薄暮下<sub>二</sub>於赤沼獄<sub>一</sub>、今歲壬戌以<sub>二</sub>二月十七日<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>百日之限<sub>一</sub>、同十八日亦當<sub>二</sub>予三年前辭國之辰<sub>一</sub>、是亦可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>奇因<sub>一</sub>也、歲月如<sub>レ</sub>流春花將<sub>レ</sub>發人生之變可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>慨哉、前狼<sub>レ</sub>既斃後虎又就<sub>レ</sub>戮、雄心<sub>レ</sub>鬱勃身如<sub>二</sub>鷺鳥在<sub>二</sub>樊籠<sub>一</sub>、千辛萬苦其與<sub>レ</sub>誰語、爲<sub>レ</sub>詠<sub>二</sub>和歌<sub>一</sub>聊具<sub>二</sub>他日之忘<sub>一</sub>云、

三年まで、かゝるつゝ、れの、旅衣、脱もやられぬ、身の行衛かな、

春日書懷去<sub>二</sub>櫻田義舉<sub>一</sub>、三年予<sub>レ</sub>此、感慨之所<sub>二</sub>以切<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>身、

狂名早已滿<sub>二</sub>江湖<sub>一</sub>、慚愧粗豪氣未<sub>レ</sub>除、尙有<sub>二</sub>皇天當<sub>レ</sub>鑑<sub>レ</sub>國、豈無<sub>二</sub>寬典所<sub>レ</sub>裁<sub>レ</sub>予、憂深宗澤回鑾疏、憤重文山不息書、安得<sub>二</sub>艷陽三月暮<sub>一</sub>、花陰含笑就<sub>二</sub>刀鋸<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>縛將<sub>レ</sub>歸<sub>二</sub>鄉國<sub>一</sub>、即得<sub>二</sub>二絶<sub>一</sub>、

仰不<sub>レ</sub>愧<sub>二</sub>天寧愧<sub>レ</sub>世、丹心如<sub>レ</sub>火復明<sub>レ</sub>誰、滿山風雪吟懷豁、正是從容就<sub>レ</sub>義時、

形迹多年如鷲鳥、辨知憂樂後兼先、一朝屈在樊籠裡、難搏南洋萬里天、

冬夜獄中謾吟

枉就幽囚還故郷、姓名在世豈辭狂、五更擊拆乾坤寂、斷頭塲荒月似霜、  
時事關心難就眠、尖風缺月轉凄然、滿胸忠憤悲歌夕、憶起文山就義年、

寄柳澤處士荒井貞藏在東隣之獄

塵世功名爭破情、嗟君志業在生平、寄言非是邊庭遠、忍聽寒江孤雁聲、

過大江山麓

天將神冥付英雄、忽見孤冢奏偉功、魁賊授首知那處、雪深千丈嶽邊風、

天橋立夜望

龍跨天橋勢欲飛、喬松傳響晚潮悲、舟懸片岸風沈處、月暗群巒雪白時、荒落丹心唯愛酒、蒼茫客路好爲詩、哀絲豪竹寬愁意、紅淚何堪如雨滋、  
在因州一憶住谷大胡二子

九州形勢近如何、定識勤王義旅多、日夕依欄遙想望、陰山不見鴈飛過、

懷小弟叔強寄仲弟秀武於南隣獄舍

誰將紅淚洗泉土、別後同爲縲絏人、瘴氣侵肌難促睡、冤聲徹耳易傷神、死生誓執君臣義、飢渴猶存鐵石心、借問故園梅一樹、放香爲能挽回春、

本月六日就縛、已入鄉國、過瑞龍山下、感激往事、血淚沾臆者數刻、謹賦一絕、沈吟敬恭、以奉謝先君之靈

死無補國生何益、肅拜曷堪縲絏中、狂骨縱爲斷塲土、冤魂依舊起遺風、

孤臣在獄之圖

身はかくて、沈みはつとも、君か世の、うきには漏れぬ、臣とこそしれ、  
孤臣獄中見蜘蛛圖

さ、かにの、絲より細き、玉の緒も、這えすは如何に、嬉しからまし、

熊澤先生の墓を拜して

あくせきて、歸る旅路の、はてはまた、君か誠の、あとを逐ははや、

越前に至りて野村淵藏といへる人の許に寓す、常陸帯けふ回り来て云々、とありければ返し、安からぬ、世にめぐりこし、常陸帯、結ひし甲斐も、ありとこそしれ、

獄中雜詠

餘所目にも、うしと思ひし、獄さへ、今は身を置く、世となりにける、  
枯残る、薄に風の、音立て、一むらする、小夜しくれかな、

同じ獄に囚れてありける、弟なる平澤秀武の許へ、詠て遣しける、

めぐり逢て、姿を見へね、聲をへて、こは又いかに、かゝるなみたそ、  
露の身を、草の獄に、起臥の、見んこと難き、世と成りにけり、

晦日夜曉近く、宮居の鐘の音の風のまにまに、

響わたりければ、心悅ひてよめる、  
いつもかく、嬉しきものか、東照る、神の宮居の、曉のかね、

歳暮

めくるへき、春の光りを、頼みにて、年の限りは歎かすもかな、  
ひとせは、今夜限りと、思ふより、心靜に、よをすこさはや、

隣獄なる今泉子の許より、「世の中のうきてふ憂きにひきかへて心しつけき年の暮かな」といひおこせし同じ心をよめる、  
妻や子の、頼みも今は、絶えはて、あまりわひしき、年の暮かな、

越路にて囚はれけるより、故郷に返るまで、道すからの、口すさひによみ侍りし歌とも書付侍る、

すて、かひ、あるか無かは、白雪の、積る思ひの、消えぬ身にして、



金澤曉發

なはて道、夜寒の霜の、あととへは、結ふ氷の、  
とけもやらすて、

某のしの恵みに謝するとして、於會津之城下、  
枯残る、冬の日かけの、草葉にも、露の情は、あ  
るよなりけり、

白川なる旅のやとりにて時雨をよめる

ぬる間にも、いたく時雨の、誘ひ来て、覺てはつ  
らき、世にもあるかな、

繩目に逢ふて瑞龍山の麓を過る頃謹てよめる

濡衣の、幾重かさなる、おのか身を、哀れと君は、  
しろしめさすや、

太田村に至りて親しき友とちによみて遣しける

歌

思ひやる、ことゝは知らて、子心に、親の音信、  
いかにまつらん、

贈從四位齋藤一徳傳

齋藤一徳字は子房監物と稱し文里と號す式部文靜の

長子嘗て常陸那珂郡靜村鎮座靜神社奉仕長官たり此  
の社は建業梶命手力雄命を祀り郡中三十三村の鎮守  
にして常陸式内第二の神社なり一徳父の後を承け其  
職を奉ず威儀儼肅にして卓異の風采あり眼光炯々人  
見て憚る幼より學を好み藤田虎之介(後誠之進彪)の  
薫陶を受け書を善くし出藍の稱あり其筆蹟能く藤田  
に似たるを以て人或は之を辨する能はずと云へり又  
武藝を嗜み神道無念流の劍技を究め邸内に道場を設  
けて少壯子弟に武術を講習せしめたると十餘年天保  
十四年癸卯八月水戸烈公水戸上町の東照宮祭儀を神  
道唯一に改正す一徳東照宮神職の兼務を命せられ宮  
領の内百石を給はり且弘道館の鹿島神社祠官も亦兼  
務となる又命を以て烈公の爲東照宮祭儀の祝詞を起  
草せることあり時に烈公を以て編みたる日蔭の蔓  
と呼ぶ一物を一徳に賜ひ左の國詩を添ふ而して其草  
案は烈公雌黄を加へ決定せるものにて今家に存せり  
常磐山、祭れる神は、久方の、日蔭のかつら、長  
く傳へん、

弘化元年甲辰五月烈公莖語に中り幕命を以て駒込別  
墅に幽閉せられ順公幼にして封を襲ぐ結城寅壽(朝  
道)の黨幕吏及後見三支藩主の權勢を利用し政事を  
私するに由り一藩甚だ亂る乃ち一徳主冤を洗雪し藩  
政を挽回せん事を謀り之を神社に祈誓すると同時に  
氏子信徒を集め君臣の義を説明し忠孝の道を訓諭す  
爲に節義の志を立て奮起する者少なからず二年乙巳  
三月一徳江戸に潜行し閣老阿部伊勢守(正弘)の邸に  
詣り一書を提出して主冤を訴へ命を待つ其文に曰く  
前中納言殿昨年五月御隱居御愼被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候處誠に  
俄の御儀に付御領中貴賤の無<sub>レ</sub>差別驚愕悲痛仕候  
私儀不肖の身に御坐候得共幸に明社の奉仕に相任  
じ神官の長をも辱ふし國主の行狀聊相察し罷在候  
上は空しく沈黙仕候儀難<sub>レ</sub>忍元來中納言殿平生被<sub>レ</sub>  
爲<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>忠誠の志深御先代の遺業繼述を旨と  
被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>心懸<sub>一</sub>天下國家の御爲日夜辛勤被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在忠  
孝文武を以て士民を教育被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>成猶更當家の儀は  
幕府の御羽翼天朝の御藩屏に付一と通に心得候て

は不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>旨時々達も有<sub>レ</sub>之儀故人々節操を相勵  
み忠孝の大節文武の兩道實用の心懸專一と仕邦君  
に從て太平の御恩を報候心得に御坐候且又國政常  
典の分は勿論皆古道に被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>復宿弊<sub>一</sub>を被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>除候  
事其節目の詳なる事は各有司の者被<sub>レ</sub>存候儀故別  
段不<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候得共一昨年政事向行届候趣稀成御褒  
賞も被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在候御儀一國の士民歡悅仕候のみなら  
ず天下の人も遍く奉<sub>二</sub>仰望<sub>一</sub>候儀に御座候然る處昨  
年の御次第乍<sub>レ</sub>恐如何成御疑の儀被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在候儀は  
誠に以て慨歎仕候乍<sub>レ</sub>去既に御愼の儀御宥被<sub>レ</sub>仰  
出<sub>二</sub>候得ば中納言殿赤心御明察被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>遊候御儀と  
奉<sub>二</sub>恐察<sub>一</sub>候處政事の儀は御携無<sub>レ</sub>之様譯ての御沙  
汰士民一同重て痛心仕候萬一御疑の廉も御坐候は  
ば御三藩御一體の瑕瑾に相成假初にも臣子たる者  
安心不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候處に御坐候何分中納言殿赤心乍<sub>レ</sub>  
恐御明察被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>遊幼君の後見被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>成一國靜謐諸  
民安堵仕候様御仁慮の程奉<sub>レ</sub>願候尤寺社改革の事  
追々世評も承候得ば一向に佛寺のみ廢候様申候候

儀に御坐候是は尙更源威殿源義殿の遺志被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>繼神州の道尊崇被<sub>レ</sub>致候事に御坐候得共一體の處は寺院祠官によらず惣て正邪の品被<sub>二</sub>相正<sub>一</sub>大に黜涉被<sub>レ</sub>致候事にて是又委細の儀は其役人へ御尋被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候得ば分明の儀に御坐候萬一にも是より國の紀綱相弛候はゞ士民節義の風薄く相成自然と奸黨利を營み結候て天下の御不爲と相成可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候昨年士民一統舊君の冤罪相歎き不<sub>レ</sub>穩儀に就ては其筋々より嚴重申渡も有<sub>レ</sub>之候得共追々無<sub>二</sub>已事<sub>一</sub>夫々役筋へ願出御府内へも罷登重き御役方へ歎訴仕候領民の致方皆自家を不<sub>レ</sub>願只管中納言殿相慕罷在候故餘多の中には神輿を幸して嗷訴可<sub>レ</sub>仕杯申合候向も有<sub>レ</sub>之儀に相聞甚心配仕候萬一右様の儀に至候ては何共恐入候儀と是又竊に過慮仕候凡下たる者上を慕候儀は勿論善事と對<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>御政教の御本意と奉<sub>レ</sub>存候處萬一譯もなき事にて騒動仕候様説説等行はれ只嚴威を以て禁制仕候得ば士民益相激し如何様の人氣に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>も難<sub>レ</sub>測

奉<sub>レ</sub>存候其上近年異船の患東海に相迫防禦の御備大切の御時節重き御藩屏の御家不<sub>レ</sub>穩候ては如何計天下の御不爲に相成可<sub>レ</sub>申哉私儀固より言責の官には無<sub>レ</sub>之候得共荷も天下の太平奉<sub>レ</sub>祈候職務に御坐候上は天下の御不爲に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>事乍<sub>レ</sub>存歇止罷在候ては却て奉<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>公邊<sub>一</sub>不忠の筋に相當り恐多候間此段謹て上言仕候右等の趣何分宜敷御明察被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>中納言殿冤罪明白に相成國中靜謐に相治り天下の御爲に相成候様奉<sub>レ</sub>願候猶國元事情の儀乍<sub>レ</sub>恐口上を以て可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候不敬の罪如何様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候共本懐の至に奉<sub>レ</sub>存候頓首謹言

幕吏聽かず之を越訴とし一徳を捕へて小石川の藩邸に護送す藩又之を水戸に下し仲町の廢舎に禁錮すること數年嘉永二年己酉三月烈公の幽冤氷解するに及び一徳纒かに赦されて自宅塾居を命せられ家に歸ることを得十一月始て塾居を免さる六年癸丑六月米艦浦賀灣に來り互市を求め其勢頗る強梁なるに方り幕府は因循姑息に流れ其處置を失す一徳之を憂へ幕

政を矯正せんばあらずと願慮する所あり奮然として部下の神職村民を誘接し義氣を作興する最も切なり安政五年戊午の夏井伊掃部頭(直弼)大老となり政務の權勢を己に收め事を處す然るに外艦に威迫せられて竟に我が國權を失墜せる通商條約を結び尋て之を非議するものを排擠し烈公及尾張中納言(徳川慶恕)越前中將(松平慶永)一橋刑部卿(徳川慶喜)其他の侯伯を罪し以て甚だ正義を鉗制す八月朝廷修攘の勅を幕府及順公に賜ひ特に順公をして之を列藩に開示し以て外寇掃攘を圖らしむ大老百方策を設け其開示を妨碍す一徳同志を率ゐる南上して總州小金驛に至り又江戸水戸に往復し主冤洗雪を圖り勅旨奉行に身を致す時に内憂を祛り外患を除かんとする各藩士處士にして京都に集るもの多く其聲勢も亦頗る熾なり大老益勢威を張り閣老間部下總守(詮勝)を京都に遣り東西謀を通し勅旨を宣揚せんとするものは皆幕府の不利を圖ると誣罔し諸大夫藩士處士の別なく小林民部權大輔(良典)鶴飼吉左衛門(知信)父子頼三樹三郎

(醇)等二十餘名を囚へ大獄を起し以て力を朝野の抑壓に極め累を及ぼすこと底止する所なく承久の故事を行はんとして憚る所あらず一徳悲憤少くも止まず野村葦之介(鼎實)鮎澤伊大夫(國維)關鐵之介(遠)木村權之衛門(聿)等と謀る要旨は則ち相誓つて大老の逆煽を破砕せんとするに在り恰も金子孫二郎(教孝)高橋多一郎(愛諸)首唱をなし大老を江戸に戮し義旗を大坂に起すの策を樹て之を薩人及其他に謀る一徳固より之を翼賛し死力を出して薩人高崎猪太郎(友愛後五六)等と氣脈を通し周旋最も勉む此に於て一徳金高(金子高橋を指す)及關等と會して曰く天下人の志節を作興し之を鼓舞し勅旨を發展するは今日の急務なりと乃ち關及住谷寅之介(信順)矢野長九郎(長道)大胡聿藏(資敬)等部署を定め十月の初出發九州山陽山陰北陸列藩を周歴し義氣を鼓吹するに方り一徳は神職にして股肱なる宮田齋雨宮鐵三郎鈴木齋其他數名を京都仙臺等の各地に遣り神職及士庶を歴訪し國事日に非なる所以を説き以て天下國家の爲忠

勇節義を發揮せんことを獎勵し各藩人をして志を立てしめたるもの少なからず是則ち時勢の危殆に際し一徳か殊に心力を國事に盡し王事に致せし所なり六年己未二月高橋の一徳に贈れる書信に曰く

肅啓春暖相催候處愈御安清奉賀候打續國事御周旋御賢勞の趣毎度感激仕候仙一條も内外御骨折都合もよろしく兩人歸郷にも及び候よし仙藩より山形運迄右の儀一寸相届き御挨拶否不<sub>二</sub>相伺<sub>一</sub>直に幕府へ申立に相成候處右書取も御宛の大意却て不<sub>レ</sub>猛様にて相貫き養生の至誠も顯候様よく書取無<sub>レ</sub>屹度<sub>二</sub>差出申候様申來候間梶清へ爲<sub>レ</sub>見申候ま<sub>レ</sub>今程御承知と奉<sub>レ</sub>存候仙藩も内外の取扱等實に懇誠より出候様奉<sub>レ</sub>存候此段も一寸申上候矢長關鐵も無<sub>レ</sub>滞歸郷に相成申候北陸山陰南海の諸藩を經歷頗る意氣相感じ愈増長州義氣堂々の由爲<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>賀事に御座候關も喪中旁未面晤も不<sub>レ</sub>致候へき無<sub>レ</sub>事歸郷は御同様安心仕候例の三神官(宮田雨宮鈴木)は北陸通行に御座候哉一寸御序に御申越可<sub>レ</sub>被

下候昨日は上公より御親書御下爰元鎮撫の儀間部下り等の沙汰も有<sub>レ</sub>之旁御心配被<sub>レ</sub>遊小臣儀は先年北郡寺社之方も相勤候間懇意のもの多候半何分此上靜謐の儀申合行届候様にとの吳々御下知に御座候間もれ勢驅出し不<sub>レ</sub>申候様尊兄幾重にも御指揮奉<sub>レ</sub>祈候其趣も又々申上置候様仕候何も未だ拙恙不<sub>レ</sub>宜幸便呈<sub>二</sub>亂書<sub>一</sub>候恐々頓首

二月二十八日

尙々昨今事情も少々有<sub>レ</sub>之候間御出府の節御立寄可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候

齋藤大兄

愛 諸

是の時に當り各藩の志士水戸に來るもの多くは一徳の門を叩き風雅に事を託し實は公武東西の事情を通じ臂を執つて當世の急務を談じ就<sub>二</sub>中高崎及梅田源次郎(定明)頼三樹三郎(醇)大樂源太郎の如きは低聲密語以て國難に處し義舉を起すの籌策を練磨し又雄言壯語以て酒杯の間に時事を談笑するを常とす高崎は最も幕吏の嫌疑を避け肥後人齋藤某と稱し滯留す

る一句以上なり四月大老又安島帶刀(信立)橋本左内(綱紀)等多數の志士を逮捕し羅織以て之を處斷せんとす高崎江戸に在りて義舉を促し五月朔を以て一徳に寄せたる書狀に曰く

爾來打續御疎情罷過候得共愈御安康被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>大慶至極に奉<sub>レ</sub>存候次に私も大の元氣に罷在候間乍<sub>二</sub>慮外<sub>一</sub>御放意可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候爰元安島公杯誠に大變の仕合慨息千萬御同苦の至に御坐候就而は此一條に因ても御議論に爲<sub>レ</sub>變儀可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之賦何分唯拱手しては好物に制を受正論の伸候期は有<sub>レ</sub>之間敷是等は尊藩滞府の折染々御議論も申上候通にて兄にも飽迄御承知の御事故此節は奮然と御決心非常の御處置被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在間敷や無<sub>レ</sub>左候ては天下の事犬首蛇身に穢され後世併吞せらるゝより外無<sub>レ</sub>之候思へば一日片時も安んぜざる仕合最早事を舉さへいたせば名義は十分突立居候世態返す返すも此節は御決心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候

一御訣別の折被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>候通り小弟差上候手控前様

へ御上聞の一條は如何御都合被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>出來<sub>一</sub>候哉何卒此一條のみにても運び候様御取計被<sub>レ</sub>下間敷哉左候は々又思召の程も可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御坐<sub>一</sub>何卒是等の儀は時宜御見計ひ可<sub>レ</sub>然様偏に奉<sub>レ</sub>希候弊郎有志中も此一條御返答一日三秋の思ひに御坐候

一爰元金子君へ御面會染々御熱論も承り且小弟愚存の趣も御咄申上是非御決心の處懇願いたし候得共何分只今右の時宜に及ばんとすればまるで差障る事有<sub>レ</sub>之甚だ大難の處置故心ならずも打過との事にて千萬御尤の御議論乍<sub>二</sub>去左様<sub>一</sub>に計り申居候ては迎も形成動搖は六ヶ敷何分にも御有志中御參會是非運ひの付候様御議論被<sub>レ</sub>下度吳々も奉<sub>レ</sub>仰候一此節御有志中三四人位も御談合御切出前様へ御上書何分御許容を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>受候處□□

一役に立立ざるは不<sub>レ</sub>論一日も早目勅諭御傳達の御手数可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候事

右二ヶ條御有志中御熱論可<sub>レ</sub>然御處置被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>度候

勅諭も御傳達無之非常の御處置も無之候ては天下中の有志甚懐不平候次第返す返すも何分運ひ被付候様偏に御賢計可被下候

先は此旨右等の大事懇願且貴意奉窺度如是乍末筆尊體御保護專要奉存候何卒御吟味次第早日尊報奉仰候木村君方歎金子君歎へ御當御遣し可被下候恐々謹言

五月朔日

颯人 高拜

齋藤大兄

玉机下

向々關君へも御談合可被下候此節は又々不能書通何共不埒の至可然御鶴聲奉仰候餘り事を急ぎ候様御賢慮も可有之候得共全く左様の儀に無御坐早機會十分勘考候へば拱手の時節にも無之及緩急候得ば併合せらるより外無之實に感慨千萬に御坐候

一尊藩御決心さへ有之候得ば弊藩有志中は本よ別紙

り眞の決心仕居候に付一檄を飛ばし次第直に京都へ馳登り可奉守護國本今少し近く候得ば爰元奸吏退去の賦候得共何分長途故其儀も出來兼不得己勢に御坐候國本有志も百人未滿の事に候得共各決死の者共に候得ば隨分諸藩の應し候内は相支へ居可申表向勅諭御傳達被下候は有志外の者共にも切出大粧の人數に可罷成候

一爰元弊邸の有志は僅に指を屈する位迎も當分の處にては不足爲輕重候得共數ならず共御勢に加り一番難苦の場を相勤め申度唯展轉尊藩非常の御處置のみ奉仰居候

書添

一長州吉田一黨奮激其内四人と歎京都へ馳登り此節長公御參府を伏見にて相支へ宮様三條公近衛公歎を潜行なし奉り長公の御旅館へ被爲入得と形勢の御熟論令旨を被爲受早速御出府表向公然と勅諭の御趣意を御熟論有之奸佞屈伏に於ては萬歲御唱へ若違背に於ては不得己兵革を用ひ好物

を征討と申趣意にて爲馳登候段相聞へ其眞偽は不辨候得共申遣者も心得有之者に候得ば全く跡方無之儀とも不被伺乍去長公も早御出府被

成旁前後涉勘考候得ばたまたま其手段は致し候へ共事ならざる歎と想像仕居候實に此吉田は豪傑の聞有之候丈け左様の處置も有之候半と被存いとすさまじき事氣象も浩然たる様に御座候

一得と當今の事情枕を割り熟考仕候へば誠に大變の世態實に腸も斷へん計りにて慨歎千萬に御坐候何分此節關君は勿論慥成御有志方と如何様共本文二ヶ條の趣意御手段被成下度偏に奉仰候千萬御處置の六ヶ數事は乍承知やむにやまれん仕台心中御推察可被下候乍去天下の事は機會ござれば不動歎いと恨めしき事に御坐候大胡君へも以御序可然様御鶴聲奉希候此以後御書通申上候時は又々變名致し川崎司にて差上候様可致左様御心得可被下候御覽の上は御投火可被下候左も無之候へば以後大害を引可申候松本先生に

も御壯健被爲涉候半宜敷御傳へ可被下候返す返すも何分早目御報被成下度奉仰候

是の月水戸の士民江戸の事狀を聞き切齒扼腕勅旨を奉行し主冤を洗雪せんとして又大舉南上する趨勢沛然として河の決するが如し一徳神職百三十四名の謀主となり其奉行の實を擧げん事を相誓ひ小石川邸に赴き順公に建議せり其文に曰く

今般篤き尊慮を以御家政向の儀より都て前中納言様へ御相談可被爲遊旨被仰合候趣奉敬承爲國家誠以難有奉感戴候依て申上候迄も無之候得共重き勅諭御廻達御猶豫被爲遊候御儀は開老衆上京の御奉申上候振も有之候故の御儀と奉敬承候扱竊に傳承仕候へば開老衆自己の權勢を以奉蔑如朝廷候より前中納言様の御精忠を嫉妬仕思召に託し奉令處御慎神州の綱常を亂し且神君の御嚴禁も猥に變革被致候御政事一不堪憤激日夜痛魂罷在候儀に御座候間乍恐御三藩の御規格を儼然と御維持被爲遊上公御

英邁 御賢慮を以右勅諭御速に御回達被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊中奉<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>叙慮<sub>ニ</sub>不忠奸曲の讒臣を御遠<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊中納言様御登營被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在前中納言様御慎奉<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>解忠孝御兩全の御政道相立神州の大義を益御主張被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在萬民一統恐悅の眉を開き候様仕度奉<sub>レ</sub>存候右志願相貫不<sub>レ</sub>申候内は歸國不<sub>レ</sub>仕覺悟に一統張詰罷在候儀に御座候間御達の趣は奉<sub>ニ</sub>承知<sub>ニ</sub>候得共右情實御汲取被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>候様仕度奉<sub>ニ</sub>申上<sub>ニ</sub>候恐惶謹言

安政六年末五月 連名百十四人印

指引世話役廿人印

八月に至り大老京都江戸に於て逮捕したる小林安島鶴飼其他多數の志士に嚴刑慘罰を加へ烈公を水戸城に移し永く蟄居せしむ南上の士民憤を吞んで扈從北下す尋て執政以下罷免となり金高も貶黜せられ水戸に下り一徳も亦郷里に歸る十二月幕府參政安藤對馬守(信睦)府命を以て小石川邸に來り朝旨を傳ふと稱して曰く順公に賜ふ所の勅諭を幕府に返納すべしと頻りに之を督促し威迫交も至る是より先き勅諭廻達

の議あるに方り藩の有司幕旨に忤はざるを可として其停止論を聲言し之に附加雷同する者多く藩論二派となり此に至り有司又返納論を唱ひ志士は不可返納論を主張し兩立して軋轢す乃ち水戸城南長岡驛に集合し勢を張り有司の論鋒を挫折せんとするもの數百人を長岡勢と呼ぶ一徳斷乎として返納を不可とし斡旋甚だ力の泉町伊勢屋彦六の家に寓して長岡勢に應援し大に聲勢を發揚す而して密かに金高に告げて曰く神速に大老を要撃し義旗を翻し以て勅旨を發達するに如かず僕誓つて身命を抛ち赤鬼(井伊を指す)を屠るの任に當らんとを期せりと金高も亦意志を同うし既に之が實行を期し木村及佐野竹之介(光明)黒澤忠三郎(勝算)をして薩人に通知せしめ將に日を期して藩地を去らんとす一徳毎に金高の間に談論して策を講じ略を究むるに實に多々なり萬延元年庚申二月一徳氏名を變じて佐々木馬之介と稱し鯉淵要人(珍陣)蓮田一五郎(正實)と共に潜行して江戸に入る岡部三十郎(忠吉)杉山彌一郎(當人)等疾くに潜

匿所を淺草田町其他に設けあり因て一徳鯉淵蓮田と共に田町の一亭藤相模に宿す是の時高崎等西下し薩人の江戸に在る志士は有村雄介(兼武)兄弟に過ぎず一徳金子有村及同志の士に氣脈を通じ周旋すること虚日なし金子及一徳野村關佐野黒澤有村岡部杉山等十餘名三月朔を以て日本橋西河岸山崎樓に會合す金子是に於て衆議を盡し一徳及佐野黒澤鯉淵有村次左衛門(兼清)等十七士を以て要撃員に選定し關野村木村三名を後援豫備に充て特に關を十七士の操縦者となし要撃の期を上己の日に決行の地を櫻田門外に定め方畧五ヶ條(方略は金子の傳にあり)を示し且一徳を推薦して事後自首狀提出事由辯明の任に充つ其要撃の衝に當る十七人に繰縦の關を加へ正員十八士となれり衆皆之を諒し一座杯を擧げ意氣酣暢詩歌を詠し古語を誦し唐紙二葉に寄合書を揮ひ一徳は「道理貫心肝忠義填骨髓」の句「見幾而作」の四字及「胡馬南來久不<sub>レ</sub>歸山河踏破一身危云々」の詩を書す一徳の筆最も遒健なり酒酣に互に明日の會合を期し相別る

贈從四位齋藤一徳傳

二日一徳關佐野黒澤と共に外櫻田遊歩の體をなし要撃の着手に適する地を擇ひ之を定め後同盟諸士と同一品川驛の引手茶屋虎屋に至り又青樓相模屋に集り方略に基き協議を盡し一徳佐野黒澤の三組合を設け一徳の組は一徳並に鯉淵岡部蓮田廣木松之介(有良)の五名となし而して各自首謀者の交付に係る懷中書及金圓を懷にし輕裝の設備を整ひ現場に用ゐる合言葉は正と呼び堂と答ふるものとし皆又之を諒し互に快飲す一徳事後累を主家に及ぼすことを恐れ神職たる鯉淵及海後礎磯之介(宗親)と謀り藩の有司に對し藩籍除却の願書を出せり其書に曰く

以<sub>ニ</sub>手紙<sub>ニ</sub>啓上仕候此度別紙之趣書取を以て奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候間宜敷御取成被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>度候以上

三月三日 齋藤 監 物  
鯉 淵 要 人  
海 後 礎 磯 之 介

小瀬彌一衛門殿

尙々本文大略之段吳々も御用捨可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>成<sub>一</sub>下<sub>一</sub>候尙至願相濟候様幾重にも御取成可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>候

別紙

一我々共御代々様御高恩を蒙り罷在候身分に而奉<sub>レ</sub>願候は深く恐入奉<sub>レ</sub>存候へ共此度天下國家の御爲存詰候大願有<sub>レ</sub>之出府仕候は則累代の御恩徳に奉<sub>レ</sub>報候微衷に御座候處萬一御家の御嫌疑に涉り候様の儀有<sub>レ</sub>之候而は重々奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候何卒御暇被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様仕度奉<sub>レ</sub>願候此段相濟候様仕度宜敷被<sub>二</sub>仰立<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下奉<sub>一</sub>願候以上

海後 磯磯之介

申三月

鯉 淵 要 人

寺社御奉行所様

齋 藤 監 物

三日拂曉白雪頻りに降ること異常なり同盟互に相顧み天祐と呼び莞然として相模屋を去り徐々芝愛岩山に登り勢揃をなし又漸次に外櫻田に赴き一徳の組合は黒澤の組合と連り佐野の組合と路を挟み松平大隅

守の邸前に佇立す辰牌を過ぐるや井伊大老騶從熾にして揚々邸門を出て來る同盟の一人森五六郎(直長)前驅に對し拳銃を放ち刀を閃かし行伍を亂す其機逸すべからず一徳佐野黒澤の各組皆輕裝となり均しく刀を抜き奮進して防衛する從士を排除し一瞬間に敵與を突き之を破り井伊を勾出し戮し且刃ぬ時に同盟の一人其首級を刀尖に貫く爰に此の日の目的を達せるに由り一徳諸士と共に鯨波を擧ぐ一徳頭部其他に重創を蒙り鮮血淋漓行步甚だ艱むも意氣軒昂豁然として撓まず佐野黒澤蓮田と刀を聯ね和田倉門外辰の口なる閣老脇坂中務大輔の官邸に至り同盟諸士を代表し自首狀及別紙を提出し以て事由を辯明せんことを告げ命を待つ報なし即日一徳黒澤蓮田等と同く熊本(肥後)藩主細川越中守邸に幽禁せらるる時に同家の役員某紙筆を具して書を需む乃ち一徳筆を執り一首の國詩を揮ふ  
君か爲、つもる思ひも、天津日に、とけてうれしき、今朝の淡雪、

此の月八日一徳傷癒えずして死す年三十九親戚故舊

吾妻にて都の花を思ひて

私かに遺骸を小塚原回向院域内に厝く文久三年癸亥

ならはしの、吉野の櫻、いかならん、東の花は、今さかりなり、

の夏幕府朝旨に依り其後を録し歸葬する事を許す七

いやたけき、神に誓ひて、武士の、思ひいるやは、とほらさらめや、

月男勢太郎(徳親)家を繼ぎ十一月屍を收め靜村の先

同

營に歸葬す勢太郎歿し嗣子邁後を承く一徳神社長官

梓弓、引きまかなへし、右手の指、放たて人に、讓るものかは、

の職に在りて能く部下の衆を愛撫し義氣を鼓舞して

利根川の、水の白浪、ふみこえて、又逢ふ江戸の、花や見るらん、

誘掖奨励すること一にして足らず故に多々の神職之

に頼りて奮起し力を國事に致せしもの少なからず實

に神職中の巨擘たり嘗て神道の衰頹を憂へ同職を勸

誘し毎月相集羣典を講究したるを以て藩の爲に稱

揚せらる梅田か來遊せし時人物を評して深く一徳の

器識を稱し高橋柚門齋藤文里の如きは何れの地にあ

らんしむるも必ず衆人の長たるべき人なりと云へり

文里は即ち一徳の號柚門は高橋多一郎の號なり明治

二十二年五月二日朝旨に由り一徳靖國神社に合祀せ

られ三十五年十一月八日朝廷更に一徳の舊勳を録し

從四位を贈らる一徳國歌を好み時に感し興に觸れ詠

するもの多し今散逸して傳はらず茲に四首を掲載す

此の月八日一徳傷癒えずして死す年三十九親戚故舊私かに遺骸を小塚原回向院域内に厝く文久三年癸亥の夏幕府朝旨に依り其後を録し歸葬する事を許す七月男勢太郎(徳親)家を繼ぎ十一月屍を收め靜村の先營に歸葬す勢太郎歿し嗣子邁後を承く一徳神社長官の職に在りて能く部下の衆を愛撫し義氣を鼓舞して誘掖奨励すること一にして足らず故に多々の神職之に頼りて奮起し力を國事に致せしもの少なからず實に神職中の巨擘たり嘗て神道の衰頹を憂へ同職を勸誘し毎月相集羣典を講究したるを以て藩の爲に稱揚せらる梅田か來遊せし時人物を評して深く一徳の器識を稱し高橋柚門齋藤文里の如きは何れの地にあらんしむるも必ず衆人の長たるべき人なりと云へり文里は即ち一徳の號柚門は高橋多一郎の號なり明治二十二年五月二日朝旨に由り一徳靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に一徳の舊勳を録し從四位を贈らる一徳國歌を好み時に感し興に觸れ詠するもの多し今散逸して傳はらず茲に四首を掲載す

勤王 水戸烈士傳上編 卷九 實記

贈正五位稻田正辰傳

稻田正辰重藏と稱す常陸那珂郡下國井村の人孫右衛門某の第一子なり世々農を業とす正辰幼より田丸直諒(稻之衛門後一齋)の從者となり謹慈善く誠意を盡す天保年間田丸の推薦を以て水戸藩町方同心となり些少の俸給を受け格勤衆に超ゆ後西部(南西東北四部の一)の郡吏に擧げられ時の郡奉行金子教孝に從つて力を撫民の事に竭し土地の經界を正し隱田切開きの弊を去る弘化元年甲辰の夏烈公蜚語に中り譴を幕府に獲て仕を致し駒籠別墅に遷る結城朝道政務を專らにし金子等貶黜せられて民政も亦大に變す正辰之を憂へ復舊の意見を上司に建言する所あり忽ち忤つて擯斥せらる藩政恢復するに及んで金子原職に復し南部を管す安政の初正辰も亦復職して南部の民政

贈五位位稻田正辰傳

に從事し郷校を増設し農兵を編制する如き能く心力を竭盡し大に成績あり是の時擢んでられて士班に列し俸稟も増賜せらる五年戊午の冬内元締に晋む是より先き國家多事大老井伊直弼幕政を司り朝旨に背きて擅に我が國權を失墜せる外交條約を結び呑噬侵略の禍如何を顧みる能はず而して之を非難するものを嫉み府命を發して烈公及諸侯伯を罪し正議を鉗む修攘の勅諭下るも大老詭策を設けて壅塞する甚し水戸の士民勅諭廻達と主冤洗雪を圖り大舉して總州小金驛に至り又江戸に赴く正辰其大舉の一人にして能く情義を盡し共に志望を達せんことを勉め江戸小金に往返する數回なり小金驛に在る時左の七絶を賦す  
慷慨殉難誓乾坤、欲振義氣報國恩、一任小金晚秋月、照破精誠百鍊魂、

二四五

而して金子及高橋愛諸等主命を蒙り大舉せる南上の士民を鎮撫するに當り正辰其兩間に周旋し大に力を致す時に大老益威柄を弄して諸大夫士庶を逮捕し天下の正義を壓制するのみならず其甚しきは承久の故事を行はんとするに至る爲に金高(金子高橋を指す)首謀となり江戸に井伊を殛し大坂に義兵を起すの議を決す正辰以爲らく是義舉なりと大に之を翼賛し自ら要撃員たらんことを望み周旋する日あり正辰最も金子の信用を受け之に従つて南上し之に従つて北下し旬日面接して國事を議せざることなし其國事多端にして之を處する常に費用を要し其額日に月に多を加ふ正辰金子の旨を承け等しく南部に外元締の職を執る野嶋佐三郎に謀り共に斯の事に拮据幹旋し金圓を調達し之を金子に提供したるも尠なからず六年己未十月金子水戸に貶せらるゝや之を訪ふこと殆ど毎日にして一日請ふ所あり曰く僕の刃甚だ鋭ならず願はくは大老斬戮に供する爲大人の一刀を賜はらんことをと金子沈思して之を諾し佩用に完備しある助

貞作の刀一口を贈る時に正辰年知命に近く能く病むを以て人其静養して身を保ち後圖をなさん事を勸む正辰凛として肯かず謂て曰く余が身虚弱なりと雖蹶然事に當るを得事を爲すは精神に在り必ず精神を注ぎ一刀を揮ひ赤鬼(井伊を指す)を屠らんと語氣頗る鋭にして忠肝義膽面に顯はる爲に人再び言はずして其沈勇を稱揚す萬延元年庚申二月十八日佐藤寛と共に金子に従ひ家を去る其去るに臨み妻孥の或は驚愕して他人に告げんことを慮り秘して言はず心に永訣を期し酒を置き自ら酌んで杯を家人に屬し陽りて曰く吾民庶の爲に官長に請ふことあり今行いて陳論する所あらんと欲す時宜により江戸に赴くことあらん歸期或は遅緩するも亦知るべからず決して之を憂ること勿れと温顔之を論し毫も平常の舉止に異なることなし故に妻子も亦怪まずして日子を送れり既にして正辰金子佐藤と共に間道を経て眞壁郡關本町塚田清兵衛の家に住す是の時其近郷に強盜の難あり八州巡察吏正辰等の一行を物色すること甚しく捕手或は

迫らんとす正辰曰く是則ち大事の前の小事なり小事の爲大人の南上に蹉躓することあらんか大事の義舉誰か能く之を總括せんや余策あり今より彼の吏に對し辯明して疑を解かん倘し疑ひ解けず事或は急ならば余金子と稱し吏に就き一身を彼の處置に任せんのみ其間に佐藤氏大人を護り脱して南上すること可ならんと相謀ることあり正辰進んで吏に面し先づ金子の氏名を高田與十郎正辰の氏名を鈴木太介佐藤の氏名を佐藤龜之介と稱し謂て曰く高田の親戚に亡命の者あり藩命を奉じ捜査に来れるなり尙疑ひあらんには高田自ら面陳せんと言語明晰少も凝滞することなし其面陳の一言始めて彼の嫌疑を解き危殆頓に去り一行障碍なく古河王子を経江戸に達する事を得三月朔金子主となり正辰及關遠野村鼎實齋藤一徳木村幸佐野光明黒澤勝算有村兼武兄弟森直長杉山當人蓮田正實佐藤等十餘名を日本橋西河岸の山崎樓に會し要撃に關する密議をなす或は曰く同盟未だ悉く至らず其來るを待ち事を起す如何或は曰く礪川邸に在る川

又才介其他の者を擇び加盟せしめる如何と衆議未だ決せず正辰進んで曰く一元兇を撃つは精神にあり決して人の多寡に依るべきものにあらん期を緩ふせば事或は當らば何の難きことか之あらん期を緩ふせば事或は漏れん早く決行するに如かずと金子此の論旨を執り議論を決し直ちに正辰齋藤佐野有村(兼清)等十七人を要撃員とし關野村木村を豫備に充て特に關を十七士の操縦者に齋藤を事後要撃の事狀辯明者に選定せられ其要撃に任ずる者即ち十八士となる而して金子は其決行期を上巳の日決行地を櫻田門外となし五箇の方略(方略は金子の傳に在り)を授く其斷行論の立どころに決せるは實に正辰與りて力ありと云ふ二日關野村木村及齋藤佐野黒澤等の要撃員悉く品川驛の青樓相模屋に集合し方略に依りて協議し先づ齋藤佐野黒澤に屬する三箇組合を設け現場に於て正と呼べば堂と應ずるの合言葉を定め又前驅の攪亂者を選び森一人之に當り正辰及大關増美廣岡政則森山政徳海後宗親は佐野の組となり各自首謀者より配付せる懷



中書及若干の金圓を受領し必要の物件を準備し一座  
 訣別を期し快飲す三日大雪天に飄る正辰等十八士之  
 を見て天幸と呼び天祐と唱ひ益勇を鼓し漸次愛宕山  
 に登り勢揃をなし又櫻田門外に至る此に正辰佐野大  
 關廣岡海後森山と路北の濠側に在り井伊大老が柳營  
 に登るを待ち武鑑を閲し在ること頃刻井伊一行の來  
 るを確認し森俄然拳銃を前驅に放ち行伍を亂す其機  
 に乗じ皆齊しく刀を抜く正辰奮然として進み第一着  
 に敵與を刺し井伊を傷く果して金子贈與の刀なり從  
 士防戦して正辰の背を撃つ正辰些も顧みず一意井伊  
 に當る衆相踵て之を戮殺し又之を刃ね有村兼清其首  
 を刀尖に貫けり衆咄嗟の間に目的を達し「しめたし  
 めた」と呼び鯨波を擧ぐ正辰頭部背部其他に十餘箇  
 の輕重創を蒙り鮮血淋漓全身紅汗に染むるも意氣撓  
 ます毅然として斃る年四十七親屬故舊私かに其遺骸  
 を小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨を傳へ後を録  
 し歸葬するを許す文久三年癸亥七月長子榮太郎家を  
 繼ぎ俸を賜はり十一月屍を收め水戸神崎寺に葬る榮

太郎歿し弟正俊家を承く正辰の家元より貧なり田丸  
 (直諒)之を憐み常に金穀を贈りて惠恤す其義子田丸  
 直允も亦同く正辰を眷遇せり正辰其恩義に感じ田丸  
 の起居を訪ふこと十年一日の如く暑寒風雨と雖一日  
 怠ることなし田丸(直諒)偶ま病篤くして鯉魚を欲す  
 時祁寒の候に屬し之を求むるも得ず正辰那珂江に抵  
 り苦慮百端投網を以て小鯉魚を獲直ちに之を贈る田  
 丸一家の人皆大に悦んで曰く是其至誠の感應なりと  
 正辰容止樸實沈黙にして言ふこと能はざるものゝ如  
 し然れども思慮精覈口を開けば則ち諄々として言ふ  
 所能く情義を明かにして事宜に適し肯綮に中る其民  
 政を輔け國家に裨益したるもの頗る多し明治二十二  
 年五月二日朝旨に由り正辰靖國神社に合祀せられ三  
 十五年十一月八日朝廷更に正辰の舊勳を録し正五位  
 を贈らる正辰佐野黑澤等と同く正五位の追贈を蒙る  
 に當り廷議特に正辰を其首班に擧げられたりと云ふ

贈正五位佐野光明傳

佐野光明竹之介と稱す水戸藩士兵左衛門光誠の第一

子なり其先は甲斐源氏に屬し武功を以て著はる光明  
 嘉永五年壬子三月家督を承け小普請組となり祿二百  
 石を食む安政三年丙辰三月大番組となり四年丁巳三  
 月大番組頭に轉じ十二月小姓に進む光明嘗て武道に  
 志し劍砲及拔刀術を學び就中拔刀擊劍二技の奥義を  
 究め劍道の達人と稱せらる光明軀幹短小なるに似ず  
 性豪爽にして氣概あり三尺の長刀を横たふ人あり身  
 矮にて長刀を帶ぶるを嘲るものあり其言未だ了らざ  
 る瞬間に光明長刀を抜き電光を閃かす人畏怖して手  
 足震癩過言を謝す是に於て皆其術の敏捷なるを知り  
 復之を誹るものなしと云ふ光明經史を讀むことを好  
 ます常に稗史野乘を嗜み弓張月を讀んで深く源爲朝  
 の武勇を欽し自ら奮つて志を立て義氣を砥勵す五年  
 戊午四月井伊直弼大老となり幕政を掌り六月朝旨に  
 背き擅に我が國權を失墜せる外交條約を結び而して  
 之を非難するものを忌み七月の初烈公及諸侯伯を罪  
 す八月朝廷修攘の勅を幕府及順公に賜ひ特に別勅を  
 下し順公をして之を列藩に廻達し外寇掃攘を圖らし

む大老又策を設け之を沮んで勅旨を壅塞し尋て小林  
 良典鶴岡知信等を囚捕し諸大夫士庶を罪するの大獄  
 を起し正義を鉗制するのみならず其甚しきは皇上に  
 對し承久の故事を行はんことを企つるに至る光明憤  
 慨蹶起して謀る所あり大老の威焰を壓倒し以て勅旨  
 を奉行し主冤を洗雪せんと同志と共に南上江戸に至  
 り努力する最も切なり衆相踵いて總州小金驛に集る  
 もの數千人六年己未の春に至り大老又三公以下をし  
 て落飾に至らしめ青蓮院宮を幽閉し志士の逮捕を續  
 行し安島信立茅根泰橋本綱紀等數十名を囚ふ五月水  
 戸の士民變を聞き又南上し前議を主張して主冤を雪  
 ぎ勅旨を達せんことを圖るもの夥多なり光明舊に依  
 り共に俱に周旋す時に金子教孝高橋愛諸順公の旨を  
 受け之が鎮制の任に當りて衆を説得するに奉勅雪冤  
 の事は業に己に之を畫策しあり他日別に大に爲すべ  
 きの事あり其時に至り機を失はず奮起すべきを以て  
 し殊に百數十名を總州八幡驛に留め衆を北歸せしむ  
 衆之を諒して去る光明江戸に在り金高(金子高橋を

指す)の意を受け門奈直忠海後宗親と共に屢八幡に至り滞留の士民に對し勇氣節義の琢勵を勧め而して互に相待つて力を盡すこと日あり八月下浣幕府安島茅根等數名を死刑に小林及鮎澤國維等を遠島に處し特に松平信發(左兵衛督)を磔川邸に遣はし烈公に永蓋居を命じ水戸に移らしむ是より先き巷説紛紜或は烈公に自裁を命ずと云ひ或は烈公を他の藩邸に幽閉すと唱ふ光明以謂らく幕吏我が老公の英明を忌憚するや一朝夕の事にあらず今幕使の來る巷説の如く或は然らん君辱めらる時は臣死すの金言を服膺するは斯の秋に在り若かず今直ちに左兵衛督を刺し以て其禍を除かんにはと吉成一徳等と謀り八幡より來れる數名の壯士と共に邸の門外に出でて之を要す家老大場景淑之を諭して曰く幕府倘し老公に禍害することあらば義を以て争ひ君侯の難に代りて死す是固より吾儕の任なり猥りに暴動して邦家の累を爲すこと勿れと金高も亦同く之を説諭す光明其言に従ひ止む是の時光明の行爲邸門の制禁を犯すことあり爲に謹を

得て水戸に下り叔父佐野光大の家に幽禁せらる光明常に叔父と議論相合はず屈從して志の伸びざるを憂へ竊かに其家を脱し市街に在りては園部俊雄村落に於ては江口忠八(茨城郡大野村)海後大和(那珂郡本米崎村)の家に遷徙し隱見する日あり會ま金高首謀となり東に大老を殪し西に義旗を擧げ勅旨を發揚するの策を樹て薩藩の志士と相謀る光明奮躍し其要撃の任に當らんことを誓ひ關遠木村聿齋藤一徳黒澤勝算等と挺身力を協はす既にして光明時勢視察を要し江戸に至り周旋するの日水戸の知友に贈りたる尺牘の追書並に國歌左の如し

尙々肥田幕府へ罷出候は極て捕れに付候此儀に付ては拙者儀もあんかんと暴發を待候も勇氣無御座候間幕府へ歎願歎張良の鐵槌か二つの内と相決し申候近々拙者之退御覽可被下候御國は如何歟御目當御座候や近頃沙汰には下町者義に相弛み石見倅に相隨ひ候沙汰御座候尤聞苦しき事に御座候如し此下町には兎ても頼に不<sub>レ</sub>相成候大

發杯は兎ても駄目此儀野中門奈などにも宜敷御申通被下候様奉願候近頃打續き大雪に付例之愚歌仕候御笑可被下候以上

降しきる、雪は心に、知ら間弓、引にし矢をは、いかて返へさん、  
うは玉の、暗にもまよふ、浮世をは、ふり捨て、こそ、樂みにける、  
武士の、はきて甲斐なき、劔太刀、をしめぬ身をも、をしむ心は、

尋て光明北下して水戸又は近郷に出没しあり竟に脱藩の意を決し一日那珂郡田谷村田尻知好の家を訪ひ田尻及有志の士に訣別を告げ謂て曰く老公(烈公)及有志の諸侯无妄の禍に罹り王事に勤むる能はず今公(順公)勅を受けて修攘の効を奏するを得ず威義二公以來の高徳沈淪するに至る是皆幕府の姦吏專横皇權を壅蔽するの致す所なり姦計の爲國家を誤るにあらずして何ぞ豈痛慨に堪へんや苟くも人臣たるもの死を以て國家に報いずんばあらざるの秋なり爰に彼の

姦魁を誅除し國耻を雪ぎ以て叡旨を宣揚し皇威を震耀するは實に此の時に在り余が志既に決せり請ふ子等身を保ち後能く國家を掩護せよと又曰く余曩日國家の爲深く心を苦むるも誅姦の志未だ決せざるの時或る夜夢に二つの首級を見たり親しく見るに正しく安嶋茅根兩忠臣なり其面貌に生けるが如くにして余に訓諭せることあるもの、如し夢覺めて悽然たること良久し是全く兩忠臣の靈魂吾に忠節を示教せるものと感じ是より誅奸の念愈切なりし余既に亡命の身となり尙今より形を變し潛行して爲す所あらんとす他日如何の變あるも亦知るべからず冀くは同志の人人宜く心を一にして兩君を守衛し奉るべしと二首の國歌を詠じて曰く

かりならず、旅の宿りに、今日もまた、思ひを出る、敷島の道、  
憂きことは、いや積るとも、劔太刀、仇なる人を、拂ひきよめん、  
光明偶ま農夫の扮装をなし大小の刀劔と天秤棒を一

薙に包み之を肩にして潛行し萬延元年庚申正月十七日の夜大關増美の家に至り密かに大關及黒澤其他の志士と義舉に係る談論をなし策を金高の間に講ずる數日策漸く進む一夜酒酣に興を遣り傍の行燈に一首の歌を書す左の如し所謂樂書なり

思ひきや、今の憂身は、敷島の、大和心の、露の魁、

既にして光明金高の意を承け木村黒澤と共に南上し氏名を變じ海野慎八と稱し江戸三田の薩藩邸に入り有村兼武兼清兄弟田中直之進等に面し速かに大老を殪し兵を擧ぐる雄圖を遂行せざるべからざる事由を告げ薩藩兵士の東上を促し議論を上下するもの多し田中爲に西下し力を之に竭す爾後此の月二十八日以降光明多くは同邸日下部信政遺族の家に在り同盟諸士と往復す就中小有村と年齒相齊しく意氣投合し日夕相談して相酌むを常とす其談も亦義舉に關するもの頗る多く互に曰く赤鬼（井伊を指す）の首は余之を獲んや余之を誡んと争ふに似て争ふにあらず笑

つて語ること屢なり光明或は筆を援きて壯士姦魁を屠る戲畫を描き或は時事に感したる國歌を書し之を示して興を遣ること數次三月朔金子主として光明及木村黒澤齋藤有村野村鼎實廣岡政則稻田正辰等十數名を日本橋西河岸の山崎樓に會し要撃の事を議し實行員を確定するに當り同盟中林以徳小田朝儀其他疾病事故の爲南上せざるもの殆ど十名あり衆或は曰く同盟の南上を待ち事を起さん或は曰く礪川邸の志士を加へんと議論百出せんとする際稻田大に之を駁し首謀者たる金子訓誡する所あり之を決裁し直ちに光明及齋藤黒澤小有村大關稻田等十七名を以て要撃員とし上巳の日之を櫻田門外に決行するものと定め關野村木村三名を後援豫備に充て特に關を諸士の操縦者に齋藤を要撃の事由辯明者に推選し乃ち實行の正員を十八人となし方略（方略は金子の傳に在り）を示さる衆皆之を服膺し互に遺算なきを期し相誓ふ是より共に酒を傾け詩歌を詠じ古語を誦し寄合書をなすに方り光明左の國詩及「誠忠」の二字を書す

櫻田の、花とかはねは、散すとも、何に撓むへき、日本魂、

二日光明關齋藤黒澤と外櫻田に赴き要撃動作に便なる地を協定し又野村木村及十八士相共に品川驛の虎屋（引手茶屋）を経て青樓相模屋に集り關野村木村幹旋の勞を執り方略に依りて森直長一人前驅攪亂の任に當り光明齋藤黒澤に屬する三箇組合を設け光明の組を光明及大關廣岡稻田海後森山政徳の六名と定め各自服裝及携帶品を準備す時に懷中書並に金圓の交付を受く是皆首謀者の交付に係るものにて各自若し鬪死し懷中に金圓なからんか貧に迫り事を起せりと誘らるゝも計り難し因て各自少なくとも二兩づゝは懷中に存すべしとして三兩づゝ交付せられたるなり而して現場互に正と呼べば堂と答ふる合言葉を定む光明又黒澤外十餘名と共に事後累の主人に及ぶを恐れ各自藩籍除脱の願書に連署して之を礪川邸の有司に送る這は野村の起草に係るものなり是に於て皆永訣を期し快飲雄談の間に光明莞爾として左の國歌を詠す

諸共に、思ひ射る矢の、強ければ、堅き巖も、透さゝらめや、

三日朝白雪大に降る皆天幸なり天祐と呼び芝愛宕山に登りて集合人員を検し又漸次に下り櫻田門外に至る光明の組は路北の濠側に在り齋藤黒澤の組と相對して佇立し武鑑を繕き井伊の其邸（今の參謀本部所在地）を出づるを待つ井伊一行の來るや轟然一聲あり是森が拳銃を放ち前驅を亂すなり此の機逸せず光明大關と均しく羽織を脱し輕裝となり鞘を拂ふ各組皆一齊に刀を抜き奮進敵輿に肉薄す從士防戦する者あり光明三尺の長刀を閃かし忽焉として左を屠り忽焉として右を撃ち勇戰激闘大に威武を振つて之を却け敵輿の戸を破り井伊を路上に勾致す衆之を突き之を斬り頭身を分つや一瞬の間に小有村其首級を刀尖に貫き竟に後援豫備員の力を要せずして目的を達し皆「しめたしめた」と呼び又鬨聲を擧ぐ是に於て關退散を指示す光明右肩左脇に各九寸餘及眼上鼻側耳部に重創を蒙るも容止雄壯自若として長刀を杖にし齋

藤黒澤及蓮田正實と共に和田倉門外辰の口なる老中脇坂安宅の官邸に抵り狀を訴ふ創傷劇しくして斯の日死す年二十二幕府の獄醫望月壽仙來りて其屍を檢覈するに襯衣の兩袖に「誠と忠」の字を朱書し中間に和歌二首あり其一は櫻田の花と云々其一は左の如し敷島の、錦の御旗、もちさゝけ、皇御軍の、さきかけやせん、

光明の死體は檢視未済の内に監禁の名義を以て熊本(肥後)藩主細川越中守邸へ移さる故に細川邸にて死したる如く申告せられたり其屍は親姻故舊私かに小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨を傳へ歸葬及後を録する事を許す光明未婚にして子なし文久三年癸亥七月叔父の長子廣乃嗣となり家を繼ぎ祿を賜はる十一月屍を収め水戸酒門原先塋の側に歸葬す廣乃死し小澤某の次子嘉一郎家を繼ぎ長女志津子之に配す明治二十二年五月二日朝旨に由り光明靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷光明の奮勳を録し正五位を贈らる光明詠する所の國詩數首を左に摘録

す(口下部の家に潛み入り吟せるもの多しと云ふ)

大和錦

天照らす、神の宮居は、神さひて、伊勢津に引ける、いと車、大和錦に、織りなせる、その古への、御旗をば、五月蠅なす、心も黒き、夷らを、なて近けて、汚しつゝ、皇御國の、雲井まで、己かまにまに、踏みあらし、彌生なかはの、事なれば、今の光りに、真心も、皆うかうかと、あつみつゝ、大宮人の、身なからに、五月蠅なしつる、うき事を、雲の上まで、曇らせて、赤き心の、宮人を、とらへ盡して、東路に、圍み下して、武藏なる、獄の中に、ひそめらる、真心深き、人々を、なほあしさまに、とりなして、罪なき罪に、つみなひて、親の罪とて、うま子まで、遠き島根に、流しける、なほ春雨に、そほぬるゝ、鶯ならて、我袖に、落る涙は、乾かねと、露打拂ひ、大丈夫か、心のたけを、取直し、大浦浪と、生しける、八重の葎を、なき盡し、錦の御旗、春風に、吹なひか

して、梓弓、ひきしほりつゝ、夷らを、千里の海に、退けて、猶日の本に、千萬の、夷の國を、なひかせん、  
面影を、月に残して、有明の、かすめる空に、返る雁かね、  
我戀は、人にいはれぬ、忍草、露の命を、たれに語らん、  
八重葎、しけりて道も、つかねとも、さけ佩く太刀に、薙つくさまし、  
東路の、草屋に住める、賤か身を、雲井の内に、さゝけまつらん、  
あら樂し、思ひは晴るゝ、三日月の、明行く雪と、消て嬉しき、

有村氏に示せる歌

大君の、憂き御心を、安めつゝ、鬼住國に、櫻かりせん、

贈正五位黒澤勝算傳

黒澤勝算忠三郎と稱す水戸藩士林藏勝正の第一子な

り幼より武藝を嗜み尤も劍術に長じ又槍術馬術泳術を善くす嘉永六年癸丑六月床机隊戦士を命せらる安政元年甲寅五月米艦浦賀に入港するを以て江戸に警戒あり順公豫備の兵士を礫川邸に召す勝算も亦命を受けて祇役し四月歸藩す二年乙卯二月家督を承け小普請組となり祿百石を襲ぐ六月馬廻組に晋み尋て大番組に遷る勝算資性雄豪にして義を好み常に先輩志士の家に出入し大に節義を磨勵す又年少の甥廣岡政則を愛して弟大關増美に均しく忠孝節義を訓諭し二士俱に身を國事に致すに至るものは勝算の方居多なりと云ふ五年戊午六月大老井伊直弼外國使艦通商要求の勢に迫り我が國權を失墜せる外交條約を結び之を非難するものを壓制し七月烈公及諸侯を羅織し府命を發して之を罪す八月朝廷修攘の勅を幕府及順公に賜ふ大老百方策を設けて之を沮遏し大獄を起して正議を鉗み其勢煽底止する所なく竟に皇位を動かさんとするに至る九月勝算同志と共に南上し總の小金驛に至り力を勅旨奉行主冤洗雪の事に盡し大老の勢

焔を挫折せんとす六年己未の春大老三公以下諸卿を  
して落飾に至らしめ青蓮院宮を幽閉し志士數十名の  
逮捕を續行す五月勝算又江戸に至り前議を執り周旋  
すること終始一貫なり勝算周旋する所は却て有司の  
忌む所となり十一月譴を蒙り閉門に處せらる既にし  
て金子教孝高橋愛諸首謀となり大老を江戸に戮し義  
兵を大坂に起すの畫策を爲し薩藩志士と力を協はす  
勝算欣躍して以謂らく斯の義舉に身を致し要撃の任  
を全うせんと關遠野村鼎實齋藤一徳木村津野野光明  
等と密約することあり或は南上し或は北下して心力  
を竭盡すもの頗る至れり萬延元年庚申正月其心力を  
致す所の策略漸く熟す乃ち勝算首謀者の意を承け木  
村佐野と江戸三田の薩藩邸に至り有村兼武兼清兄弟  
田中直之進に面し義舉愈決行せざるべからざる次第  
を纒述して議論を闘はし薩兵の東上を促す之が爲田  
中急行西下して斯の事に斡旋す爾後勝算氏名を陽り  
神田浦三と稱し多くは薩藩邸内日下部信政遺族の家  
に在り水戸に往復し同盟諸士と消息を通ず勝算嘗て

諸侯伯の槍其他携帶物を調査しありしが尙大老出仕  
の時刻騷從の多寡騷輿の模様與丁の衣装等行伍に關  
する諸般の事物查察を力む杉山當人も亦之に従事せ  
り三月朔金子主となり勝算及關野村齋藤木村佐野有  
村山口正森直長蓮田正實等の諸士十餘名を日本橋西  
河岸の一樓に會し密議する所あり乃ち金子衆に告げ  
て曰く要撃員は勝算齋藤佐野等十七人要撃地は櫻田  
門外期日は上巳の日なり關野村木村三人を後援豫備  
に選び特に關を諸士の操縦者に齋藤を事後自首提  
出事由辯明者に充て要撃員十七名に關を加へ十八士  
となし此に方略（方略は金子の傳に在り）を定むと  
衆等しく之を詳悉し共に酒を傾け陶然快飲し杯盤狼  
藉に至り詩歌を吟誦するものあり古語を呼號する  
ものあり竟に唐紙二葉に寄合書を揮ひ勝算其一葉に  
「忠」の字他の一葉に「義」の字を筆せり二日勝算櫻田  
門外に行き關齋藤佐野と共に諸士の要撃に適せる地  
を協定したる後同盟諸士と同一品川驛の引手茶屋虎  
屋を経妓樓相模屋に集會す關野村木村幹旋して要撃

準備に關し謀る所あり方略に由りて勝算佐野齋藤に  
屬する三箇の組合を設け勝算の組を勝算及有村（兼  
清）山口杉山増子誠五名とし森一人は則ち前驅を亂  
すの任に當る勝算及杉山特に井伊大老行伍の鑑定を  
擔任す是に於て首謀者の送致せる懷中書及金圓を受  
領し各自動作に便なる服装を辨じ共に永訣を期し快  
飲夜を徹す三日天大に雪降る衆或は天幸なりと喚び  
或は天祐吉兆なりと呼び歩いて芝愛宕山に集り各自  
組合人員を検し漸々櫻田門外に至る同盟互に疑團あ  
る時は正と呼び堂と應ずる合言葉の定めあるなり勝  
算の組合は齋藤の組合と相接して路の南即ち松平大  
隅守の邸側に列し勝算杉山と同一諸侯至る毎に携帶  
物に目を注ぐ頃刻にして一本道具を立て扈從熾なる  
者來る是則ち井伊大老ならん熟察以て其井伊たるを  
確認し暗示以て之を關齋藤佐野森に報す忽ちにして  
前驅に森の放てる一發の銃聲あり行伍俄かに亂る皆  
之を機會とし一齊に輕装となり抜刀して敵輿に迫る  
勝算其從士の遮り戦ふものを屠り其妨害を攘ひ之を

撃退するに餘力を遺さず奮進勇闘遂に後援豫備員の  
力を假らずして井伊戮殺の宿志を達し「しめた」と呼  
び関聲を擧ぐ關傍に在り引揚げを令す勝算既に肩先  
及左脇に各九寸餘の剣と鼻側に微傷を蒙り片耳を剝  
がるも意とせず自若として齋藤佐野と共に和田倉門  
外辰の口の關老脇坂中務大輔官邸に至り狀を訴ふ即  
日熊本（肥後）藩主細川越中守邸に幽禁せられ九日富  
山（越中）藩主松平利同邸に移され數回辰の口なる評  
定所に於て糾問を受くるの時鞠吏其方其方と呼ぶ勝  
算憤然として曰く天下の人士誰か天照大神の後なら  
ざるものあらんや然るに余に對し其方と云ふは過言  
も亦甚しと大聲之を叱罵すること迅雷の下るが如し  
鞠吏其威貌に怖れ復此の言を發する能はずと云ふ四  
月二十一日勝算三田（攝津）藩主九鬼隆義邸に移さる  
遂に七月十二日を以て歿す年三十三辭世の國歌左の  
如し  
國の爲、何に惜むべき、武士の、身は武藏野の、  
露と消ゆとも、

親戚故舊私かに其遺骸を小塚原回向院に厝く後數年幕府朝旨を傳へ後を録し歸葬することを許す文久三年癸亥七月長子勝顯(忠之進)家を繼ぎ祿を賜はる十一月屍を收め水戸常磐原に歸葬す後勝顯故ありて離籍し弟迪家を承く勝算の要撃に用ゐたる刀は三尺餘其刃缺けて鋸牙の如し以て當日激闘奮戦の状を知るに足る爲に有司其壯烈を追想し之を大將軍の内覽に供したりと云ふ諸侯之を聞き其圖を求めて觀るもの亦少なからずと云へり明治二十二年五月二日朝旨に由り勝算靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に勝算の奮勳を録し正五位を贈らる勝算詠する所の詩歌を左に摘録す

呼<sub>レ</sub>狂呼<sub>レ</sub>賊任<sub>ニ</sub>他評<sub>ニ</sub>幾歲愁心今日晴、方是櫻花好時節、櫻出門外血如<sub>レ</sub>櫻、東路を、出て、日數を、ふる雪の、いつか思ひの、解けすやはある、はるはると、心こし路の、けふこそは、思ひもはれて、むすふ夢かな、

贈正五位大關增美傳

大關增美字は子質忠次と稱し後和七郎と改む黒澤林藏勝正の三男にして黒澤勝算の弟なり出でて水戸藩士大關恒右衛門增賀の養子となる弘化三年丙午九月家督を繼ぎ小普請組となり祿百五十石を襲ぐ安政二年乙卯二月馬廻組を命せられ五年戊午正月大番組に遷る増美資性温厚にして沈毅骨格清高なるに由り人皆視て重臣の子弟となす此の歲九月同志と共に總州小金驛に至り六年己未五月又江戸に詣り専ら勅旨奉行主宛洗雪の事を周旋す是より先き井伊直弼大老となり幕政を専らにし朝旨に違反して我が國權を失墜せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み擅に府命を發し烈公及諸侯伯を罪し以て正義を抑遏するのみならず修攘の勅誼下るも詭計を設け之が壅塞を力め大獄を起して朝野を壓し其甚しきは皇位を動かさんとするに至る是増美か奮起心身を奉勅雪冤に致し大老の勢焰を挫かんとする所以なり其行爲痛く有司の爲に嫌忌せられ是の冬増美閉門の藩命を蒙り家に

屏居する數十日勅誼返納不可返納の議起るや増美斷じて不可返納の説を唱ふ然れども身屏居中に在り外出し得ざるを以て密かに山口正森直長等と謀る所あり爲に同憂の士多數糾合し水戸城南長岡驛に屯して勢威を張り以て返勅論を壓倒したる者は増美與りて力あり既にして金子教孝高橋愛諸等東江戸に井伊を戮し西大阪に義旗を擧ぐるの策を決行せんとす増美以爲らく此の如きの義舉賛せずんばあるべからずと奮つて力を竭し身を致せり増美常に客を愛す故に志士の出入するもの少なからず一日即ち萬延元年庚申正月十七日佐野光明潛行し來りて兄黒澤及増美と鼎坐し時事を談す談義舉の事に及び共に萬死を期し要撃の任を盡さんことを誓ふ増美尙山口森廣岡政則廣木有良海後宗親等と斯の策を講し志氣を練磨す二月二十三日山口來り宿し酒杯談笑の間に共に家を去るの議を決す偶ま山口か帶ふる所の太刀銳利ならざるを聞き増美所藏の名刀を出し之を貸與せり貸與は名のみ實は贈與なり山口大に喜び詩を賦し其喜を表し

たるもの今家に存す二十五日の夜同く形容を變し共に身を商賈に擬し南行の途に就く増美等江戸に入るの日日歿し初更に至るを待ち淺草觀世音に至り杉山當人が櫻花を描ける雪洞を持ち散步するを認めくわんと呼びおんと應ずる合言葉を以て相接し杉山の指示に由り潛匿所に宿し諸同盟に面晤す三月朔金子主となり増美黒澤佐野山口齋藤一徳有村兼武兼清兄弟其他の諸士を日本橋西河岸の一樓に會して密議をなし要撃員を増美黒澤齋藤佐野森杉山等十七名操縦者を關遠一名と確定し其期日を上巳決行地を櫻田門外に定め方畧を示さる二日衆又品川の青樓に會し方畧に由り黒澤佐野齋藤の組合を設け増美廣岡稻田正辰森山政徳海後宗親の五人は佐野の組合に屬し懷中書及金圓を受領し要撃の準備を整ひ現場に於ける合言葉を正と呼び堂と應ずるものと協議し互に永訣を期し一坐快飲し三日朝愛宕山に集り勢揃をなすの時紛々たる大雪を冒し先登せるは増美なり佐野小有村山口廣木等同盟の士相踵て至る是より徐々外櫻田に赴

き増美佐野稻田等と路の北なる濠側に立ち齋藤黒澤等と路を挟んで相對す時に増美人參を懷にし在り之を噛み以て氣力を養ひ又之を同盟諸士に分與し互に待つこと頃刻既に辰牌を過るや井伊大老邸門を出て行伍揚々として來る俄然前驅に於て一發の銃聲あり森の手に發し列伍甚だ亂る増美佐野と共に羽織を脱し刀を抜く稻田齋藤黒澤等皆齊しく抜刀して敵輿を挾撃し縦横相迫り防禦する從士を殺傷し之を却け忽ちにして敵輿を破り井伊を戮し之を刎ね小有村其首を刀尖に貫く同盟皆「しめしめした」と呼び相見て踊躍共に鯨波を擧ぐ増美咽喉及背に各四寸餘の創傷をく受るも重からず森杉山及森山政徳と大名小路なる熊本(肥後)藩主細川越中守邸に至り事由を訴ふ時に幕府の徒目附某氏來り其創を檢覈し了りて曰く櫻田の掃部頭殿には直ちに立退かれ輿中にあり斬戮せられし者は供頭即ち扈從の長なりと増美冷笑して曰く大老職の輿輿豈に陪隸の臣を乗するの理あらんや掃部頭の容貌は吾人既に認知しあり彼正しく輿を出

て路に伏し我輩の劔刃に頭足を分ちたるなりと某氏愾然惶忡して退けり云ふ九日増美富山(越中)藩主松平利同邸に幽禁せられ又豊岡(但馬)藩主京極飛騨守邸に移さる其細川邸に在る際藩士が品評をなし増美は大將分であらう特に短刀をも所持し在る立派の人だと云へり文久元年辛酉七月二十六日増美評定所に於て斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらる年二十六増美等の宣告文左の如し

其方儀外夷に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>對御處置振等品々申唱銘々申合國許出奔致し剩へ多人數徒黨を結び重き御役人登城の節御場所柄をも憚らず及<sub>ニ</sub>亂暴<sub>一</sub>候始末公儀を不<sub>レ</sub>恐致方不届至極に付死罪申付る者也

親戚故舊私かに其遺骸を小塚原回向院域内に厝く三年癸亥の夏幕府朝旨を傳へ後を録し歸葬するを許す増美男子なし二女あり因て兄の子黒澤増崇(勇之介)嗣となり家を繼ぎ祿を賜はる長女波津子之に配す十一月屍を收て水戸常磐原に歸葬す増崇歿し男恒太郎家を承く明治二十二年五月二日朝旨に由り増美靖國

神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に増美の舊勳を録し正五位を贈らる増美死に就くの前日豊國藩士高橋八右衛門の需に由り適意の古語を擇び之を揮灑したる句左の如し

當<sub>ニ</sub>其貫<sub>一</sub>日月一生死何足<sub>レ</sub>論

贈正五位廣岡政則傳

廣岡政則子之次郎と稱す林吉次郎以文の第二子なり出でて水戸藩士廣岡政介則孝の養子となり嘉永三年庚戌十二月家督を受けて祿百石を襲ぎ小普請組となる嘗て原伍軒の門に遊び藤田小四郎高橋庄左衛門金子勇二郎等と學友たり資性剛悍粗豪にして人と談論し倘し吾が意に觸るゝ事あらば是非に關せず佛然劍を按じて起つを常とす兄林忠左衛門劍技を善くし多年國事に奔走して聲譽あり毎に政則の粗豪を誡め勸めて劍術を學ばしむ是より政則祁寒盛暑を厭はず刻苦勉勵し渡邊清左衛門大胡聿藏等に就いて北辰一刀流の奥義を究め其性質を和げり一夜文學の塾舎にあり睡眠中俄然大聲を發し士は器識を先きにして文藝を

後にするの數語を琅誦す同學の人之に驚く暫時にし又鼻息胸々たり是其平素の思想を夢中に囁語するなり皆其精神を感稱す政則幼より叔父黒澤忠三郎を慕ひ肝膽を披き訓誨を乞ひて身を致し力を國事に盡さん事を誓ふ安政中井伊掃部頭大老に晋み權柄を己に收め朝旨に背きて我が國權を失墜せる外交條約を締結し而して之を非難するものを忌み擅に府命を發して烈公及諸侯伯を罪す尋て朝廷修攘の勅諭を賜ふ大老百方之を防遏し大獄を起して正義を鉗み其甚しきは承久の故事を行はんとするに至る政則之を聽き憤慨措く能はず江戸に至り大老の威柄を挫き勅旨を奉行せんと周旋甚だ勉む後水戸に在り勅諭返納不可返納の議起るや壯士二百餘人水戸城南長岡驛に集り衆思群力を以て有司の返勅諭を駁撃す所謂長岡勢是なり政則奮然として曰く平生書を讀み劍を學ぶは異常の用に供するに在り今や之を應用すべきの時なりと腕を扼して同學の士に別を告げ長岡に至り其勢力を振ふ會ま金子孫二郎高橋多一郎等井伊を東に殲し

義兵を西に起すの策を遂行せんとす政則之を聞き躍然として曰く其要撃員に加盟せんと黒澤に謀る黒澤及大關和七郎之を止め曰く斯の舉をなすものは皆生を捨つるなり卿年尙少なり生存して學文講武以後圖をなすべしと政則決然肯かすして曰く斯の如きの義舉豈傍觀黙過して止まるを得んやと萬死を期して加盟す而して黒澤江戸に至り又水戸に往復す萬延元年庚申二月政則黒澤と共に潛行して南上す其家を出づる時國歌一首を咏す

あちきなき、暗の夜出て、武藏野の、名を廣々と、雲の上まで、

政則江戸に入るや黒澤の指示により杉山當人等が設備せる潜匿所に宿す三月朔金子主となり政則及黒澤大關關鐵之介齋藤監物佐野竹之介鯉淵要人蓮田一五郎外十數名の同盟を日本橋西河岸の酒樓に會し衆議を盡したる後政則外十六名を要撃員團を操縦者となし其期日を上巳場所を櫻田門外に定め且方略を示さる衆欣然として之を諒し酒を命じ相酌むもの數時二

日又黒澤齋藤關及要撃員悉く品川驛の妓樓相模屋に集り進止動作の協議を整ひ尙方客に依り三組合を設け政則大關稻田重藏森山繁之介海後礎之介五名は佐野の組となり懷中書并に金圓の分配を受け服裝携帶物の準備をなし一坐又快飲す政則適ま敵妓に謂て曰く余明日遠路旅行をなす要は兩足を健全にするに請ふ脚に矢を點せよと兩脚を露出し脚矢即ち三里の矢を點せしむ其綽々餘裕あるは人以て當夜第一の奇談とせり三日白雪大に降る政則天幸と呼び快然として遠行の體をなし妓樓を去り愛宕山を経て外櫻田に至り佐野外四名と共に路の北なる濠側に在り齋藤黒澤等と路を隔て相對す井伊大老邸門を出て來るや森五六郎短銃を放つて前驅を驚擾し行列忽ち亂る政則佐野と同く抜刀して奮然敵輿に逼り井伊を突く其衛士之を防ぎ刀を以て政則の背を斬る政則屈せず撓まず一意輿を破る衆忽ち井伊を勾出し頭身を分つ有村次左衛門直ちに其首級を刀尖に貫き之を肩にするや政則共に併行して龍の口に馳す有村既に重刑を蒙

り流血甚しくして進むべからず遠藤但馬守の辻番所前に於て自殺す政則尙進んで行くこと數歩亦既に創傷あり歩一步其創傷愈劇し爲に路傍の石に踞し懇ふ其容狀の壯烈勇猛名狀すべからず自若として一首の歌を高吟し自及す年僅かに十九有村刀尖の首級は遠藤の家臣一時之を收めしか井伊の家臣偽りて供頭の首と言做し鄭重に持ち行けりと云ふ政則の吟したる詞に曰く

君の爲、身をつくしつゝ、大丈夫の、名を揚げと  
うす、時をこそまで、

政則の遺骸は親戚故舊私かに小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨を傳へ後を録し歸葬する事を許す政則子なきに由り松本平左衛門の次子逸人を嗣となす文久三年癸亥七月逸人家を繼ぎ祿を賜はる十一月屍を收め水戸常磐原に歸葬す明治二十二年五月二日朝旨に由り政則靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に政則の舊勳を録し正五位を贈らる

贈正五位山口正傳

贈正五位山口正傳

山口正辰之介と稱す水戸藩持弓頭上坐格公子傳頼母正徳の第四子なり幼にして父を失ひ母及兄正道に事へて孝悌の道を盡す正道死して後兄の子正定を撫育し能く家事を修治す安政五年戊午四月井伊直弼大老となり幕府の政刑を掌りて朝旨を蔑にし六月我が國權を失墜せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み七月恣に命を發して烈公及諸侯伯を罪し八月朝廷修攘の勅諭を賜ふも之を奉せず却て之を塞塞し大獄を起して正議を鉗み其甚しきは承久の故事を行はんとするに至る正同志と共に九月を以て總の小金驛に至り六年己未五月又江戸に抵り一意勅旨奉行主冤洗雪の事に周旋し大老の威焰を折かんとすること頗る切なり一日住谷信と旗亭に會飲して時事を談論す住谷曰く士民忠憤の餘り奮發南上して正議を論じ力を國事に盡すと雖事の成り難きを見解散して家郷に歸るもの少なからず此の時に當り斷然死を決し止りて大義を辨じ少しも屈撓せざる者は眞に氣節忠慨の士なりと正躍然手を拍つて曰く然り吾國を出る時慈母



余を誡めて曰く汝今回の南上志を達せずんば再び家に歸りて此の母に面する勿れと故に家を出でしより之を服膺し誓つて母訓に負かざらん事を期せり其言猶耳に在り君冤氷解勅書廻達の期を得ずんば余豈空く故郷に歸らんやと住谷も亦手を拍つて歎賞して曰く斯の母ありて斯の子あるなりと八月烈公又幕府の譴責を重ね水戸城に徙るに及び正己むを得ず憤を吞み護衛して北下す十二月幕府朝命と稱し順公に賜ふ所の勅書返納を命ず時に返納と不可返納の論兩派に分る正有司に對し侃々諤々納むべからざるの理義を述るも肯かれず有司將に勅書を幕府に致さんとす正等以爲らく是邦家の大義なり意見容れられず大息して止むは尋常の事のみ大義に至つては縦令矯激に涉るも抗拒せざるべからずと乃ち正大關増美森直長杉山當人等と謀り同憂の士民を糾合し共に水戸城南長岡驛に集り返勅の議を壓倒す世之を長岡勢と呼ぶ其勢頗る旺盛にして威力振々數旬に亘り萬延元年庚申二月に至る有司之を患へ屢鎮制するも應せず竟に兵

を出して之を撃伐す正等曰く同藩人の戦は兄弟牆に闘くものにして世に益なきなり之を避くるに如かず倘し勅書を返上することあらば之を要し爲すことあらんと衆議忽ち決して退散し隱見出沒す會ま金子教孝高橋愛諸首謀となり井伊を江戸に瘞し義旗を大阪に飄すの雄圖を決行せんとするや正躍如として曰く余必ず赤鬼(井伊を指す)退治を全うせんと其要撃の一員に當らん事を誓ふ正嘗て大關と刎頸の交をなし國事を謀り大事に臨むも相渝らず共に身を致したるなり是の月二十三日正大關の家に至り同く水戸を去るべきの意志を通し一杯一杯赤鬼退治の談に時を移す此の間に大關最も精銳なる一刀を出して正に貸與し此の刀を以て事に當らんことを望む正其厚誼に感じ一首の詩を賦し之を同家白張の屏風に揮灑す

精忠豪氣貫千秋、百鬼魂寒風雨愁、願兮借君三尺劍、輕々拂盡姦人頭、

正大關の家に在ること二日物色を避け商賈の扮装をなし二十五日の夜半大關と同行して南上す大關の家

を辭するに臨み國詩一首を吟す

吹く風に、此のむら雲を、拂はせて、陰りなきよの、月を仰かん、

正江戸に赴くや大關と共に淺草に至り既に南上しある杉山に面し導かれて潛匿所に入り同盟に消息を通ず三月朔金子主となり正及大關森廣木關遠佐野光明黒澤勝算齋藤一徳森山政徳等十數人を一酒樓に會し要撃員を正等十七人とし關を操縦者に定め其期日を上巳決行地を地を櫻田門外となし方畧を示さる二日同盟又品川驛の青樓に集り方畧に由りて協定する所あり三箇組合を設け正及有村兼清杉山當人増子誠の四名は黒澤の組となり懷中すべき書面及配付の金圓を受け輕装並に携帶物の準備を整ふ此に於て同盟の士互に訣別を期し相酌み快飲す三日朝大雪を踏んで芝の愛宕山に登り又櫻田門外に赴き井伊大老の來るを窺ひ之を襲ふや其扈從の臣防戦する者あり正對戦して右に風馳左に電撃し其數人を殺傷し身數箇の創傷を負ふと雖尙奮闘して井伊戮殺の目的を達し事既

に成る因て同盟と共に鯨波を擧げ去りて脇坂閣老官邸に自首せんと辰の口を指し八代洲河岸に至る其創傷左頸左腕に在るもの頗る重く血迸り又進むべからず豪然腹を屠りて死す年二十九親戚故舊私に其遺骸を小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨を傳へ歸葬を許す文久三年癸亥十一月屍を収て水戸常磐原に葬る明治二十二年五月二日朝旨に由り正靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に正の舊勳を録し正五位を贈らる

贈正五位森直長傳

森直長五六郎と稱す水戸藩使番與左衛門直元の第五子なり直長剛膽にして人に屈せず幼より勇悍の行爲あり動もすれば長者を凌ぐ常に兒童を集め遊戯を以て戰闘に擬し之を指揮す若し意に満たざる者あるときは直ちに鞭撻を加へ之を矯正し群童をして姿勢を歛めしむ人皆直長を以て大坊と稱し其名を呼ぶもの稀なり直長常に學問を好まず弱冠に及び飄然身を屈して正議の人に交り頗る時事を談論し志を立つ安政

五年戊午の夏大老井伊直弼幕政を顛らにして朝旨に背き我が國權を失墜せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み擅に府命を發して烈公及諸侯伯を罪す而して修攘の勅諭下るも之を壅蔽し大獄を起して正義を鉗み其甚しきは承久の故事を行はんとするに至る直長是の歲九月總州小金驛に至り六年己未五月又江戸に抵り同志と共に勅旨奉行主宛洗雪を謀り以て大老の威焰を挫かんと心力を盡し身を致す十二月勅書返納不可返納の論起るや直長絶對に返納すべからざるの議を執り山口正杉山當人其他の同志と共に水戸城南長岡驛に集り二百餘人の衆力を以て返納論を壓倒す人之を長岡勢と呼ぶ其勢力頗る熾なり側用人戸田忠則藩命を受け來りて衆の鎮靜せんを諭す直長之に面し侃々前議を述へ戸田を面責して曰く子の叔父安島帯刀君既に勅旨奉行を圖り君公を輔け一死以て國に殉せり子能く之を思はば安んぞ返納の議を唱へ予輩を鎮制するを得んやと戸田語塞り赧然として去る有司竟に兵を出して來り攻むるに至る直長山

口等と密かに謀る所あり肯て抗せず退散し倘し勅諭を幕府に致すとあらば更に之を途に要せんと各地に隱見す會ま金子教孝高橋愛諸等東に井伊を殲し西に義旗を擧ぐるの策を決行せんとす直長欣躍之を贊して要撃員たらんとを期せり因て萬延元年庚申二月潜行し江戸に赴く其家を出るに臨み國歌一首を詠す  
君の爲、我里出て、武藏野の、紫にはふ、花と散るらん、  
直長江戸に着するや夜間陰かに淺草觀世音に至り増子誠か櫻花を描ける毬燈を携へ歩行しあるを知りくわんと呼びおんと應ずる合言葉を以て挨拶し導かれて潜匿所に入り屢同盟と往復す三月朔金子主となり直長及山口杉山増子齋藤一徳佐野光明黒澤勝算稻田正辰蓮田正實廣木有良等を一酒樓に會し要撃の人員を直長齋藤等十七名後援豫備を關遠野村鼎實木村隼三名とし特に關を以て十七士の操縦者に充て其要撃期日を上巳場所を櫻田門外と定め且方略を示さる二日直長關齋藤佐野稻田黒澤等十數人又品川の青樓相

模屋に集りて協議をなし方略に依り齋藤佐野黒澤の率ゆる三箇組合を設け直長獨前驅擾亂の擔當者となり各自配付せらるゝ懷中書及金圓を受け服裝及携帶物の準備をなし直長前驅擾亂を爲すため特に拳銃一箇を購へり三日直長齋藤佐野等と大雪を觀天幸と呼び同く芝愛宕山に登り又櫻田門外に至る直長獨諸士と離れて上杉彈正大弼郎の西北隅に停立す辰牌を過くるや大老從士を引牽し行伍揚々として櫻田門を指し其前驅既に目前に至る直長直訴の体をなし之に接近し俄かに輕装となりて拳銃を放つ從士狼狽し狼藉者召捕れ打殺せと呼び列次を失して前驅に集る直長銃を捨て刀を抜て之を迎へ愈闘ひ愈屠り行伍益亂る齋藤佐野黒澤の組合諸士皆此の機を逸せず並び起りて奮進し刀を以て敵輿を刺し其戸を破り大老を路上に壓伏す直長既に從士數名を殺傷し又進んで大老に迫る忽ちにして其首級有村兼清の刀尖に在り目的全く達す因て共に凱歌を奏して去る前驅の一銃一刀以て行伍を亂したるに由り少數の十八士が多勢即ち五

倍なる衛士の間に立ちて格闘し後援豫備員を煩はすことなく又毫も遺算あることなく大望を遂ぐるを得たるは實に直長の力居多なり直長顔に一寸餘臂に二寸餘の劍を受くるも屈撓することなく大關杉山森山政徳と劍を聯ね大名小路の熊本(肥後)藩主細川越中守邸に至り狀を訴ふ其邸に監禁せられ九日臼杵(豊後)藩主稻葉觀通邸に移され四月二十一日又小泉(大和)藩主片桐真篤邸に移さる其間屢評定所に於て幕吏の鞠訊を受く幕吏曰く去る三日井伊掃部頭登城の途次狼藉に及び供頭を斬り從士を傷けたるは外に必ず同類多からん明白に之を陳述すべしと直長答て曰く「掃部頭の登城するを途に襲ひ衛士を斬り猶進んで掃部頭を駕籠より引出し其の首を刎ねたるに相違なし天下の逆賊を討ちたる天下の大忠臣なり同類は十八名に過ぎず」と幕吏又問ふ汝等は必定主人の爲を思ひて此の大事を爲せしならん答へて曰く然らず天下の爲に掃部頭を討ちたるなりと其言語俊銳毫も凝滯する所なく聞くもの其驍勇を稱賛せざるものな

し直長曰杵藩邸に在る時藩士の間に對し櫻田の實戦に於ける答の要旨二三を擧ぐれば左の如しと云ふ  
同志の中にも水戸の上手鍛冶に託し目方も重く拵揚げたものもありしが拙者の刀も二尺八寸にて随分長く重く造り併し實戦となりては何の用を爲せしか自分では殆ど分らず業に張合無く覺えたり  
打合の時は拙者抔は氣が逸り唯寸の長き刀にて滅多打ちにするより外は之なく平生の稽古とは大違にて中々突き抔の出るものにあらざるなり  
大勢打合の時は氣轉をきかせるが必要で拙者抔は味方と敵と打合ふを見れば其脇又は後より切付或は狼狽し騒ぐを討取る爲彼方此方と馳せ廻れり  
斯の答を以て見るも直長が現場に奮闘したる一斑を知るに足れり文久元年辛酉七月二十六日直長評定所に於て斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらる年二十三親戚故舊私に其遺體を小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨に基き歸葬を許す三年癸亥十一月屍を收め水戸常磐原に葬る明治二十二年五月二日

朝旨に由り直長靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に直長の舊勳を録し正五位を贈らる直長適ま國詩を咏す左に其二三を記す  
一筋に、思ひそめけん、大和鋒、打ちて碎くる、名のみなりけり、  
武藏野の、原に生ひぬる、醜草を、今日を限りに、たやすと思ふ、  
因に記す人或は云ふ森五六郎物語と呼ぶ一書を閱するに森が稻葉家に幽禁中其藩士某が森に對し井伊侯の先供に銃を放ちたるは森君なりと云ふが果して然るやの間に森は余にあらずと自ら答へたるが如し是に由り之を觀れば森の發銃は慥かならざるなりと編者曰く凡そ人と人との問答は種々の間に對し種々の答をなすものあり例へば或る行爲に付き稱賛する口氣にて問はるれば己が爲したることにて余の出來得べきことにあらず極めて他人の行爲ならんと答へ或る行爲を排斥する口氣にて問はるれば這是現に他人の爲したることにて余

之を行ひたり之を爲したりとて何の障礙か之あらん抔と答ふるものあり一は謙遜に出て一は義侠に出るとも云はん乎此等のこと殊に水戸人に多し森の答は蓋し前者の方ならん森の發銃したる事は同盟中生存ありたる者の説話によるも確たるものにて疑なきなり

贈正五位岡部忠吉傳

岡部忠吉三十郎と稱す水戸藩書院番組五郎右衛門忠義の第二子なり忠吉人となり磊落不羈にして小節に關せず藩籬の中に羈絆さるゝことを屑とせず常に江戸に遊び四方に遍歴して能く府下及諸州の地理人情に通ず爲に俚語を諳じ往々諧謔を以て人の頤を解くこと多かりし安政五年戊午八月修攘の勅諭下るや大老井伊直弼策を設けて之を沮遏する甚し忠吉一に勅旨奉行を圖り江戸水戸の間に往復周旋す屢金子教孝高橋愛諸等の家に入し井伊大老を江戸に痘し義兵を大坂に起すの議を預り聞き之を賛し自ら謂らく此の義舉必ず遂げざるべからずと奮つて要撃の一員に

列するを望み首謀者の意を承け奔走周旋すること一にして足らず同盟の齋藤一徳廣岡政則大關増美等十數名の諸士南上するに際し忠吉期に先だつて江戸に在り杉山當人増子誠と力を戮せ諸士の潛匿所を神田淺草本所に設け諸士を導き或は諸士の携帶物を整頓する等百般の雜事を擔當し拮据最も至れり萬延元年庚申三月朔金子主となり忠吉齋藤廣岡大關杉山増子關遠野村鼎實木村聿佐野光明廣木有良海後宗親等の諸士を會し要撃員を忠吉外十六名とし關野村木村を豫備となし特に關を十七士の操縦者に充て其決行期日を上巳場所を櫻田門外と定め五箇の方略を授けらる諸士又其翌日を以て品川の青樓に集り協議をなし方略に由り組合を設け忠吉鯉淵珍陣蓮田正實廣木有良の四名は齋藤の組となり三日白雪紛々の際忠吉芝愛宕山に登り又外櫻田に至り齋藤等十七士と共に井伊大老を松平大隅守邸前に要撃し奮闘して其殺戮の目的を達す時に衆相見て躍如凱歌を奏す忠吉欣然として口吟せる俳句左の如し

願ふより、嬉しと思ふ、今朝の雪、

忠吉幸に微傷を蒙らず方略の五に負傷する者は自殺又は閹老に自訴し其餘は皆上阪して義兵に加入すべしとあり因て忠吉之を履行せんとす而して關野村木村は更に義兵發展の爲上坂し事を處すべきの任を帶ぶ衆凱歌を奏するとき忠吉關に面晤して同行を約し共に櫻田を去り忽然觀雪の都人に擬し墨田川に舟を雇ひ酒を命じ杯酌の間互に協議すること數刻適ま關筆を援き姉夫及姉に贈る手簡を書し忠吉に囑し之を郷里に送致する工風を請ふ爲に忠吉考ふる所あり翌日を以て柏勇介に面し其手簡を依託せり忠吉又野村木村と協議し五日を以て四名同く江戸を出發し中山道に出で又轉じて奈良の舊都に出づ時恰も艶陽に方り苑圃の櫻花爛熳にして遊覽する者多し其一方の碑に川路聖謨の撰たる漢文を鐫めあり關野村木村皆歩を駐め並立して之を朗誦す忠吉獨一步後れ之に至り直ちに告げて曰く諸彦皆形狀を商人に變じあるに拘はらず多衆遊覽の處に於て碑の漢文を朗讀する

は何ぞや商賈にあらず士林たるの疑を受くるや必然なり偵吏之を知らんか一行忽ち禍を速がん止むべし止むべしと野村關等之を聞き飄然として悟り歩を進めたりと云ふ此の如き忠告を爲し得るは忠吉が常に下情に通じあるに由る後大坂に入り數日滯留し時の事狀を聞知するに金子は伏見に於て逮捕せられ高橋は四天王寺に於て自刃し計書抵悟して義旗を翻すこと能はず故に後圖の協議をなし關に別れ忠吉及野村木村の三名讚岐に至り數旬にして東下す後又野村木村に別れ各自各所に潛匿し時機を待つて爲すことあらんとす忠吉多くは江戸にありしが竟に淺草に於て幕吏の爲に捕獲となり中川修理大夫の邸に禁錮せられ文久元年辛酉七月二十六日忠吉評定所に於て斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらるる年四十四親戚故舊私かに其遺骸を小塚原回向院内に厝く後幕府朝旨に基き歸葬を許す三年癸亥十一月屍を收め水戸光臺寺に葬る明治二十二年五月二日朝旨に由り忠吉靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更

に忠吉の舊勳を録し正五位を贈らる

贈正五位鯉淵珍陣傳

鯉淵珍陣要人と稱す數馬義重の第一子なり父の後を繼ぎ常陸茨城郡上古内村鎮座諏訪神社奉仕神職たり幼より武術を好み劍術に達す又嘗て國典を講究して深く勤王に志し氏子信徒に忠愛の義を説明し之を奨勵するもの周到なり弘化元年甲辰五月水戸烈公畫語に中り俄かに幕命を以て駒籠の別邸に幽閉せらる珍陣悲憤に堪へず其枉冤を白せんと力を致し齋藤一徳等と共に斡旋す二年乙巳三月南上して江戸に抵り閹老阿部正弘に衷情を陳し主冤を愁訴す幕吏聽かずして珍陣を捕へ礪川の藩邸に檻致す爲に珍陣藩邸の獄舎に繋かれ四月水戸赤沼の獄舎に移さる居ること數年嘉永二年己酉の春主冤氷解するに及び赦に逢ふて家に歸る安政五年戊午の夏大老井伊直弼威柄を弄し朝旨に背きて我が國權を失墜せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み擅に府令を發して烈公及諸侯伯を罪す八月朝廷修攘の勅諭を下すも大老之を沮遏

し勅旨を奉行する志士を囚へ大獄を起して正義を鉗み其甚しきは承久の故事を行はんとするに至る九月珍陣又齋藤と心を協せ力を戮せ大老の勢焰を挫かんと總州小金驛に至り江戸に往復し勅諭回達主冤洗雪を圖ること周到なり時に士民大舉して南上するもの數千人に至る六年己未の春大老益勢焰を張り三公以下諸卿に迫り落飾辭官に至らしめ青蓮院宮を幽屏し又志士數十名の逮捕を續行す五月珍陣齋藤と相共に前議を執り議して曰く勅旨奉行主冤洗雪の實効を擧げずんば決して止まずと乃ち同職相誓ひ齋藤及百三十三名連署の建議書(建議書は齋藤の傳に載せたり)を藩主に呈す其趣旨時事に適し頗る剴切なり八月烈公又幕議を獲水戸城に就くに及び珍陣憤を呑み之を衛り北下し尙水戸に在りて力を國事に致す金子教孝高橋愛諸等主唱をなし井伊大老を東に殪し義兵を西に起すの策を決行せんとするや珍陣齋藤と同く奮起して要撃員たらんことを誓ふ萬延元年庚申二月珍陣迂路を取り潛行江戸に赴く時に自宅に臨み長男義次

(右京)に謂て曰く吾今遠く行く所あらんとす汝克く我家を守れと義次父の舉止常に異なるを見其行く所を問ひ之に従ひ俱に行かんと請ふ珍陣肯かすして曰く今吾一身の宿願ありて死生を顧みず遠方に行く汝の同行を許さず汝家を守るべし吾若し不幸にして縲縛に係らば禍汝に及ぶも知るべからず汝拷訊せらるるも知らざるを知らずとするは易く知りて言はざるは甚だ難し是汝に語らざる所以なりと聲色共に勵し尋て郷友小瀧善次衛門の家に至り旅装をなし途に上り江戸に至り杉山當人増子誠等の設けたる潛匿所淺草田町の一樓即ち藤相模に入る三月朔首謀者主となり珍陣及齋藤増子關遠佐野光明黒澤勝算有村兼清等と一樓に相會し協定する所あり要撃の人員を珍陣等十八士とし其期日を上巳決行地を櫻田門外となし且方略を示さる衆之を諒して快飲し翌二日同盟又相會し方略に由り齋藤佐野黒澤の三組合を設け珍陣は岡部忠吉蓮田正實廣木有良等と齋藤の組となり懷中書及若干の金圓を配付せられ服装及諸般の準備を整ひ

同盟互に永訣を期し快飲時を移す適ま珍陣累の主家に及ばんことを恐れ齋藤と共に藩籍除却の願書を礫川邸に提出せり三日朝珍陣齋藤佐野等と均しく大雪を冒して芝愛宕山に登り又櫻田門外に赴き待つこと霎時井伊大老揚々として邸門を出て来る同盟一齊に拔刀して之を要撃し奮戦激闘以て從士を退け敵與に迫り井伊を蹴り以て宿望を達し皆相共に鬨聲を發す珍陣同盟中の高齢者にして左肩及鼻唇に重傷を蒙るも意氣毫も屈せず事狀を脇坂闇老に訴へんと其官邸に至る途上流血甚しく歩する事能はず八代洲河岸に於て腹を屠り瞑す年五十一親戚故舊私かに其遺體を小塚原回向院域内に厝り義次家に在り上巳の佳節即ち大老要撃の日家廟を祀らんとして冠服を出す其衣襟の間に珍陣が鯉淵丈衛門鯉淵元衛門等數名に贈る所の遺書及國歌并に氏子に與ふる書面あり左の如し  
此度有志中へ書置の事  
御國難以來は兼て銘心を結び置き各々方へ力を合せ心を同ふして萬分の一にも御國恩を奉り報度張

詰め居り供に死生を極め進退いたし度候得共乍去御模様も六ヶ敷事故我等義の重き所更に難し遁候に付必死の覺悟相極め乍恐も天朝公邊を奉り始我御兩君のみならず御國家の御爲萬武士萬民に替り我が身命を皇國天地大神に奉り捧武藏に屍をさらし神列への御奉公を可奉申上候間我等心中を被成御察如此誠心可被成御繼候様いたし度事に候謹言

安政七年庚申二月十日

鯉淵 要人

珍陣 花押

鯉淵 丈衛門殿

鯉淵 元衛門殿

出澤 喜八郎殿

小瀧 善次衛門殿

小瀧 太一平殿

居村 御同志中

尙々末々誠心を繼ぎ持張候様御一同へも宜敷様御傳へ可被成候早々

二白御城下諸先生は猶更小勝鹽子西手郷村有志へ宜敷様に奉願候以上

三白此姓名方へ早速御廻可被成候

君が爲、思ひを張し、梓弓、ひきてゆるまし、やまと魂、

諸人に、かはらむことの、ことはさは、なにいと

ひけん、武士の道、

國君の、爲とや思ひ、おもひけむ、身はあつま地の、露と消とも、

武藏野の、原にかはねを、さらすとも、君にかはらむ、命と思ひは、

君かため、いさむ春駒、むちうてや、武藏あふみの、あらむかきは、

此度産子中へ書置之事

我等儀諸人の爲發足致し御兩君様へ身命を奉り捧

御奉公申上候間梓共之儀宜敷奉頼候急ぎ早々以上

安政七年申二月十日

奉仕職

産子中へ

後數年幕府朝旨を傳へ後を録し歸葬する事を許す文  
久三年癸亥七月義次家を繼ぎ十一月屍を收め上古内  
村の先塋に葬る義次歿し男東家を承く明治二十二年  
五月二日朝旨に由り珍陣靖國神社に合祀せられ三十  
五年十一月八日朝廷更に珍陣の舊勳を録し正五位を  
贈らる

贈正五位杉山當人傳

杉山當人彌一郎と稱す彌十郎某の長男なり家世々鐵  
砲師たり當人も亦父の後を繼ぎ其職に従事し業を善  
くし父祖に勝るを以て水戸藩の士籍に列し留付に班  
し月俸を給はる安政五年戊午の夏井伊大老幕政を專  
らにし朝旨に背きて我が國權を失墜せる外交條約を  
結ひ之を非難するものを嫉み七月擅に府命を發して  
烈公及諸侯伯を罪す是の時烈公駒籠別邸に閉居せる  
爲順公文武の師範役床机隊戰士等を江戸に徴し之を  
護衛せしめ以て非常の變に備ふ當人水戸に在り其護  
衛の任に當らんこと請ふ職卑くして聽許せられず當  
人之を遺憾とし私かに南上して夜々別邸の外を巡邏

し不虞を警むること數句一首の歌を詠じ志を述ぶ  
うは玉の、夜はよもすから、忍ひつゝ、護るは君  
か、爲とこそ知れ、

八月朝廷修攘の勅諭を幕府及順公に賜ふ井伊大老多  
方策を設けて之を沮遏し朝旨奉行を謀る志士を囚へ  
大獄を起して正議を鉗み其甚しきは竊かに承久の故  
事を醸さんとするに至り六年己未の春大老又王公を  
幽屏し志士の逮捕を續行す當人毎に江戸水戸に往復  
して力を勅旨奉行主冤洗雪に盡し以て大老の勢焰を  
挫折せんと斡旋する實に寧日なし八月烈公幕議を重  
ね水戸城に就くに及んで當人陰かに扈從し北下す十  
二月勅書返納不可返納の議あり一藩の物論沸騰す當  
人斷乎として不可返納の議を執り山口正森直長等二  
百餘人と共に水戸城南長岡驛に集合し勢力を張り以  
て有司の唱ふる返納論を壓倒す有司鎮制するも肯か  
ず其聲勢頗る盛なり既にして金子教孝高橋愛諸等首  
唱をなし井伊大老を東に殪し義兵を西に起すの策を  
決行せんとするや當人欣躍以て齋藤一徳等と同く要

擊員たらんことを期し身を以て之に委ぬ適々當人首  
謀者の意を承け潜行して江戸に入り氏名を杉野某と  
變じ馬喰町井筒屋嘉七の家に寓し黒澤勝算と意を通  
し密かに井伊家の動靜を窺ひ大老出仕の時刻從士の  
多少を探知し或る時は武者修業の體をなし井伊家々  
臣武藝稽古の道場に至り河西忠左衛門等擊劔の技術  
如何を察し具さに之を首謀者に報じ又岡部忠吉増子  
誠と共に同盟諸士の潜匿所を索め神田佐久間町淺草  
田町等に之が設備をなすもの數家なり萬延元年庚申  
二月に至り櫻花を書ける毬燈を製し毎夜戌牌増子と  
交る交る之を携へて淺草觀世音に百度參りの風をな  
し散步す是則ち齋藤一徳大關増美森直長蓮田正實森  
山政徳等十數名潜行して府下に入るの時之を目標と  
し彼くわんと呼び我おんと應ずるの合言葉を以て相  
接し其同盟たるを確め潜匿所に導き消息を通ずる事  
とせり抑も諸士江戸に入る時は日没後初更を擇び淺  
草觀世音附近に當人等の携ふる毬燈を認め合言葉を  
發するは首謀者の指示に依るなり三月朔金子主とな

り當人及佐野光明廣岡政則鯉淵珍陣海後宗親等同盟  
諸士十數名を山崎樓に會し要擊の人員を當人等十八  
名とし決行の期日を上巳場所を櫻田門外と定め五箇  
の方略を示す二日夜衆又相會し其方略に由り森一人  
前驅を亂すの任に當り又齋藤佐野黒澤に屬する三箇  
組合を設け當人増子有村兼清山口正は黒澤の組に屬  
し懷中書及金圓の配付を受け輕裝事に當るの準備を  
整ふ而して當人能く諸侯の携帶物を熟知しあるに由  
り特に黒澤と俱に井伊大老行伍の鑑定を擔當せり三  
日朝當人愛宕山を経て櫻田門外に至り黒澤と同く松  
平大隅守邸前に列し井伊の一行至るを確認し之を關  
齋藤佐野森等に密報す忽にして前驅に銃聲あり行伍  
亂る當人黒澤及諸士と共に刀を抜き敵輿を要擊し奮  
戦力闘して井伊を殪し衆と共に凱歌を奏す時に當人  
右手に創傷を蒙るも重からず悠然として大關森山  
政徳等と共に大名小路の熊本藩主細川越中守邸に抵  
り狀を訴ふ其邸に監禁せられ後村松(越後)藩主堀丹  
波守邸に移さる幽囚中監視せる藩士新井某の厚誼を

蒙るもの少なからず爲に當人身後の遺物として書して贈りたる國詩左の如し

秋夜囚屋にて、我身の行末を思ひくりかへし涙なから月影を見侍る、

思ひきや、死出の旅路も、近ければ、涙にうとき、秋の夜の月、

杉山まさとしるす

文久元年辛酉七月二十六日當人評定所に於て斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらるる年三十八親戚故舊其遺骸を小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨を傳へ後を録し歸葬するを許す文久三年癸亥七月長男當直家を繼ぎ俸を賜はる十一月屍を收め水戸神崎寺に歸葬す當直筑波に義を唱ひ敦賀に刑死す其嗣子は當直の傳に詳なり明治二十二年五月二日朝旨に由り當人靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に當人の奮勳を録し正五位を贈らる當人詠する所の國歌若干あり左に摘録す

名にし負ふ、手筒のやまの、手筒もて、しこの衷を、うち攘ははや、

雪霜を、いとほす來ぬる、旅衣、みこと待つ間の、いと、寂しき、

おもひきや、いたく日數を、ふる年の、みゆきなからに、春來ぬるとは、

武藏野に、いつか咲けん、山櫻、けふのあらしに、散るやもの、ふ、

春來れば、猶消えやらぬ、雪の間に、聞かまくおもふ、鶯の聲、

贈正五位蓮田正實傳

蓮田正實一五郎と稱す水戸藩町方屬吏榮介宗道の第一子幼にして孤となり母に頼り養育せらる正實沈毅寡言幼より玉川温光に就き書を讀み字を習ふ然れども家貧しく學資に乏し爲に自ら衣食を節し之に充つ自修に燈火を要するも其家に在る行燈一箇に過ぎず母姉之を裁縫の用に供す正實其傍に在り纒かに餘炷を挑るのみ正實の住居は水戸馬口勞町一丁目に在り近隣の雜貨商辰巳屋主人之を憐み店の燈火を用ゐしむ正實行きて端坐し其燈光に由り讀書し又會澤安茅

根泰の家に出入して其藏書を借覽し講究するを常とす正實の刻苦實に人の耐へ得る所にあらず而して同町に住せる麴商福島屋と稱する武士某の厚誼に由り劍術を金子健四郎に學ぶを得以て筋骨を鍛鍊す人皆謂ふ此の子非凡なり他日成立する所あらんと祖父榮吉町方同心たりしが嘉永の初老いて退隱す正實年甫めて十六家を承け其代番として町方同心の職を執り俸を受く人之を異數とす安政二年乙卯六月軍用方寫字生となり十月寺社方の屬吏となる是より齋藤一徳等と交を結び共に力を國事に盡す五年戊午の夏井伊直弼大老となり政刑の權を擅にして我が國威を墮せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み烈公及諸侯伯を罪す加之修攘の勅諭下るも策を設けて其奉行を沮害し諸大夫士庶を捕へ大獄を起し其甚しきは承久の故事を讓さんとするに至る六年己未の春大老又王公に迫り之を寤覺し四月又多數の志士を囚へ以て益正議を鉗制す正實勅旨奉行主冤洗雪を圖り斡旋する日あり金子教孝高橋愛諸相謀りて井伊を東に殪し

義旗を西に擧るの策を決行せんとするや正實蹶起して其要撃員たるを望み萬延元年庚申二月齋藤と共に密行して江戸に赴き岡部忠吉杉山當人等の設けたる淺草田町の潜匿所に宿し隱見する者數日三月朔金子主となり正實及齋藤關遠佐野光明稻田正辰増子誠等諸同盟を一酒樓に會して密議をなし要撃の人員を正實齋藤等十八名とし其決行の期日を上巳場所を櫻田門外と定め方畧を示す翌二日同盟の士悉く品川の青樓相模屋に會談し方略に由り齋藤佐野黒澤勝算の率ゆる三箇組を設け正實は岡部及鯉淵珍陣廣木有良と同一齋藤の組に屬し懷中書並に金圓若干の配付を受け輕裝事を行ふの準備を整ひ互に永訣を期し一坐快飲す三日朝正實齋藤外十六名と等しく大雪を冒して愛宕山に登り又外櫻田に至り爰に井伊大老を要撃し先づ其從者の能く防戦する者を却け奮進井伊に迫つて殺戮の目的を達す時に正實肩部に二寸腕部に三寸の創傷を蒙るも意氣些も撓まず齋藤佐野黒澤と同一和田倉門外脇坂閣老の官邸に至り狀を訴ふ即日熊

本藩主細川越中守邸に監禁となり九日又膳所(近江)藩主本多修理助邸に移さる一日評定所に於て瓶中に在る四人の死體を示され其姓名の糺訊を受く正實具さに鯉淵及廣岡政則山口正稻田正辰の四士たるを指し示せり尋て大事を企てたる起因を鞠訊せられ正實天下の爲大老を瘞したるのみと答へ其理由は既に提供したる自首狀及別紙並に各自の懷中書に外ならざることを陳述す鞠吏多辨を勞して誘惑し烈公の内意に由り斯の事を起したるものゝ如く構陷せんとす正實凜乎として其横誣を辨明する頗る剴切なり其鞠訊の筆記及囚中詠する所の詩歌あり竊かに守衛の吏に託し之を郷里に送れるもの左の如し

評定所吟味の御役人は松平伯州石谷因州池田播州なり其外御勘定奉行山口某等小役人までには大勢の出席なり池田曰水戸殿家來蓮田一五郎此度同志の者申合せ大老井伊掃部頭殿へ櫻田に於て狼藉に及び御場所と申し剩へ天下の執權職へ右の仕末に及び候段恐れ入り候儀に之有り去りながら又本望

を達せし上自訴に及しは神妙の至りなり掃部頭殿へ狼藉に及しは如何なる趣意之有るや委細申上べき旨申さる答て曰仰の如く御場所柄らも顧りみず御大老へ右の仕末に及びしは甚以て恐れ多く存じ奉る存意の儀は委細書取に致し脇坂様まで指出し候間あれにて御承知下され度段申述る池田曰成程書付に種々書載たりしかあれにては掃部頭殿をうつたる趣意相立ぬ様存する尤箇條は澤山有るとは相見ゆるが其中先づ何か大眼目に之有るやと申に付仰せの如く箇條は澤山に御座候夫らつめて申せば天下の御爲と存じ討ち申候と答ふ池田曰左様か然らば其天下の御爲と存する趣意はと申に付答て曰一々其箇條を申上候儀はあまり憚り多き事に御座候如何となれば當時の御大老御政事向等萬端御取行ひ遊さるゝ井伊様の事にて其上當時の御重役様方御列席中何程御吟味の御場所とは申條其御失體の箇條輕輩の我々より一々申上るは實に恐れ多き次第に御座候間夫彼得と御亮察下し置れ右の

書付にて大略御承知下さるべく候と申立る池田曰成程尤の申立には之有るが其方共申合せ天下の御爲め掃部頭殿をうつたと申ては名義が立たぬ様思はる侍と申せば我等も同様の儀其主君々々の命を奉じ死てこそ名義も立つものなり其方などは御三藩の家來と申せば尙更立派に死してこそ本意なれさすれば御直には伺はずとも前殿の思召とか聞傳へ此度の旨儀に及びしに之有るべく左様なれば名義も相立ち實に其方共は君命を奉じて死するなれば感心の至りなりと云予是に於て膝立て直しこは思ひもよらざる御推察を伺ひ申候君命を奉じて死するは人臣の常道と申事は誰も存じ居る水戸家の儀は一昨年より兩公共御誼責を蒙り居り候ゆへ右の御推察と存じ奉るが前君の内命を奉じ井伊家をうつなれば立場柄の士喜て罷り出申すべく且うち方もこれ有るべく何ぞ輕輩の我々出ることを得んや水藩の者共うち候故御推察と見ゆれども此か天下の浪士がうちたれば何れへ御疑念懸させらるべ

きか右様の體にては全く意趣ありて同志うちの様思し召すが左様の譯なら何ぞや薩の有志人の爲に一命を捨て加勢に及ぶべきや一體老寡君の儀は天朝公邊の御爲深く思し召し御敬慎に入らせられ過激の臣下をば悉く御配憲遊ばされ毎度御教諭在せられ候儀は一國の者共一同存じ罷り在る此度の一條御聞に及びては定めし深く御配慮遊ばさるゝ事ぞと實以て臣下の身分にては恐入り候得共只今井伊家へ右の仕末に及ばずは天下の御爲に相成ざる故各決心致せし事に御座候と言ひ終らす石谷曰播磨守申す如く内命を受るとか又は掃部頭殿御政事御取行ひの儀前殿常に惡み近臣へなり咄し玉へる御心中を酌取りての事にこれ有るべく左様にこれ無くしては名義更に相立ぬ第一其方などは如何様名は付ても惜まぬ事かと云答て曰名を惜まざるものは無れども旨義によりては毫も惜み申さず候名義と申も當時は立ぬ様にては後に顯然立もあり一様にあらざるものなり此度の儀も成程名義立す



と申せば申すもの、尊王攘夷の大義天下に明かに  
なれば豈名義なしとは申すべきや前公の思し召を  
酌取り右の一事に及びしなと仰せらるゝ事は恐れ  
ながら毎度御役人様の御疑念にて精忠無二の老公  
を忌み嫌ふ様存じ奉る石谷曰それならば井伊殿を  
うつて天下の御爲と其方は申すが我々が見れば隨  
分結構なる御大老と存ず其方共は何を以てあしき  
と云答て曰然らば恐れながら一二件申上候掃部頭  
様御大老職にならせられしより東照宮の御規格を  
破り外夷と交易を始め夫が爲に天下の人民難澁す  
るもの多く禽獸に等しき夷人を大城へ引入れ將軍  
様へ謁見を許し御親藩を遠け天朝の思し召を輕蔑  
し上様御幼少の御砌りに乗じ一己の威福を擅にし  
人心をして怨をいたかしめ萬一天子を挟み天下に  
號令するもの出来らば如何か遊ばさる思召に之有  
るべき哉況や外夷の狡謀は日本を呑食するの氣十  
分なれば實以て容易ならざる事にて今の時井伊様  
をたふし候へば天下の勢ひ變革すると必定なり左

すれば御役人様方にも御心付あせられ尊王攘夷の  
御大義を御取行ひ相成べき哉と存する故なりと云  
伯州曰外夷の事などは掃部頭殿一人取計ひと申計  
りにもこれなく夫々御役方も之有り御取計ひ相成  
候事にて何も其方杯の天下の御爲杯とは入らざる  
事なり面々其主君々々へ大切に奉公すれば則天下  
の御爲になる事なり天下は天下の御役人があるわ  
い先刻より其方は前殿の思し召しを酌取り此度の  
一條には及ばぬと申が佐野竹之介は前殿小姓役を  
勤る上には何か竹之介より承り候儀これ有るべく  
と云答て曰竹之介とは二日の夜品川妓樓にて初面  
會故右等の儀前日承る譯もこれなく先刻より皆々  
様にては前殿の思し召とか何か故なくしては名義  
が立ぬからと仰せらるれども假令名義は立つにせ  
よ立ぬにせよ老公の思し召しを酌取り致し候など  
と申儀は毫もこれなき事ゆへ如何様嚴重御尋たり  
共申上ぬ段申切る夫より老公の一事は尋なし右は  
三月七日同十二日同十九日三度穿鑿の大意なり其

外國元の事情且勅の儀いろ々々尋に爲る夫々に答  
ふ巨細の儀は録するにたらず今我が此大意を書す  
る所以は幕の暴横は申迄もなければ前文の通り老  
公へ罪を歸する氣煩これあれば萬一我輩死而後老  
公の思し召しより出でうつたるなりと誰が申口に  
これあるなど偽口書等認められんも測り難ければ  
萬一左様に及びなば此上もなき遺憾死して餘罪こ  
れあるに付論辨の大意を記し置くものなり老公の  
御事に至りては假令五鼎に烹らるゝとも豈故なき  
事を言ふべけん哉時艶陽三月二十二日本多家獄中  
に於て書す

三月三日聞老脇坂安宅邸内口吟

欲挽頰波一回世運甲、一朝斬破賊魁頭、殘軀縱作  
壘粉滅、凛々英名千載流、

三月三日四日五日雪ふる、細川某の邸にありて  
五日の夕空晴て月影のさしけるを見て、

降りつもる、思ひの雪の、晴て今、仰くもうれし、  
春の夜の月、

三月二十七日評定所口吟

仗節元期大義明、挺身欲拂海鯨横、回頭人世總  
如夢、千載空餘忠烈名、

七日夜夢與母賞、花於庭前、樂甚矣、己而悟不  
覺血淚萬行、因賦、

綠酒奉歡慈母傍、花促清宴、與無疆、三更夢驚  
危坐、不在家鄉、在異鄉、

春滿墨江、烟景新、櫻花爛漫、紅塵、可憐昔日遊  
遊子、翻作從容就死人、

身嬰劔鏖、志愈雄、剛肝擬學、椒山風、生前恩澤報  
無處、除姦聊知效寸忠、

道理貫肝義填胸、從容笑處死生中、安知一片忠魂  
鬼、夙夜儼然護皇居、

既以一身託劔鏖、只悲慈母碎心腸、幽囚夜半孤  
眠夢、偏向故園住處行、

嗟予十歲喪先親、成立一仰慈母訓、大義不成就忠孝  
廢、一生心事向誰陳、

外攘夷狄、内安人民、一紙詔書泣鬼神、莫怪水城  
蜂起變、不將勅命付他人、

隅田川の花いと盛にて人々花見に出るよしを聞  
きて

もろ人の、花見るさまに、ひきかへて、嵐まつま  
の、身そあはれなる、

母を思ひて

たらちねの、またも逢瀬の、關なくは、ぬるまも  
夢に、戀ぬ夜そなき、

あはれなる、晝はひねもす、夜もすから、胸にた  
えせず、母の面影、

かわくまも、あらて袂の、時雨るゝは、母を戀し  
の、涙なりけり、

守人の櫻の花一枝折ていたしけるに

守人の、なさけしなくは、此春は、なれし櫻も、い  
かになかめん、

寄落花述懐

いそかねと、いつか嵐の、さそひ来て、心せはし

く、散る櫻かな、

世の爲と思ひて盡くせる事とも、皆むなしくな  
りぬと覺ゆければ、悲憤のあまりに、

世の爲と、思ひ盡くせし、真心は、天津御神も、  
みそなはずらん、

正實孝悌の志最も厚く又密かに守衛の吏に託して其  
母姊及塙重任に寄せたる書あり情義紙表に溢れ見る  
者感泣せざるなし其書に曰く(前に記したる訊問筆  
記及本書は本多家々臣の厚誼に由り文久壬戌の冬に  
至り塙の手に達し塙より正實の母姊に致したるなり  
塙の通稱は左五郎と云ふ)

一筆申上候この頃漸々天氣もつゞきのとやかに相  
成候處先々御母さま御姊さま御揃遊ばし御機げん  
よく御座被遊まことにまことに目出度御事に奉  
存候さて私事去月三日の朝同志の者都合十八人申  
合御大老井伊掃部頭を討留それより御老中脇坂殿  
へ自訴に及び其夜細川家へ御預けに相成同九日夜  
本多修理之助へ御預けに相成今日まで日を送り申

候かねがね御承知被爲在候通り井伊家は天下の  
奸臣にして御家は猶更仇敵なり一昨年より御家臣  
安島帯刀様茅根先生を始めと有名の人々無實の  
罪にて死罪に行はれ或は苦心の餘り切腹仕り或は  
獄中にて枉死申候或は遠き島々へ流さるゝ者等出  
來候も全く井伊家の所爲なれば天下の御爲此度私  
儀討手の人数に加はり本望を達し候段先づ々々け  
なげなる致方と御悦び被下べく候其場の働きは  
随分人には劣り申さぬ様覺えまゐらせ候手疵は右  
の肩二寸同腕三寸二ヶ所何れも今は平癒仕候最早  
せんさくもあらゝきはまり候得ば近日仕置に逢  
ふ事と奉存候二十八年の御鴻恩露塵報い奉らず  
先立つ不孝は如何様存じ上候ても只今は致方無  
之恐入候儀は申迄も無御座候得共何卒々々御許  
し下され候様願上まゐらせ候熟ら御身の上を勘考  
仕候に御母さま程終身因果なる方は世間には餘り  
御座ある間敷御年三十路餘り御父様に御別れ遊ば  
し大勢の兄弟とも御獨して御養育遊ばし其内度々

の不幸かたかた御苦心のみ遊され候事言の葉に  
難盡誠に男子にては私一人なるを千辛萬苦して  
成長せしめやうやう三四年この方少しは御安心の  
御廉も有之様と奉存候右の處またまた一昨年よ  
り御國難打續き始終御心配の中へ此度の次第御聞  
遊ばされ候てはいかばかりの御悲歎やら御察し申  
上奉り候實に恐多く奉存候宿元出立の御前文の  
次第も不申上碌々御暇乞も不仕罷出嚙々御立  
腹せられ候半と奉存候今更先非後悔仕候事に御  
座候尤其節意味申上候は御悲歎の餘りいかなる  
思召あらせられ候半哉と存上候まゝ不申上事に  
候得ばその罪も御許し遊され下さるべく候私身分  
の儀は最早致方も無御座候今日の内にも御刑待  
つまでにて大半はりつけにかけらるゝ事と存候得  
ば迎もかへらぬ事故御思きり遊ばし御姊さまへよ  
き聲御とり遊ばし私と御思召御一生を御くらし遊  
ばされ候外有之間敷と奉存候くり返し考居候て  
も人の一命は限りあるものと相見え申候死すべき

時生るもあり生べき時死ぬもありて私など御先立申候も佛家に申さば前世の約束事にてこれが所謂天命と申ものに御座候哉と奉存候さもなくして人間の一命が容易に捨てらるゝものには無御座候私儀昨十月大病相煩候節相果候はゞ此度の一事に出で候事能はず病死するより天下の爲め死するこそ本望なれば却て心をきりかへされ且人間世界の常なきを御さとり遊ばし此後御あきらめの程吳々も願上まゐらせ候

一御姉さまへ申上候是まで海山の御恩を蒙り難有存じ上まゐらせ候一生の内にはいつしか御恩返し可仕と存居候處今般の次第にては御恩返し所には無之おもひ懸けざる御悲歎を御懸甚だ恐入候事に御坐候最早私身の上はいたし方も無之此上は第一に御母さまの御事大切に御座候私儀は御母さまをふりすてかやう成行不孝の上にも不孝をかさね申わけ無之不届ものめと御腹立せられ候半歎是も私の爲めならず君の爲め世の爲めなれば

是非なき次第と思召これより別して心を盡され御母さまへ私の分まで御孝行御盡し被下候はゞ縦令私は死候ても草葉の蔭より御禮は申上候御姉さまの是まで御縁付遊ばさるも只今にてはかやうな譯に成行御母さまを御姉様が御あづかり被成候事とせんせんよりの定り事かと存上まゐらせ候くれくれも御母さまの御事許御大切に願上まゐらせ候

一金町御姉さまへ申上候私かやう成行無々御悲歎の御事と奉存候私事は御あきらめ遊ばし御母さまを御大切に遊され可被下候子供等は能御そだて遊さるべく候此手紙三度目にやう々々相認め申候二度ほどかき初め半に至り候て落涙に沈みかさかね申候御母さまへ御禮御いとま乞御申譯旁申上候得共御手許までとゞき候哉不<sub>レ</sub>相知<sub>レ</sub>萬一御披見不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候はゞ此書狀にて御あきらめ可被下候申上度事やまやま御座候得共とても筆には書き盡しがたく且人目をしのびなくやうやう相認候

儘たゞたゞ御いとま乞まで荒々奉<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候以上

蓮田 一五郎

御母上さま

兩御姉上さま

尙々これよりは何事も塙左五郎様へ御相談遊ばし御世話に御成可被<sub>レ</sub>成候左五郎様か玉川先生ならば何れも眞實深き人ゆゑ如才に致くれ申す間敷候司命丸へ預け金拾六兩貳分貳朱の内拾貳兩請取申候殘金四兩餘りは先方へ御懸合御取可被<sub>レ</sub>成候其外石神村黒澤覺藏と申ものへ金三拾兩貸し置候間是は鈴木彦藏と申人塙亮藏殿妻の弟にて委細其意味存居候得ば矢口へ御相談遊され御取返可被<sub>レ</sub>成候

口上

一先以御家内中様御揃益御機嫌能被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御座候段恐悦奉<sub>レ</sub>存扱は小子儀去月三日斬奸一條に加り遂に本懐をば相達申候同志の者四人にて脇坂候へ及<sub>レ</sub>自訴<sub>レ</sub>當節八町堀本多家へ御預被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>先今日

迄無事に消光罷在候尊大人には幼少の時分より御厚情を蒙り御禮筆紙難<sub>レ</sub>盡候最早生前拜晤を得候事も不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>終天の遺憾此事に御座候御禮御暇乞旁委細可<sub>レ</sub>呈<sub>レ</sub>一書と奉<sub>レ</sub>存候得共家郷の念一發血涙潜々心腹如<sub>レ</sub>焚大勢の役人列座中獨座涕泣も弱心の至と思はれんも何か恥敷奉<sub>レ</sub>存候故別段一書不<sub>レ</sub>呈候萬々僕の心中御深察可被<sub>レ</sub>下候

一家繼統の儀姉へも云々萬端尊大人の思召を仰候様母へも申遣候得ば何卒御垂憐御世話可被<sub>レ</sub>下候大半穿鑿も相濟去月二十七日評定所へ出候後今以呼出無<sub>レ</sub>之不審に存居候處昨日承り候得ば禁行の二人も大坂に於て被<sub>レ</sub>召捕<sub>レ</sub>候由不堪<sub>レ</sub>驚愕<sub>レ</sub>候定て素志も不<sub>レ</sub>相伸<sub>レ</sub>内と相見候得ば我輩も速に死に就を以榮と心得申候何れ典刑は礫か鼻首と相見候得共是は覺悟の前なれば縦令如何様被<sub>レ</sub>致候とも毫も厭不<sub>レ</sub>仕候唯々日夜心中に不堪<sub>レ</sub>悲泣<sub>レ</sub>候は母の一事に御座候何卒此一通御持參被<sub>レ</sub>下母へ御渡し何分にもあきらめ吳候様御示教の程奉<sub>レ</sub>願候母

時生るもあり生べき時死ぬもありて私など御先立申候も佛家に申さば前世の約束事にてこれが所謂天命と申ものに御座候哉と奉存候さもなくして人間の一命が容易に捨てらるゝものには無御座候私儀昨十月大病相煩候節相果候は此度の一事に出で候事能はず病死するより天下の爲め死するこそ本望なれば却て心をきりかへされ且人間世界の常なきを御さとり遊ばし此後御あきらめの程吳々も願上まらせ候

一御姉さまへ申上候是まで海山の御恩を蒙り難有存じ上まらせ候一生の内にはいつしか御恩返し可仕と存居候處今般の次第にては御恩返し所には無之おもひ懸けざる御悲歎を御懸甚だ恐入候事に御坐候最早私身の上はいたし方も無之此上は第一に御母さまの御事大切に御座候私儀は御母さまをふりすてかやう成行不孝の上にも不孝をかさね申わけ無之不届ものめと御腹立せられ候半歎是も私の爲めならず君の爲め世の爲めなれば

是非なき次第と思召これより別して心を盡され御母さまへ私の分まで御孝行御盡し被下候は縦令私は死候ても草葉の蔭より御禮は申上候御姉さまの是まで御縁付遊ばさるも只今にてはかやうな譯に成行御母さまを御姉様が御あづかり被成候事とせんせんよりの定り事かと存上まらせ候くれくれも御母さまの御事許御大切に願上まらせ候

一金町御姉さまへ申上候私かやう成行無々御悲歎の御事と奉存候私事は御あきらめ遊ばし御母さまを御大切に遊され可被下候子供等は能御をだて遊さるべく候此手紙三度目にやう々々相認め申候二度ほとかき初め半に至り候て落涙に沈みかさかね申候御母さまへ御禮御いとま乞御申譯旁申上候得共御手許までとゞき候哉不<sub>レ</sub>相知萬一御披見不<sub>レ</sub>相成候は此書狀にて御あきらめ可被下候申上度事やまやま御座候得共とても筆には書き盡しがたく且人目をしのびなくやうやう相認候

儘たゞたゞ御いとま乞まで荒々奉申上候以上

蓮田 一五郎

御母上さま

兩御姉上さま

尙々これよりは何事も塙左五郎様へ御相談遊ばし御世話に御成可被成候左五郎様か玉川先生ならば何れも眞實深き人ゆゑ如才に致くれ申す間敷候司命丸へ預け金拾六兩貳分貳朱の内拾貳兩請取申候殘金四兩餘りは先方へ御懸合御取可被成候其外石神村黒澤覺藏と申ものへ金三拾兩貸し置候間是は鈴木彦藏と申人塙亮藏殿妻の弟にて委細其意味存居候得ば矢口へ御相談遊され御取返可被成候

口上

一先以御家内中様御揃益御機嫌能被遊御座候段恐悦奉存扱は小子儀去月三日斬奸一條に加り遂に本懐をば相達申候同志の者四人にて脇坂候へ及自訴當節八町堀本多家へ御預被仰付先今日

迄無事に消光罷在候尊大人には幼少の時分より御厚情を蒙り御禮筆紙難盡候最早生前拜晤を得候事も不<sub>レ</sub>相成終天の遺憾此事に御座候御禮御暇乞旁委細可呈一書と奉存候得共家郷の念一發血涙潜々心腹如焚大勢の役人列座中獨座涕泣も弱心の至と思はれんも何か恥敷奉存候故別段一書不<sub>レ</sub>呈候萬々僕的心中御深察可被下候

一家繼統の儀姉へも云々萬端尊大人の思召を仰候様母へも申遣候得ば何卒御垂憐御世話可被下候大半穿鑿も相濟去月二十七日評定所へ出候後今以呼出無之不審に存居候處昨日承り候得ば禁行の二人も大坂に於て被召捕候由不堪驚愕候定て素志も不<sub>レ</sub>相伸内と相見候得ば我輩も速に死に就を以榮と心得申候何れ典刑は礫か鼻首と相見候得共是は覺悟の前なれば縦令如何様被致候とも毫も厭不<sub>レ</sub>仕候唯々日夜心中に不堪悲泣候は母の一事に御座候何卒此一通御持參被下母へ御渡し何分にもあきらめ吳候様御示教の程奉願候母

へも一書暇乞漸く涙に沈み大略相認候處如何出來候哉幾度もよみ返しも不致定て前後不調法相分兼候半尊大人にて御讀聞せ奉願候僕の死は來月半と相覺申候他日僕の死日相分り候は、招魂の祭式は儒道にて相願申上候何事も宜敷様奉願上候御暇乞迄早略ながら如此御座候以上

閏三月二十五日

廉

泰幡尊大人

其文中禁行は金高即ち金子高橋泰幡は大塙即ち塙重任の隠語なり四月に至り正實又三日市(越後)藩主柳澤民輔少輔邸に移され文久元年辛酉七月二十六日正實評定所に於て斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらる年二十九辭世の歌左の如し

色香をは、吉野の奥に、留め置て、惜ますに散る山櫻かな、

花の爲、深く染にし、色香をは、散りなむ後を、猶匂ふらし、

親戚故舊私かに其骸骨を小塚原回向院域内に厝く是

の歳の冬一人の老僧蓮田の家に来り一封の書を出し瓢然として去れり其何れより來りて何れに行きたるや知る能はず正實の母姉之を披き見るに正實の眞筆にて左の國歌あり別に法號の如きもの添へあり字體明かならず

故郷の、空をし行かは、たらちめに、身のあらましを、つけよかりかね、

三年癸亥夏幕府朝旨を傳へ後を録し歸葬する事を許す十一月屍を收め水戸淨安寺に葬る正實子なくして姉一人家に在り内山清姉の夫となり後を承け蓮田氏を稱し俸を賜はる清歿し男孿家を繼ぐ明治二十二年五月正實朝旨を以て靖國神社に合祀せらる二十五年九月遺柩を常磐原に改葬し親戚伯爵香川敬三碑碣を建て墓上の文を勒す三十五年十一月八日朝廷更に正實の舊勳を録し正五位を贈らる

贈正五位森山政徳傳

森山政徳繁之介と稱す水戸藩町方屬吏五八某の第二子なり幼より蓮田正實等と同く玉川温光の青藍塾に

學ぶ人となり捷悟にして辨才あり氣概あり苟も人に屈下する事なし安政の初矢倉方の屬吏となり精勵能く勉む時に高橋愛諸矢倉奉行の職に在り之を眷遇し政徳は跌宕にして有爲の人なりと稱揚せり五年戊午の夏大老井伊直弼幕政を専らにし朝旨に背きて我が國權を墮せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み擅に府命を發し烈公及諸侯伯を罪す八月修攘の勅諭幕府及順公に下るも大老策を設けて之を沮遏し正義の志士を囚へて大獄を起し竟に密計を企て承久の故事を醸さんとするに至る政徳憤然其勢煽を挫折し勅旨を奉行せんと南上北下同志と力を協はせ幹旋す六年己未の冬大老朝旨と稱し順公に賜はりたる勅諭を幕府に返納すべき旨を傳ふ時に返納を不可とするものあり返納を可とするものあり一藩紛擾す政徳斷乎として不可返納の議を執り山口正森直長杉山當人廣木有良等と共に水戸城南長岡驛に集り大に聲勢を張り返納論を駁撃す有司鎮撫するも應せず爲に落兵を以て攻撃せらる衆相謀る所あり肯て抗抵せず議し

て曰く倘し勅諭を江戸に致すことあらば之を途に要し爲すことあらんと皆各所に匿れ隠見す會ま高橋及金子教孝大老を江戸に殪し義兵を畿甸に擧るの策を決行せんとす政徳奮起之に應し誓つて要撃員たらん事を望み萬延元年庚申二月潜行して江戸に抵り杉山増子誠等の設けたる潜匿所に宿し消息を主謀者に通ず三月朔金子主となり政徳山口森杉山廣木蓮田關遠齋藤一徳佐野光明廣岡政則等を會して一酒樓に密議し要撃人員を政徳等十八名とし決行の期日を上巳場所を櫻田門外に定め且方略を指示せらる翌日又關佐野等十餘名と品川驛の青樓に集合し方略に依り組合を設け政徳は廣岡大關増美稻田正辰海後宗親等と佐野の組となり懷中書及金圓の配付を受け輕裝事を爲すの準備を整ふ三朝政徳大雪を履み佐野大關廣岡等十七名と共に愛宕山に登り又櫻田門外に至り井伊大老を要撃し力闘して之を殪し事了るの後同盟と関聲を擧げ大關森杉山と大名小路の熊本藩主細川越中守邸に至り狀を訴し其邸に監禁となり後又一ノ關

(陸奥)藩主田村磐次郎の邸に足利(下野)藩主戸田七之介の邸に移さる文久元年辛酉七月二十六日政徳評定所に於て斬罪の宣告を受け傳馬街獄舎に於て處刑せらる年二十六政徳其監禁中屢鞠吏の召喚を受く其糾問する要旨は政徳等大事を企て重き役人に對し亂暴に及びたるは必ず主君の意旨に依り之を決行したるならんと威迫又は温言至らざる事なく糾問を累ね以て壓伏せんとす政徳言語明晰毫も凝滞することなく唯其誣罔を辨じ各自懷中書の通り天誅に代り天下の姦臣井伊掃部頭を戮殺したるなりと揚言するのみ別に多言を用ゐざるなり其刑に臨み辭世の國詩を朗吟し從容死に就く其態度を見たるもの天晴れの勇士と稱揚せざるものなしと云ふ其國詩左の如し

國の爲、思ひを籠し、武士の、今日人數に、入るそ嬉しき、

親屬故舊私かに其遺骸を小塚原回向院域内に厝く後幕府朝旨を以て歸葬する事を許す文久三年癸亥十一月屍を收め水戸祇園寺に葬る明治二十二年五月二日

朝旨に由り政徳靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に政徳の奮勳を録し正五位を贈らる

贈正五位廣木有良傳

廣木有良松之介と稱す水戸藩町方屬吏善藏有清の第一子なり安政の初評定所物書雇となり又寺社方の屬吏となる五年戊午の夏井伊直弼大老職に昇り幕政を擅にし朝旨に背きて我が國威を墮せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み府命を發して烈公及諸侯伯を罪す八月修攘の勅諭下る大老又策を設けて之を壅蔽し却つて勅旨奉行を圖るものを囚捕し大獄を起すのみならず其甚しきは承久の故事を行はんとするに至る有良之を憤慨し九月大關増美と共に總州小金驛に至り六年己未五月又江戸に詣り力を勅旨奉行主冤洗雪の事に盡し以て大老の威焰を挫かんとするこ

す萬延元年庚申二月遂に兵を以て攻撃せらる有良等別に謀る所あり肯て争はず相謂て曰く若し勅書を幕府に納むる事あらば之を途に要し報効する所あらんと退散して各所に出歿す會ま金子教孝高橋愛諸等首謀をなし策を立て井伊を江戸に殪し義兵を大坂に起すの鴻圖を遂行せんとす此に於て有良蹶然として以爲らく勅旨を發揚するは斯の舉にあり余奮つて其要撃員たらんと大關山口等と同謀る所あり此の月下浣竊かに江戸に赴く三月朔日金子主となり有良及大關山口關遠齋藤一徳岡部忠吉等十數名を一樓に會し要撃人員を有良外十七名とし決行の期日を上巳場所を櫻田門外に定め一項乃至五項の方畧を示さる翌二日關齋藤等諸同盟品川の青樓に集合し方略に依り三箇の組合を設け有良は岡部及鯉淵珍陣蓮田正實等と齋藤の組に屬し配付の懷中書金圓を受け輕裝事に當るの準備をなし各自永訣を期して快飲す三日朝雪花繚亂の際有良齋藤等十七士と共に愛宕山に登り又櫻田門外に至り井伊大老の登營するを窺ひ要撃し力闘

して之を殪し凱歌を擧ぐ有良幸に微傷を蒙らず其方略の五に負傷せざるものは上坂して義兵に加入すべしとあり故に有良直ちに大坂に赴かんとす幕吏の譏察嚴なるに由り一時水戸に下り更に迂路を取り西へ善擇はすして曰く同盟等しく櫻田に大老を要撃し何爲ぞ其場に闘死せずして北歸するやと有良方畧あることを秘し故さらに黙して答へず居ること數日有良遽然として家を去り西上せんとするに譏察愈甚し困なり能登國本住寺に入り時の形勢を窺ふ尋て佐渡に航し又越後に至り竟に鎌倉の上行寺に移り機を見て將に爲すことあらんとす既にして金子及同盟の諸士幕府の命を以て死刑に處せられたるを聞き慨然として以謂らく嗚呼余が身命を全ふせるは首謀者と共に義兵を擧ぐるが爲なり今此の處刑ありたるを知る余又遂に後圖の爲すべきものなし然るに獨碌々性命を全うするは豈愆然心に耻ることなからんやと一日主

僧と佛教の眞理を談じたる未歎じて曰く人生は朝露の如し今日無事なるもの明日黄泉の客となるも亦知るべからず吾若し空しからん日には後生を弔ひ給はんことを乞ふと又低語以て窃かに實名と來歴を告ぐ其言既に畢りて後潜かに該寺の墓地に至り遙に同盟諸士在天の靈を弔し從容屠腹以て死す實に文久二年壬戌三月三日なり年二十五主僧幕吏の偵邏を恐れ窃かに其遺骸を火葬に付し法名を劍達院英玄日清居士と稱し之を秘して此の事を語らず爲に人其有良たるを知る者なし後三年即ち元治元年甲子十一月某日上行寺の僧通全行脚の體をなして水戸に來り有良の家を尋ね其齋したる有良の遺骨襦衣及若干の遺物を家人に交付し其詳細を告げ飄然として去る家人始めて有良の自裁したる次第を知り既に遺骨遺物を水戸本行寺に埋む聽くもの有良の義を履み自裁したる志操を稱揚せざるものなし明治二十二年五月二日朝旨に由り有良靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に有良の舊勳を録し正五位を贈らる

因に記す文久中有良江戸の獄中に瘵死したるの説ありしが這は有良にあらず常陸久慈郡和久村後藤哲之介なり後藤嘗て國事に奔走し有良と交誼あること數年櫻田一擧の後後藤新潟に在りて有良に邂逅し狀を聽き有良の爲に旅費を補助し有良をして幕吏の物色を避け逃脱して後圖をなさしむ幾ばくもなく後藤の言語常陸訛りに由り疑はれて逮捕となり氏名を問はる後藤感ずる所あり陽りて廣木松之介と答へ櫻田の一擧に力闘したることを告ぐ故に更後藤を以て有良と信じ江戸に送り之を傳馬街獄舎に繋き糺問日を累ぬ其獄未だ決せざるに二年壬戌九月十三日後藤食を絶ちて死す之が爲有良獄中に病歿したる説起れりと云ふ

勤王 水戸烈士傳上編 卷十 實記

贈從五位平山繁義傳

平山繁義兵介と稱す水戸藩新番組兵藏繁櫻の長子なり身の長け六尺臂力人に勝る性跌宕にして英氣あり武藝に通曉し最も槍術を善くす安政戊午孝明天皇修攘の勅諭を幕府に下し特に順公に詔して之を列藩に廻達せしむ大老井伊掃部頭(直弼)多方策を設けて之を防遏する甚し爲に繁義死力を出し勅旨奉行に周旋す大老竟に順公に賜ひたる勅書を幕府に返納すべき府命を傳ふ之が爲物議荐りに起り返納論と不可返納論と兩立し一藩紛擾す繁義斷乎として其不可返納論を主張し身を致せり尋て繁義住谷悌之介(信)中嶋久藏(高政)と謀る所あり諸藩に勅旨奉行の大義を遊説し以て心力を協戮し天下に爲すことあらんと萬延元年庚申の冬共に俱に水戸を去り各所を周歴し淡路

の須本に赴き稻田氏の臣佐藤平馬の家に寓する數旬益畫策を發揮せんとして住谷中島の二人先づ京都に上り摺紳に就き將に其畫策の内奏を請はんとす幕吏に物色せられ目的未だ達し得ずして二人等しく縲紲の身となれり繁義之を聞きて失望し共に事を處する能はざるを歎じ暫く時機を待ち宿志を達せんと髮を剃り形を變じ身を醫師に擬して江戸に入り隠見以て時勢を窺ふ是より先き櫻田の擧あり井伊大老斃るも閣老安藤對馬守(信睦)又復幕政を専らにして勅旨を度外視し外人の要求するものは我が沿海の測量をも默許するか如く之に屈從し其侮蔑を蒙ること底止する所あらず而して正義を執るものあれば之を嫌忌し之を排斥し公卿諸官職の黜陟にも干渉し竟に皇位を動かさん事を圖る繁義憤慨措く能はず窃かに以爲ら

今に於て櫻田の擧に倣ひ安藤閣老を要撃し之を磔  
 されば勅旨貫徹の期なく國家の禍殃實に測るべか  
 らざるに至らんと文久元年辛酉の秋繁義水戸に歸り  
 小田彦三郎(朝儀)川邊佐治衛門(元善)等に謀る小田  
 川邊の意見も亦斯に在り力を戮せて之を決行し幕府  
 の弊政を挽回せんと議密かに決し斯の密事を野村彝  
 之介(鼎實)下野隼次郎(遠明)住谷寅之介(信順)に告  
 げ其同意を得共に議する所あり會ま野州の人兒島強  
 介(草臣)來り菊池介司(教中)の意見を齎し國事を談  
 論するに忠愛の志顯はれ意氣又相投ず是に於て繁義  
 細谷忠齋と變名し兒島と共に宇都宮に菊池を尋ね面  
 接して謀議を凝し其紹介を以て江戸の處士大橋順藏  
 (正順)を本所小梅村に訪ひ互に時事に處する議論を  
 上下す大橋は學者にして慷慨の士なり嘗て幕政矯正  
 の爲に義舉を起すの籌圖を講じあり大に繁義等を稱  
 揚す因て愈安藤誅除の密計を定め大橋筆を執つて斬  
 意趣意書即ち懷中すべき書狀を草す(其懷中書は緒  
 言に在り)時に同愛の士之を決行せんとするものは

水戸近郷の黒澤五郎(保高)高島總次郎(胤正)野州吉  
 田村の河野顯三(通桓)越後十日町の川本杜太郎(唯  
 一)其他數名なり繁義或は江戸に在り或は水戸に下  
 り要撃に係る諸般の準備をなす二年壬戌正月七日藩  
 を脱して江戸に赴く此の時遅く彼の時早く大橋菊池  
 其他の同志多くは幕吏の逮捕する所となり直ちに事  
 を共にする者は繁義小田川邊黒澤高島川本河野七人  
 に過ぎず人員寡少となるも事罷むべきにあらず愈斯  
 の月十五日に事を舉げんと議を決し期日の朝各自斬  
 意趣意書を懷にし坂下門外に至る川邊來らず又減じ  
 て繁義小田黒澤等六人となる六人均しく諸侯の行伍  
 閱覽の體をなし閣老の登營するを窺ひ安藤の來るや  
 機逸すべからずと先づ拳銃を放ち從士を動搖せしめ  
 六人皆刀を抜き繁義率先して敵輿に迫る安藤之を知  
 り輿を脱出して逃ぐ繁義追撃し安藤の腰部を斫る安  
 藤常に戒心あり武術に長じたる者を選び衛士とす衛  
 士劍を以て防ぎ相戦ふ其寸隙に乘じ安藤馳せて坂下  
 門に向ふ繁義等追逐し今將に及ばんとす微賤の從者

傘及杖を以て繁義を打ち之を遮る閣老久世大和守  
 (廣周)相踵で來り安藤を援助し安藤纔かに免れて坂  
 下門に入り繁義遂に衛士の亂刀に倒され此に死す年  
 二十二懷中書は安藤の家臣展閱し安藤の非行世に顯  
 はるゝを恐れ之を燒棄すと云ふ親族故舊私かに其遺  
 骸を小塚原回向院域内に厝く繁義目的を達せずして  
 死するも斯の擧ありて後幕府の政日に月に改り安藤  
 の職を罷め是の歲十二月には特に命を下し順公をし  
 て修攘の勅諭を列藩に廻達せしめ三年癸亥の春大將  
 軍自ら諸侯伯を率ゐて京都に上り鎖港の勅命を奉ず  
 るに至れり此に於て繁義等の宿志大に達したりと  
 云ふべきなり尋て幕府朝旨を傳へ遺骸の歸葬を許す  
 因て十一月屍を收めて水戸酒門原の先塋に葬る明治  
 二十二年五月二日朝旨に由り繁義靖國神社に合祀せ  
 られ三十五年十一月八日朝廷更に繁義の舊勳を録し  
 從五位を増らる繁義嘗て詩歌を嗜む要撃の時懷中し  
 ありたる詩及歌左の如し  
 丈夫據義死何悲、成敗在天寧可期、骸骨縱爲三武

州士、欲留精神、護皇基、  
 吹風に、あらねと、今日は、大君の、こゝろにか  
 かる、くまやはらはん、

贈從五位小田朝儀傳

小田朝儀彦三郎と稱す水戸藩書院番組源太左衛門朝  
 久の次男なり資性沈勇にして寡言なり武藝を好み最  
 も槍術に長ず常に父母に孝兄弟に友なり安政中大老  
 井伊直弼幕政を顛らにし擅に我が國權を墜せる外交  
 條的を締結し之を非難する烈公及諸侯伯を罪し正義  
 を抑壓す是の時朝廷修攘の勅諭を幕府並に順公に下  
 し特に順公に命じて之を列藩に宣布せしむ大老之を  
 沮遏する最も甚し朝儀憤慨して勅旨奉行主冤洗雪を  
 圖り同志と共に江戸に上り幹旋大に力む後幕府順公  
 に賜はりたる勅諭を柳營に返納すべき命を傳ふ朝儀  
 其非理にして不可なる事由を論議し頗る心力を盡せ  
 たること切なり萬延の初櫻田の擧あるに方り朝儀佐  
 野光明等と共に死を決し其要撃員たることを誓ひた  
 るに母の病危篤に迫り其膝下に看護し在りて之を果



し得ず只管力を後圖に盡さんと期すること日あり文  
久の初閣老安藤信睦外國に係る政務を司り内に威柄  
を振ひ朝廷を蔑にし外は外人に屈し國體を辱むる行  
爲底止する所あるあらず宛も井伊直弼再生の如し朝  
儀之を憤慨し將に爲すことあらんとす適ま平山繁義  
等と世事を談じて意志頗る投合する所あり與に俱に  
櫻田の擧に倣ひ安藤を瘞し以て國權を伸張し勅旨を  
發揚するの策を講せり或る日感することありて詠じ  
たる國詩左の如し

劔太刀、世の亂ればはに、霜降らば、紅葉のいろの、  
魁もかな、

此の時下野の人兒島草臣水戸に來り菊池教中の意を  
具し國事を談論するに其趣旨慷慨忠烈にして互相の  
意見又符合せり適ま朝儀氏名を變じ朝田儀介と稱し  
平山兒島等と袂を連ね潜行宇都宮に赴き菊池に面議  
せること多し尋で朝儀平山等と江戸に赴き大橋正順  
に謀りて安藤斬除の密策を決し共に協議を遂げ趣意  
書を作成す朝儀北去南來拮据周旋平山と回く同志に

謀り要撃の準備をなし斯の決行地を坂下門外其期日  
を二年壬戌正月十五日に定め身を商賈に擬して江戸  
に入り愈事を舉げんとす時に大橋菊池等捕へられて  
獄に入り同盟甚だ寡少となり僅々朝儀平山川邊元善  
黒澤保高島胤正河野通桓川本唯一七名に減す然れ  
ども朝儀等肯て屈撓せず精神以て之に當らんと意志  
を固うし期日即ち此の月十五日朝平山黒澤高島河野  
川本の六名坂下門外に至るに獨川邊は來らず六名之  
を意に介せず安藤の登營るを窺ひ先づ短銃を放ち  
て行伍を亂し刀を抜いて均しく之を要撃す安藤既に  
警戒して武術に長じたるものを選び護衛しあり其護  
衛者十餘名劔を以て防禦す防禦者多く攻撃者少なく  
朝儀等殊死奮戦し進んで安藤に迫り之を傷つく安藤  
馳せて逃る朝儀之を逐ふ竟に護衛者に遮られ激闘し  
て斃る年三十五安藤傷を負ふて逃れ朝儀宿望を遂げ  
ずして死するも是よりして安藤の行爲世の非難する  
所となり職を罷め塾居を命せられ幕政も亦革り三年  
癸亥の春大將軍及諸侯伯朝親し鎖港の勅旨を遵奉す

るに至り志望期年ならずして達せり朝儀の遺骸は親  
族故舊私かに小塚原回向院域内に厝く幾ばくもなく  
幕府朝旨を傳へ歸葬を許す因て屍を収めて水戸常磐  
原に葬る明治二十二年五月二日朝旨に由り朝儀靖國  
神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に朝儀  
の舊勳を録し從五位を贈らる朝儀其要撃の期に臨み  
詠じたる國歌左の如し

東路の、今日より春は、たちにしと、雲井につけ  
よ、蘆田鶴の聲、

贈從五位川邊元善傳

川邊元善字は一貫幼名は辰五郎後久米七と改む水戸  
藩士佐治衛門元宜の三男なり伯兄は早世仲兄は出で  
て桑名氏を冒す因て嗣子となる安政四年丁己七月家  
督を襲ぎ小普請組となり俸稟を受く尋て父の名を繼  
ぎ佐治衛門と稱す資性剛毅にして氣節あり常に武藝  
を好み最も劔術を善くす五年戊午の夏井伊直弼大老  
となり幕政を顛らしし朝旨に背きて卑屈の外交條約  
を結び烈公及諸侯伯を罪し正義を鉗制す幾ばくもな

く朝廷修攘の勅を幕府及順公に下し特に順公に命じ  
之を列藩に廻達せしむ大老肯て奉せず詭策を設けて  
勅旨を壅塞す元善慨然憂憤同志と共に南上し勅書廻  
達主冤洗雪を圖る最も剴切なり言或は過激に渉るも  
のあり有司の忌む所となり六年己未十一月閉門謹慎  
を命せらる越えて萬延元年庚申の春櫻田の擧あり井  
伊大老斃れたるも老中安藤信睦又勅旨を蔑にして唯  
外人の要求に屈從し國辱を蒙ること底止する所あら  
ず元善痛く之を憤慨し力を盡し之が挽回の策を講ず  
ること日あり文久元年辛酉三月左の七絶一首を賦し  
懷を述べたり

獨迷死地送三周、觀雪對花切百憂、又是今年  
春折盡、豈知明月在中秋、

是の歳の秋元善平山繁義小田朝儀等と密かに相會し  
櫻田の擧に倣ひ安藤老中を瘞し以て國權を張り勅旨  
を宣べんと書策す會ま下野人兒嶋草臣來りて國事を  
談論し具さに菊池教中の意志を縷述す其論旨時事に  
適し意志相投する所あり乃ち元善氏を内田萬之介

と變じ同行して宇都宮に赴き菊池を訪ひ處世の事を  
議し益意志を堅うし事を共にするに至る元善其旅舎  
に在る時一首の詩を詠す

夜半夢驚感慨生、雄心確々至忠誠、豈圖床上思郷  
國、血淚紛紛遊子情、

是より平山小田等と共に江戸に往復し處士大橋正順  
と密議し愈同志と共に安藤を驅除するの策を決し其  
趣意書を協定す時に大橋秘藏の名刀一口を元善に贈  
る元善一層志を勵まし知己に報いんと誓ふ二年壬戌  
正月七日要撃實行の爲家を去る其去るに臨み詩二首  
歌一首を詠す

從來忠憤在豪雄、笑舉玉卮感易窮、一片精誠人  
莫怪、斬除奸賊奏奇功、  
從來忠憤與梅開、笑酌英雄訣別杯、一片精誠人莫  
怪、功名馥郁百花魁、  
日に愛つる、我が撫子を、なかめつゝ、ますら健  
男も、涙こぼるゝ、

元善商賈の如く輕装をなし江戸に至りたるに既に大

橋菊池等も索捕せられて囚獄の人となり共に事を舉  
げんとするものは元善平山小田高畑胤正等七名に過  
ぎず然れども嘗て決する所のものは躊躇すべきにあ  
らず是の月十五日を以て坂下門外に斷行し實功を奏  
せんと相約す十四日元善賦す所の七律一首あり

江城庶議須看破、憂世慨然不願躬、志大空謀天  
下勢、才疎漫慕古今雄、捨生欲發滿胸策、取義要  
抽一片忠、聖酒百樽傾去後、笑誅姦賊奏奇功、  
十五日早朝元善約の如く坂下門の外に身を寄せたる  
に未だ平山等に會せず安藤も通過せず故に平山に面  
接せんと東に二三町許り退き行路の人に安藤の一行  
如何と平山等の通過如何を問ふ其應答の間平山小田  
等の六名安藤の一行を要撃し會戰中なるを聞き驚き  
て急馳其場に赴きたるに格闘了りて事既に去り平山  
外五名亂刀の下に死せり元善以謂らく今此に身命を  
抛つは容易なるも徒死に屬せん寧ろ懷中書を識者に  
渡して後死せんと咄嗟の間に萩藩邸に至り桂小五郎  
を訪ふ桂在らず奥平數馬出で、元善を擊劍場に延

見し來意を問ふ元善泰然として曰く余が氏名は内田  
萬之助今朝安藤對州を坂下門外に要撃せる同志の一  
人なり余其場に臨むに獨期に後れ同志皆鬪死せり余  
生を偷み世に在るべきにあらず速かに自裁せんとす  
るも宿志を明かにせざるは身後の憾是より甚しきは  
なし桂氏は世に勝れたる人なり宿志を告げ後事を託  
せんと懷中書を提出す時に桂歸り來り面接す元善實  
名を告げ事由を述べ桂懇に其自殺を抑止して曰く目  
下國家多事今此に死せざるも必ず死するの秋あり高  
山大澤に身を匿し風雲の變を見大事を處するに如か  
す子倘し諾せば吾儕相共に都下を去るも亦可なりと  
元善黙して答へず桂は此の事吾一人の處措すべきに  
あらず重役に圖らん暫く待たれよと云ひ席を去る  
時に桂は將に旅費數十金を調達し元善を僻陬に移し  
之れを庇護せんとするも金策意の如く成らずして時  
を移せりと云ふ元善固より生存するの意なく奥平  
と談話しあり七絶一首を吟す

嗟匪此時爭見君、識機迷死向誰言、英雄始屈

一朝際、血淚紛紛日本魂、

元善怛然として紙筆を需め録して奥平に示し之を桂  
に送らんことを乞ひ又男捨五郎に對する訓誡及夜半  
云々從來云々江城云々の詩日に愛つる云々の歌を揮  
灑す既にして夕陽西に昏くの際奥平坐を退きたるを  
機とし一尺八寸の小刀を以て咽喉を右より左に貫通  
し其劍尖に左手を加へ前に伏して死す年三十一時に  
沛然として盆水を傾くるか如き音響あり衆驚きて馳  
せ見るに鮮血淋漓として元善自及しあり彼の音響は  
咽喉部の動脈を斷ち一時に血汗の迸出したる聲なり  
と云ふ其遺書左の如し

奉茂如天朝、將軍家を御不忠御不孝に陥入神州  
の大事を醸し候奸賊を誅伐致候其許儀も余か遺志  
を繼候様可心掛候也我英魂永く天地の間に留り  
尙も奉安叡慮候様相盡し申候申置度事海山に  
候へ共取込候故大略申殘候

壬戌正月

元善

捨五郎殿

是の時萩藩邸に於て元善自殺の次第を幕府及水戸藩邸に申牒し幕吏某水戸藩監察吏篠有隣宮崎健檢視を遂げ幕吏其遺骸を遺棄す親戚故舊之を小塚原回向院域内に厝く桂等丁寧に庇護し且元善の遺誠及揮灑せるものは密かに之を遺族に送致せり元善の一死大に長州の人士を感奮せしめ爲に志を立つるものありと云ふ加之平山等の懷中書は安藤の家臣之を閱し其非行の顯はるゝを恐れ秘して燒棄せるも元善が之を提出したるに由り世に傳はり人心愈激動し安藤老中の非行を責むるもの多きを加へ幕政を匡さんとか刺撃を與へたるもの少なからず人にて元善の要撃の期に後れ義に伏して死し人心を感動せしめたるは期に及び要撃したるものに譲らずと云へり三年癸亥の夏幕府朝旨を傳へ歸葬及後を録する事を許す七月拾五郎家を繼ぎ俸を賜はる十一月屍を收め水戸常磐原先塋に葬る拾五郎歿し弟元同後を承く元善の屍は其歸葬に方り平山小田等の遺体と同く發掘したるに黒色を帯ひたるのみにて獨腐爛せず形狀を失はざりしは

當時萩藩士か特に意を用え藥を施し腐爛を防ぎたる措置ありたるに由ると云ふ明治二十二年五月二日朝旨に由り元善靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に元善の舊勳を録し從五位を贈らる

贈從五位黑澤保高傳

黑澤保高五郎と稱す醫師俊平敬行の長男なり系は陸奥の安部氏より出つ遠祖某常陸黑澤村を領せるに由り黑澤を以て氏となす後水戸藩に仕へ祖父東俊に至り多賀郡河原子村に移住す安政六年己未六月保高家を繼ぎ俸を賜はり大廣間謁見の資格を授けらる保高幼より武技を演じ劍術に長じ青年の領袖たり稍長するに及び外人の幕府を輕侮し跳梁なるに反し幕吏治に馴れ卑屈に流るの甚しきを歎慨し文久元年辛酉五月有賀重信高島胤正等十餘名と共に死力を出し外寇を芟除せんと謀ることあり保高身を商賈に變じ有賀等と潜行し江戸に入り神州の外人に汚さるゝを見るに忍びず尊攘の大義に基き微思を盡し身命を擲ち國恩に報するの趣旨を記したる一書を懷にし是の月二

十八日の夜高輪の外人館を襲撃す衛士之を防ぎ激闘となり互に死傷少なからず保高去りて氏名を變じ吉野政介と呼び潜匿跡を晦ます既にして老中安藤信睦幕政を執り只管外人に屈從し國威を失墜する益甚しきことを憤慨し高島及平山繁義等と共に櫻田の舉に倣ひ安藤を殲し以て勅旨を發揚せんと謀議を盡し其同志者も亦増加す因て其期日を二年壬戌正月十五日とし事を坂下門外に舉げんとして江戸に至る會ま幕吏の爲に囚はるゝものあり同盟減じて僅々七名となる人員少きを加ふも屈して止むべきにあらず斯の日即ち正月十五日の朝各勇を鼓し之に赴く同盟の一人來らず又六名に減す乃ち保高平山高島及小田朝儀川上唯一河野通桓の六名共に安藤の柳營に登るを窺ひ俄かに蹶起して之を要撃す安藤常に警戒して劍技に長じたるものを衛士に充てあり其衛士の多數防戦尤も力む保高一把の短刀を以て奮戦し之を殺傷し安藤に迫る安藤傷を負ひて逃く保高之を逐ふ竟に遮られ衛士の亂刀に斃る年僅かに二十親族故舊私かに遺骸

を小塚原回向院の域内に厝く保高素志を達せざるも安藤は傷を負ふのみならず世に其行爲を非難せられ職を退くに至り幕政も亦改り周年ならずして大將軍上洛し勅旨を遵奉するに至る三年癸亥の夏幕府朝旨に由り保高の後を録し歸葬するを許す保高未婚にして子なし弟捨藏家を繼ぎ俸を賜はる十二月屍を收めて河原子村日向丘の先塋に葬る明治二十二年五月二日朝旨に由り保高靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に保高の舊勳を録し從五位を贈らる

贈從五位高島胤正傳

高島胤正總次郎と稱す權衛門某の次男なり其先は從五位下千葉介平常胤より出づ常胤總州千葉郡猪の鼻臺に在り十七萬石を食み其孫政胤常陸久慈郡小島村高島の里に移住するを以て高島を氏とす安政中胤正舉げられて小島村組頭となり力を村治に盡す五年戊午の夏幕府朝旨に反して卑屈の外交條約を結び七月水戸烈公及諸侯伯の罪を羅織し幕政を非議するものを針制す八月朝廷修攘の勅詔を幕府及順公に賜ふ九

月胤正同志と共に江戸に至り勅旨奉行主宛洗雪を圖ること連句竟に上司の命あり之に背くかべらず歸村す後熟ら謂らく主君の幽居は片時も忽かにすべからずと十一月目附方に歎願書を提出す其書左の如し

上々様御儀下賤の我等奉<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候も恐多奉<sub>レ</sub>存候得共當七月中より御兩邸様御儀御國表浮説區々にして御急變の御程も難<sub>レ</sub>計奉<sub>レ</sub>承知<sub>一</sub>候に付去る九月中上着御支配役所より歸國被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>罷下り居只今に御模様相分り兼候趣<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>承知<sub>一</sub>何卒御兩邸様以前の通り被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御座<sub>一</sub>候様仕度鄙賤の我等申上候も恐多存候得共前中納言様御慎明白に不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御解<sub>二</sub>候内は日夜悲歎に沈み第一の御奉公且つ農業等も手に付不<sub>レ</sub>申痛心仕り罷在候是迄累代莫大の奉<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>御仁澤<sub>一</sub>安穩に農業丹精仕難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存此度の御儀以來誠心苦心の餘り又候相登り候間此上萬々一御非常の節は隨身の御奉公被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>數年來の御國恩奉<sub>レ</sub>報度心願に罷在候事に御座候何卒上々様にて宜敷被<sub>レ</sub>仰立<sub>一</sub>前中納言様御慎片

時も早く御明白に被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御解<sub>二</sub>候様奉<sub>レ</sub>歎願<sub>一</sub>候下賤の我等奉<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候儀は恐多奉<sub>レ</sub>存候得共悲歎に沈み不<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>恐懼<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>申上<sub>一</sub>候間御仁惠を以て御開濟被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>前件奉<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候通乍<sub>レ</sub>恐備に歎願候以上

安政五年午十一月 小島村組頭

御目附方御役所様

高島總次郎

六年己未の冬幕府順公に命して嘗て賜ふ所の勅諭を幕府に返還せしむ有司多くは幕命に應せんとす士民之を不可とし又は之を可として議論沸騰し互に頷頷す胤正斷じて其不可の論を執り廣岡政則森山政徳廣木有良等二百餘人と水戸城南長岡驛に集り群力を宣へ以て有司の議を壓倒せんとすること日あり廣岡特に胤正の義氣を稱揚し其携ふる所の鏡一面を贈る一日同志與を遣り寄合書を作り國歌を録するものあり古語を書するものあり書を畫くものあり胤正「誓死而惜名」の五字を揮灑す時に有司屢來りて退散を説諭す衆之に應せず有司遂に兵を出して來り攻む衆避

けて南方の村落に出没し尙し勅諭を捧げ南せんとするものあらば之を途に要せんと其策を立つ幾ばくもなく齋藤叢勅諭返納の非を諫め城中に自及せるあり又櫻田の擧あり返勅の議罷む胤正是より南奔西走修攘の策を講じ常に有賀重信黒澤保高等と外人の驕傲する日に甚しきを憤慨し密かに決する所あり江戸に至り文久元年辛酉五月二十八日の夜有賀黒澤等十餘名と共に高輪なる外人館を襲撃す衛士防禦して劔戟を接し互に殺傷あり胤正去りて氏名を變じ相田千之允と呼び北去南來各所に潜居し身を商賈に装ひ隠見出沒す胤正嘗て櫻田の擧に加入せざるを遺憾とし慷慨大息する事最も切なり是の年の秋平山繁義小田朝儀等胤正及黒澤と密に議して曰く老中安藤信睦勅旨に背き事を處して國体を汚す日に甚しく禍且測られず今にして櫻田の擧に倣ひ之を瘞し外患を去らすんば後の害毒底止する所なきに至らんと胤正黒澤同く之を賛し奮つて加盟し相共に事を擧げ安藤を瘞すの謀議を累ぬ胤正江戸に在り一通の書を知友親族

老母に贈りたるもの左の如し

一筆啓上仕候其後は打續き御無沙汰仕り朝々御床しく存候彌御地皆々様御機嫌能御堅固に御暮し被<sub>レ</sub>成候哉御同度私儀去る五年中より折々上着仕り只今迄は無異に御座候扱此元の御儀は容易不<sub>レ</sub>成事と奉<sub>レ</sub>存實に父母よりも累代の御厚恩深き御上様の御儀に付討死するは元より究め居候處皆々様へ御名残りを惜み落涙は人情の常也乍<sub>レ</sub>恐萬一急變御座候は<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>時滞<sub>一</sub>隨身の御奉公被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>其場に望て骨肉を碎かれ候逆根氣相届候迄は最後の働き天晴勇士にも中々劣り申間敷と兼て心得居假令身命を捨候ても聊も未練これなく人に先立て討死可<sub>レ</sub>仕と最初より覺悟の事假令右様の事無<sub>レ</sub>之とも是迄に存詰何分御賢察被<sub>レ</sub>下度委細得<sub>レ</sub>貴意<sub>一</sub>候死出の旅路は一筋我等が身にて候得は何となく忙然に候此世は此書面限り御暇乞仕候取込中亂筆前後宜敷御賢察の程偏に願上置此世の御暇仕候頓首頓首以上

後數日の夜半に胤正突然家に歸り訣別を告げ左の國歌を遺す

住なれし、古郷を捨、忍ふ身は、國の爲には、嬉しかりけり、

残り惜し、身は坂下に、曝しても、誠の道は知る人そあり、

櫻田の、事を思へは、大丈夫か、猶盡すへき、日・本魂、

胤正此の夜頃刻にして家を去り南行す其去るに臨み刀を抜き家の大黒柱に三たび切り付け勇氣斯の如しと呼び出發す其翌日捕吏家に來り胤正を搜索す胤正既に去つて路の方向を變じ北行して金砂山を経袋田村櫻岡八郎の家に宿し又迂路を取り南上したるに由り捕吏其踪跡を知るに由なかりしと云ふ胤正數日にして江戸に入りたるに同盟四に就くものあり人員減少して七名となる胤正等の決心既に固く肯て撓むことなく文久二年壬戌正月十五日朝坂下門に至るに又一名滅す因て胤正平山小田黒澤及川本唯一河野通桓

と共に安藤老中の柳營に登るを窺ひ俄かに抜刀し之を要撃す衛士の防戦甚だ勉むと雖激闘して安藤に肉薄す安藤負傷して逃る胤正之を逐ふ竟に遮られ衛士の亂刀に斃る年三十三親戚故舊私かに遺骸を小塚原回向院域内に厝く後數月勅使東下幕政の釐革を命じ幕府も亦之を遵奉するに至り胤正の志達したりと云ふべし三年癸亥の夏幕府朝旨に由り後を録し歸葬することを許す十二月屍を收めて小島村高島の高塚に葬り甥幸介の長子房吉嗣子となり家を繼ぐ明治二十二年五月二日朝旨に由り胤正靖國神社に合祀せられ三十五年十一月八日朝廷更に胤正の舊勳を録し従五位を贈らる

勤王 水戸烈士傳 實記

下編目次

卷一

緒言

卷二

武田正生傳 武田正勝傳

武田正義傳

卷三

山國共昌傳 山國共惟傳

田丸直允傳 藤田信傳

武内延秀傳

卷四

長谷川守本傳 井田好徳傳

朝倉景行傳 村島正義傳

國分信義傳 須藤孝正傳

前木正明傳 三橋弘光傳

根本義信傳 瀧平佳幹傳

小林秀傳 川瀬知新傳

栗田好明傳 畑以義傳

朝倉景敏傳 秋山正則傳

高橋秀辰傳 萩谷昌知傳

下野遠則傳 小野信之傳

- 樫村直經傳 濱野忠正傳
- 芹澤豪幹傳 瀧口正榮傳
- 岩間誠道傳 玉造清之允傳
- 中村重明傳 杉山當直傳
- 桑屋道一傳 檜山茂高傳
- 安藤信順傳 市毛忠順傳
- 木村園三郎傳 關内徳光傳
- 米川知常傳 大久保信弘傳

勤王水戸烈士傳下編卷一

流芳會編纂

緒言

夫内外國事の多端なるや孝明天皇宵旰以て外寇防遏  
 國權伸暢に叡慮を勞せらるゝこと至大至深なり安政  
 中已に修攘の勅諭を幕府及水戸侯に賜ふ幕府治に馴  
 れ亂を忘れて一日の苟安を偷み百年の大計を顧みず  
 外に猫柔にして内に虎威を張り勅旨を奉せず之を壅  
 塞するもの年又年を亘り内憂日に起り外患月に迫る  
 皇上幕府が内外の處置を失し國体を辱むる益甚しき  
 ことを軫念せられ文久二年壬戌五月三策を畫し大原  
 左衛門督重徳を勅使に島津和泉久光を護衛に充て江  
 戸に遣り斯の三策を大將軍家茂に示し之を擇び以て  
 決行すへきことを命せらる

一大樹早く諸大名を率ゐ上洛ありて朝廷に於て相共  
 に國家の治平を討議し萬人の疑を散せしめ皇國一和

緒言

の正氣となし速かに蠻夷を攘ひ上は祖宗の神慮を慰  
 め下は義心の歸嚮に従ひ萬民を化育し天下を泰山の  
 安に比せられ度事

二豊臣の故事により沿海の五ヶ國大藩を以て五大老  
 とし國政を咨決し夷戎を防禦するの所置を爲さしめ  
 ば環海の武備堅固確然として必ず夷戎を掃攘するの  
 功あらんと思食候事

三一橋刑部卿を大樹の後見越前々中將を大老職に任  
 し幕府を補佐せしむべし内外の政當に左衽の辱を受  
 けざる様に思食候事

而して勅使屢柳營に臨み弊政釐革を促す大將軍之を  
 奉し一橋刑部卿慶喜に補佐を囑し松平前中將慶永に  
 政事總裁を命し以て府政を矯正するもの少なからず  
 十月三條中納言實美姉小路少將公知更に東下し大將

軍に左の勅旨を傳ふ

攘夷之念先年來至今日、不絶日夜思之、於柳營、各各變革、施新政、欲慰朕意、怡悅不斜、然舉天下於無攘夷一定人心難一至一致乎、且恐人心不致、異亂起於邦内、早決攘夷、布告于大小名、如其策略、武臣之職掌、速盡衆議一定良策、可拒絶醜夷、是朕意也、

且命して曰く外寇掃攘邊塞防備を勉め加之十萬石以上の諸侯をして若干の兵士及兵械糧食を京都に出さしめ以て禁闕警衛に充つべしと大將軍之を奉し三年癸亥の春自ら諸侯伯を率ゐ朝覲す朝廷責むるに外寇掃攘の實効を以てす大將軍命を拜して京都に駐り水戸中納言慶篤をして代りて東下し之を行はしめん事を奏上す爲に左の朝命あり慶篤事に當る

大樹滯京の儀御請相成候に付ては關東爲守衛下向被仰付候間早々出府防禦筋手厚相心得自然英佛開兵端候節盡力決戦有之候様御沙汰之事尋て慶喜叔旨に由りて大將軍の後見となり特に五月

十日を限り鎖港の實を擧ぐべき勅命を拜し江戸に下り慶篤と共に之が實行に力む然るに幕吏は開戦に至るを怖れて止まず曩に幕府の訂結せる外交條約に故障ありと唱へ異議を紛起し依違逗留日を送る故に宸翰を賜ひ以て督促せらるゝも議竟に決せずして慶篤慶喜の意見行はれず故を以て慶喜後見の職を罷めんと請ふもの再回勅諭之を聽さず既にして朝議摺紳數名に國事掛親兵掛を命せらるに際し列藩の兵士上京して親兵となり禁闕及諸門を護り其勢威頗る振ひ随つて外寇掃攘内政革新の論遠邇に沸騰す是等の人皆聲言して曰く幕議姑息に流れ因循甚し寧ろ公武合議せず朝廷直ちに諸侯に令し之を遂行するに如かずと事廷議に上り其廷議漏洩す曰く皇上不日大和に行幸せられ軍議を開き外艦を親征することあらんと忽にして大和の一揆起り其行動矯激に涉り物議恟々たり幕吏之か鎮壓に勉むると同時に勢力を得公武合体事を處するの議又大に行はる八月十八日俄かに發せられたる朝命左の如し

夷狄御親征の儀に付未だ機會に無之の慮の處矯宸意候御沙汰の趣公行に相成段全く思召に不レ被レ爲レ在追て御親征可レ被レ爲レ在候間先此旨更て可レ被レ仰出候最於攘夷の慮は少しも不レ被レ爲レ替候へども御親征暫く御延引被レ仰出候事

又

長州人不レ殘今日中引拂被レ仰出候右に付異變の儀も難レ計依レ之嚴重の御固め被レ仰出候事是の日時局一變國事掛親兵掛の公卿皆參内を停止せらるゝと同時に堺門を守衛する萩藩の兵士悉く退去を命せられ西三條中納言季知三條中納言實美東久世少將通禧四條少將隆調錦小路右馬頭賴德澤主水正宣嘉壬生修理大夫基修の七卿去つて長門に往く爲に先きに上京せる各藩兵士の聲勢復振はず殆と屏息するものゝ如し此に於て有志の士更に東西並起り互に呼應し以て掃攘革新の實を擧げ勤王の大義を伸暢せんとするもの輩出す水戸に於て之か倡導をなし周旋以て力を致すもの藤田小四郎信とす列藩の人士亦水藩

に頼り事を爲さんとするものあり信益同志者の糾合に力め日に月に其多きを加ふ其多きを加ふに従つて首領を要し衆相議して田丸稻之衛門直允を推す直允奮つて之に當り元治元年甲子三月を以て義旗を常州筑波山に擧げ又進んで將に野州日光山に據り大に爲すことあらんとす一軍其途に上り今市に於て檄を四方に傳へ池田宰相慶徳池田少將茂政及閣老板倉周防守勝靜に建議し攘夷の先鋒たらんことを乞ふ會ま日光に障りあり轉じて野州大平山に營す幾ばくもなく再び筑波に移り大に兵械糧食を募る世之を筑波勢と呼ぶ筑波勢益兵略を整ひ以て勢力を張るは則ち怯懦國を誤る幕吏の心膽を刺撃し内憂外患を爰除し尊攘の實効を奏せんとするに在り其動作行爲の慍悍にして過激に涉るも亦勢の免れざる所なり幕府甚だ之を患へ水戸藩有司をして鎮制せしむ衆之に應せず水戸の佐幕黨市川三左衛門弘美佐藤圖書信近朝比奈彌太郎泰尙等嘗て異心を挟みあり之を聞いて奇貨居くべしとなし徒黨を結び江戸に至り幕吏に告げて曰く筑

波勢は尊王攘夷の名を假り大將軍を輕侮し公武の間を妨害し國法を破りて財産を掠むる無賴の流賊なり水戸藩有司の之を制止せざるは意趣相伴ひ氣脈相通じ共謀しあるに由る彼の流賊宜く討つべし彼の有司宜く黜くべしと幕吏喜んで之を納れ乃ち師を出して弘美の兵と共に筑波勢を攻伐す筑波勢應戰逆撃し之を下妻に破る弘美等敗れて水戸に入り擅に威力を振ひ藩政を私する甚し松平大炊頭頼徳慶篤の意を承け先づ弘美等を制し以て藩力を尊攘に致さんとし家老榊原新左衛門照煦及士民二千餘人を率ゐ水戸城に赴く弘美等兵を出して抗拒す之が爲頼徳那珂湊に據り干戈を交ゆ武田伊賀守正生山國兵部共昌等も亦之を護り尋て直允信等の筑波勢赴援し平磯に陣す幕府及諸藩の兵又大に至り對戰する連句而して頼徳自ら柳營に告ぐる所あらんとしして湊を去り照煦等も幕軍に就いて情狀を訴ふ此に於て正生共昌直允信等一團となり曾て主張せる尊攘の主義を表明し事情を禁闕に訴へ天裁を仰がんと一千餘人の衆議を決し正生之が

總轄をなし西上す沿道に諸藩の兵士抗拒するものは戰つて之を却け迂路に由り上京せんとし越前新保驛に至る幕府既に近畿北陸二十餘藩の兵三萬餘人を以て沿道を警戒し慶喜之が總督となり海津の本營に在り因て正生等金澤藩軍に就き請ふ所あり書牘を總督に提出し西上の事狀を訴ふ一團遂に監禁する所となり敦賀に移さる時に衆の爲顧慮するもの多く金澤藩軍は總督に對し寛典の處斷を請ひ重徳は中川親王に對し其處斷を攘夷實行の後に爲さんことを申請し慶徳茂政及松平右近將監武聰足利右馬頭繩武は連署の願書を朝廷に捧げ其處置を寛宥にせんことを請ふ慶徳別に書翰を慶喜に贈り衆を庇護し水戸藩政の釐革を圖らんことを要求す朝廷慶徳茂政等の意見を容納せらるゝ所ありしが下達せず明年二月幕府若年寄田沼玄蕃頭意尊を敦賀に派遣し俄かに命を下し正生外三百五十餘名を死刑に其他四百六十餘名を流刑若しくは追放に處せり以上述ぶる所は正生直允等一團の諸士が國事に處したる梗概なり諸士は修攘の勅旨を體

認し性命を犠牲に供し外に屈する内害を爰除し我を侮る外寇を制壓し以て叡旨の在る所に由り國家永遠の長計を確立し朝廷無窮の大權を宣揚せんとする精神に出でたるものにして國民の忠節義勇を鼓舞作興したるもの頗る大なり實に王政維新の基を啓くに與りて力ありと云ふべし明治の昭代に至り曩に諸士を陷害したる弘美等の處置に付きては慶篤に對し左の勅命下り各其刑に服す

先年以來御沙汰之次第も有之候處贈大納言之遺志取失先代譴責之姦人共致登用加之徳川慶喜親戚之身として諫争之道も不行届今日之次第に至り候儀如何被思召候速に鈴木石見市川三左衛門始姦人共加嚴罰忠邪之辨を明にし藩屏之任を不取失様所置可致御沙汰之事 正月

而して諸士は有志の爲松原神社に祀られ十一年聖駕北巡の時祭祀料の恩賜あり尋て有志貞珉を建て聲名を不朽に傳へ有栖川親王篆額を賜ふ又靖國神社に合祀となり而して正生大久保信弘等四十四名は正四位

乃至從五位追贈の榮典に浴せり今四十四士の傳を編するに諸書又は故老説話にして事實正確なるものは之を採擇し當時の事狀を審明にするが爲左に附記して緒言を補ふ

附録

皇上國事御軫念の書牘に曰く

夫聖人にあらざるより内安ければ必外の患ありと方今天下二百有餘年泰平に慣れ内遊惰に流れ外武備を忘れ甲冑朽廢し干戈腐鏽す卒然として夷戎の患起て不能應之終に癸丑甲寅の年より有司益駕馭の術を失し事模稜多し是を以て戎虜不知所恐懼求微無屢條約を定め關市を通せんことを請ふ幕府因循不能拒其請以旗下小吏奏聽朕知其誣罔斥之翌巳年二月幕府以老吏堀田備中守及二三小吏登京事情を陳じ切請不止朕熟察古今夷狄之患雖不少近年の如く甚しきは未之也若一旦親狎之膿流穢漲神州陸沈し朕か代に至て初て金甌を缺は何を以て先皇在天の靈



に謝せんやと深謀遠慮し群臣に諮詢するに皆其不可なることを白す又列藩内密忠言の者不<sub>レ</sub>少乃幕府に命じ天下の大小名に令し務て時宜を陳せしむ然るに幕府命を抗み肯て是を天下に示傳せず朕深く憂慮し未處置することあらず於是群臣八十八人奮然として奏狀し以て朕が意を贊す又或曰朕若幕府の請に従はずば必然承久元弘のことを爲さんと然れども朕何ぞ一身のことを以て祖先の天下に易んやと卒に重て命するに前令を以てし幕使を返らしむ又使を發し幣を三社に奉じ戎虜國體を穢すことなく人民其生を安んせんことを祈請す庶幾は弘安の先蹤を繼んと豈圖んや旬日の間幕吏朕が命を用ゐず遂に條約を定め通商を許し片紙を以て奏して曰時勢切迫不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止なりと朕殊に其侮慢非禮を怒ると雖未だ遽に之を讓責せず三家家門或は大老を召し其仔細を尋ねんとす然るに尾水越其餘二三の名藩臣を籠居せしめて又嘗て命を奉せず次て前將軍薨せり又忠言する者有て曰く嗣子幼若將

軍に任することなく暫く其爲す所を見て而後之に任せよと然れども直ちに其職に任じ其を以て其職を盡さしめんとす然るに將軍幼弱有司柔惰朕意に稱ふことを知らず嘗て攘夷の念なく却て之を親昵し剩へ正義の士を排斥す朕其三家三卿等を召せとも來らず剩へ正義の名藩臣を退隱或は禁錮せしめ其積鬱の餘激して變を生じ外夷其虚に乗せんことを憂慮し特命を幕府水戸に下し天下の大小名同心合力幕府を補佐し内姦吏を除き諸藩勤王の心を慰し外黠虜を攘ひ各國窺竄の念を絶たしめんと然るに皆朕意を體し其命を海内に示傳し天下一心戮力徳川を補佐し外夷征殄の議を興さず却て公武不和の難を醸す朕深く之を憂ふ其間事々紛々盡く云ふべきこと難し然れども其一二を云はんに入々以爲く幕府如<sub>レ</sub>斯衰弱不<sub>レ</sub>振戎狄如<sub>レ</sub>斯猖獗不<sub>レ</sub>懲然則外患何時止ん神州正氣何時回復せん人民何時生を安んせん是豪傑英雄の將にあらずんば治むること能はずと三家の中一橋は其英雄なるを以て之をして其

職に當らしめば寧ろよく大事を成就せんとは是を以て草莽有志の士其事に周旋奔馳するものあり又其間奸猾其意を快くせんとするものありて事多く朕が意の如くならず不日にして間部下總守登京幕命を以て天下の事を論ずる者一切に縛收して之を江戸に下し次て四大臣落飾幽居し正義の士是に於て盡く下總守幕議を白して曰く條約押印のことは先役備中守の所爲にして當役の知る所にあらず即條約を變じ通市を止むるときは外國に不信を傳へ彼が怒を激し異變不測を生せん環海武備未だ充實せず且大好内にあり若し外患起らば内憂之に乗せん然らば忽天下土崩瓦解如何ともす可らざるに至るべし冀くは幕府の申す處に従ひ姑く天下の時勢を覽せんことを必不<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>年して戎虜を掃攘し神州の正氣を回復せんとは是を以て朕不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事<sub>一</sub>枉て其請に任せ以て天下の時勢を見る其後庚申年三月三日水府浪士井伊掃部頭を刺すことあり其所爲は亂暴に似たりと雖ども其所<sub>一</sub>懷中<sub>一</sub>の狀書を見て其意

を察すれば深く外夷の跋扈を憤怒し幕府の失職を死を以て諫るにあり是朕が嘗て憂る所なり又其後年墨使を刺し又東禪寺の件々皆其意爰に基けり其餘外夷の陸梁なる對州の事二ヶ國相増のこと兵庫より陸行江府に到ること海岸測量殿山借與のと等朕一々幕府其然らざるを責むれども幕吏奏曰是皆一時の權宜にして浪華開商延期の術策なりと又奏請して曰く外夷を掃殄するに天下一心協力にあらずんば爲し難し故に和宮を以て將軍に尙し以て公武一和を天下に示し而後戎虜勦絶に及ぶべきなり不<sub>レ</sub>然は公武の間を隔絶せんとするの奸賊ありて外夷拒絶に及び難しと朕意ふに先帝遺腹の妹を以て百有餘里の外に嫁し而も古來未曾有の武臣に尙せん事朕が意實に忍びざる所なり然るに幕吏切に内外の事情を陳謝し朕が憐を請ふて不<sub>レ</sub>止朕も意に忍びずと雖ども祖宗の天下には代難し意を決して其請を許し十年を出すして必ず外夷掃除のこ

とを命じ且海内大小名に朕意を傳示し武備充實せ

しめんとす幕吏連署奏狀し皆朕が命を聴く故に去冬和宮入城のことに及びり然るに今春に至り幕吏安藤對馬守浪士の爲めに刺さる是等皆掃部頭を刺せしものと同意の者にして如し是輩は死を見ると歸するが如く實に勇豪の士なり嗚呼此輩をして少しく其憤鬱する所を伸べしめて論すに可憐誠實の言を以てして暫く其勇氣を儲へしめ他日非常の變に用ゐる其をして先鋒たらしめば堅を衝き銳を挫するに於て何の難きことかあらん誠に愛むべきの士なり幕府意を爰に注かず日夜猶其餘黨を探るよし是唯に怨を天下に構へて事に於て益なく其本に反らずして只に威力を以て制せんとせば是を捕れば又斯に生じ天下の變止時なく終に大變を激生するに至らん是朕が深く憂慮する所なり聞く翌十六日將軍拜廟のことあり有司前日の變あるを以て拜廟のことを延引せんと云へり然るに將軍嘗て拜廟のことを廢せずして之を行へりと朕其寬量を愛し因て思ふ庚申以來九門外に守兵を置き又關白邸第に

も兵士を置或は參朝に密に武士を具して非常に備ふとは皆朕が深く憂鬱する所なり因て又思ふに往年三社に奉幣せし以來神州の汚穢を洒掃せん事を朝夕祈請して怠らず又法樂至し今猶之を行ふ庶幾は以て前の志願を全ふして之を終んと去年元を改め天下共に更始す公主既に尙し公武實に一和す此時に追て既往は咎めざるの教により天下に大赦し三大臣の幽閉を免じ列藩臣禁錮を免じ有志士の連座せる者を放さん事を速に告げ幕府以て此舉を行はしめよ是朕深く欲する所なり而後天下心を合せ力を一にし十年内を限り武備充實せしめ斷然として夷虜を諭すに利害を以てし一切に之を謝絶し若し不聽ば速に膺懲の師を擧げ海内全力を以て入ては守り出ては制せば豈神州の元氣を回復せんに難きことあらんや然らずして唯々因循姑息舊套に従ふて改めず海内疲弊の極終には戎虜の術中に陥り坐ながら膝を犬羊に屈し般鑑不遠印度の覆轍を蹈は朕實に何を以てか先皇在天の神靈に謝せん

や若し幕府十年内を限りて朕が命に従ひ膺懲の師を興さずんば朕實に斷然として神武天皇神功皇后の遺蹤に則とり公卿百官と天下の牧伯を帥ひて親征せんとす卿等其れ斯意を體し以て朕に報せんことを計れ

死事録序文に曰く

元治元年甲子三月田丸直允藤田信等亦尊攘の説を唱へ日光山に會し檄を四方に傳へ以て黨與を聚む又書を松平茂政及び老中板倉勝靜に呈し祖宗の遺訓を奉じ神州の正氣を振ひ内奸を除き以て外患を攘ひ且攘夷の先鋒たらんことを請ふ其徒數百人常野の間に横行す幕府之を憂へ屢々本藩に令し之を鎮制せしむ慶篤乃ち執政武田正生に命じ美濃部茂定山國共昌等を遣はし往て之を諭す直允等命を奉せず初鈴木重棟(城代)市川弘美(大寄合頭)等奸臣結城朝道の餘黨を以て釁を觀變を窺ひ將に逞ふする所あらんとす己未(安政)の冬其徒佐藤信近(大寄合頭)密かに幕下士佐藤主計と交通し幕吏と結び

以て宿意を達せんと欲す又律師衣笠左藤百山名主役衣笠房次郎をして町奉行石谷程清に説かしめ高松藩士矢部推軒等亦周旋する所あり老中久世廣周に説く廣周頗る其説を信す文久元年に至り廣周内旨を傳へ謂ふ宜く佐藤信近朝比奈泰尙を擧げ執政となし武田正生杉浦政安等を罷むべしと慶篤聽かず直允等事を擧るに及び幕府之を斥し賊とす重棟等乃ち謂ふ正生共昌賊と氣脈を相通す之をして鎮制を圖らしむ克くせざる所以なり今此機に乗じ討賊を以て名とす即ち以て志を得べしと因て密かに欺くに討賊の説を以てす幕吏之を信す五月弘美信近泰尙等其徒三百許を帥る藩邸に抵り幕旨を迎合し慶篤に勸め正生の暴徒を制壓する能はざるを譴め其職を褫ひ之を水戸に幽し弘美信近泰尙並に執政となり諸有司を進退す六月直允等筑波山に據り益兵食を備ふ弘美等力以て直允等に當る能はざるを知り援を幕府に乞ふ幕府兵を出し且旁近十二藩に命じ應援せしむ是月十

八日弘美其徒二百餘人を率ゐる江戸を發し諸軍と共に筑波山に向ふ時に執政榊原照煦國に在り之を聞き憂憤し乃ち齊昭の遺書即ち安政五年七月六日慶篤并に夫人及び老臣等に遺囑する處其言に曰く江戸役人父子側向並與之者同斷子供附人與表共醫師右奸人に無之者を用ゐたとへ無し據轉候共跡へは有志の者を可申付候左様無之候へば水戸家は終に亡び可申候へば吳々も能く心を可被用候我等萬々一死候節の爲認候て遺置申候を奉し藩邸に抵り慶篤を諫む有志士民相踵て南上する者前後數千人各意見を述べ正邪を辨じ先志を繼ぎ以て尊攘の義を明かにせんと謂ふ慶篤悔悟す幕吏亦稍前非を悔ひ七月朔幕府内旨を以て弘美信近泰尙の職を奪ひ之を國に歸す弘美適ま兵を率ゐる外に在て未だ命を傳へず是月弘美諸軍と共に下妻に入る明日隊を分ち小貝川を渡り藤田信等と高道祖原に戦ひ頃刻互に兵を收む八日信等二百餘人夜を侵し筑波を發し師を潜め下妻に至り九日早旦敵

營を襲ふ敵軍大に潰へ結城に走る十二日遂に兵を斂め去る弘美將に江戸に還んとす間々田驛に次る時武田正生等將に江戸に赴かんとす幕府關を設け嚴守するを以て入ることを得ず其徒千餘人皆小金八幡等の地に屯し道路爲に塞がる信近泰尙其徒百餘人を引き將に國に歸らんとす途を日光街道に取り遂に弘美に會し乃ち相共に北行す之に屬する者三四百人二十三日弘美等水戸に入り擅に攘夷を唱ふる者七十餘人を捕へ獄に下す此日幕府參政田沼意尊に命じ諸軍を督し再舉して激徒を討せしめ復諸藩をして兵を出さしむ時直允等既に筑波を去り府中等各所に屯す既にして幕府又棚倉等諸藩に命じ兵を發し進勦す直允等避けて小川に退き兵を分け鹿島行方二郡の間に屯す是に於て士民分黨相争ひ國中擾亂す慶篤之を憂へ幕府に請ひ支藩大炊頭松平頼徳を遣し之を鎮靖せしむ八月四日頼徳江戸を發す榊原照煦等之に屬す武田正生等亦其衆を率ゐる頼徳に屬す十日城南吉田に至る弘美兵を城外に

屯し砲を發し之を拒く頼徳轉して那珂港に赴かんとす敵已に捍禦す乃ち磯濱磐船二壘を抜き兵を留る五日十六日夜に乘し河を絶り那珂港に入る田丸直允藤田信等亦其衆を率ゐる來屬す九月十三日幕府諸藩に令して曰く暴徒民財を却奪する者及び筑波勢は宜しく公裁を待たず直に死刑に處すべしと代官手代田中桂之介幕軍にあり頼徳及其屬衆皆罪を獲るを憂へ監軍戸田五介等と謀り單身我軍に投じ事を議し乃ち頼徳に勸め幕府に訴へしむ頼徳鳥居忠順大久保忠貞等數十人と俱に夏見に抵り五介を見て事を議し將に南上せんとす敵徒田沼意尊に迫り百方頼徳を誣ゆ意尊乃ち部下兵士及び弘美手下の兵を遣はし頼徳等を水戸に誘致し幕命を傳へ頼徳をして自及せしめ忠順忠貞等十七人を死に處す頼徳已に港を去る幕府及び諸藩の兵益迫る意尊謂ふ正義の士亦圍中に在り其徒宜く寛宥に從ふべしと乃ち内旨を傳へ諭して歸順せしむ照煦等亦素より上に抗するの意なし乃ち情を陳し(其書略す)十

月二十三日照煦以下一千四百人自首して罪を請ふ幕府即ち堀田正倫久世廣文松平輝照等の兵に命じ監護せしむ武田正生田丸直允藤田信等更に相議し將に西上關下に伏し以て衷情を上訴せんとす其徒凡そ一千人正生を推し首領となし是日圍を脱し相率ゐて西す行路土兵を破り十一月朔下野に入り檄を各藩に傳へ戰意なきを示し道を假り以て西上す諸藩往々兵を出して之を遮る便ち撃て之を破り美濃を過ぎ越前に趣く道路險隘加ふるに積雪路を埋む十二月十一日辛じて新保驛に出で將に京師に入らんとす朝廷戒嚴一橋慶喜を以て總督となし金澤福井彦根等諸藩兵を督し沿道を警備す正生等乃ち書を金澤の軍に贈り情を告げ道を假り以て京に入らんと乞ふ許さず已にして金澤監軍永原甚七郎自ら來て事由を尋問す正生乃ち國難の顛末及西上の旨趣を詳録し永原に依りて之を慶喜に呈す言竟に聽かれず正生等復書を永原に贈り兵を釋て罪を待たんと請ふ

永原之を幕府に告ぐ是に於て敦賀邑に拘す  
戊辰始末に曰く

是の時(文久二年)主上には偏に和泉殿に御依頼ま  
しまして輩下を離し給ふ事を好ませ給はざりけれ  
ども和泉殿は今日を以て幕府に勅命を奉行せしめ  
ずしては此後の事如何ともすべからず是非とも勅  
使を立てさせ臣にも下向を命じ給ふべしと申立て  
られければ朝議漸くこれに定まりて大原三位重徳  
卿を左衛門督に任じ從二位になされ勅使として關  
東へ下向すべき旨命せられ和泉殿にも出府周旋す  
べき旨仰せ下されたり是時實は岩倉中將こそ其適  
任なれとて勅使に選れ給ふべき概ましなりけるが  
茲に建仁寺の僧に天章といふものあり密に奏議を  
上りて岩倉公は達議明辨今日に在ては須臾も闕下  
を離れさせ給ふべからず大原卿は夙直勁忠懇ふべ  
からざるの節あり卿を以て東下の使と爲し給は、  
必ず能く聖旨を貫徹せしめ玉ふべし萬一幕吏積威  
に籍りて使命を拒む時は岩倉公を以て之に繼がし

め玉ふべし公にして其任に當らせ玉は、談笑の間  
に幕吏を折伏し聖旨を奉戴せしめ奉らん事敢て難  
きに非ざるべしと奏したるを以て借こそ大原殿に  
は其選に(中畧)群臣に下問し玉へる勅文に曰く  
朕惟、方今時勢、夷戎恣、猖獗、幕吏失、措置、天下騷  
然、萬民欲、墜、塗炭、朕深憂、之、仰耻、祖宗、俯愧、  
蒼生、而幕吏奏曰、近年國民不、協和、是以不、能、  
舉、膺懲之師、願降、嫁皇妹於、大樹、則公武一和、天  
下戮力、以掃、攘夷戎、故許、其所、請焉、而幕吏連署  
曰、十年内必攘、夷戎、朕甚嘉、之、抽、誠祈、神、以  
待、其成功、昨臘和宮入、關東、也、使、千種少將、岩  
倉中將、論、天下大赦之事、且告曰、國政仍舊、大  
概委、於關東、至、如、外夷之事、我國一大重事也、  
係、其國體、者、咸問、朕而後議定、或使、二三外藩臣  
預、聞夷戎之處置、幕吏對曰、宸意事甚重大、難、遽  
奉行、請暫猶豫、既而頃日列藩有、獻、謀議、者、如、  
薩長二藩、殊親來奏、事、且山陽南海之志士、既蜂起  
密奏曰、幕吏奸徒日多、正義委、地、而蔑、王家、陸、

夷戎、物貨濫出、國用乏耗、萬民困弊之極、殆至、受、  
夷戎之管轄、不、日而可、知也矣、冀、舉、旌旗、奉、鑾、  
輿於、函嶺、誅、幕府之奸吏、或曰、爲、除、太平浸潤  
遊惰之弊、誅、京師之奸徒、又曰、不、願、幕府、下、攘  
夷之令於、五畿七道之諸藩、如、其衆議、畢、雖、出、  
干、忠誠愛國之至情、事甚激烈、使、喻、薩長之輩、  
以鎮、壓、其徒、召、幕府老吏久世大和守、往復歷、日  
未、告、唯諾、而先行、昨臘所、諭之大赦、夫大樹猶  
弱、何失之有、但幕吏因循偷安、撫御失、術、如是則  
國家傾覆可、立而待、也、朕、日夜懼焉、所謂偷、一日  
之安、忘、百年之患、聖賢之遺訓可、鑑矣、當、內修、  
文德、外備、武術、斷然建、攘夷之功、於、是斟、酌衆  
議、執、守中道、欲、使、德川、興、祖宗之功業、張、天  
下之綱紀、因、策、三事、其一曰、欲、令、大樹、率、大  
小名、上洛議治、國家、攘、夷戎、上慰、神祖之震怒、  
下從、義臣之歸嚮、啓、萬民、和育之基、比、天下於、  
泰山之安、其二曰、依、豐太閤之故典、使、沿海之大藩  
五國稱、五大老、爲、咨、決國政、防、禦夷戎、之處置、

則環海之武備堅固確然、必有、掃、攘夷戎、之功、其  
三曰、令、一橋刑部卿、授、大樹、越前中將任、大老  
職、輔、佐、幕府内外之政、當、不、受、左衽之辱、此  
萬人之望、恐、不、達、朕意、是故下、使於、關東、蓋欲、  
使、幕府撰、三事中之、一以行、也、是以周詢、群臣、  
群臣無、忌諱、各啓、丹心、宜、奏、讜言、  
群臣皆善美を盡したりと贊し奉りければ之を以て  
關東へ勅し玉ふべしと定めさせられたり右勅旨の  
第一大樹上洛の事は長藩桂小五郎(後内閣顧問木  
戸孝允)の建議を採せられ第二大老の事は朝議  
に出で第三一橋殿の將軍輔佐越前中將殿大老の  
事は和泉殿の奏聞を用ひさせ玉ひしなりといへり  
(此故は朝意幕府の例規を破り威權を殺がんと欲  
し玉ふを以て第二策を勅させ幕府若し勅を奉せざ  
る時は一の薩藩にては或は抵抗し得ざるべしとて  
長州の説即ち第一策を用ひさせ二藩尙ほ力の足ら  
ざらんことを御懸念あつて海岸五大藩東に伊達西  
に島津南に山内北に前田中國に毛利の五藩 御依

頼ある思召にて明かにこれを掲げ玉ひしかども文  
辭の瑣雜に渉るを以て單に五藩と改められたり  
と慶應元年の頃岩倉前中將殿より薩藩藤井良節  
井上石見に託して小松帶刀大久保市藏の兩士に贈  
られたる草裏鳴蟲と題せる書の文中に見えたり  
三條中納言實美卿姉小路少將公知朝臣を攘夷の勅  
使となされ急ぎ關東に下りて勅を達すべき旨を仰  
せ下されければ兩卿は畏り承はりて其護衛を命せ  
られたる長土の藩兵數百人を従へ十月十二日に京  
都を發して關東へ下られ左の勅書を達せられぬ  
攘夷之念先年來至今日一絶日夜患之云々(全  
文前に在り)

三條姉小路の兩卿は右の勅書を幕府に下し尙又仰  
せ渡されけるは既に攘夷と定めさせらるゝ以上は  
海邊は申に及ばず海に遠き國々とても近國の援兵  
等にて疲勞の事も多かるべければ豫て御親兵と唱  
へ諸大名十萬石以上は其祿の大小に由り忠勇氣節  
あつて身材強悍なるものを選び武器食糧をも用意

せしめ京都の御警衛に備へ奉るべき叡慮なり是を  
も奉行すべしと達せられたり關東にては先に勅使  
の下向し玉ひける時其勅旨を奉じ大改革をも行ひ  
たる事なれば朝廷にも御満足に思召すべしと思ひ  
居たるに何ぞ料らん再び勅使の下向あつて攘夷の  
勅を傳へさせれば何れも其事の意外なるに驚き  
て評議に時日に移したるも理なり結局將軍家には  
此上は決心掃攘に従事すべしとの御意あつて勅命  
を奉じ玉ひ處分の緩急は上洛の上天裁を仰ぎ奉る  
べしと勅答ありければ十二月に至りて歸京ありぬ  
源流總貫に曰く

三月五日(文久癸亥)皇上召見慶篤於便殿、錫以  
御杯寶刀、勅曰、朕聞夷狄寇干關東、爾其代將軍、  
往掃攘之、爾家世勤王室、爾其繼述先志、令爾  
將士一心戮力底奏、成、二十五日發、京師、四月十  
一日歸府、

幕府順公に命したる達文(文久三年癸亥四月十三日)  
に曰く

此度御滯京被仰出候に付爲關東御守衛御下向且  
從御所被仰出も有之候事故外夷御處置振之義  
御委任被成候間曲直を明にし名義を正しく御國  
威相立候御取計可有之旨被仰出候右に付ては尾  
張大納言殿并老中へも御相談有之候様被仰出候  
水戸侯達書(元治元年甲子五月二十四日)に曰く

横濱之儀は是非共鎖港之成功可有奏上旨大樹  
公より今般改て被仰出も有之右之儀は乍不<sub>レ</sub>及  
我等も精々致盡力<sub>二</sub>右様場合至り候段領内之者共  
に於ても素より之志願相達候間一同申合せ早々歸  
宅文武致研究<sub>二</sub>居り沙汰次第非常之奉公いたし候  
様心掛可<sub>レ</sub>申此段申聞候也

史料年録初編に曰く

五月(文久三年癸亥)主上外交拒絕の事を軫念せら  
れ下し給ひし宸翰は左の如し

抑も攘夷拒絕の期限も今日に相成候に付而者彌諸  
臣一統其心得可有之當然に候併償金一件存外の  
義出來候得共今更致方無之候以後加様之儀無<sub>レ</sub>之

朝憲相立候様示談專一と存候右邊より諸臣氣合弛  
候様の事にては兼て申出候通奉對皇祖神申譯無  
之且者兩社參拜祈念每朝拜祠等にも相違苦心不<sub>レ</sub>  
過之候譬皇國一旦黒土に成候共開港交易は決而  
不<sub>レ</sub>好候就ては右様不心得の儀唱候者於有<sub>レ</sub>之者  
急度沙汰可有之候儘右所存の處貫徹候様可<sub>レ</sub>申  
出候

述堂叢書抄に曰く

是に於て一橋卿は朝旨を體し鎖港の事に百方力を  
盡したるに幕吏依違逗撓するを以て苦心に堪へず  
七月(文久三年癸亥)四日將軍後見職を辭す朝廷之  
を聽さず其命左の如し

攘夷周旋不行届に付後見職再應辭表言上之趣達  
叡聞無餘義筋に被思召候得共攘夷之義者先年  
來叡慮御一定たとへ皇國焦土に相成候共聊か不<sub>レ</sub>  
被爲<sub>レ</sub>厭醜夷と慶戰祖宗へ之御申譯被遊度御赤  
心より被思召立候御事にて右以來日夜寢膳を  
不<sub>レ</sub>被爲<sub>レ</sub>安天地神明へ御祈誓の上被仰出候儀

に有之武臣之職掌速に膺懲の奇策を施し可奉  
安宸憂筋に候處幕府に於て度々御請は被申上  
候へ共兎角決心如何と被思召儀有之期限を以  
被仰下候次第に候へば今更内政不<sub>二</sub>相整<sub>一</sub>一心一  
利無之旨を以て彼是猶豫に及候様にては折角徳  
川家御扶助の御盛意に相戻り畢竟天下動亂之端を  
開<sub>二</sub>不<sub>一</sub>容易勢に至り可申候間一時嫌疑之場合御垂  
憐被遊候へ共皇國の御爲盡粉骨大勢挽回候様  
可致<sub>二</sub>丹誠<sub>一</sub>依之再度之辭表被召止候旨被仰  
出候事

益田親施傳に曰く

八月(文久三年癸亥)十四日大和行幸御親征軍議あ  
るべき旨仰出さる此事かねて世に洩れ聞へしにや  
兩三日以前より中山忠光松本衛吉村重郷等先鋒と  
披露し兵を大和に擧ていきほひ甚盛なり然るに十  
八日にいたり廟議俄に一變し御親兵掛國事掛の公  
卿殿上人悉く參内を指止められ堺町御門を警衛せ  
る長藩の兵士をば即日引拂はせ行幸も暫く御延引

となり總して近日の號令は事を執る者其の計らひ  
にて眞の叡慮には違へりとして勅旨仰出され(勅旨  
は緒言に在り)ければ親施大に驚きて別封清末岩  
國の人々と相議し關白鷹司殿に謁し國の者らが朝  
旨を遵守して勤王の效を立んとせし事の俄に齟齬  
せしを歎き申し、かども此黨の人等洛中に居る事  
を許さじとの朝命なるよしなればいかにともせん  
すべなく一先方廣寺さして立退きそれより三條西  
中納言季知三條中納言實美東久世少將通禧壬生修  
理權大夫基修四條侍從降詔錦小路右馬頭頼徳澤主  
水正宣嘉の七卿を打連れて長門路さして立歸る  
薄井龍之説話に曰く

八月十八日(文久三年癸亥)の事變以後形勢全く反  
して公武合體の議盛に起り一橋卿再び上京し薩州  
會津越前等は攘夷黨を排斥して長州を始め攘夷黨  
は京師に勢力を失ひ怏々として回復を謀り從前長  
州に從屬せし有志等皆水戸に傾向する勢あり因州  
の有志八木良藏(後北垣國道)千葉重太郎等は特に

水戸を推して關東に事を擧げ東西相應じて攘夷を  
謀らんとし長州桂小五郎佐久間克三郎等江戸に在  
り時勢を伺ひ居たるが藤田小四郎等と結び協議す  
る所あり八木千葉は上京し嘗て一時中止と也たる  
攘夷監察使有栖川宮御東下の事を周旋し其御守衛  
として因州備前等諸藩の有志數百人隨從して幕府  
に攘夷實行を促し小四郎等は同盟を糾合し筑波山  
に屯集し攘夷の先鋒たらん事を請願し長州よりは  
福原越後等出府して國冤を訴へんと計書をなし  
之を松平主税頭(水戸支藩)に陳議し在京大場主膳  
正(水戸家老)に謀合して之を有栖川宮に上陳せん  
ことを爲さしめたり此に於て小四郎は一藩の力を  
盡し之を爲さしめんと欲し武田伊賀守に謀りしに  
武田は今や幕府の重寄を受け關東の鎮撫を任じ持  
重經營して藩力を養ひ時機を待んとしたる折柄な  
れば藤田の説を聞て大に驚き容易ならぬ事なりと  
百方説諭して嚴に之を戒飭したり然るに藤田は既  
に長州因州の有志と約し大事の畫策方に決したる

事なれば中止すべきに非らず別に同盟を求めて早  
く事を擧げんと欲し竊かに水戸に赴き府中(石岡)  
の間に往來し齋藤佐次衛門(俊)薄井督太郎(龍之)  
等と謀りたりしが適々江戸の志士中山安太郎山田  
市郎同志六七名と俱に水戸に赴く途中藤田の府中  
に滞在留し在る事を聞き之を叩き種々謀議を爲し  
たるに藤田は今時勢の切迫なる朝意の命する所輿  
論の歸する所に反して幕府は儉安姑息に流れて決  
する所あらず之を痛覺せしむるは非常の事を爲し  
以て迫るより外に手段なしとして義舉の事を陳説  
したるに皆之を協賛し其準備を爲すべしとて中山  
等の一行は江戸に歸り藤田は府中に在りて小川潮  
來の二村(郷校に攘夷黨集合する所)に往來し又穴  
倉村竹内百太郎巖谷敬一郎等と謀り専ら同志の糾  
合を力めたり竹内は巨萬の財産を有し郷士にて大  
に名望あり巖谷は文學あり其門に入り教を受くる  
者數百人ありて一方の大家と稱せられしことなれ  
ば藤田も此兩人と親しく交はり尙近國の同志を募

り目的を達すべしとして上州は昔時新田氏の起りし所にして今も勤王の志ある輩あり又人民の性質も慍悍なれば主として上州に出て有志を募らんとて藤田薄井竹内及び小林幸八畑彌平其他十餘人出發して上州へ赴き先づ新田郡に抵り太田より木崎に廻り慷慨家金井梧樓(之恭)を訪問し義舉の事を説きたるに直ちに賛同し梧樓の先導にて桐生大間々等及び足利近傍の有志を説き西岡邦之助宇都宮左衛門昌木晴雄等同意を表し遂に百餘名の同志を得何時にても事を舉ぐる時は應ずべしと約し藤田の一行は府中に歸りたり當時攘夷の大義を唱ひ同志を募り居る者諸所に在り其最も顯はれたる者は上總茂原に於て楠音次郎千葉源次郎等主領となり數百人を集めたり武州中瀬の人桃井儀八と云ふ儒者か數多の有志を集合し上州赤城山に據り事を舉げんとしたるも何れも半途にして事敗れ諸方に潛伏して居りたる者數十人ありしが藤田等の義舉を傳へ聞き來り加盟する者多かりしと云ふ

齋藤俊説話に曰く

元治元年甲子二月に至り山田一郎が前約を履み同志十餘名を伴ひ府中へ來りて加盟したり依て藤田等は一旦水戸に歸り豫て同意を表したる根本新平三橋半六高島孝藏須藤敬之進中村親之助尼子久次郎小野藤五郎戸牧行藏等二十餘名を同行し府中へ歸り山田等と謀議し彌事を舉るの手配を爲したり是に於て藤田等協議して謂らく今大事を舉るに主將なければ人數を統率すること能はず現今町奉行の職に在る田丸直允(稻之衛門)は沈毅義を好み果斷あり常に幕府の因循姑息を憤慨し居れば之に請はゞ必ず應諾すべしと藤田の言に一同協賛せしを以て藤田は齋藤佐次衛門と議り俱に田丸を訪ひ義舉の事を陳説したる處田丸は大に之を賛して其請を諾し齋藤等を率ゐて府中に抵る衆之を推して主將と仰ぎ萬事其指揮を受る事とす當時集合したる總勢六十三人を部署し隊伍を立て田丸之を率ゐる三月二十七日府中を發し筑波山に登りたり

筑波勢檄文に曰く

尊王攘夷は神州の大典なる事今更申迄も無之候へ共赫々たる神州開闢以來皇統連綿天日を受嗣せられ四海に君臨ましまして威稜の盛なる實に萬國に卓絶し後世に至るまでも北條相州の蒙古を屢にし豊太閤の朝鮮を征する類是皆神州固有の義勇を振ひ天祖以來の明訓を奉せしものにして實に感ずるに餘りあり東照宮大猷公には別して深く御心を被レ爲レ盡數百年太平の基を御開き被レ遊候も畢竟尊王攘夷の大義に本づかれ候儀にて徳川家の大典尊王攘夷より重きは無之様相成候は實に勇々敷事ならずや然るに方今夷狄の害は一日は一日より甚だしく人心は目前の安を偷み加之之姦邪勢に乗じ庸懦權を弄し内憂外患日増に切迫致し叡慮御貫徹の程も覺束なく祖宗の大訓振張の期も無之實に神州の汚辱危急今日より甚だしきは無之假初にも神州の地に生れ神州の恩に浴する者豈おめめと傍觀坐視するに忍んや僕等幸に神州の地に生

れ又幸に危難の際に處し候上は乍不及も一死を以て國家を裨補し鴻恩の萬分に報じ可し申と覺悟仕候依て熟慮致候處必死の病固より尋常藥石の療する所に非ず非常の事を不爲は決して非常の功を立つる事を得ず況や今日に當り上は聖主の宸襟を奉レ慰下は幕府の英斷を助け從來の大汚辱を一洗するに於てをや是に於て痛憤默止難く同志の士相共に東照宮の神輿を奉じ日光山に相會す其志誓て東照宮の遺訓を奉じ姦邪誤國の罪を正し醜虜外窺の侮を禦ぎ鴻恩に報せんと欲するにあり嗚呼今日之急に臨み誰か報効の念なからんや今誰か夷狄の鼻息を仰ぎ彼が正朔を奉するに忍んや既に報効の志を抱き又夷狄の狡謀を憤りながらおめめとして因循姑息に日を送り徒らに神風を待候儀實に神州男子の耻る所ならずや冀くは諸國忠憤の士早く進退去就を決し同心戮力して上は天朝に奉レ報下は幕府を輔翼し神州の威稜萬國に輝き候様致し度我徒の素願全く此事に在り東照宮在天の神靈御

照覽可被遊夫將た何をか陳せん

筑波勢板倉閣老に提出したる書狀に曰く  
某等謹で松山侯閣下に奉<sub>レ</sub>上言<sub>二</sub>候閣下御賢明に  
被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>渡候段兼々景慕仕罷在候處一昨年幕府御大  
政に御預り被<sub>レ</sub>遊候以來御中興の御新政も追々被<sub>二</sub>  
仰出<sub>一</sub>我々共に至迄實に大旱に雨を得候心地にて  
祖宗以來尊攘之大典を振興し夷狄積年の大汚辱を  
洗雪仕候機會到來致候得ば乍<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>身命を抛ち神  
州之御爲は勿論幕府の御爲身分丈之御奉公可<sub>レ</sub>仕  
と奉<sub>レ</sub>存候處其後次第に時勢之變革も有<sub>レ</sub>之一昨年  
復右之御事業も半途にして相止候姿に相成候而已  
ならず却て一層の大害を生し世之所謂四奸と唱  
候越前家保科侯伊達春山島津三郎等宮家堂上方等  
を邪謀に引入れ上下を壅閉し天朝を奉<sub>二</sub>欺罔<sub>一</sub>未だ  
外夷も一掃不<sub>レ</sub>仕候に却て内亂之基を醸し候儀大  
變之又大變にして天下之安危徳川家之存亡今日  
に指迫り候上は假初にも神州に生れ候もの一日も  
傍觀可<sub>レ</sub>仕場合に無<sub>レ</sub>之況や天下の御大政に御預り

被<sub>レ</sub>遊天下國家と俱に存亡被<sub>レ</sub>遊御場合柄にては尙  
更之義と奉<sub>レ</sub>存候乍<sub>レ</sub>恐既に閣下には深く東照大猷  
二公之御明訓御遵奉被<sub>レ</sub>遊夫々御恢復之御事業御  
施行に相成候程に御坐候へば今日に至り空しく沈  
黙被<sub>レ</sub>遊候筋決て無<sub>レ</sub>之候得ば全く時勢不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止義  
に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在哉一體時勢を計らざれば功成り難き  
は勿論に候得共方今危急の場に臨み時勢のみ掛念  
致し尊攘之大義御遵奉不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候は、天朝之叡慮  
に違ひ祖宗之大典を壞り眼前に天下國家之覆滅を  
招ぎ候義にて誤國の罪は御逃れ難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊筋に御坐  
候得ば閣下之御賢明にて決して時勢に泥み被<sub>レ</sub>遊  
候義は有<sub>レ</sub>之間敷と奉<sub>レ</sub>存候然る處唯今以一號令一  
舉動之天下之耳目を一新致候御事業不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在  
候段如何之御懷合に有<sub>レ</sub>之可<sub>レ</sub>申哉彼は苦慮痛心仕  
候得ば實に身骨を碎く計にて至情難<sub>二</sub>默止<sub>一</sub>同志之  
者共申合日光山に相會し申候御法度に觸候段は幾  
重にも奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候得共斯る御時節に候得ば寧ろ瑣  
細之御法度に觸候とも祖宗之大典遵奉仕候てこそ

名義も相立可<sub>レ</sub>申震襟を不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>慰候ては三千年來  
之御仁恩を如何可<sub>レ</sub>仕哉と存詰候義にて毛頭之他  
念御坐候譯には無<sub>レ</sub>之候得ば一同山内に相愼み罷  
在一書を以御程合奉<sub>レ</sub>伺候間不日に奸邪誤國之罪  
を御正し被<sub>レ</sub>遊斷然として攘夷之令を布き叡慮御  
奉<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊御事業天下に相顯はれ候は、我々共如  
何なる重科被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候共聊御恨み不<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候若又  
右之儀御六ヶ敷譯にも御座候は、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止東照宮  
神輿を奉<sub>レ</sub>東照宮の御遺訓に基き微志相盡候心得  
に御坐候間此段宜御披露可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候恐々謹言

筑波勢鳥取岡山兩侯に提出せる書狀に曰く  
再拜稽首奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>候小臣等草莽巖穴之小人分位を  
超過し天下の大計を彼是奉<sub>レ</sub>申候は其罪不<sub>レ</sub>輕と奉<sub>レ</sub>  
存候得共小臣等先君烈公教諭に薰陶致し尊王攘夷  
之大義を神州に生候者は奴隸勺僕に至迄此大義  
を固持し須臾も不可<sub>レ</sub>失墜<sub>二</sub>之所以は聊か知覺仕候  
苟も士林に列なり候者今日危急之時勢を傍觀仕候  
事實に志士之所<sub>レ</sub>愧に御坐候抑當今天下の大勢を

竊觀仕候に日淪月沈滔々趨<sub>二</sub>下流<sub>一</sub>候勢ひと奉<sub>レ</sub>存候  
去年八月薩會の二藩奸謀を設け長門宰相を陥れ七  
卿を追廟堂之正義を奉<sub>二</sub>拒隔<sub>一</sub>候罪實に滔天之大惡  
に御坐候天下之人同口薩賊會奸と相唱賊奸の名己  
に定候者輩穀之下に横行仕廟堂之御大政にも參預  
仕候事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>解之一事に御坐候去年來攘夷之詔命  
數々御布告に相成候得共今以橫濱一港之鎖閉も  
不<sub>レ</sub>相立<sub>二</sub>及<sub>二</sub>遷延<sub>一</sub>因循候事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>解之二事に御坐  
候於幕府君臣之大道御正し被<sub>レ</sub>遊恭順之誠意御立  
被<sub>レ</sub>遊候と御申立に御坐候得共恐れ多くも奉<sub>レ</sub>迫<sub>二</sub>  
玉體<sub>一</sub>候堀田備中守間部下總守安藤對馬守等誅戮  
削封之御沙汰も無<sub>二</sub>御坐<sub>一</sub>高厦大屋に安座致居候事  
所謂君臣之大道恭順之誠意名實相乖候事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>  
解之三事に御坐候此三事は實に天下之大倫大勢に  
關係仕候事に御坐候處一事之舉行無<sub>二</sub>御坐<sub>一</sub>候是則  
天下之大勢日淪月沈滔々趨<sub>二</sub>下流<sub>一</sub>候形と奉<sub>レ</sub>存候小  
臣等固より廟堂の御大計を可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>伺得<sub>一</sub>道筋には  
無<sub>二</sub>御坐<sub>一</sub>候得共當今之形勢にては先烈公之遺訓



所謂尊王攘夷之道は地に落候事と奉<sub>レ</sub>存候草莽巖穴之小人廟堂之御大計を彼是奉<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候儀には無<sub>レ</sub>御坐<sub>一</sub>候得共先烈公之遺訓地に落候事と奉<sub>レ</sub>存候得ば焦心裂膈所難<sub>レ</sub>耐に御坐候乍<sub>レ</sub>然小臣輩如何様苦心仕候とも單身微力を以て先烈公之遺訓を繼述仕候義は固より其任にも無<sub>レ</sub>御坐<sub>一</sub>其人にも無<sub>レ</sub>御坐候但満腹存込候は一身之進退去就先烈公之遺訓を失墜不<sub>レ</sub>仕様致し度候就ては一死相決候外無<sub>レ</sub>他事<sub>一</sub>覺悟仕候何分此上は攘夷之先鋒と罷成掣<sub>レ</sub>刀横<sub>レ</sub>梁醜夷之陣營に討入奮死仕忠義之雄鬼と罷成奉<sub>レ</sub>拜<sub>一</sub>謝先烈公在天之靈<sub>一</sub>事小臣等之本分に御坐候隨て同志之者相謀爲<sub>レ</sub>攘夷祈願日光山東照宮之御廟前に參籠仕候乍<sub>レ</sub>然叩動<sub>二</sub>干戈擅爲<sub>一</sub>私闘<sub>一</sub>の所業に落入候ては於<sub>レ</sub>大義之上慊然不<sub>レ</sub>仕候間何卒攘夷先鋒之勅許を奉<sub>レ</sub>捧度懇願に御坐候得共九重之天訴號に由なく空しく巖穴之下に悲泣仕候事に御坐候伏惟閣下は我先烈公之御血統に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>渡且大邦に君臨被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在大義既に天下に顯明東西奉<sub>レ</sub>渴望<sub>一</sub>候就<sub>レ</sub>

中小生輩乍<sub>レ</sub>恐我君公同様奉<sub>レ</sub>仰候より誠以唐突之至に御座候得共不<sub>レ</sub>願<sub>一</sub>非分<sub>一</sub>冒<sub>レ</sub>鐵鉞之誅<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>歎願<sub>一</sub>候何卒閣下之御周旋を以攘夷先鋒之勅許を奉<sub>レ</sub>捧候様御請願被<sub>レ</sub>遊下<sub>一</sub>候得ば不堪<sub>一</sub>感激之至<sub>一</sub>候小臣等固より草莽巖穴之小人非分之請願罪戾無<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>容儀に御座候得共先烈公之遺訓地に落候と奉<sub>レ</sub>存候得ば只々悲憤憂悶神亂氣錯非分之事も忘却仕先烈公遺訓之片端奉<sub>レ</sub>伸度迄之心腹而已に御座候伏て願くは閣下小臣等之重罪を御寛宥被<sub>レ</sub>遊下<sub>一</sub>微忠小志御察被<sub>レ</sub>遊下<sub>一</sub>攘夷先鋒之勅許御請願被<sub>レ</sub>遊下<sub>一</sub>候得は千謝萬感不堪<sub>一</sub>結草之情<sub>一</sub>候冒<sub>レ</sub>萬死<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>待<sub>一</sub>罪日光山之廟前<sub>一</sub>候誠惶誠恐謹白  
武田正生等金澤藩軍に贈れる依頼狀に曰く  
俣承候得<sub>レ</sub>道路御警固成され候趣御苦勞千萬深察仕候<sub>一</sub>休我々共通行の儀は定めて御承知も之有るべく候得共故同藩結城寅壽殘黨市川三左衛門等の讒匿に由り恐多くも公邊の御嫌疑を蒙り候に付源烈公積年の素懐も今日に至り磨滅仕り候段臣子

の情實遺憾に御坐候間是非共主家の縁族に投し歎願仕候心得に御坐候間決して外諸候に對し接戰の存寄毛頭御坐無<sub>レ</sub>候就ては道路差支なく御通せ下され候様願ひ奉<sub>レ</sub>候  
同上<sub>一</sub>橋脚に提供せる願書に曰く  
臣正生等負<sub>レ</sub>罪の身を以て嫌疑を憚らず天下の大禁を顧みず軍裝衆を率え諸州通行致し候段深く奉<sub>レ</sub>恐入<sub>一</sub>候得共好亂挑戰の意毛頭無<sub>レ</sub>之實に不得己の勢に御座候  
抑も尊攘の儀に於ては正生曾て烈公に昵近し親しく教訓を蒙り又義に閣下に從て京師に詣り諸措紳家に入出し聖天子攘夷の實效不<sub>レ</sub>舉を宸憂し玉ふ由領承感佩仕り感激恐悚自ら己むこと不<sub>レ</sub>能<sub>一</sub>以爲らく朝旨を奉體して醜夷を退攘し國威を皇張するは是れ武臣の責任なりと爾來賤劣を不<sub>レ</sub>願<sub>一</sub>尊攘の大義を天下に伸さんことを期し益烈公の遺訓に服膺するの外他事なく罷在候然るに御聞及ひも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在逆臣結城寅壽の殘黨市川三左衛門等好謀

を企て徒を結び讒を構ひ金鐵一鏢の勢を以て烈公の御遺業を悉く破壊し殘暴を極め候折柄遂に本國に於て數度戰闘に及び候段同藩の争ひ不<sub>レ</sub>本意千萬に御坐候得共臣等因循罷過き候ては烈公積年天朝公邊へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡候御偉業も泯滅仕候のみならず恐多くも戊午以來天朝より被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候攘夷の實效を可<sub>レ</sub>奏との勅諭も水の泡と相成醜夷益跋扈し神州の正氣地を掃候場合にも可<sub>レ</sub>至<sub>一</sub>遺憾無<sub>レ</sub>此上<sub>一</sub>臣等粉骨碎身到底醜夷を掃攘し微忠を天朝公邊に盡し度衷情に御坐候事情の始末は別紙に相認め奉<sub>レ</sub>入<sub>一</sub>高覽<sub>一</sub>候間臣等今日の進退に立至り候段閣下御瞭察被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>度伏て奉<sub>レ</sub>願<sub>一</sub>候  
同上<sub>一</sub>別紙始末書に曰く  
先年醜夷掃攘の勅諭閣下に相成且つ昨年君公御上京の砌公邊を補佐し攘夷の奏<sub>レ</sub>成功<sub>一</sub>候様との被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>蒙<sub>一</sub>勅命<sub>一</sub>天盃迄頂戴被<sub>レ</sub>遊御寵遇不<sub>レ</sub>過<sub>一</sub>之候得共未だ其效顯無<sub>レ</sub>之萬<sub>一</sub>從<sub>一</sub>天朝<sub>一</sub>御咎も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候而者水府家の御瑕瑾無<sub>レ</sub>此上<sub>一</sub>御儀と有志の族忠

諫力争盡粉骨公邊へも數度歎願仕候得共未御許用不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊待命送<sub>レ</sub>日候内兼而御存知も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候逆臣結城寅壽の殘黨市川三左衛門佐藤圖書朝比奈彌太郎等の奸臣當子五月中より國內に嘯聚し逆謀を企居候處五月二十六日從<sub>二</sub>天朝<sub>一</sub>鎖港談判可<sub>レ</sub>致被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>義を相悟り左候ては兼ての逆意齟齬可<sub>レ</sub>致と取急同月二十五日夜逆徒市川三左衛門始め數百人弓砲槍を携へ御關所を破り小石川邸に至り種々の讒言を構へ執政始め諸忠良の臣を退職或は禁錮等に取扱右様奸徒熾に相成候ては烈公の忠節は勿論水府家代々の教訓良法一時に滅絶せん事を深憂慮仕り水府に罷在候諸有志其儘不<sub>レ</sub>殘江府に在留し國元には婦人小兒のみ殘居候處を三奸人共慎中押て登城致し賞罰等我意に執行ひ金穀武器等自由に取出し掛り役人致<sub>二</sub>制止<sub>一</sub>候得ば槍刀を以て切し諸有志國元へ罷下り候はば防戰可<sub>レ</sub>致手當を致し川々の橋を落し府下入口には統て砲臺を築き籠城の構を成し候旨江府へ相聞候に付有志一同より君

公御下國にて直に御取鎮被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候様上言仕候得共一圓御採用無<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>止事<sub>一</sub>公邊へ御遠被<sub>レ</sub>遊御支族松平大炊頭殿を以て御名代と被<sub>レ</sub>遊水府表三奸人御所置の儀御委任有<sub>レ</sub>之諸有志一同守衛として吉田藥王院へ到り右の段相達候處奸魁市川三左衛門等承服不<sub>レ</sub>致而已ならず銃手に命し大小砲致<sub>二</sub>亂發<sub>一</sub>候に付於此<sub>二</sub>方<sub>一</sub>者固より戰爭の用意無<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>止事<sub>一</sub>先濠村へ避け再砲術稽古場に至り使者を以て先方隊長渡邊半助等へ相諭候得共又候致<sub>二</sub>發砲<sub>一</sub>候に付此方も無<sub>レ</sub>是非<sub>二</sub>打掛及砲戰數日<sub>一</sub>候處城内には祖宗御代々の御神主尙又御母堂貞芳院様始め御簾中諸公子様方御住居被<sub>レ</sub>遊候に付相憚り城の方を避け致<sub>二</sub>砲發<sub>一</sub>候處戰果取不<sub>レ</sub>申再濠村へ退き軍議相定候内奸徒又々讒を構へ公邊御目代田沼玄蕃頭殿始め諸侯の大名濠村へ出張被<sub>レ</sub>致其内御代官手附田中桂之助と申者御目付戸田五介佐々井半十郎の内意を含み濠村へ參り此度の戰爭取扱度との存意にて事情を委細に公邊へ申立無事相治

候様致度旨諸有志に申談候に付大炊頭殿より家老兩人を戸田五介陣へ遣候且大頭炊殿にも自分に戸田五介陣所へ到り事情委細に申述公邊へ申立度段期約相定候處諸有志申候には戸田五介等は迄正義の者とも不<sub>レ</sub>承萬一府下奸人共と謀合偽而誘引し捕んとするも難<sub>レ</sub>計候故一先病氣と稱し使を以て篤<sub>レ</sub>虚實を見届け其後行て可<sub>レ</sub>然と諫争致し候處大炊頭殿被<sub>レ</sub>申候には不<sub>レ</sub>行候ては兵を腹背に受け保つ可らず我行て萬一和議整ふ時は國家の大幸我死は惜に足らず逆諫争を不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用遂に大貫村に至り戸田五介に對面し事情分明に被<sub>二</sub>申述<sub>一</sub>候得者至極尤之至に付從<sub>二</sub>是江府<sub>一</sub>に登り共に盡力可<sub>レ</sub>致旨五介申候間大炊頭殿は其夜松川陣屋へ一泊翌日御出立江府へ罷登候旨奥右筆丹羽惠介小十人目付片岡爲之允より書簡を以て知らせ來り候に付一同鎮靜公邊御左右相待候<sub>二</sub>公邊御人數の内より折折砲發有<sub>レ</sub>之候得共不<sub>レ</sub>取合三十余日相待居候處願入寺地内に屯致<sub>二</sub>居候奸徒の中より此方富田三保之介戸

澤誠之允福地勝衛門矢野唯之允谷晋太郎五人の者へ致<sub>二</sub>對談<sub>一</sub>度旨申來候に付川向出洲と申所へ罷越以來往復及<sub>二</sub>兩三度<sub>一</sub>候得共何等之儀を談候哉一切外路へ洩不<sub>レ</sub>申候處十月二十二日夜八つ時頃にも候哉御殿地人多集候に付飯御殿へ參候處執政御原新左衛門參政谷鐵藏用人谷彌次郎其外諸役人詰合新左衛門申候には昨夜五人の者川向へ罷越府下奸徒の中久木直次郎笠井權六戸田藤三郎藤田健次郎谷徳之介等へ對談の處右の者共申候には我々共公邊出張の隊長へ和談の義精々相談候得共只今と相成り候ては如何共取計様無<sub>レ</sub>之乍<sub>レ</sub>去近日事情相分り大發の族は浮浪の徒とは異り候由に候得ば浮浪の徒同様討取候義は殘念の事に候間此方より公邊の御印を相渡置候是を掛居候者は御構無<sub>レ</sub>之候間大發の族一同は濠御殿下天神社内へ相集居可<sub>レ</sub>申との事に付夫は必ず詐謀にて大炊頭殿を欺候同術に可有<sub>レ</sub>之と申候得共信用不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致依て不得<sub>二</sub>已御殿地引拂館山常光寺へ未明に入候處果して公邊御

人數御殿地へ入込み處々致放火公邊より御渡相成候印を持居候者も皆一同砲丸に打殺され候様子就ては於此地死戰可致とは存候得共有志の者御殿地に居候分不殘被殺候ては水府家の正義此時に滅し義を唱へ候者絶て無之様成行候ては祖宗御代々の御神靈且先君烈公へ奉對大不忠に相當候間推て士衆を率ひ罷上り候事に御坐候以上同上金澤藩軍に提出せる歸降狀に曰く

私共多數引率是迄罷登り候次第先般書取を以て奉歎願候通り聊か素意上達仕度趣意に御坐候得共何分當節の身柄に陥り候上は願書等御取上に難相成段被仰渡奉畏然る處事實の行違より移來候儀とは乍申公邊御人數へ打合候儀も有之殊に軍裝にて是迄致潜行諸藩動搖致させ候段實に天下の御大法を犯し不相濟儀深く恐入奉存候に付尊藩軍門に向ひ一同降伏仕候何卒此儀可然被仰立如何様にも御處置被仰付候様伏て奉願候右様言上仕候上は元より決死罷在候儀彼

是れ申立候筋は無之候得共只先般奉歎願候通り如斯成り來候事情は實に其謂れも御坐候事に曾て奉對公邊聊か後聞き意を懐き大不敬の舉動相働き候様にては千載の後死して流賊の汚名を蒙り候間武門の情を以て此段は尊藩に於て別て御酌取り宜しく御辨解被下候様奉願候決死の一言他に申立候儀無御坐候

葉原記に曰く

二十一日晴永原出立右降伏狀持參敦賀表へ罷越織田殿へ演述直に海津御本陣へ罷出右狀を上る次第は過日七左衛門も罷出候節又候御取上無之隊長分呼立目前にて始末書等三品共燒拂可申との事にて十九日葉原に歸陣なれ共其節同人持參之分は存意書にて續て降伏狀差出候に付不取敢其七郎持參之段嘉兵衛殿市之進殿を以申上候處一橋公御悦喜不斜依て直様甚七郎御前へ被爲召御意之趣今度水藩浪士降伏一條等段々取扱等御感不斜思召候必竟手前等一統之盡力故厚御喜悅之旨被仰

出候付而は昨年七月暴舉一條國辱も速に消釋致し候段功勞不一方次第に付橋公御直書を以て中納言様へ被仰進旨御意有之且何ぞ遣度候得共軍中之義故先持荒したれ共此鐵鞭之義は自分采幣を變革いたし相用候分反物相添讓與候旨御側近被爲召御人拂にて御直命有之續て一府奔走不斜候大小目附へ夫々相達候處尤彼是可被申様も無之御取揚被成候併取締方一々束縛禁錮の様無之而は不相成様由比圖書殿嚴刻之指圖有之に付元來是迄之取扱方之義は彼等御敵對不致義は申迄も無之信義を以て三品上達いたし度所存よりかく罷成申候彼信義を以てすれば當手に於ても義理之取扱いたし來候今更縛錮等いたし候而は第一虚偽を以降伏爲致取押候様にて武士道に於て遺憾不尠候且少人數を以一々束縛いたし候而は激し候義も可有之候哉中々手配いたし兼候義全く寛大に取扱申さず候而は不相成如何御申談有之候とも束縛難致且梅澤殿より承り候得ば諸家へ御分

配御預け之御沙汰も有之候處彦藩等へ御預け御坐候而は兼て浪士輩激怒罷在候次第被開召候哉分配御預有之候而は今更動搖を生じ候義故何分當一手を以護衛罷在候様被遊度併大小目附に而は降伏之上兼而分配之手配故御命令は難被成次第柄故御先鋒軍門へ向降伏之故を以て當於一手護衛罷在度と執達致候へば最上之御都合に候旨御内命有之候間大小目附へ執達思召之通り致候處尤に被開受一手にて護衛罷在候様被申談候且義理を以て取扱來候故取締方悉皆御委任被成候間新保驛等狹村殊に不都合之地故敦賀寺庵等御渡可被成候間如何にも精誠縮方相立候様被申談候に付夫夫奉承知取締方御任せ御坐候上は聊動搖は爲致不申所存に罷在候段申達直様海津驛出立致候

此に於て金澤藩にては同二十二日赤井傳右衛門歸山仙之助神田清次郎三人を伊賀の陣營新保驛に遣はして降伏狀御取揚げの旨を達したり時に伊賀は

坐敷の床前上坐へ床几三脚を据へ此へ三人を凭らしめ正生並小野賢男岸信藏は之に向ひ三脚の床几に凭り禮遇したり傳右衛門伊賀に對し過日差出されたる降伏狀永原甚七郎海津總督御本陣へ持參一橋公へ執達候處御取揚に相成候間此段申渡すべく旨一橋公御意在らせられ候間左様御心得成されべく就ては軍法處分方追々申談す可く旨申述べられ候處正生初め三人床几より腰を外し畏り奉り候段御請け申上げ候依て傳右衛門より降伏の法式先づ兵器殘らず指出申すべく明朝受取人指越すべく旨申述べ候後各方志願相達し珍重此上無き事に之あり候扱申すに及ばざる義なれども此上脱走杯之あり候ては不爲なる儀と心付候間念の爲め御添心致し候段申述べ候處正生過日以來種々御配慮御盡力御手数數に相成御深切の御事共萬謝奉り候段申述べ候に由り新保驛に滞在諸事申談すべくの處葉原の本營多用に付追て罷越し申すべく旨淺香土帥へ申談同夜九つ時前赤井等三人は葉原驛本陣へ引取伊賀御請け

仕候應對の始末を赤井より永原不破へ申述べ候武門の習とは申ながら伊賀床几より腰を外し申渡しを受け候舉動誠に見に忍びず痛ましき次第なり其席にては立派に堪忍し居り候得共戸外に出て涙を垂れ又歸りて之を永原不破に物語り再び落涙し三人共暫時言葉も無かりしとぞ夫より金澤表へ右等の始末委詳申上べく爲め井上七左衛門早追にて差遣はしたり是に於て總督府は正生等同勢を金澤藩に御預け相成候へば敦賀に護送し本勝寺本妙寺長遠寺三箇寺へ分配し待遇尤も懇篤にして寛宥の處置あらん事を請願せり

大原卿(前左兵衛督重徳)より中川宮に呈せる書に曰く

水浪共加州之手に降穩之次第過刻申上候右に付一橋黃門も歸京之上定めし御裁許可被伺然るに火急御裁許は被爲在間敷とは存候へども爲念及言上置候

水戸之御裁許は幕府攘夷一件拜伏之後之御事に被

遊候こと至願に候一橋何々可被申上哉難計儀には候へども御助命は格別死刑にも相成候之御事に候は別而之儀に候間必々幕御正し後之御事一命にかけて相願候事

鳥取侯(池田相模守慶徳)岡山侯(池田備前守茂政)濱田侯(松平右近將監武聰)喜連川侯(足利右馬頭繩武)連署して朝廷に呈せる封事に曰く

臣等再拜稽首謹て奉歎願候今般常野浮浪の徒南越今莊へ屯集仕候て差出候歎願書則逐披見候處間々觸忌諱候趣も相見候得共積年確乎たる攘夷之詔命廢格醜夷猖獗暴慢を忠憤慨嘆之餘終動干才擅に爲私闘の所業に及候得共臣等實父齊昭存生中致口實居候尊攘之大義遺訓墜落列藩離叛天下解體慷慨激烈所々蜂起致是以痛哭流涕之至不を得己事此爲兵舉不忍鐵鉞之嚴罪誠意可憐憐次第に候尤五月彼より指出候歎願書尙又臣茂政指添之建言書其節御採用不被爲在候得共方今外寇渡來より内亂相生己に長州脫藩之覆轍も有

之須臾も難指置臣等蒙昧之身是非得失も不辨遮て愚衷奉願候通り洋夷掃攘之詔命幕府へ御沙汰被爲在候上彼へ者仰願くは先鋒を被爲許候得ば一同感激奮發同心合力之者夷虜之陣營へ突入神妙勇威を輝候は叡慮透徹之一端と敢て電零之威を犯し奉り歎願候時勢之危急天下之心渴望此事に御座候間廣海寬大之御處置彼等之微忠御哀憐被爲在候は天恩之程奉感佩候事に御坐候此段奉歎願候宜御取成御執奏奉願候恐々謹言

鳥取侯より(元治元年甲子十二月二十五日)一橋中納言に贈りたる書狀に曰く

御滞陣中御窺旁且貴慮同度以內使眞野代次郎申上候(中略)扱追々承り候得者伊賀守始浪徒も越州へ趣候由北國深山積雪之折柄漸飢寒に迫り困窮堪兼候由傳聞仕候右模様にも御坐候得ば不不移數日して落着可仕歎何分にも不外水臣而已之儀公にも御取扱振一入御苦慮之御事と奉遠察候實以武田始之心中彼か深謀は難計候得共嚴君御遺

志御繼述攘夷之大典相立候様にと是迄骨折候儀は實以感慨仕候此度之申立逆も右御遺志繼述攘夷之典申立候外餘念は有之間敷と被察候元より踈暴は可惡之儀に候得共又渠か於心慮は可憐之至りに御坐候伊賀守人體之儀は公にも先頃來久々御手許に被召遣候儀今更申上迄も無之候得共只今に至彼是申上様も無之渠數十輩は逆も捨り候とも致方無御座乍併可憐之御干城に御坐候扱當夏來之次第前段數十輩は不待己候得共水藩之始末大炊屠腹以來大小臣數十人之死罪山野邊以下玉石黜陟實に不認見聞次第漸く故大君之御功業も墜廢に至り候段御同意不堪泣血悲歎去逆只今小生輩水公へ如何程陳訴仕候共一价短紙之及所に有之間敷一昨冬東下之砌陽明公御直書持參致し段々之御深志九重之御模様迄も縷述仕置候得共悉く水泡と相成激家不待己候得共正論は不及申鎮家迄皆轉退に相成遂に石見守丹波寺英臣之徒御登用と申次第此姿にては全結城之餘黨志を得益

故大君之御功績は靡亂に至り可申と御同意子孫之情實難堪切齒涕淚之外無他事御坐候此儘にては水藩再治正道復立は萬々無覺東威義兩公以來今日迄三親藩之右に出候水藩却て此時に當り御當家危急之堺に臨水藩より先立て天下之破亂を生じ遂に神州之大亂を醸し天下後世に嘲笑を招くに到り逆も難及力と乍申打捨置候ては御同情黃泉に故大君へ對し面目無之次第乍去非職遠隔之私殊に短才不肖逆も如何共難仕君側左右前後奸人擁立致し居候ては忽ち水戸之浮沈目前に御坐候間水戸侯御一身少々之御迷惑相成候とも此餘奸徒志を得て不容易事に立昇り候ては此上之瑕瑾難計候間何卒只今之内一御憤發被爲在少被爲忍候ても大事と被思食候は乍憚水戸侯之御一身は被開水家安危實に此時に御坐候間急度御盡力之程奉祈候右等不申上候も是迄御苦心被爲在儀申上迄も無御坐候得共遠隔事情相通不申日夜心配苦慮之餘り愚衷吐露仕候書不盡言楮外は

内使へも申合置候間原梅澤其外にても面接被仰付候得ば委敷申上候様申付置候間御取捨之程希奉存候恐惶謹言

一橋中納言返答書(慶應元年乙丑正月九日附)に曰く舊臘念日念五日兩回之芳墨追々相達致拜展候(中略)然ば耕雲齋等一條に付段々被仰越候事共誠に御尤千萬之儀元來右様之舉動に至候筋は毛頭無之平生之人物も素より熟知之事に候得共追々御聞及之通之情態にて意外之變より如斯成行に至り其實甚可憐は申迄も無之併今更何分にも可救手段無之淵源に溯り相論候得ば不可言之次第に至候儀故別段不至臆述就右水府社稷之安危に拘り候云々御尊論之通威義兩公以來之國脈此期に盡果候事にも及可申と一會回顧候得ば御同意片時も安堵難相成然處方今之形勢も然らしむ〇〇と申姿にて救急之良策に乏しく痛心罷在候結局罪御一人に歸候は申迄も無之天下之公論より挽回之道も相開可申差當り角を直して牛を殺候

之周旋も難致束手罷在候事に御坐候如論一昨冬格別之御盡力にて一時回復之處未だ再春秋に不過如斯大瓦解に至候段時勢とは申乍ら瑞鷲山神靈被聞召候は如何計御逆鱗且御痛歎之儀と夫のみ恐入候事に御坐候御面晤候は此儀極論致度筋も御坐候得共何も書中難申述且妄に口外可致儀に無之候間文略期他日候事に御坐候云々西郷隆盛筆記に曰く

波山の徒の差出したる攘夷先鋒願書へ添申して備前侯朝廷へ奏上したる其評議は左の如し是に於て朝廷には備前少將の呈書に由り厚く評議を凝され該徒水戸贈大納言の遺志を繼ぎ報國の趣神妙に被思召候鎮港の成功可有奏上節志士可令爲先鋒旨御沙汰に可相成歟總督一橋は水戸備前共親縁の間柄旁一橋中納言へ爲御任相成人心居合ふ様可取計又幕府へも傳達旨被仰出候事而して備前少將へは大平山屯集の徒歎願の趣神妙の儀被聞召候へ共既に御委任屹度可

有攘夷成功之義と思召候於幕府不能成レ功候  
は、叡慮の御旨も被レ爲レ在候間其節奉レ叡旨爲皇  
國可レ致忠節當今の所暫ク猶豫幕府の所置可レ  
見合レ被レ思召候に付右御趣意篤と相心得可レ示  
諭旨御沙汰可レ相成との事

右御内議一橋卿へは御通知にて幕議に涉り候處幕  
府にては困難の事情有レ之に由り姑息にも一橋卿  
へは伺も經ず浪士取締向の計畫早く已に施設に相  
成候へば一橋卿にも御立腹にて尙諸侯方建議御指  
留の儀も御不同意の段頻りに御申立に相成候處是  
も無レ止事幕吏輩傳奏野々宮中納言(定功)を欺き  
國事掛りの方へ御談示無レ之事後承諾の振に御取  
計直様御達可レ相成旨二條殿下へ申上浪士輩へ左  
の通變換したる御書面御沙汰に可レ相成御治定に  
相成候趣なり

野州大平山に屯集の者より歎願の書取を以て備州  
少將より歎訴有レ之則言上に相成處右建白中去年  
八月一擧の文意は甚御不審候得共其水戸贈大納言

續  
目

三二

遺志を繼報國盡忠の志神妙に被レ思召候間尙早々  
人心居合候様取計可有レ之御沙汰候事  
然るに右文案に付ては尙幾多の事情評議ありて修  
正改削し同六月中遂に左の如く達せられたり  
自レ因備差出候野州大平山に籠居候者共建白書文  
意去年八月一件御不審に被レ思召候處も被レ爲レ在  
候得共幸右兩藩間柄の儀にも候條旁加勘考宜被レ  
取計内々御沙汰の旨關白殿被レ命候

靖亂記に曰ク

慶應元年乙丑二月幕府田沼意尊(玄蕃頭)を敦賀に  
遣はし正生等之罪を論じ正生以下二十三名を死刑  
に處し三百二十九名を死罪に處し遠島に處する者  
百三十七名水戸へ護送する者百二十八名江戸へ護  
送する者一名追放百八十八名内十五歳以下十一名  
合計八百零六名

滋賀縣へ御沙汰書(明治十一年十一月)に曰ク

其縣下敦賀表に有レ之候舊水戸藩士武田伊賀守始  
め四百十一名墳墓爲レ祭典費金五百圓下賜事

明治十一年十一月

右大臣

松原神社碑文に曰ク

天下之事逆料其不可爲而不爲、則無可成之  
功矣、日時不可也、曰勢不可也、左顧右眄、亦無  
可爲之時矣、故爲士者、唯願其志如何耳、苟志  
存乎有爲焉、則雖時與勢皆不可爲、而間關流  
離百折不挫、愛君憂國之念不能自己、猶可以  
庶幾於萬一、其不幸獲罪從容以就死、如舊水戸  
藩士武田正生以下三百有餘人者、余竊欽其志、而  
悲其事矣、夫王綱解紐、武夫握柄、鎌府以至德  
川氏、其來久矣、天下不復知有朝廷、上下偷安、  
國勢萎靡、而獨水戸藩前有義公之明、後有烈公之  
英、修史以舉尊王之大典、講武以備邊海之不  
虞、感慨氣節之士濟濟輩出、遂爲全國首唱、啓今  
日維新之基者、職是之由、向令正生以下逆料  
其不可爲而不爲、爲耶、當時烈公既棄館、戸田藤田  
輩亦後先死亡、其能奉二公遺訓、而明尊攘之義、  
以振興士風于解體者、其任果在何人歟、此正

生以下僅僅三百有餘人、衆寡不敵、糧食不繼、猶  
且勇往憤進、瀕九死而不挫者、蓋期之於可必  
爲也、孟子曰、若夫成功則天也、夫成敗係天、豈  
可而是而論之耶、想其愛君憂國之念、一出惻  
怛之餘、而生死不變、凜乎使世之爲士者、有  
所感發與起、則不特不負二公遺訓、於國家復  
古之隆運、未必爲無功也、明治十一年九月、車駕  
北幸、駐驛、越前敦賀港、憫正生等抱忠遭禍、  
賜祭資五百金、永存其祀焉、先是有志者相謀  
請諸官、榜曰松原神社、今又謁予銘其碑、予不  
敢辭、銘曰

維鼎維鏞、其甘如飴、乃生乃死、三百一歸  
不朽者名、有屹者碑、廉頑立懦、誰曰徒爲、  
殉節旌後、天不我欺、廟食有典、永享于茲、  
嗚乎敦賀之山、萬古不搖、松原之翠、千秋不  
凋、

勤王 水戸烈士傳下編 卷二 實記

贈正四位武田正生傳

武田正生字は伯道幼名は彦太郎長じて彦九郎と稱す  
 耕雲齋と號し又伊賀と稱し修理と改め後伊賀守に任  
 す水戸藩士跡部新八正續の長子にして宗家跡部彦九  
 郎正房の嗣となる其先は甲斐武田氏より出づ因て本  
 氏武田に復す文化十四年丁丑八月正生家督を承け祿  
 三百石を食み寄合組となり小姓を歴て文政十二年己  
 丑三月使番に遷る十月藩主哀公病篤く繼嗣未だ定ら  
 ず哀公素より介弟(敬三郎)を以て嗣となさんとす權  
 臣其英明を忌憚し幕府の公子を乞ひ之を立てんこと  
 を謀る爲に正生同志と俱に江戸小石川邸に抵り痛く  
 權臣の非行を論駁すること暫ならず數日にして介弟  
 封を繼ぐ即ち烈公なり天保元年庚寅二月正生前年告  
 げずして境を出でたる故を以て譴を蒙り小普請組に

贈正四位武田正生傳

貶せらる閏三月使番に復し尋て目附となる二年辛卯  
 の冬黨論漸く起り要路に在る會澤恒藏(安)原田兵介  
 (成祐)荻次郎兵衛(君充)鈴木庄藏(宜尊)等擯斥せら  
 る正生之を憂へ同僚山國喜八郎(後兵部共昌)等と議  
 り時弊を洗除し正氣を挽回せんことを陳論す三年壬  
 辰七月寄合指引に轉じ幾ばくもなく小姓頭となりて  
 小石川邸に移る七年丙申十月用人に遷り十年己亥十  
 一月若年寄に進み祿を増し役祿を併せ六百石を賜は  
 る十一年庚子二月學校造營掛を命せられ水戸に下り  
 弘道館建築の事を管掌す烈公嘗て弘道館を創設し未  
 だ竣功に至らざるを以て此の命あり三月幕府命を傳  
 へ正生が曩時西丸城造營に關して力を致し其勤勞少  
 なからざる事を賞し時服及白銀を賜ふ明年正生又小  
 石川邸に勤仕し上は世子を輔導し下は諸生を奨勵し

文武を振起し以て游惰偷安の時弊を矯正せんことを建言す言有司に協はず十三年壬寅三月大番頭に外補し水戸に移る弘化元年甲辰五月幕府莖語を信用して烈公に致仕屏居を命じ封を順公に譲らしめ旨を傳へ執政戸田銀次郎(後忠大夫忠敏)鶴殿平七寺社奉行今井金衛門(惟典)側用人藤田虎之介(後誠之進彪)等を黜斥又は禁錮す松平讃岐守(頼胤)松平大學頭(頼誠)等三支封本藩の政を攝行する事となり獨執政結城寅壽(朝道)其威力に藉り黨を結び柄を乗り舊章を破壊する甚し正生痛憤して曰く主冤を白し藩政を復せんと死を誓ひ力を盡す烈公書を賜ひ静謐を旨とし正生を誡む正生感泣し一旦謹慎を表すと雖竊かに以謂らく君の臣を誡むるは固より此の如くなるべし然れども主君冤罪を蒙り國事日に非なるの今日苟も臣子たる者豈黙止するに忍びんやと竟に志を決し十月十三日吉成又衛門(信貞)と俱に潜行江戸に至る時に志を述べたたる國歌あり

木かくれて、人に問はれぬ、もみち葉も、散りて

方へ相向ひ公方様遙拜致され次に峰壽院様遙拜致され候儀毎朝怠り之有られず候段側向并に奥向の者共一同承知仕り候儀瑣細の事の様には御坐候へ共右一事を以ても驕慢に御坐無き段は御推察在らせられ候様存じ奉り候御制度の儀何等の御品に之有る可く哉相辨へ申さず候得共水戸表の儀は先代より儒道相用ゐられ代々葬祭等も公邊御振合と異同仕り候儀は今に始り候儀に無之尤も薩州にて一向宗制禁の由會津にて神道相用の候由の類聊公邊御振合と異同仕り候儀水戸表のみに限り候儀にも之無き様存じ奉り候此度の御察當も右等の類には御坐有る間敷哉扱御察當御坐候上にも押て相行はれ候は、相濟申間敷候へ其中納言殿氣質公邊より御察當御坐候儀を押して相用ゐられ候様の儀之無き段は是亦私共年來明白に相心得候儀に御坐候此度の如き仰出され源威殿以來例も之無く候處一應御尋等も在せられず俄に仰出され候段臣下の身分誠に以て驚き入り悲歎仕り候水戸表數十萬人士民

こそ知れ、赤き心を、越えて二十日書を老中水野越前守に提出して命を待つ其文に曰く

前中納言殿在國中御用も有之候間一旦參府致され候様當四月仰出され候處御用もと御坐候上は格別の御儀にも在せられ間敷併しながら昨年厚く御稱美も御坐候故何れ吉兆に之有る可く抔と家中共彼是評判仕り候處參府翌日嚴重仰出され候段家中一統仰天悲歎仕り候右様御手輕に參府仰出され候事と嚴重仰出され候處にて推察奉り候へば恐れながら深き御疑にても在せられ候様にて當家の瑕瑾此上なく第一家中共一日も相安じ兼候仕合に御座候へ共仰出され候趣にては驕慢并に御制度に觸られ候との御沙汰に之有り猶々一統疑惑仕り候私儀中納言殿相續翌年目附申付られ追々小性頭等申付られ一昨年迄若年寄相勤め候間中納言殿公邊へ御忠節の志深く御坐候段は委細に相心得居り候先づは一事を申上候に中納言殿在國中禮服にて江戸表の

の内には改正を好み候者も之無く候へば右の者共彼是風評等申立候より右等御調べに相成り候半か此度家老共夫々御咎め仰付られ候者の内御除きに相成り候結城寅壽一昨年頃より第一に取計ひ次に戸田銀次郎次に鶴殿平七儀は極老殊に耳遠にて日々の出仕も用捨致され月番等も全くは相勤め申さず候處却て平七儀は重く御咎め仰付られ寅壽儀は何等の御沙汰之無きを以て奉推察候得ば畢竟風評等御用ゐに罷り成り候様に疑惑仕り候家老共の儀は幸不幸御坐候迎聊申上候筋には御坐なく候へ共萬一右の如く中納言殿行狀等にも種々行違ひの儀御聽に入り候ては殘念至極に存じ奉り候御疑ひの筋も在せられ候は、一々條を以て中山備前守始めへ御尋に仕り度儀と存じ奉り候備前守始め役人ども空く苦心仕り候儀とは相見へ候得共私共不肖ながら前文の通り年來役人をも相勤め當節表方に罷在り候迎黙止罷在り候ては相濟申さず殊に家中有志の者一統疑惑仕り居り候儀を言上仕らず候



ては相濟ざる儀と存じ詰め重役共へも申立ず同役共へも相談仕らす全く一己の了簡を以て出府仕り此段愁訴奉り候心事所詮書面に認め取兼候間御直に御尋に罷成り候は、不敬の罪は如何様仰付られ候とも本懐に存じ奉り候以上

幕府肯かず二十二日を以て正生を小石川邸に護送す藩の有司又之を水戸に移し先手同心頭の邸に禁錮し隊卒をして警衛せしむ十一月に至り幕府烈公の幽閉を解く是則ち正生が老中に建言したる力居多なりと云ふ然れども未だ烈公が政務に干與する事を許さず二年乙巳九月正生竟に職祿を奪はれ致仕を命せらる因て耕雲齋と稱す長子彦衛門(正勝)家を繼ぐ嘉永二年己酉の春烈公の枉冤氷解し始めて藩政を圖り得るに至り正生も亦赦免せらる六年癸丑の秋正生弘道館武場掛を命せられ特に若干の俸稟を賜はる安政二年乙卯正生再び大番頭となり學校奉行を兼務し又參政に復して小石川邸に移る三年丙辰正月正生執政に晉み資格を大寄合頭上坐に班し月俸二十人口を賜はり

兼て學校に關する事を總理す正生の獎勵其方を得たるを以て士風大に振ふ烈公履書を付與して之を嘉賞す加之順公の寵命ありて伊賀と稱し後又修理と改む順公尙親から作る所の刀一口を給ふ是より先き米國の使艦浦賀に來り互市を要求し其聲勢甚た脅迫に涉る幕府對等の策を講ずる能はず因循年を亘り遂に勢に逼り假條約を結び江戸大坂其他の五港を開き商館を建つることを許す正生烈公に書を上り幕府が勢に逼り成竹なくして漫然開港するの害を論じ痛く其偷安の策を駁す言頗る剴切なり五年戊午の春幕府朝旨を傳へ外交に關する意見を上陳せしむ是に由りて順公建議する所は祖訓を繼述して外寇を排除し以て宸襟を奉安せんことを主要とす其論旨幕議に合はざるを以て之を更めんこと諭さる正生建言するに幕議に従ふを主とし素志を繼す可からざるを以てす順公之を嘉納せり六月幕府勅旨に背き擅に我が國權を失墜せる外交條約を訂結し之を非難するものを忌み烈公及諸侯伯を罪し以て天下の正義を壓す爲に海内騷然

たり八月朝廷修攘の詔を幕府及順公に下し特に順公をして之を列藩に宣布し外寇掃攘を圖らしむ幕府遂に依奉せず百方策を設けて之を沮遏す正生憂憤し同僚岡田信濃守(德至)大場一真齋(景淑)及安島帶刀(信立)等同志の士と協議し力を勅旨宣布主冤洗雪に盡すこと周到なり時に海内の人士京都又は江戸に周旋し勅旨奉行を謀るものに多きを加ふ幕府是等の志士を目して覇府の不利を圖る者となし九月閣老間部下總守(詮勝)京都に上り大老井伊掃部頭(直弼)と東西方を合はせ勢焰を逞うし宮家公卿の臣及藩士處士數十名を京畿又は江戸に縛收して大獄を起す所謂安政の獄是なり尋て正生も亦幕府の忌む所となり其内命を以て執政の職を罷められ水戸に歸る而して幕府烈公を嫌惡する日に月に甚しく六年己未の八月下旬嚴刑以て大獄を斷ずると同時に烈公を水戸城永塾居に處す十二月に至り幕府更に順公に賜ふ所の勅書を幕府に奉還すべきの命を傳へ其督促頗る急なり順公其措置を有司に諮詢す有司府命に抗するを不利とし

之に従はんとす士民憤激して此の説を駁論し物議洶々たり萬延元年庚申二月正生書を順公に呈して曰く 勅書御返納の儀に付ては昨十二月廿五日諸向へ御達し之有り京師へ御使を以て御直に御返納遊ばされ度段は勿論面々存意書取を以て申立候趣尤に付執政始め役々罷登り一藩存意の趣精々申立可く候との御事に御坐候間定て嚴重にも厚く御申立に相成り候儀と愚慮仕り候處右は如何の御都合に在らせられ候哉其後餘儀なき御事情にて公邊へ御納めに相成る可き旨御請に相成り候哉に付今更己むを得ざる御次第に之有る可くとの趣追々傳承仕り候得共尙厚く御判談盡され度依て愚存の趣左に申述べ候元來勅書の儀は天下の爲め徳川御家の爲め厚く思召し込られ深き敬慮より仰出され候事にて早速御奉承遊されず候ては敬慮へ對させられ濟せられざる御事に御坐候處時勢御據なく是迄御遷延遊され候上此度御取戻しの儀傳奏衆より手翰を以て

御沙汰に相成り候事彌公邊御輔佐行届かせられざる御筋に相當り夫のみならず前中納言様に京師御取繕ひ遊ばされ右様の勅書御下げに相成候杯議者の説も御坐候折柄萬一御筋違ひの事御領掌遊ばされ空く御返納に相成り公武御確執を開き堂上方意外の御大難を醸し成し詰り主上の御禍ひに及ばせられ候様の御事にも成り行き候ては何共恐縮の至りに候深き御慮も水の泡と罷成り候のみならず夫が爲に不測の大禍を生じ前様御冤罪も千歳洗ひ難き御儀に至らせられ候も測り難く實に容易ならざる御次第に及び申可くと過慮仕り候此度の御沙汰に相背き御返納に相成らず候ては此上兩公御艱難の程計り難き旨追々申唱へ候得共右は一時利害の俗見にて元より公邊御扶助の思召しより仰出され候勅書の儀公邊に於ても深く御敬承遊ばされべき御筋にて毛頭御隔意を生じ候御譯には之有る間敷却て御返納にも相成候はゞ彼是議者の口實に陥り候儀も之有る可く左様相成り候てこそ此上兩公

御難の程計り難き御儀に成り行き申可く若又一旦傳奏衆より御沙汰に相成り候儀に付其儘御返納に相成らず候ては如何との御事に御坐候はゞ是迄御回達も御遷延遊ばされ候御次第より此節時勢已むを得ざる御事情等委細御使を以て御申説も在らせられ候上御慮御伺ひ遊ばされ誠に御餘儀無き御都合に之有り候はゞ其節御返納遊ばされ候共一應の御伺も之無く公邊へ御指出しと申儀は御事體如何之有る可く哉威義兩公以來御代々様京師御尊崇在らせられ候御家風も此節に至り一旦に廢絶致し候様にては何共歎け敷次第に之有り臣子の身に取痛み至極申上様之無く候何卒一時の利害に御泥み遊ばされず天下後世迄御名義相立御家風を仰ぎ奉り候様幾重にも御勘考在らせられ公邊へ厚く御申立に相成り候様仕り度至願に堪へず存じ奉り候也然るに言聽かれず有司還勅の議を決し之を實行せんとするや是の月二十四日齋藤留次郎(叢)の死を以て之を諫むるあり三月三日櫻田の事あり相須つて正生

の議行はる七月正生學校掛りを命せられ舊に依りて力を致す八月烈公薨す正生書を順公に呈し烈公の遺志を繼ぎ尊攘の大義に基き以て政を爲さば封内必ず靜穩に歸せんと其理由を陳述し啓沃する所あり十一月岡田大場と共に命を蒙り政務を預り聞か爲に信賴するもの多く人之を三隱の執政と呼ぶ岡田大場皆既に退隱を命せられ此に於て同く職を執るなり大津彦五郎(綱之)富永謙藏等二百餘人藩の南部玉造村に屯聚し攘夷の議を唱ふ其論旨頗る矯激にして舉動も亦藩規に觸るゝもの多し有司之を制するも應せず藩内の紛擾容易に熄まず順公之を憂へ正生を小石川邸に召して之が鎮靖を圖らしむ正生岡田大場等と議り切に大津等を諭し其放恣を誡む大津富永等懷服し文久元年辛酉二月を以て衆を散し大津外八人衆に代りて自首し裁を乞ふ因て藩内稍靜謐に赴く五月有賀半彌(重信)森半藏等十數人高輪東禪寺の英人館を襲撃するや流言忽ち起る是の事は水戸の有司藩内を鎮制する能はざるに起因するなり其罪正生等に在りと幕府

之を信じ内旨を傳ふ故を以て六月正生岡田大場等又職を罷められ謹を蒙る二年壬戌の冬正生召されて江戸に抵り復執政に擧げられ岡田大場共に職を復す幕府正生を大城に召し老中板倉周防守(勝靜)命を傳ふ不日一橋卿(徳川中納言慶喜)上京し大坂海防の事を督するに由り正生有志の士數人を引率し之に隨從すべしと三年癸亥正月正生一橋卿に従つて京都に抵り海防及外寇掃攘の事に盡瘁す三月順公大將軍及諸侯伯と同上洛するに及び正生公武の間に奔走し摺紳の家に入し諸藩志士と交誼を結び尊攘の義氣を作振す正生の名自然遠邇に重んぜらる順公朝旨を奉じ東下するに際し正生尙京都に留り順公の弟松平左衛門佐(昭訓)を輔佐し禁闕を警衛し屢一橋卿に伺候す一橋卿鎖港期限即ち五月十日期限の叡旨を奉し東下する時正生又隨行す曩に薩州人の英國人を武州生麥に殺傷せる事あり此に於て英國人幕府を責むる甚しくして賠償金を求め老中小笠原圖書頭之に應せんとするの説あり一橋卿途に聞いて使を馳せ之を止むれ

ども及ばず是勅旨實行に障礙ありたる一事なり正生大に之を憂へ後圖を爲さんとし江戸に至り同憂の士と共に順公及一橋卿を輔佐し幕府の有司を懲慝し力めて勅旨を奉行せしめんことを謀る七月正生藩命を受け常陸沿海を巡り海防を整備す九月調練總司を兼務し藩の南部を巡視せり會ま那珂湊小川潮來三郷校に屯聚して攘夷の説を唱ふものあり其論旨又矯激に渉る正生命を蒙り之を鎮制し尋で小石川邸に勤仕す元治元年甲子二月正生從五位下に叙し伊賀守に任す三月田丸稻之衛門(直允)藤田小四郎(信)竹内百太郎(延秀)等筑波山に據り衆を集めて尊攘の義を唱ふ田丸は總帥藤田竹内等は輔翼薄井督太郎(龍之)は參謀となり兵勢を振ひ野州大平山に移る其行爲過激に涉り法規に觸るゝもの少なからず幕府痛く之を患へ鎮靜を圖るべき趣旨を順公に傳ふ順公之を正生に命す正生旨を奉じ山國及美濃部又五郎(茂定)立原朴二郎(瓚)三人をして其鎮撫の任に當らしむ因て三人五月を以て大平山に行き田丸藤田等に鎮靜すべきことを

説諭す衆之に應せず復筑波山に據り益兵械糧食を募る水戸の佐幕黨市川三左衛門(弘美)佐藤圖書(信近)朝比奈彌太郎(泰尚)等之を聞き以謂らく奇貨居くべしと窺かに幕吏に告げて曰く田丸藤田等は法を破り財を掠むる流賊なり水戸有司の彼を鎮制し得ざるは武田等を初皆氣脈を通じ事を共にするに由る速かに正生等を黜くべし筑波勢を伐つべしと乃ち諸生數百人を率ひ小石川邸に赴き幕吏の威力に頼り順公を擁して執政となり君命を以て正生等數名を黜け閉居を命す就中正生を嫉み順公に迫りて之を死に處せん

とす順公可かず市川等別に策を設け正生を狙撃せん

とす順公或は其行動あるを察し陰かに命を下し正生をして急速北下せしむ爲に正生身體に異狀なく水戸に歸るとを得たり其情況坂場彦介筆記に詳なり曰く

元治元年甲子市川等三大夫書生同行小石川着邸協議の上武田を駒込へ押込め割腹せしめんと内決せし處其翌日御日柄に付一日延引其夜に至り武田歸國之御書有り其際御小納戸吉見宗太郎御使被<sub>レ</sub>仰付

俄に其夜發途歸國に就く三姦(市川佐藤朝比奈)翌日君前に於て怨言を陳述す其時彦介御前に伺候せり逐一三姦の怨言を傍聽せり夫より三姦茫然失望兩三日經過公邊へ激徒追討打合せ書生引連出陣於<sub>二</sub>下妻<sub>一</sub>小戦争有り水戸へ着陣正議家小金屯集筑波勢と合併して水戸に下る夜中川又友三郎より彦介へ密告あり二男魁介切死之覺悟あり容易ならざる形勢密報あり夫より君前出仕模様を申上たり

是の時藩政日に月に亂る家老榊原新左衛門(照煦)烈公の遺誠書を懐にし同志數千人相携へて小石川邸に至り其遺誠の趣旨を以て反正の建言をなせり正生以謂らく國家の危難は幽禁の身に在るも黙居すべきの秋にあらず闔門死を以て國に報いんと乃ち長子彦衛門孫金次郎(蓋)三男跡部小藤太(正輝)四男源五郎(猛)等を拉け將に南上して反正の建議をなし尊攘の義を宣べんとす途に下總の小金驛に抵る次男魁介(正義)も亦江戸より來り從ふ既にして順公榊原等の諫を容れ市川佐藤朝比奈等の職を罷め之を水戸に貶

斥す市川は獨幕兵に從つて攻伐の軍にあり佐藤朝比奈路を日光街道に取り迂廻して北下するの途市川と會合し相共に水戸に入り正生榊原等多衆の士民南上不在の虚に乘じ擅に威力を張り己の意見に異なる士民を捕へ以て政事を專斷す故に一藩の騷擾愈甚し順公之を憂へ支藩宍戸侯(松平大炊頭頼徳)をして藩主に代り水戸に赴き鎮靜を圖らしむ正生之を小金に迎へ從つて北下し八月十日水戸城南吉田村に抵る市川等兵を城外紺屋町に備へ砲を發して之を拒ぐ城中に順公の母あり公子あり撃つべからず宍戸侯避けて那珂湊の養賢閣に據る正生手兵を統轄し湊の西數千歩なる要地の館山に營す幾ばくもなく筑波勢の總帥田丸及輔翼藤田竹内參謀薄井等全軍を引率し來りて湊の鄉村平磯に陣す市川等の兵幕府及諸藩の兵大に來りて攻撃し幕府の若年寄田沼玄蕃頭(意尊)之を總括す正生榊原山國等と軍略を宍戸侯の帷幄に運らし兵士を勵まして防戰擊伐し以て對抗する連句將に敵を破り力を尊攘に致さんとす九月二十六日宍戸侯幕府

に告る事あるを以て湊を去り十月二十三日榑原等又幕軍に就いて状を訴ふ時に正生山國田丸藤田竹内長谷川通之介(守本)井田平三郎(好徳)朝倉源太郎(景行)等と相謂て曰く互相の兵勢一團となり今より行きて上國に赴き闕下に伏し尊攘を圖り大義を伸べんとしたる衷情を訴へ天裁を仰がんと衆議を決し總勢一千餘人を率ゐ一方の圍を破り北常陸の太子村に營し軍議を開く是の時特に總大將及軍師を置く事となり衆に推されて正生は總大將山國は軍師となり田丸と共に全軍を指揮す爰に追撃し來る敵兵を掃蕩し筑波勢の兵制を修正する所あり又左の軍令を發す

- 軍令條
- 一無罪の人民を妄りに手負せ殺害致候事
- 一民家へ立入財産を掠め候事
- 一婦女子を猥りに近け候事
- 一田畑作物を荒し候事
- 一將長の令を不待自己不法の舉動致候事
- 右制禁の條々相犯すに於ては斷頭に行ふ者也

而して兵制の修正は兵を七隊とし軍正を置き他は概ね舊に依る乃ち軍正隊長其人を擧ぐ瀧平主殿(佳幹)栗田源左衛門(好明)は軍正須藤敬之進孝正は天勇隊長根本新平(義信)は地勇隊長小林幸八(秀)は龍勇隊長三橋半六(弘光)は虎勇隊長武田魁介は奇兵隊長井田平三郎は義勇隊長朝倉源太郎は正義隊長なり又其隊伍を第一備乃至第七備の軍旅となし第六備は則ち正生及田丸の陣にして正生之に將とし前驅に尊攘の二字を記したる旗一流を翻し身に陣羽織を纏ひ野袴を着用し腰に金の采幣を帯ひ從者をして鎧櫃を負はしむ田丸之に亞ぎ共に二百五十の兵士を具し斯の隊を本陣と呼ぶ十一月朔軍を行りて西上の途に就く時に檄文を沿道に傳へ軍旅以て西上するも交戰の意あるにあらず唯各地を通過するに止まることを示し下野を經上野に入り各藩の干戈を以て抵抗するものは之を却け十一月十六日下仁田に至る高崎藩の兵防禦に勉む大に戰つて之を敗り信濃に入り又高島松本兩藩の兵を和田嶺に高遠藩の兵を内山嶺に壓倒し十

二月一日美濃の揖斐に至る時に鹿兒島の中村半次郎(後桐野利秋)尋ね來りて曰く吾が藩人固より諸君の衷情を九關に洞達せんことを是勉む諸君宜く速かに中山道の本道を経過し入京あるべしと德憑する頗る切なり然れども既に幕軍の主體江州大津驛に在るを以て正生等之を避け又間道を取り是の月十一日越前新保驛に至る大雪路を埋め糧食給せず衆饑寒に迫り前進自由ならず加之諸藩の大軍三萬餘蟄集して前後を遮り沿道を警戒し一橋卿之が總督たり正生等滯陣し先づ一書を金澤藩の監軍永原甚七郎に送り道路通過の許可を乞ふ肯んせられず更に願書及首末書を作り之を永原に託し一橋總督に呈せんことを謀る永原然諾し幕府の大目附に頼り之を達せんとす竟に却けられ行はれず此に於て永原更に正生等に勸めて曰く歸順を表し以て斯の書状を捧ぐる可ならんと故に之を衆議に付し其決する所に由り歸降の一牘に願書首末書を添へ金澤藩の軍門に提出す永原來つて正生等に面接し懇篤推問するに由り西上の趣旨上達を以

て答ふ永原頗る其意を諒し自身總督の本營に抵り正生等提出せる歸降書及願書首末書を提供す始めて總督の受理する所となり尋で命あり正生等敦賀の本勝寺本妙寺長遠寺に分拘せらる爾後大原卿(重徳)鳥取侯(池田慶徳)岡山侯(池田茂政)濱田侯(松平武聰)喜連川侯(足利繩武)等寛典の處置を請ふことあり(其書面緒言に在り)朝廷之を詮議せらるゝも事行はれず幕府又俄かに田沼を敦賀に遣はし處置せしむ慶應元年乙丑二月四日正生斬刑に處せらる年六十三田沼其首級を水戸に致し市川等之を市街に梟示す後親族故舊其首級を水戸近郷見川村妙雲寺の先塋に歛む身體は共に刑死したる男彦衛門外三百五十名の遺骸と同く敦賀の西松原に合瘞せらる正生辭世の國歌左の如し

討もはた、討るゝもはた、哀れなり、日本心の、  
みたれそめしを、

正生嘗て武家の禮典に通じ旁ら文雅を好む容貌端莊常に名節を重んじ客を愛し士に親み慷慨談論の間頑

儒を興起し義氣を振勵したるもの多く人皆其風采を景慕す屢艱難に處し百折撓まず尊攘の大義を伸べんとして其志終始渝らず市川等の正生を嫉むこと甚だ殘酷を累ね夫人人見氏延子及幼兒桃丸(十歳)金吾(三歳)孫兒三郎(十五歳)金四郎(十三歳)熊五郎(十歳)を獄に下し正生刑せられたる翌月即ち三月二十五日を以て斬刑を加へ之を市街に梟示す男彦衛門の妻藤田氏幾子正生の妾阿久津氏梅女も亦均しく拘囚せられ獄に病んで死す其慘絶情絶實に名状すべからず明治元年正月北陸道鎮撫使仁和寺王及高倉永祐四條隆謨敦賀港に臨み正生等の志操を憐察せられ王より方金一千匹高倉四條より方金二千匹の香花料を給せられ是の歳京都の西本願寺法主正生等の墳墓を堆疊し二年二月十九日大に靈祭を行ふ八年一月地方の有志正生以下三百五十餘名の靈を墳墓前數十歩の地に合祀し松原神社と稱す十一年九月聖駕北巡敦賀港に駐蹕し正生等忠志を懷き禍殃に罹りたるを恤み祭祀料金五百圓を賜ふ十三年五月有志又相謀り社と墓の間

に豊碑を建つ有栖川熾仁親王親から其家額松原神社碑の五字を揮灑し之を賜ふ滋賀縣令籠手田安定碑銘を撰び共に勅して永遠に傳ふ二十二年五月二日朝旨に由り正生靖國神社に合祀せられ廿四年十二月十七日朝延更に正生の舊勳を録し正四位を贈らる有村俊齋(後海江田信義)の實歴史傳大橋清の逸事狀渡井量藏の筆記は正生の性行を知るに足るものあるを以て之を左に摘記す

實歴史傳に曰く  
一安政四年丁巳春某月日俊齋數寄屋茶道を奉じて再び江邸に抵る水府の兩田(戸田藤田)既に逝て復見るべからず殆ど追慕の情に勝へず宛も赤子の恃怙を喪なへるの思あり殊に當日兩田の訓誨を回想して人事の變遷を察するに愈感慨を加ふるものあり兩田の德音彷彿として常に腦裡に來往せりこの際武田耕雲齋(水藩の大夫)礪川の水邸に在り武田翁は水府四田(藤田戸田原田武田)の一として又當時の老賢と稱せり俊齋前年兩田の間に出入するの

日翁は藩地に在て未だ江都に到らざるを以て曾て面會せざりしと雖ども當時既に翁の名聲を兩田に聞き景慕一日に非ず俊齋嘗て藩に就き兩田の逝を聞くや竊に望を翁に屬し一書を翁に寄せしことあり蓋し翁自から起て江都に入り天下の志士を提撕せよと勸告するに在りき是に至り俊齋屢々翁を叩き當世の實務を論ず其始て相見ると翁俊齋に謂て曰く子の令名は余蚤に之を兩田に傳聞せり而して曩者には貴書を辱ふす深謝に耐へざるなり俊齋曰く兩田の世に在すや生常に其指教を仰ぎ幸に志向の定まる所を得たり而して今や則ち兩田を喪へり冀くは今より先生の高教を仰がんと欲す翁慨然として曰く邦家の不幸兩田の逝けるより甚しきはなし而し余が如きは遠く兩田の智徳に及ばず然れども兩田の在ざるを以て自から其志を棄つるが如きは余の採ざる所なり何ぞ兩田の意志に則りて邦家に致さざるべけんや而して今や外に在ては貴藩の西郷吉之助及越藩の橋本左内あり内に在ては則ち

弊藩の茅根伊豫之介あり並に皆余を輔くる者とす彼等の如きは年尙壯なりと雖余は彼等の輔佐を得て大に力あるを覺ふと其主唱する所の國事論は毫も兩田に異なるなし故に略して記せず  
俊齋平日鎌田出雲(薩藩の大夫にして當時江戸邸に在勤す)は忠誠正義の士たるを聞けり一日之を其邸舎に問ふ蓋し俊齋以爲く鎌田其人にして評稱に違はずんは深く當世の務を論せんと俊齋之に説くに先づ自己從來の實歴を以てし之に申ぬるに藤田戸田及武田等の所説を概述す鎌田頗る之を悦ぶ是に於て乎俊齋益論歩を進めて曰く夫れ我が齊彬公は世に天然の明君と稱せられ蚤に天下の諸侯に卒先して上は王朝の式微を挽回し下は百姓の塗炭を救ふべきの利器たり然れども好黯の徒常に君側に依阿して志士をして匿近するを得ざらしむ西郷若くは余が如き者聊か心力を盡すと雖素より眇々の身を以て姦を攘ふの力なし豈痛憤に勝ふべけんや鎌田曰く余も亦夙に君側の姦を識れりと雖云々

の事情甚だ處し難きものありて君公自身に於てずる猶常に之を病めり余輩の力の能く及ぶべきに非ず況や足下等の力に於てをやと天を仰いて浩歎するのみ俊齋更に談欄を轉じて曰く大夫足下（鎌田を指す）願くは一たび武田翁（耕雲齋）に面晤せよ鎌田曰く余の固より希望する所なり足下幸に紹介せよと俊齋乃ち意を翁に致す翁も亦頗る之を悦べり遂に時日を期して水戸邸に密會す翁欣然として鎌田を樓上に延き近侍を遠げて互に胸襟を披き一見恰も舊知の如く談論太た密に入れり漏刻正に酌なるに及び鎌田將に辭せんとするや翁強て之を留めて曰く足下願くは姑く停まれ意者水府の大夫薩藩の大夫と親しく國事を談ずるは恐くは今日を以て始と爲す何等の快事を何等の幸福ぞ然るに方今國歩艱難の時邸舎を以て陣營と稱せり營中素より饗するに物なしと雖豈一杯の祝酒なくして可ならんやと翁手自から酒瓶及蕎麥を樓下より採り來る乃ち一獻一酬賓主互に將來の盛運を祝して別る

渡井量藏筆記に曰く

一日今村信行（當時判事か）を訪ふ今村は信州山吹の家士なり先年武田氏が伊那路脱走の事に談及す今村曰く當時我々は主家より探索を命せられ其場へ出張したり諸浪士の動靜を視察せしに其言ふ所條理も立居り至極穩便にして決して他の亂民の比にあらず只之に抗敵する者丈けは之に對するの進退もありしが然らざれば此方より出て應接すれば浪士は戈を投じて來て慰勸の挨拶等あり自ら道理も分り居りたれば我々は歸て其趣を役人に申聞幕府の嚴命あらば不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>否<sub>レ</sub>らざれば出兵にも及ぶまじと陳じたればまづ其議に決し人數も不<sub>レ</sub>差出<sub>レ</sub>結句潜かに所の村役人等へ申付案内杯爲<sub>レ</sub>致たり駒ヶ嶽を踰へ飯島宿とか云ふ所に休泊し各詩歌等あり就<sub>レ</sub>中耕雲齋が自詠の歌を得たり實に鬼神泣壯烈とも云ふべき概あり  
今村又曰く此事に付先年桐野利秋に池の端の邸に面會せし時桐野が直話を承りたる事あり桐野曰く

武田は兎も角與に事を謀るべき者と思ひ其節筑波を指して往きたれば最早事散じ武田は信州路に出で行軍せりと聞潜かに跡を追て漸く美濃路にて追付たり因て武田に面會し説くに斯くなる上は是非もなし此より共に長州へ投じて事を謀らんと云ひしに武田沈吟良久し然れども一橋公が出て大津の路を扼したりと聞き之を通過せんことの易からざりしと考へたる體にて再三懇懇したれども從はず因て然らば致方なし余は之より別れんか最早此後生ては再會は難かるべきぞと云ひしが遂に彼の如くなりしはいとも氣の毒の事よと語られたりと奇と謂ふべし桐野は夫れより武田と別れ歸路大垣にて同類と認められ捕はれて一室に押籠られたり因<sub>レ</sub>之百方吾は鹿兒島人にて彼黨と無關係なる者のよし辯解し漸く四五日を経て釋されたりと

逸事狀に曰く

武田君、伊賀守正生、水戸藩老也、爲<sub>レ</sub>人英武雄毅、重<sub>レ</sub>忠孝、尚<sub>レ</sub>節義、歷<sub>レ</sub>事烈順二公、寒謬獻替、受<sub>レ</sub>寵

也渥、其報<sub>レ</sub>國丹心、慷慨激昂、天下所<sub>レ</sub>知、而想<sub>レ</sub>望風采<sub>レ</sub>焉、元治元年、姦魁市川三左衛門、率<sub>レ</sub>黨南見<sub>レ</sub>順公、經<sub>レ</sub>告正士、而中外駭愕、邸士多爲<sub>レ</sub>鷹犬<sub>レ</sub>者、會清宿直、公召謂曰、聞姦黨醜<sub>レ</sub>禍而密請益切、頃之復曰、黨人有<sub>レ</sub>堅請<sub>レ</sub>中山備前<sub>レ</sub>者、而不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>聽、斯事重秘、慎勿<sub>レ</sub>出口、清聞<sub>レ</sub>之憂憤不<sub>レ</sub>已、一日召<sub>レ</sub>清歎曰、彼等狡險可<sub>レ</sub>警、戶田忠敬藤田彪若有、則不<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>我有<sub>レ</sub>此憂<sub>レ</sub>歎、今伊賀落將<sub>レ</sub>還、途爲<sub>レ</sub>彼所<sub>レ</sub>狙、從<sub>レ</sub>舟爲<sub>レ</sub>便、然中川水關甚嚴、使<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>言於幕監、則必莫<sub>レ</sub>沮滯、汝速告<sub>レ</sub>伊賀、清對曰、姦徒橫行、道路以<sub>レ</sub>目、臣往則彼知而事必洩、請使<sub>レ</sub>武田魁介<sub>レ</sub>而傳<sub>レ</sub>命公可<sub>レ</sub>之、乃變<sub>レ</sub>服詣<sub>レ</sub>魁介<sub>レ</sub>而復命、雖<sub>レ</sub>近習<sub>レ</sub>靡<sub>レ</sub>與知者、及<sub>レ</sub>魁介告<sub>レ</sub>君、君屹然不<sub>レ</sub>動、待<sub>レ</sub>曉舟<sub>レ</sub>而去、不<sub>レ</sub>亦壯<sub>レ</sub>耶、其冬清奉<sub>レ</sub>命、移<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>相州、夢寐累與<sub>レ</sub>君遇焉、居半年、適聞<sub>レ</sub>君敦賀之難、而慟哭惜<sub>レ</sub>其志不<sub>レ</sub>成、二十四霜、今而君舊知存者獨有<sub>レ</sub>清耳、其神社記曰、明治中興、十一年九月、上北巡駐<sub>レ</sub>驛敦賀、憫<sub>レ</sub>正生等勤<sub>レ</sub>王遭<sub>レ</sub>禍、而旗表賜<sub>レ</sub>祭資五百金、先

是越人請官、榜曰松原神社、嗚呼君碧血不涸實  
榮哀也哉、由是觀之、敦賀埋骨之地、而闔鄉義徒  
之勸獎、亦有<sub>レ</sub>力矣、嗚呼君屈<sub>レ</sub>於生前、而伸<sub>レ</sub>於身  
後、志士仁人、歌頌英風、凜凜猶<sub>レ</sub>生、猶歎盛矣、清  
辱君之知、追慕最切、輒記逸事、而獻<sub>レ</sub>之、以慰<sub>レ</sub>神  
靈、清雖老誓將<sub>レ</sub>拜<sub>レ</sub>廟社、答<sub>レ</sub>舊盟之誠、

野史氏曰、正生君以愛君憂國爲<sub>レ</sub>本、蓋繼烈公遺  
志也、及筑波事敗、將<sub>レ</sub>詣<sub>レ</sub>關下、愬<sub>レ</sub>而北道間關伏  
<sub>レ</sub>刃而終、嗚呼哀哉、聞西土睢陽、至<sub>レ</sub>今過<sub>レ</sub>雙廟、者、  
感慨雪涕不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>去、而爲<sub>レ</sub>巡遠猶<sub>レ</sub>生、願君之忠義壯  
烈、豈讓<sub>レ</sub>二子<sub>レ</sub>哉、故清以松原祠<sub>レ</sub>比<sub>レ</sub>雙忠廟<sub>レ</sub>云、  
明治二十一年四月、

正生嘗て詩歌を嗜み時ありて文人書を描けり今其詩  
歌若干首を左に摘録す

安政二乙卯江戸にのほりけるととき

世の中の、淺間の嶽を、いま見れば、胸に煙の、  
絶ゆるまもなし、  
木かくれて、人にとはれぬ、もみち葉も、散り

てこそしれ、赤きこゝろを、と云へる歌を或る  
人に乞はれてあたへける時、  
薄もみち、あかきこゝろを、とはれては、ちらて  
なかなか、耻かきかな、

元治元甲子十月二十三日、那珂の湊をいててよ  
り奈須の篠原にて、

あられふる、なかの湊を、いて、より、奈須のし  
の原、矢さけひもなし、

題しらす

賤環、數ならねとも、大君の、憂さをはいかて、  
晴らささらめや、

失題

崖山妖血汚乘輿、禮樂衣冠拂地虛、却怪文章經學  
士、不知果是讀何書、

贈從四位武田正勝傳

武田正勝字は子環初名は宗藏後彦衛門と稱す伊賀守  
正生の第一子なり天保四年癸巳五月遊倅より選ばれ  
て公子傳となり十三年壬寅三月小姓に補し俸稟を賜

はる十四年癸卯三月烈公に扈從し江戸磯川邸に至り  
又日光に赴く弘化元年甲辰の夏烈公畫語に中り譚を  
幕府に獲駒籠別墅に屏居す是の歳十月父正生主冤を  
閣老に訴ふるを以て罪せられ二年乙巳九月致仕を命  
せらる因て正勝家督を繼ぐ時に正勝も亦小普請組に  
貶せらる嘉永の末藩治興復するに及び正勝小姓頭取  
となり祿五百石を受く後歩士頭寄合指引小姓頭を歴  
て萬延中書院番頭に進む文久三年癸亥の春正勝順公  
の朝覲するに従ひ京都に至り又従つて東下す性沈毅  
にして俊爽常に父の意を體し尊攘の義を唱へ以て國  
家に報いん事を圖る元治元年甲子の夏佐幕黨市川弘  
美(三左衛門)佐藤信近(圖書)等黨を結んで磯川邸に  
抵り幕吏に頼り順公を擁して政務を専らにし舊章を  
破る水戸に在る執政榊原照煦(新左衛門)及數千の士  
民江戸に至り反正の策を講す正勝も亦父正生と俱に  
南上し藩政回復の策を講し周旋す市川佐藤等貶黜せ  
られ水戸に下るに及んで己の黨與に屬せざる士民を  
逮捕し又は傷害し勢焰を逞うし一藩甚だ亂る穴戸侯

(松平頼徳)順公の意を承け鎮制を旨とし己に南上せ  
る士民二千餘人を率え北下す正勝も亦之に従ふ市川  
等兵を水戸の街南に出して抗拒す爲に穴戸侯那珂湊  
に據り對戦す軍學に長せる山國共昌(兵部)此に在り  
田丸直允(稻之衛門)等の筑波勢も亦湊の隣村平磯に  
至りて兵勢を振ふる是の時幕府及諸藩の兵來り攻撃す  
る日に甚し正勝一隊の長となり峯山を守り屢出でて  
戦闘し敵を卻け功勳を樹てたり十月二十三日父正生  
山國田丸藤田信(小四郎)等と謀り兵を合はせ共に尊  
攘を圖りたる素志を禁闕に訴へ裁を仰がんと衆議を  
決し圍を潰し西上す時に父推されて全軍の總大將と  
なり第一備乃至第七備の軍旅を編するに當り正勝第  
五備の將に擧げられ攘夷の二字を書したる旗一流を  
前驅に翻し奮然軍を行り其沿道に抗拒する諸藩の兵  
を破り迂路を取つて十二月十一日越前神保驛に至る  
道路大雪に梗塞せらるゝのみならず前途に大軍あり  
一橋中納言(徳川慶喜)總督として之を指揮す義攻撃  
すべからざるの議起り其協議の決する所歸降狀及歎

願書首末書を總督に提出するの說に歸着し共に金澤藩の軍門に就き斯の三書を以て西上したる趣旨を總督に訴ふ竟に敦賀に拘禁せられ慶應元年乙丑二月四日正勝幕命を以て斬刑に處せらる年四十四辭世の國歌左の如し

王の緒の、消なはきえよ、武士の、志こそ、跡に残して、

是の時死に處せられたる者三百五十餘人其遺骸は敦賀の西松原に合座せらる正勝の家族皆市川等の逮捕する所となり或は斬せられ或は獄に病歿す獨嫡男蓋(金次郎)敦賀に於て流刑に處せられ生存す明治の初朝旨に由り藩政回復するに方り蓋水戸に歸り家を継ぎ祿を賜はる蓋歿し蓋の叔父正勝の弟猛家を承く八年一月有志正勝等を墓前に祀り松原神社と稱し祠を建つ二十二年五月二日朝旨に由り正勝靖國神社に合祀せられ四十年五月二十七日朝廷更に正勝の奮動を録し從四位を贈らる

贈從四位武田正義傳

武田正義魁介と稱す伊賀守正生の次男なり弘化元年甲辰の夏烈公蜚語の爲譴を幕府に獲駒籠邸に幽せらる正義其冤枉を洗雪せんと欲し屢江戸に往返して周旋す十月父正生南上し主冤を老中水野越前守に懇訴すること頗る激切にして幕吏の忌諱に觸る故に罪を獲て水戸に閉居す後數月烈公の幽屏解けたるも未だ政事に干與するを許されず正義痛憤に堪へず二年乙巳正月吉成一徳(恒次郎)と俱に江戸に赴き一篇の封事を老中阿部正弘(伊勢守)に提出し藩情を具陳し其藩政干與の恩命あらん事を請ふ其書に曰く  
水戸中納言殿去る辰五月中慎隱居被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>國中暗夜の如く罷成申候處去十一月中御慎解被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>兩三日の内一同誠に大悅仕候處御政事へ御携<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候様被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候由奉<sub>レ</sub>承知<sub>二</sub>又々暗夜の如く罷成誠に殘念に奉<sub>レ</sub>存私共父武田彦九郎吉成又衛門去十月必死の覺悟にて出府仕候處委細の事は不<sub>レ</sub>存候得共存念御坐候所へ御吟味にも不<sub>レ</sub>罷成<sub>二</sub>網乗物にて水戸表へ御下に相成物頭へ御預け亂心同

様の御扱に罷成居誠に殘念至極奉<sub>レ</sub>存候何卒愚父共存念の通御呼出御吟味被<sub>レ</sub>下中納言様御政事に御携り相成候様奉<sub>レ</sub>願候君の爲父の爲存詰全く一己の了簡を以罷出申候不敬の罪如何様被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候共本懐に奉<sub>レ</sub>存候此段奉<sub>レ</sub>言上<sub>二</sub>候恐惶謹言

正義此の上書をなしたる爲亦幕譴を得て藩地に護送せられ先手同心頭の部下に監禁せらる時に年僅かに十八尋て自宅禁錮となる嘉永二年己酉の春藩治復興せるに方り赦に遭ふ正義資性豪爽にして氣慨あり武藝に長し尤も無念流の劍術を善くす安政二年乙卯劍術の教師を命せられ礪川邸に祇役し奮勵以て子弟を奨励す尋て命あり別に一家を起し中奥番を拜し俸給を賜はる次男以下にして別に一家を起し俸を賜はり官職に就くものは世以て異數の名譽とす正義又小納戸役に遷り順公の側近に勤仕す常に尊攘に志し父正生と共に力を國事に盡す元治元年甲子の夏佐幕黨市川弘美(三左衛門)朝比奈泰向(彌太郎)等其黨數百人を引率して南上し幕吏の力に藉り順公を擁して執政

となり威柄を顯らし父正生等の執政職を罷め幽屏するのみならず順公に迫り正生を死に處せんとす順公許さず市川黨或は正生を暗殺せんとして其狙ふ所となる正義大に警戒して死を以て父を衛る順公陰かに吉見宗太郎大橋清を以て内意を正義に傳へ其危殆を正生に告げ船路を取り早く北歸することを圖らしむ正義具さに之を報ず其翌日正生水路に由り水戸に下る幾ばくもなく正義も亦左遷せられて大番組となる是の時在水戸の執政榊原照照(新左衛門)等士民數千人と共に南上し藩政回復を謀る父正生既に水戸に在り藩政日に壞れ月に亂るゝを聽き謹慎黙過の時にあらずと思惟し其反正の議を陳せんと南上して總州小金驛に抵る正義直ちに北行して之に赴き従つて力を致すもの數旬市川朝比奈等罷められ水戸に下り又擅に政を執り多數の士民を捕囚し陷害するを以て藩内擾亂す順公の目代宍戸侯南上せる士民を引率し北下して鎮靜せんとす正義等も之に赴く市川等の兵に抗拒せられ那珂湊に陣し之に對戦す會ま筑波勢湊の



北平磯に據り聲援し勢を振ふる幕府諸藩の軍荐りに來り攻む正義父の軍に湊の西館山に従ひ應戰奮闘し屢敵を部田野に破る十月下浣正生山國共昌(兵部)田丸直允(稻之衛門)等と謀り兵を合はせ上京し尊攘を圖りたる衷情を天闕に訴へ裁を仰がんと議を決し圍を潰し西上の途に就く時に正生全軍の總大將に推され正義は奇兵隊長となり第一乃至第七の備を編するに至り正義第四備の將に擧げらる乃ち報國の二字を書したる旗一流を前驅に翻し兵を西に進め途を遮る諸藩の兵と干戈を交え上州下仁田の役高崎藩の兵と戦つて之を却け和田嶺の役小林秀は正兵を用え正義は奇兵を行き高島松本二藩の兵を破り共に功あり漸次路を迂回し十二月十一日越前新保驛に抵る金澤外列藩の兵三萬餘人沿道を警戒し一橋卿(徳川慶喜)之が總督たり爰に決戦を可とするあり歸降を可とするあり多衆の議論百出せしが竟に歸降狀及歎願書首末書を提出するの議に決し其三書成るに及び正義藤田信(小四郎)の二人衆に代り之を携帶して葉原驛金澤藩

軍本營に赴き監軍永原甚七郎に事情を面陳し其紹介を以て斯の三書を總督府に進達す後總督の命を以て敦賀本妙寺に拘囚せらる正義特に金澤藩に請ひ武田家の紋章を付したる社衾及黒八丈の服を受け之を着用し總員の代表として始終謹慎の意を表す慶應元年乙丑二月四日幕命に依り斬刑に處せらる年三十八其遺骸は敦賀の西松原に收む正義死に處せらるに前幕吏が衆を待つ酷薄なることを聞見し口吟して人に示したる一首の歌あり

にははすは、たちよるましを、口惜しや、きたる  
 甲斐なき、梅の花かさ、  
 辭世の國歌左の如し  
 咲初て、風に散りなん、櫻花、散りての後に、知る人は知れ、  
 強ひて吹、あらしの風に、あふ花は、いさきよく  
 ちれ、いさきよくちる、  
 明治の初藩政回復し後を録す因て長子尙(龍介)家を繼ぎ俸を賜はる尙職を警視廳に奉し職務に斃れ祀絶

の八年一月有志松原神社を建て正義等を祀る二十二年五月二日朝旨に由り正義靖國神社へ合祀せられ四十年五月二十七日朝廷更に正義の舊勳を録し從四位を贈らる

因に記すにははすは云々の一首は今に越前の人口に膾炙し往々之を誦吟し毎に幕吏の無情を鳴らすもの多しと云ふ

勤王 水戸烈士傳下編 卷三  
實記

贈正四位山國共昌傳

山國共昌初名鍋吉又喜八郎と稱し後兵部と更め止戈堂と號す水戸藩士彌左衛門共綿の長子なり文化五年戊辰二月家督を承け馬廻組となり祿二百石を食む進物番大番組を歷九年壬申三月小姓となり十三年丙子二月軍用掛手を命せられ文政六年癸未三月小納戸役となり軍用掛を兼ね共昌幼より軍學を講究し其蘊奥を極め大に稱揚せらる烈公封を紹ぐの後共昌目附に進み天保元年庚寅三月召されて江戸磯川邸に抵り時事の諮問を蒙るもの多し共昌時勢の弊習を革め風紀を正すの建議をなせり二年辛卯の冬黨論漸く起り要路に在る會澤安(恒藏)原田成祐(兵介)等の四名擯斥せらる共昌同僚武田正生(彦九郎)後耕雲齋伊賀守)等と相謀り封事を烈公に呈し正義を執り忠邪を辨せ

んことを請ふ三年壬辰八月通事に轉じ軍事を兼務す共昌常に剛直にして上司に忤ふことあり九年戊戌五月貶せられて小普請組となる十一年庚子先手同心頭に班し軍用掛を命せらる是の年烈公藩に就き大に武事を簡練す共昌命を蒙り黽勉事に従ひ水戸神崎に銃砲製作所を設け巨砲及小銃を鑄造し又壘壁を東海岸に築造し兵制を改めて邊防を嚴にす烈公刀を賜ふて之を賞し十三年壬寅十二月祿五十石を増賜せらる弘化元年甲辰五月烈公莖語に中り幕命を以て俄かに致仕し駒込別墅に屏居す時に順公齡十三にして封を承け松平頼胤(讚岐守)松平頼繩(播磨守)等三支藩主後見となり本藩の政事を攝行し執政戸田忠敬(銀次郎後忠大夫)寺社奉行今井惟典(金衛門)側用人藤田彪(虎之介)後誠之進)等貶黜又は禁錮せられ執政の一人

結城朝道(貞壽)幕吏及支藩主の權力に頼り威柄を専らにし共昌等の翼賛し爲したる砲銃製造事業の如きもの多く廢棄せらるゝ所となり一藩紛擾す共昌之を憂憤し主冤を雪ぎ藩政を復せんとして同志と共に相誓ひ力を盡すもの雷ならず二年乙巳三月當時の事狀を筆記せるもの數千言之を長男共惟(喜太郎後淳一郎)次男共辰(虎次郎後出で、山口氏を冒す)に附與す其前提の文左の如し

中納言様御相續已來御政事向御心を被爲レ盡奢侈の弊風御除き音信贈答服制等嚴重御改に罷成弘道館御開文武の道は勿論道藝御勵まし御國中士民の行儀御正し隨て寺院僧侶破戒不如法御除き佛法御引興し武備御引立人馬兵具の備は勿論坐作進退の御操練迄實用専門に被遊士民御撫育富有の御基御開可被遊爲め檢地被仰付候等の御鴻業御取行被遊候に付去々卯年御參府の節出格の御褒賞被爲蒙尙更御勉勵被遊此後漸々御美事の御功驗相顯はれ可申の處叛臣結城寅壽(元執政當時無

役)并奸臣共是に黨し讒訴(讒訴の事風説に候へ共去五月已來御政事に的當す)致し御冤罪を被爲レ蒙御國中義氣有レ之者數十萬人恐懼悲歎怒に不堪片時も安堵無レ之此程に至り(己三月下旬)御國難に至り國家の存亡臣子の死生此時に迫り士たるもの一日も安居可致時に無レ之奸賊の者は子々孫々の仇に有レ之候依レ之奸賊の次第我等程相心得居候者は有レ之間敷候間子たるもの我等情實を致深察勵誠忠志を繼可給の爲申置候

弘化二年乙巳三月

共昌花押

山國喜太郎殿

同 虎次郎殿

叛臣共の意御政體正敷飲食衣服の制嚴重にて學問武藝御勤め行儀作法相嗜候御仕向に有レ之候ては元より人情に不相應然れば氣詰の御政事打破り美服美食謠ひ舞ひ遊樂に衆人を安んせしめ候已前の御政事に相復し衆人の心を攪り譽を俗士婦女に求候意味且は中納言様御政事にては奸

謀逆も難レ被行に付御幼君の御政事に歸し奸黨共の手裏に權を取奉レ欺我儘の働存分可取計一發端にて奸士奸民共を手付流言等を製し讒を構へ忠臣戸田銀次郎(元執政當時公邊々御沙汰にて塾居牢舎にて自然と死に至り候扱也)藤田虎之介(元御側御用人當時戸田同様)を陥入候謀計引て中納言様に及ぼしたるなり可憎事なり既にして巨室松平頼讓(將監)も亦奮起し南上江戸に赴き力を雪冤復政の事に盡すに至り臣民忠君の衷情大に顯はる其奮起せる所以の者は共昌等同志相誓ひ忠愛の爲に盡瘁せる精神能く巨室其他の人を感動したる一斑なり共昌の行動益有司の忌む所となり三年丙午正月會澤及安島信立(帶刀)金子教孝(孫二郎)等八名と俱に職祿を奪はれ水戸仲町の廢舎に禁錮せらる其監禁甚だ嚴酷なるに由り烈公共昌等が鬱悒して疾病に罹らん事を慮り躬親ら滋養の藥及獨按摩の圖を調製し密かに之を給與す共昌感激し圖に倣ひ身を運動し藥を服し自ら養ふと數年後赦され嘉永二年己

西十一月小普請組となり五年壬子十二月馬廻組に遷り六年癸丑六月小納戸役に班し舊に依り軍務を管掌し後祿秩も亦復す是の月米國の使艦來りて互市を求む其聲勢甚だ跳梁なるに方り幕府狼狽措置を失するを以て物議洵々たり七月幕府烈公を起して海防機務に參預せしむ安政の初共昌烈公に召され礪川邸に祇役し戸田藤田(此の時戸田藤田も復職す)等と同く等海の策を諮問せらる共昌心志を盡し其方略を陳述す共昌益軍學を研究し世に重んぜらるゝに由り順公特に兵部の二字を賜ふ因て通稱を改む是に於て兵部の名聲愈高く諸侯及麾下の士共昌を招待し韜略の教を請ふもの日に多きを加ふ又軍學講究所を駿河臺に設くるものあるに及び共昌之に臨んで教授す爲に四方の士來り集り業を受くる者少なからず三年丙辰八月共昌又班を槍奉行に進めらる尋て目附となり軍事を兼務す五年戊午の夏大老井伊直弼(掃部頭)内外の政務を顯らし朝旨に背き六月十九日を以て我が國權を墮せる外交條約を結び單に書面を以て概況を奏問

す皇上震怒其勅旨に違背し條約を訂結せる行爲を責め三家又は大老の一人を召す會々大將軍家定疾あり七月四日薨す大老之を秘し喪を發せず六日拂曉を以て烈公及名古屋侯(徳川慶恕)福井侯(松平慶永)等數侯伯を罪して正議を針制し一も朝旨を奉るとなし八月八日皇上更に修攘の勅諭を幕府及順公に賜ひ特に順公をして之を列藩に廻達し共に大將軍を輔け外寇掃攘の事を計畫せしむ爲に共昌志を得て周旋す大老百方策を施して之を阻格し京都及江戸に於て勅旨を遵奉するものを捕へ大獄を起し以て朝野を抑壓す左礪川邸の有司多くは願盼して曰く先づ幕旨に忤はず事に當り後に處すことあらんと共昌曰く大義決して屈すべからず勅諭廻達を圖らんと意見を異にし黨派を生ず共昌等の一派を激派と稱され他の一派を鎮派と呼び自然軋轢し藩政復振はず共昌之を憂へ銳意奮然として力を勅旨奉行に盡すもの一にして足らず六年己未の十月共昌幕旨に由りて職を罷め水戸に幽屏せらる共昌屏居に在り尙竒かに尊攘の策を講ずる切

なり後櫻田の事あり坂下の變あり幕政漸く革り藩政も亦復す文久二年壬戌の夏共昌目附に復職し兼て軍務を司る時に皇上内外を軫念せられ内政矯正外寇掃攘の勅使東下す共昌大に感奮する所あり一書を一橋卿(徳川慶喜)に呈す其文左の如し

謹て奉言上候烈公様多年尊王攘夷の御誠忠厚く被爲レ在始終御確論御一定の處奸人共よりは御晩年に被爲レ至候ては時勢を御察御斟酌の上一概に攘夷の思召には無レ之且勅諭御返納の儀も御指圖被レ遊候杯と偽辯を飾り奉申上候儀迄先便委曲奉言上愚存の趣乍恐御賢慮を以御亮察被レ遊候御儀と奉存候然る處今般攘夷の事件に付別勅使近日御下向の段奉伺候に就ては實に不容易御場合に被爲レ在候處彼是浮説も指起り候處旁過憂の餘り又々無伏藏奉申上候かしこくも聖天子不世出の御英明に被爲レ在攘夷の叡慮御確定被レ遊公武御合體にて中興の御偉業被レ遊度厚く勅諭も被爲レ在候折柄有名の諸藩も尊攘の力を盡し候様罷成

於公邊は別て叡慮を御遵奉被レ遊賢才を御擧げ奸臣を御退げに罷成非常の御改革御維新の政誠に以無此上御昭代と難有奉存候處東西路程御隔絶故逐一御眞情も御通貫に相成兼候御釣合も被爲レ在候半且諸藩過激の論よりは公邊にて御猶豫被レ遊候儀も被爲レ在候杯と奉議候もの無レ之と難申自然奉達叡聞一程も難計存候へば此度勅使御下向前に越前老侯へ御熟談の上攘夷の御廟議御決着に罷成奉安宸襟候様奉祈念候越前侯に於ては流石御英賢に有レ之烈公様の御遺志をも専ら御繼述の儀と奉存候間是非御相談被レ遊天朝公邊の御爲には御進退を御一所に被レ遊縦令奉離間候もの御坐候とも毛頭御疑惑不レ被爲レ在愈御親睦被レ遊候様奉懇祈候將又御旗下忠志の説並諸藩正家の論を得と御照應御採擇被レ遊決て一方に御拘泥無レ之勅諭の趣御遵奉被レ遊斷然諸疊を御制取に罷成諸大名も奉敬服御指揮を受候様御運計の程奉渴望候抑攘夷の御廟算御決着の上には備

邊の策施設の方種々被爲レ在候半此儀に付ても縷々陳情仕度事に御坐候得共指當り勅使御下向の御廟議に寄り實に神州の御興廢にも拘り候御大事に被爲レ在候弊藩有志の者一同日夜痛心罷在候に付前文の愚存のみ不取敢奉申上候  
三年癸亥の春順公大將軍に従ひ京都に朝覲す共昌以謂らく尊攘の策を發揚するは此の時に在りと奮躍して之に扈從す共昌齡七十一なるも身尙矍鑠として毫も衰憊の態なく議論卓發其力を國事に盡すは強壯者に譲らず順公鎖港の朝旨を奉じ東下するの後銀慶一柄を賜ふて其勞を慰す元治元年甲子四月田丸直允(稻之衛門)藤田信(小四郎)竹内延秀(百太郎)等數百人野州大平山に屯集し田丸は總帥藤田竹内等は輔翼の任に當り兵械糧食を募り以て攘夷の先鋒たらんとを聲言す其行爲過激に涉り幕府の忌諱に觸るもの甚だ多し幕府之を患へ順公に命するに鎮制を以てす是に由り共昌美濃部茂定(又五郎)立原瓊(朴二郎)と  
同く命を蒙り之が鎮制の任に當る五月十六日共昌美

濃部立原の三人行いて田丸等に面接し切に其行爲の制度に觸るゝ所を告げ諭すに靜謐を守るべきを以て田丸等従はず益聲勢を張るの情況なり此の月下旬再び命を蒙り共昌美濃部と同く大平山に赴き前議を敷衍し説諭す田丸等遂に肯んせず共昌等止むを得ず使命を全うせずして去り南上の途に就く共昌獨慮る所あり駕を反し又田丸に面して曰く卿等吾が齎す所の使命に従はざるは甚だ遺憾なり然れども卿等報國就義の精神に至つては牢乎として動かすべからず強ひて抑制し得ざるものあり今卿等の爲に謀るに此の地地の利を缺き事を舉るに便ならず宜く早く兵を載めて筑波山に移り鎮靜以て時機を俟つべし今日天下の大事は尊攘に在り予も亦坐して牖下に死すべき者に非ず或は事を共にするの期無きにしもあらずと暗に進止の方略を指授して別る田丸等其言に従つて筑波山に據る人之を筑波勢と呼び其勢威愈張る幾ばくもなく共昌鎮制の任勢を克せざる故を以て職を奪はれ且水戸に貶斥となり家に屏居す七月に至り佐幕黨

市川弘美(三左衛門)佐藤信近(圖書)等徒黨を結んで威力を水戸に振ひ勤王黨を捕縛し以て政務を私す爲に一藩大に亂る順公之を憂へ支藩水戸侯(松平頼徳)をして己に代り北下し之を鎮制せしむ時に江戸に在りたる水戸藩家老榊原照照(新左衛門)等二千餘人之に扈從し八月十日將に水戸城に入らんとす市川等兵を以て之を城外に抗拒す城に順公の母及公子の在るあり銃砲以て撃つべからず因て一行避けて那珂湊資雲閣に據り遂に干戈を交ゆるに至り危難甚だ迫る共昌以爲らく身幽塾に在りと雖此の如きの危難を坐視するに忍びずと蹶然家を脱して湊に赴く武田既に此に在り榊原と共に水戸侯を護り從軍す共昌も亦侯の命を蒙り軍機に參畫し籌策を帷幄に運らし敵に對抗す會ま田丸總帥藤田輔翼等筑波勢全軍を率ゐ湊の隣村平磯に來り應援す共昌曰く余曩時大平山に赴くの日田丸藤田等に對し天下の大事は尊攘に外ならず或は意氣相投じ事を與にするの期あらんことを告げたり今彼等此に來る宜く共に事を處し群力を宣へ内姦

を差除し以て尊攘の策を發揮すべきの秋なりと乃ち互に意見を通じ謀議するもの尠なからず忽にして幕府諸藩の兵大に至り攻圍甚だ迫る共昌平生研磨したる戦術を實地に施し正奇の兵を以て敵を撃破し又壓倒し屢功勳を樹つ一軍頼つて以て其指揮を聽く九月下浣水戸侯幕府に告ぐる所あらんとして湊を去り榊原等も亦十月二十三日を以て幕軍に投ず是に於て共昌武田田丸藤田竹内長谷川守本(通之介)朝倉景行(源太郎)等と與に俱に京都に抵り闕下に伏し衆が尊攘を圖り大義を伸べんとしたる衷情を訴へ天裁を仰がんと衆議を決し此の日一團の軍北方の圍を潰し西北十數里の大小子村に至り宿營す是の時衆に推されて武田之が總大將となり田丸放の如く之が總帥の任に居り共昌之が軍帥となり相議し以て筑波勢の兵制に修正を加へ軍正を置き兵を分つて七隊となし一軍を統理せり而して軍令を發する如き軍事に關する重要なものは概ね共昌の提出に係り之を執行するを常とす第一備乃至第七備の軍旅を編するに方り共昌第二

備に將とし魁の一字を書したる旗一流を前驅に瓢し十一月朔日を以て全軍を西に進め途次軍畧戦術を將士に示し兩毛信美に出て沿道の兵を却け迂路を取り遠く險難を冒して十二月十一日越前新保驛に達す時に大雪道路を歴し糧食繼かず輒ち前進すべからず一橋卿總督として諸藩の兵三萬餘人を率ゐ沿道に警備しあり現に金澤藩の監軍永原甚七郎來り我に勧誘するに降伏を以てす時に説あり曰く長州萩藩の志士は共昌等幕軍を潰し以て若狹丹後を經石見に出で長門に來り共に宿志を遂げんことを望むと故を以て諸士の意見降伏決戦二派に分れ議論沸騰す共昌降伏を非とし決戦を是とし揚言して曰く此より間道を經山陰道に入り長州に達し萩人と力を協はせ以て尊攘の宿望を伸ぶべし今幕軍に降れば素志決して貫かずして吾人の身體徒らに暴吏の刀に齧ぬるに過ぎざるのみなりと意氣軒昂老いて益盛なり然れども總督に抗抵す可からざるの論起り其同意者多數にして遂に歸降の事に決し尊攘の志望及西上の情狀を總督に上陳す

幾ばくもなく共昌武田田丸等の多衆と等しく敦賀の本勝寺に分拘せらる大原卿(前左衛門督重徳)鳥取侯其他の侯伯共昌等を救はんとして力を盡すもの多かりしが幕吏の防遏する所となり事行はれず幕府俄かに若年寄田沼意尊(玄蕃頭)を遣はして共昌等を處置せしむ慶應元年乙丑二月四日共昌幕命を以て斬刑に處せらる年七十三幕吏其首級を水戸に送り市川等之を市街に梟示す後親族故舊之を水戸神應寺に歛む遺體は同時刑死者と共に敦賀の西松原に合瘞す其辭世の國歌及俳句左の如し

敷島の、大和心を、盡しても、仇となる世を、いかにしとまし、

行くさきは、冥士の鬼と、一勝負、

共昌資性豪邁識量人に超え其懷抱する所多く世と背馳し之を平時に行ふこと能はず危難に處するに及んで纔かに之を實地に用ふる事を得たり有村俊齋(後海江田信義)の著はしたる實歴史傳に「山國翁年紀殆ど六十其勇健饗饌たる顧阿尙用ふべきを示すの風あ

り其國事談に至ては三田(戸田藤田武田)の論する所と異なるなし」とあり芳野金陵撰ぶ所の碑文に「天挺忠武、識度過人、最精韜略、予恒惜先生之才學不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>之所<sub>一</sub>用、而徒用<sub>二</sub>之所<sub>一</sub>不欲用、」とあり此二書に述ぶる所の如きは洵に共昌の性行に適せりと謂ふべし明治の初藩政回復し其後を録す家子共惟刑死したるに由り次男山口共辰の次子共徳嗣となり家を繼ぎ祿を賜はる八年一月有志共昌等を松原神社に祀り又靈祭を行ひ貞珉を建て事蹟を表彰す二十二年五月二日朝旨に由り共昌靖國神社に合祀せられ二十四年十二月十七日朝廷更に共昌の舊勳を録し正四位を贈らる

因に記す本傳及安島信立其他諸士の傳に大將軍(徳川家定)薨去の日を安政五年七月四日と記載したるに此の薨去の日には曾て異議あり七月六日なりと云ひ或は其以外の日に薨せりと云ふものあれども勝野正道(當時は幕人)の書面に將軍家(家定)六月(安政五年)初より脚氣水腫にて七月二

日御大禮後俄かに差込人事を辨せず不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>大病とあり他の書冊に七月二日夜將軍俄かに病起り三日病勢ますます劇しきを以て諸侯の侍醫を召集すとあり死事録序文其他の書に七月四日大將軍薨去を明記しあり又七月三日幕府の奥醫師を命せられたる脚氣醫遠田長庵の診断書即ち其日の診断書には恐入り候御容態(井伊大老實傳)とあり正に其の絶脈を表しあり恐入り候御容態とは則ち陽はに其絶息を云はず婉曲に其絶命を記したるものなり従前舊幕府時代にありては士林以上に病歿者ある時喪を秘せざる者も先づ大病と稱して一日若くは數日を経る間に親戚故舊が家事を謀り又何日「ヒロメ」が可なる乎と云ふ如き協議をなしたる末に其死亡を發表せるもの往々あり臣民の君侯長逝に對しては恐入候事なり恐入り候事なりと互に相唱へ表面には御大病と稱し置き重要な職にあるものが後事を經紀し其逝去を發表するもの却て多かりし現に碑碣を見れば某日薨又は歿と明記あるに反し

其實は前數日の物故なるもの少なからず諸侯にあり士林にあれ其死亡の日は家々の隨意に定むるものと云ふても浮言にあらざるものなれば後年に至り前數十年に溯りて其死亡の日時を確然と推定するは謬なしと云ひ難きなり井伊大老の御役中手留と題したる書には大將軍死亡の日を七月六日夕刻の如くに記し四日の病間に諸老を寢室に招き尾水越三家の處分を議せりとありて六日の拂曉(諸書に五日とあるも三家の筆記によるに六日の拂曉が事實なり畢竟朝卯刻今の午前六時前は前日となせる慣習なるを以て五日としたるなるべし)烈公及諸侯伯を罪したるは大將軍の意見に出でたる如くに登載しあるも大老自身が伊達宗城(遠江守)に談示せる實録即ち伊達公物語(二十四年國會新聞登載にして大老辯護者の是認せるもの)に依るに國家の大事は一切汝(井伊を指す)に任すと云へる大將軍の依頼を受け身を以て國に盡せる事を明言しあり加之大將軍が生來の多病にて大事を處斷する

能力に乏しく虚位を有しありたる事は世の認むる所ならずや故を以て大老が政事の權柄を己に收獲し何事も意の儘に處理斷行したるは彼が明言の通りなり真相此の如く大事を擔任するに似もやらす彼は責任を迫るゝ人にて其一二の例を擧げんに安政條約（是は勢に迫り五年六月十九日結びたる屈辱的條約なれば明治昭代に於て之が挽回反正を要し朝野其改正に盡瘁せるもの當ならず廿七年に至り始めて解決する事を得）は彼が老中及海防掛に指命して結びたるに關せず間部老中をして奏上せしめたる文に依れば六月十九日掃部頭病氣にて登城不仕其隙を窺ひ堀田備中守松平伊賀守より海防掛井上信濃守岩瀬肥後守へ申附調印爲致候云々とあり又烈公及諸侯伯を罪せるは前述の通彼が意の儘に處置したるに是も大將軍の爲したる如く手記しあり彼と云ひ是と云ひ責任を迫るゝにあらすして何ぞ然るに大老を辯護するものは安政條約を以て大老が宇内の大勢を洞觀しなしたるなりと

誇稱し能力乏しき大將軍にせよ之を上を戴き結びたる條約なるに臣として功を君に歸する如き事は聊も之を稱呼せず烈公及諸侯伯に對する處置に於ては大老の行ひたる事を現はさず大將軍の爲したるものと聲言し臣として責を能力乏しき君に歸する次第にて辨護者の説も亦矛盾するにあらずや要するに勅旨に背き屈辱的安政條約を結びたるも井伊大老無辜の諸侯伯を羅織したるも亦井伊大老なることは其真相火を賭るより明かなれば誰か大將軍に其責任ありとせんや然らば則ち大將軍薨去の日は七月四日にあるも六日にあるも其他の日にあるも豈肯て深く追窮するを須るんや

贈從四位山國共惟傳

山國共惟喜太郎と稱し後淳一郎と改む兵部共昌の長子なり幼より文學武術を好み最も佐分利流槍術に長ず天保九年戊戌五月床机隊戦士を命せられ烈公弘道館を建つるに當り共惟槍術の指南添役に擧げられ子弟を獎勵す安政元年甲寅二月共惟遊倅にして馬廻組

となり廣間詰を歴小納戸役となる文久三年癸亥の春順公に従ひ京都に抵り力を尊攘に致すこと多し尋て小性頭取に進む順公東下の後尙京都に駐り順公の弟孝順公子（松平左衛門佐昭訓）に扈從し周旋す公子卒するに及び元治元年甲子の秋共惟公子傳と共に其靈牌を護り東下し江戸に達す會ま佐幕黨市川弘美（三左衛門）朝比奈泰尙（彌太郎）等勢焰を水戸に逞うし政事を私するを以て藩内騷擾す因て宍戸侯（松平頼徳）順公に代り之が鎮制を旨とし多衆を率え北下す共惟等之に尾して水戸城に入らんとす市川等兵を出して抗拒す侯城に砲撃する事を避け那珂湊に據る共惟等又之に赴く市川等の兵來り于戈相交ゆに至る共惟侯の命を蒙り少壯の隊伍を指揮し市川等に對抗す時に父共昌水戸を去りて湊に來り武田正生（伊賀守）等と共に侯を護る幾ばくもなく田丸直允（稻之衛門）等の筑波勢湊の隣村平磯に營し聲援す此に於て幕府及諸藩の軍來り攻む共惟等之に應戰するもの數旬十月共惟父及武田丸等と同く尊攘を圖りたる衷情を

天關に訴へ裁を仰がんと議を決し圍を衝き西上せんと迂路を取りて十二月十一日越前新保驛に至る大兵道を進り一橋卿（徳川慶喜）之が總督たり爰に共惟等金澤藩の軍門に就き西上の趣旨を總督に上陳す遂に敦賀に拘禁せられ慶應元年乙丑二月四日共惟幕命を以て斬刑に處せらる年五十二辭世の國歌左の如し  
たとへ身は、敦賀の野邊に、埋むとも、再度國に、歸らさらめや、

其遺骸は敦賀の西松原に收む共惟嘗て文筆あり一橋總督に上陳する願書首末書の如きは藤田信（小四郎）等と共に稿を起し作成したるなり又嘗て國難始末載録に筆を下して稿未だ成らず因はるに及んで補修成る故に之を金澤藩の監軍永原甚七郎に贈らんとし便を得ず死に臨み之を一僧に託す後に永原之を收領し附するに同志の日記數篇を以てし旭櫻雜誌と名け世に傳ふ明治八年一月有志共惟等を祀り松原神社と稱す二十二年五月二日朝旨に由り共惟靖國神社に合祀せられ四十年五月二十七日朝廷更に共惟の舊勳を

録し從四位を贈らる

贈從四位田丸直允傳

田丸直允初名丑次郎後稻之衛門と稱す山國彌左衛門共綿の二子にして山國兵部共昌の弟なり水戸藩士田丸稻之衛門直諒(後一齋)の養子となる田丸氏は伊勢田丸城主三位中將具忠より出づ具忠の子中務大輔具直蒲生氏郷に頼りて奥州二本松城に移り後流落す其四世の孫小右衛門直次水戸に寓し孫直行始めて水戸候に仕へ子孫相承けたるなり天保六年乙未閏九月直允遊倅にして馬廻組に補す烈公田畝を丈量し經界を正すに當り十年己亥九月繩奉行を兼務し能く其職を盡せり後進物番組を歴大番組となる十三年壬寅十二月烈公親書及白銀を賜ひ以て檢田の勞を賞す十四年癸卯十二月養父致仕す因て直允家督を繼ぎ祿二百石を受く弘化二年乙巳十二月使役となり嘉永二年己酉十二月書院番組頭に進む安政五年戊午の夏大老井伊直弼(掃部頭)幕政を擅にし勅旨に反して我が國威を墮せる外交條約を結び之を非難するものを嫉み烈公

及諸侯伯を罪し以て正議を鉗制す八月朝廷修攘の勅諭を幕府及順公に賜ふ大老之を奉せざるのみならず百方策を設けて之を抑遏し勅旨發揚を圖るものは諸大夫士庶を問はず之を逮捕し大獄を起せり直允憤慨し同志と俱に江戸礪川邸に至り勅旨の奉行主冤の洗雪に身を致し周旋す直允嘗て兵制の速成兵械の改造及蝦夷地防備のことを謀り此に至り益力を竭すこと周到なり六年己未二月直允擢んでられて目附となる是の時に當り大老益威柄を逞うし四月に至り勤王志士の逮捕を續行し天下の正議を勦絶せんとす現に水戸藩の安島信立(帶刀)福井藩の橋本綱紀(左内)其他數十名の志士收縛せらる水戸の士民激昂して止まず五月争うて江戸に抵り奉勅雪冤の事を要請し又總の小金驛に在つて聲援する者併せて數千名なり會ま命ありて直允南上の士民鎮撫の任に當る直允先づ條陳するに有司自ら奉勅雪冤を圖り之を擔任するにあらずんば士民焉んぞ懷服することあらんやの意を以てし行いて力を鎮制に盡す頗る効あり十二月幕府參政を

礪川邸に遣はし令して曰く順公に賜はりたる勅諭を幕府に返納すべしと順公之を有司に諮る有司多くは幕吏に抗抵せざるを可とし其命に従はんとす直允大義に依り之を論駁し勅諭を幕府に返納するの甚だ非なることを痛言す言容れられず萬延元年庚申の春使番に貶せられ水戸に下る二月二十四日齋藤叢(留次郎)の諫死するあり三月三日櫻田の擧あり返勅の議止み直允の志達したり文久三年癸亥の春幕政漸く改り大將軍(家茂)諸侯伯を率え京都に上り鎖港の勅を奉ず時に直允順公に従つて上京し滯留する數旬屢壬生基修其他の公卿に面し尊攘の大義を伸張せんと建策せり直允又順公の東歸に従ひ江戸に於て心力を鎖港の事に致す尋て先手同心頭となり町奉行に進み水戸に下り市政を釐正して苞直を嚴禁し處理皆當を得爲に清廉を以て稱せらる直允常に時事を慨歎して曰く大將軍及吾が君侯曩に修攘の詔を蒙り又上洛して天顏に咫尺し鎖港の勅を奉するも依違遷延數月に亘りて未だ其効を奏する事能はざるなり苟くも臣子た

るもの豈痛歎に堪へんや今因循以て時日を過さんよりは寧ろ大義を首唱して人心を激勵し修攘の先鞭を着け以て勅旨を奉するに如かず成敗利鈍は顧みるに遑あらざるなりと其意志自然藤田信(小四郎)等の意見と投合す直允嘗て大に天下に爲す所あらんと欲し長州の桂小五郎(後木戸孝允)因州の八木良藏(後北垣國道)千葉一胤(重太郎)等に通じ東西相應じて兵を擧ぐるの企圖をなせり元治元年甲子三月直允藤田及竹内延秀(百太郎)齋藤俊(佐次衛門)岩谷信成(敬一郎)薄井龍之(督太郎)山田一郎中山安太郎小林秀(幸八)根本義信(新平)三橋弘光(半六)須藤孝正(敬之進)戸牧有格(行藏)等多數人士の料合を圖り意志を示して會見を要し直允先づ町奉行の官職及秩祿を抛ち奮然として常陸の府中(後石岡)に赴く其家を去るに臨み男亮(壽之介)を誡め左の一書を遺す  
忠孝之道不可忘、文武之業不可懈、  
是の時府中に會合するもの六十三人直允衆に推され  
て總帥となり藤田齋藤其輔佐の事を行ふ直允衆を引



率して常州筑波山に登り護持院に營し竹攘の義を唱へ兵を起す實に此の月二十七日なり衆の意見に由り烈公を祀り其靈牌を奉じ事を處す爰に改めて藤田及竹内岩谷を輔翼に薄井を參謀に擧ぐ飯田利貞(軍藏)大和田外記横田藤四郎大久保七郎兵衛等を首とし西より南より來り應ずるもの日に多し衆相謂て曰く日光山に移り神廟を擁し幕府及鳥取侯(池田慶徳)岡山侯(池田茂政)に建言し請ふ所あらんと其要旨は則ち幕府に於て直ちに攘夷の命令を宣布し我が衆を以て之が先鋒に任ずると同時に其事由を奏聞し勅允を仰がんことを求むるに在り議是に於て決す乃ち兵制を設け神衛奇兵天勇地勇龍勇虎勇の六隊を編制して各隊長を選び須藤を天勇隊根本を地勇隊服部熊五郎を龍勇隊三橋を虎勇隊田中愿藏を奇兵隊の長に充て飯田を奇兵隊の副長となし神衛隊長は藤田をして之を兼掌せしむ又臨時に遊軍隊を設け織田熊太郎之を指揮するものとし戸田彈正を訓練奉行に栗田好明(源左衛門)を旗奉行に畑以義(彌平)川俣茂七郎内藤文

七郎三名を監察に山田を會計總轄に撰任し齋藤も亦輔翼の事務に當る四月二日一軍烈公の靈牌を奉じて筑波を發し行伍嚴整野州に入り宇都宮を經今市に達す此の驛に於て檄文(緒言に在り)を四方に傳へ兵を募り鳥取岡山兩侯及閣老板倉勝靜(周防守)に建議書(建議書も緒言に在り)を發送す其書は即ち筑波にて議決せる唱義擧兵の趣旨を詳述して餘力を遺さず書中の文に日光山に相會し云々山内に慎居云々又は待罪日光山の廟前云々の語あるは現に日光に至りたるものと假定し書面を發したるなり岡山侯は之に副書して朝廷に内奏し鳥取侯は之に副書し幕府に建言せりと云ふ既にして幕府近傍の諸藩に令し兵を以て日光山を警備し直允等一行の之に入るを許さず因て直允等俄かに議を變じ單に日光廟拜禮をなして兵を回し下野大平山に據る四方の人士激に應じて集るもの忽ちにして數百人聲勢日に月に振ひ兵械糧食稍備はる五月十六日美濃部茂定又五郎山國(共昌)立原瓚(朴二郎)の三人順公の使節として來り幕命及藩命

を齎し諭すに直允等の動作法規に觸る宜く之を慎み鎮靜すべきを以てす直允曰く目下天下尊攘の論あるも皆時勢を觀望し挺身奮起するものなし吾等之が先鞭を着け義氣を作勵せんと志を決し一死報國の精神は衆相共に誓へり今や素志を達せずして空く靜謐に了るべからずと美濃部等使命を全うせずして南行し越えて二十三日美濃部山國再び來り又前説を以て鎮靜を諭す直允等も亦前議を執り之に應せず美濃部等強ひ得ずして去る獨山國歩を反し陰かに直允に告げて曰く余等使命を全うせざるは遺憾に堪へず然どれも卿等報國就義の精神は抑制すべからざるものありて止むを得ざるなり今一步を譲りて卿等の爲に謀るに此の山は地の利を缺き事を起すに便ならず宜く再び筑波に移り鎮靜機を待つべしと勸むると切なり直允輔翼參謀隊長等と謀り總軍を收め旗幟齊然復筑波山に移り護持院に營す兵士益増加し西岡邦之助昌木晴雄等も亦足利方面結城方面の兵四百餘を率え來り應ず直允之を上州隊と稱し西岡を以て其隊長となせ

り又田中は暴戾の行爲甚だ多きに由り擯斥して之を除名し飯田をして奇兵隊長たらしむ而して服部の隊長を罷め諸職は隨時互に通掌するものとせり時に兵士一千數百となり軍資糧秣も亦充實して軍容頗る熾なり世之を筑波勢と呼び其聲威に畏懼するもの亦少なからず幕府甚だ之を患ふ水戸佐幕黨の巨魁市川弘美(三左衛門)佐藤信近(圖書)朝比奈泰尙(彌太郎)等嘗て事變を窺ふ久し直允等の起るを見奇貨居くべしとなし筑波勢を呼ぶに流賊を以てし幕吏に告げて曰く流賊宜く討つべしと幕府之を領き命を發し大目付藤澤志摩守使番小出順之助永見貞之丞及歩兵頭歩兵指圖役等をして歩兵砲兵槍劍隊三千餘人を率ゐる之を撃たしむ爲に近傍諸藩の兵を併せ來り迫り前軍小貝川の東岸高道祖に至る市川等手下の兵二百五十を以て其軍に従ふ直允既に軍議を開き軍令を發せり

軍令條

一陣中猥に噪しき事不依何事兩三人打寄密談の事

- 一 猥に外人の出入を許す事飯食の順序を亂るゝ事
- 一 屯營中深く酒を不<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>乍<sub>レ</sub>併<sub>レ</sub>高聲喧嘩に及ぶ事
- 一 私に陣營を出る事敵味方の強弱を猥に論ずる事
- 一 等を超し事を論ずる事
- 一 其職にあらずして人の非を揚る事
- 一 他營の人へ無斷書通の事浮説を以て人心を惑はす事
- 一 故郷の談話に及ぶ事首級を争ひ功を貪る事
- 一 民家に放火し貨財婦女を侵掠する事妨<sub>レ</sub>民事<sub>一</sub>事
- 一 猥に隊伍を離るゝ事不<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>將令<sub>一</sub>拔<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>の事
- 一 攻守の令既に定る上私に是非利害を論じ人心を惑はす事
- 一 逢<sub>レ</sub>雨の節不<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>將令<sub>一</sub>猥に雨具を取出す事
- 一 鐘鼓員の合圖行軍臨時の進止約束違亂の事
- 一 臨戰の事噪し金鼓旌旗の令を不<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>事
- 右の條々於<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>處<sub>一</sub>嚴科<sub>一</sub>もの也條目所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>舉<sub>レ</sub>ものも推<sub>レ</sub>類軍正獨斷可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>處置<sub>一</sub>もの也

等七月七日を以て兵を出だし高道祖洞下の間に戦端を開く忽ちにして幕軍下妻に退き其本陣を多寶院に營す藤田竹内飯田三橋根本須藤等夜襲の策を立て兵を發し九日天未だ明けざるに際し急撃以て大軍を下妻に破り敵軍敗走し去る市川等敗兵を收め水戸に歸りて勢焰を張り己に黨せざる者七十餘人を縛擒し或は之を傷害し蹂躪する甚しく一藩大に亂る此の月二十五日直允岩谷戸牧等をして市川等を水戸に撃たしむ藤柄町に戰つて利あらず八月順公支藩宍戸侯(松平頼徳)に命じ行いて市川等を鎮制せしむ先きに南上せる家老榊原照照(新左衛門)外二千餘人の人士之に扈從し水戸城に赴く所謂大發勢是なり武田正生(伊賀守)一族を拉けて之を護衛す市川等益威焰を張り壘を紺屋町に築き兵を城外に出し抗拒す宍戸侯城に順公の母及弟等在すを慮り銃撃する事を憚り之を避けて那珂湊に至る湊にも亦市川黨の兵備あり入る可からず磯濱に營し攻伐を謀る直允諸隊長と相謂て曰く先づ水戸の内姦即ち市川黨を驅除し而して尊攘

の大義を天下に伸べんと衆の意見多く此に歸着す直允直ちに援兵を發す藤田飯田等之を率え大發勢の隊長と力を戮はせ湊の壘壁を破り宍戸侯をして湊の姦密閣に據らしむ山國も亦之に赴き軍器を輔く直允筑波勢全軍を湊の隣村平磯に移し本陣を湊の牛窪に設け軍事を總轄し大發勢に應援す會<sub>レ</sub>直允等<sub>一</sub>と同く内姦姦除に力を盡すは素志に戻ると云ひ湊に來らず進退を異にするものあり西岡川侯昌木伊藤益荒等即ち是なり而して幕府諸藩の兵又大に至り攻撃する連句直允將士を督し籌策を授け頼田、田彦、村松部田野(皆那珂郡)に戰鬪する大小十數合毎戰能く勝を制せり九月二十六日宍戸侯湊を去つて南行し十月二十三日榊原等幕府の軍門に投歸す時に直允武田山國藤田竹内等と謀り吾が筑波勢及武田山國長谷川守本(通之介)井田好徳(平三郎)朝倉景行(源太郎)村島正義(萬次郎)等一團となり衆相共に西上し天關に伏し尊攘を圖り大義を唱へたる衷情を訴へ天裁を仰がんと議を決し乃ち一千餘人の一軍を率え此の日の曉に乘じ

一方の圍を潰し行いて常北の太子村に營する數日軍議を開き總帥の外總大將軍師を置き武田を總大將に山國を軍師に推し輔翼參謀與に相謀り一軍を指揮す爰に從前の兵制を改正し天地龍虎奇兵及義勇正義の七隊となし軍正を置き三橋根本須藤は故の如く隊長の任に當り武田正義(魁介)を奇兵隊長に小林を龍勇隊長に瀧平及栗田を軍正に選任し義勇隊は井田正義隊は朝倉をして指揮せしむるものとす而して又全軍を第一備乃至第七備とし第六備は總大將總帥の陣にして之を本陣と唱へ二百五十兵を具す是の時直允氏名を田丸左京と稱し其馬標は金色の瓢を付したる猥々緋二段色連なり全軍十一月朔を以て西上の途に就き常陸を過ぎ下野に入り黒羽藩の兵と戦ひ之を掃攘し進んで芦野の藩兵を却け鹿沼を経て上野太田に至り駐まること兩日新田の人金井梧樓(之恭)の嚮導に依り利根川の渡口平塚を渡り岡部藩の兵を却け本庄を經下仁田に次る翌日の朝高崎藩の兵來り襲ふ三橋小林井田朝倉等の諸隊長之に當り擊破し斬獲甚だ多

し又翌日内山峠に至る敵あり高遠藩の兵なり撃ちて之を潰し峠を踰越す適ま直允一首の國歌を詠す

思ひきや、心にもなき、旅路より、筑波の峯の、月を見んとは

直允等進んで和田嶺に登らんとす既に高島松本兩藩の兵備あり又戦つて之を破り其北くるを追逐し下諏訪に至りて次る是に於て議して道を伊那に取り清内路嶺を越え美濃谷汲の間道に出で迂路を取り上京せんと險路峻山を経過し十二月十一日越前神保驛に至る大雪路に堆く馬痛み兵疲れ前進に妨げあるのみならず一橋卿(徳川慶喜)諸藩の兵三萬餘を率ゐて沿道を警戒し之が總督たり是の時説あり曰く長州人直允等の一軍若州雲州石州を通過し長門に至るを待ち共に大に爲す事あるべしと又金澤藩の監軍來り切に降伏を勸む一軍之が爲決戦歸降の二論に分る遂に總督に抗抵すべからざるの論多きを占め歸降狀歎願書首末書を提出する事となり衆と共に金澤藩の軍門に造り尊攘の志望及西上の趣旨を總督に上陳す直允等多

衆護送となり敦賀の本勝寺本妙寺長遠寺に分拘せらる朝廷内議あり會津侯(松平肥後守)をして直允等の救助を謀らしめたるも事行はれず幕府の若年寄田沼意尊(玄蕃頭)俄かに來り之を處斷し慶應元年乙丑二月四日直允幕命を以て斬刑に處せらる年六十幕吏其首級を水戸に致し市川等之を市街に梟示す後親族故舊之を常磐原先塋に歛む遺體は他の刑死者と同く敦賀の西松原に合瘞せらる市川等直允を惡むこと甚しく家に在る二歳の幼兒誠二郎八十二歳の老母伊保子女子松子安子梅子の三名及妾一名を勾引し皆之を獄に鎖縛せり直允資性沈毅温厚にして果斷大志あり常に時事を慷慨し談論亶々義を説き節を勵まし後進を誘掖すると多く人之に服す其最も眷遇を受けたる稻田正辰(重藏)の如きは櫻田の擧に身を殞し小林(秀)の如きは直允に従ひ義を唱へ隊長となり死力を盡せり明治の初藩政回復し後を録す因て嗣子亮家を繼ぎ祿を賜はる亮故あり離籍し同宗伊勢國林村田九正照(良藏)の三子税稔後を承く八年一月有志直允等を合

祀して祠を建つ松原神社はなり或は靈祭を行ひ或は貞珉を建て以て事蹟を表彰するものあり二十二年五月二日朝旨に由り直允靖國神社に合祀せられ二十四年十二月十七日朝廷更に直允の舊勳を録し從四位を贈らる直允詠する所の國歌數首を左に録す

うきことの、よしや百度、かさぬとも、なとたゆむへき、はりし眞こゝろ、

七度も、生きかへらなむ、大君の、御代を仰かて、死するこの身は、

しら雪の、つもる中にも、色かへぬ、松をこゝろの、友とこそ見ぬ、

贈從四位藤田信傳

藤田信字は子立小四郎と稱す水戸藩側用人誠之進彪の第四子にして幽谷の孫なり少より學を講じ嶄然等儕に卓越す英敏雋爽志氣不群にして才識あり議論往々人の意表に出づ信常に父祖の遺訓を服膺し誓つて皇室を尊び外侮を遏げ國運の衰頽を挽回せんことを圖る安政中幕府勢に迫り外國と我が國權を失墜せる

條約を結び之を非難するものを陷害し烈公及諸侯伯を罪して正義を鉗制す修攘の勅諭下るに及び幕吏多方策を設け之を拒んで奉せず剩へ勤王の志士を囚へ大獄を起すに至る信悲憤に堪へず奮然として勅旨奉行主宛洗雪を謀り屢江戸に水戸に總の小金に總の八幡に往復し同志と心力を協戮し周旋す其八幡に在る百數十名の人士は先輩金子孫二郎(教孝)高橋多一郎(愛諸)等の指導に由り團結して義を履み勇を鼓し緩急事に當るを期待し居るなり金高(金子高橋を指す)人を遣はし又自ら來りて誨諭する所あり一日高橋八幡神社に賽して國運を祈り新刀一把を捧げ之に添ふるに國歌一首を以てし衆を獎勵す是の時高橋の依囑に由り其刀匣に事由を記したる文左の如し

八幡賽神刀匣記

水國之正氣、則神州之正氣、而其所根據一固非偶然也、我太公之忠誠、而所以再懼一冤罪一者、則神州之安危繫焉、而至今茲己未之夏、其冤未釋、於是乎、國中士民苟抱一忠義之志者、各聚乎小梅

小金八幡等之郷一矣、其悲歌感慨所、以欲雪冤殉國者、洵非口舌之所能喻也、我公仁愛之深、殊憂之、使臣美濃部茂定、高橋愛諸、金子教孝、野村鼎實等、百方誨諭之、蓋亦有深意也、愛諸之詣八幡也、先謁其神、玆製寶刀而獻于社前、附以和歌一首、忠誠之厚凜然動人、神其不饜焉哉、一日使余記其事於刀匣、余雖不文、感慨之餘蹶起謹書、時安政己未之秋七月念七也、

後信水戸に在り尊攘の義を講ずる年あり文久二年壬戌の夏内政矯正外寇掃攘の勅使東下するに方り信大に志を得蹶起して江戸に至り京都に上り東奔西走交誼を列藩の志士に結び國事を謀議すること少なからず萩の桂小五郎(後木戸孝允)鳥取の沖剛介(詮)等最も親密なり三年癸亥三月大將軍(家茂)及順公等諸侯伯朝覲す皇上外寇の軫念甚だ深く之が掃攘の實行を命じ大將軍を京都に駐め順公をして代つて東下し鎖港の實効を奏せしむ信感奮當ならず同志と共に鷹司卿及諸指紳に建議し修攘の策を陳するもの數次四月

廷議鎖港の期限を五月十日に豫定し一橋卿(徳川慶喜)を召し大將軍の後見として之を實行すべき朝旨を傳ふ一橋卿之を奉じ江戸に下るに及び信曰く尊攘の大義を發揮するは斯の時なりと下野軍次郎(遠明)等と相謀り奮躍して東下す會ま老中小笠原圖書頭武州生麥の變事を處断するに其措置宜きを失するを以て詔旨奉行の障礙を來たせるのみならず幕吏は皆曰く今日倘し外人の意見を容れざれば戦端を開くに至らんと戦争を怖るる事甚しく聊も心力を外患に注ぐものなく外事に關する措置は都て卑屈に傾くのみ順公及一橋卿の意見行はれず府中流言あり一橋卿の鎖港を唱ふは幕職を襲ふの野心あるが爲なりと甲唱ひ乙傳へ之を流布し暗々裡に其行爲を妨害する者多く一橋卿も亦事を處するの至難なるを知り後見の辭表を呈すること再回到至る信遺憾に堪へず又上京し事情を縷述し大に爲す事あらんと策を立て意を決し六月を以て先づ水戸に赴き親族故舊に面して陰かに訣別の意を表し水戸の北六里なる瑞龍山に詣り歷世藩

主の墓を拜し途次太田町の加納甚三郎を訪ひ別を告げ杯を傾け一書を裁し之を知友野口哲太郎に寄贈せり文に曰く

此度瑞龍山參拜の心得にて東下加納生へ立寄候處不計兄の安否致承知先々御無事の由大慶々々就て種々御浮沈の様子も傳承扱々御察申候野生近日西行の心得にてよそながら此の訣別の爲兩三日逗留の積り過日も色々御談申候處方今の勢とても征夷府の攘夷無覺束つまり攝海へ御引付の上拒絶に相成候事と被存候夫とても其元帥他藩へ譲り候も甚遺憾の至り是非々々君公御始烈公御遺胤にて天朝を御輔佐徳川氏を全うし被遊候より外策有之間敷就ては夫の處天朝より御用御立被遊候様不<sub>レ</sub>相成候ては免ても不行届に候間何卒其極に爲<sub>レ</sub>至度不能時は定て御親征にも可<sub>レ</sub>被爲至其期に會し匹夫と雖傍觀の時には有<sub>レ</sub>之間敷幕勢も前件の次第當今正議の輩澤勘七郎杯も被職之餘拱手して待<sub>レ</sub>勢の姿詰り又々京都へ迫り天下の有志を鋤

の事に可<sub>レ</sub>至左候は坐ながら拱手も甚悲憤の至因て前件西行の策に決し申候間若し拙宅へ御出の節は宜く御傳聲渴望々々尤一書を以て兄へも意中相寄候の心得に候へ共吳々も此處宜く希候先君子の門下唯兄のみ於<sub>レ</sub>野生は種々預<sub>レ</sub>御激勵實不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>感激の至<sub>レ</sub>此度永別不<sub>レ</sub>一面<sub>レ</sub>何分千載の遺憾に御坐候隨分御自愛可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候勿々下筆前後混雜御推覽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候以上

一木豈支大厦價、笑他東北往來忙、請見狂生胸裏事、既任腰際百鍊霜、乍<sub>レ</sub>例野調唯供<sub>レ</sub>胡蘆<sub>レ</sub>候信江戸に至るや藩命あり西上を制止せらる信百慮千考他に計畫する所あらんと欲し先づ幕府の新徴組鶴鳩某を訪ひ修攘の事を論ず議協はず此に於て鳥取の八木良藏後北垣國道千葉重太郎(胤)等と議論を上<sub>レ</sub>下して曰く願はくは朝命以て攘夷監察使を設け鳥取岡山の二藩主其警衛に任じ共に東下して幕府に攘夷の實行を促すこと、し信は別に義勇兵を募り以て幕府に攘夷の先鋒たらんとを請はんと意見一致し密議